

山口大学大学院東アジア研究科  
博士論文

# 日本統治前期の台湾における「国語」教育に関する研究

平成24年3月

王秋陽 (Wang Chiu-Yang)

# 学位論文要旨

学位論文題目 日本統治前期の台湾における「国語」教育に関する研究

申請者氏名 王 秋 陽

本研究は1895（明治28）年から1919（大正8）年にかけての日本統治前半期の台湾における日本語教育を、直接教育活動に従事した教育者の立場や主張に焦点をあてて分析するものである。その目的は日本植民地下の台湾において「国語」教育という名の下に、実際は外国語教育の方法で行われた日本語教育の実態や様相を明らかにすることにある。

1895年5月に批准公布された下関条約により台湾を領有した日本は、それまでの支配勢力と異なり、台湾を日本の国益を確保する南進の拠点と位置づけ、その全域を勢力範囲に収め、資源開発や経済発展を念頭に置いた永続的な植民地経営を最初から意図した。そのための第一歩としては、日本の植民地統治に反抗する武装勢力の撲滅に全力を投入する一方、台湾人を日本人に改造していくことを趣旨とする「同化」政策を実現させる道具としての「国語」教育の実施が必要になった。

ところが、ここで問題となるのは、言語を異にする台湾人にいかに「国語」を教授し習得させるかということである。この難問をまず解決しなければ、日本人である自覚を持たせることはもちろん、相互の意思伝達にさえ困難を極める。台湾が日本の領土となり台湾人が「日本国民」になったとはいえ、台湾人が独自の言語、文化、歴史、風習を持っている以上、日本内地と全く同じような「国語」教育ができるはずがなかった。換言すれば、日本語を母語とする内地の日本人に施される「国語」教育と区別し、「日本国民」であるがまだ日本人に同化されていない異民族の台湾人に「国語」を教えるということは、日本語の音声を正しく発音し、語彙や文法を間違えないように教えることが必須条件とされた外国語教育そのものである。

同化政策を実現させる道具という政治的側面から考えると、日本統治期の台湾における言語教育は、日本国民になった台湾人に施される「国語」教育と称しても差し支えることはないであろう。しかしながら、実際の教育面では社会一般に使用されている「国語」としてではなく、第二言語としての日本語の運用能力をつけさせるため、発音、語彙、文法を体系的に教えることに重点を置かなければならないという点から見れば、これは正に「外国語としての日本語」教育に他ならない。要するに当時の教育者たちは、同化政策を貫徹させるための「国語」教育の理想と、言語を異にする台湾人に日本語を習得させる「日本語」教育の現実が交錯する教育環境の下で当惑しながら、問題解決に立ち向かわなければならなかったということになる。

本研究は序論と結論を含め、六章から構成されている。各章の概要は以下のようになる。

第一章「序論」では、国語教育と日本語教育の相違点を明確にし、植民地期台湾にお

ける言語教育の特異性を概観する。

第二章「伊沢修二による日本語教育の開拓」では、渡台前に熱狂的な「国家主義」の立場から、教育においては漢字を廃し片仮名を専用することを明言した初代学務部長である伊沢修二が、渡台後には日本語教育を開拓するために漢字擁護論を打ち出し、日台融合を趣旨とする「混和主義」の温和な立場に一変したことに、「国語」教育の現実を認識した上での言語教育の音声面を重視した姿勢が反映されていたことを考察する。

第三章「台湾総督府国語学校の設立と言語教育の推進」では、1896年に成立してから1919年に台北師範学校に改められるまで台湾の「国語」教育における指導的な役割を果たした教員養成機関である国語学校の創立と、その当時在職した、あるいは養成された教育者たちがいかなる思いで「国語」教育に立ち向かい、また植民地経営と外国語教授が抱える問題に対していかなる提言をしたかを検討する。

第四章「教授法への注目と日本語教育の展開」では、日本国民の性格を養成することと「国語」に精通させることを目的とする公学校の成立後、言語を異にする台湾人いかに効率よく日本語を教えるべきかを討議する中で、翻訳に頼らず言語の音声と意味を直接に結合させるという外国語教授法が西洋から取り入れられても、なお台湾語を媒介語としなければならない状況にあったことを検証する。

第五章「日本語教育から国語教育への試み」では、隈本繁吉が学務部長に就任したことによって新しい「同化」政策への転換とともに、「同化」の実現に支障を来すということで「国語」教育に台湾語の使用が禁止されるようになってからも、教育現場ではまだ台湾語を教授語とするべきかという議論があり、同化政策の理想と言語習得の現実から生じた落差を教師たちはどのようにとらえたかを分析する。

第六章「結論」では、日本語教育の成立における伊沢修二の役割、「国語」教育における「同化」教育の形骸化、「同化」政策を前提とした外国語としての日本語教育、植民地台湾の日本語教育に不可欠な台湾語の使用を、「同化」政策という政治的側面と、日本語教育という教育的側面の二重構造から検討し、1919年までの「国語」教育という名の日本語教育が直面した植民地台湾という特殊性を確認し、教育者が抱えた植民地教育への問題意識を吟味し、そこから啓発された今後の課題を展望する。

## 目次

第一章 序論	1
第一節 研究の目的と意義	1
第二節 先行研究と問題の提起	3
第三節 研究の視角－「国語」教育という名の日本語教育	13
第四節 論文の内容と構成	21
第二章 伊沢修二による日本語教育の開拓	24
第一節 伊沢修二の「国家主義」から「混和主義」への転向	24
第二節 芝山巖学堂における日本語教育－媒介語とされた漢字漢文と台湾語	32
第三節 伊沢修二の語学研究－言語の音声面を重視する姿勢	41
第三章 台湾総督府国語学校の設立と言語教育の推進	50
第一節 台湾総督府国語学校の設立と教員養成	50
第二節 教育現場から見た言語教育の難渋と現実	59
第三節 植民地下台湾における言語教育の研究	67
第四章 教授法への注目と日本語教育の展開	76
第一節 同国人にして異民族である台湾人との葛藤	76
第二節 外国語教授法としてのグアン法の導入	83
第三節 媒介語としての台湾語の役割	92
第五章 日本語教育から「国語」教育への試み	101
第一節 同化を目的とする「国語」教育	101
第二節 言語習得を目標とする日本語教育	108
第三節 「国語」教育に支障を来す台湾語の存在	120
第六章 結論	134
第一節 日本語教育の成立における伊沢修二の役割	135
第二節 「国語」教育における同化政策の形骸化	136
第三節 同化政策を前提とした外国語としての日本語教育	136
第四節 植民地台湾の日本語教育に不可欠な台湾語の使用	137
第五節 今後の展望	138
主要参考文献	139

## 第一章 序論

### 第一節 研究の目的と意義

本論文は、1895年（明治28年）から1919年（大正8年）にかけての日本統治前期の台湾における日本語教育を、直接教育活動に従事した教育者の立場や主張に焦点をあてて分析したものである。その目的は、日本植民地下の台湾において「国語」教育という名の下に、実際は外国語教育の方法で行われた日本語教育の実態や様相を明らかにすることにある。

歴史的に見ると、日本統治以前の台湾はオランダ(1624-1662)とスペイン(1626-1642)が大航海時代を迎えアジアでの商業覇権の獲得を狙い、鄭氏政権(1661-1683)が「反清復明」を旗幟に掲げ明王朝再興を図り、そして清王朝(1683-1895)が反乱を抑止するため帝国周縁部の海上にある島を版図に納めたことを時代背景に、それぞれの支配や統治を受けていた<sup>1</sup>。だが、これらの支配勢力はどれも局所的、受動的な領地経営という特徴が明らかで、その統治範囲は台湾全島に行き渡ることはなかった。

これに対し、日清戦争の結果として、1895年5月に批准公布された下関条約により台湾を領有した日本は、それまでの支配勢力と異なり、台湾を日本の国益を確保する南進の拠点と位置づけ、その全域を勢力範囲に収め、資源開発や経済発展を念頭に置いた永続的な植民地経営を最初から意図した。そのための第一歩としては、日本の植民地統治に反抗する武装勢力の撲滅に全力を投入する一方、台湾人を日本人に改造していくことを趣旨とする「同化」政策を実現させる道具としての「国語」教育の実施が必要となった<sup>2</sup>。

19世紀末から半世紀にわたる日本の植民地統治においては、台湾を日本の内地と同じように取り扱うかどうかによって、漸進主義時期(1895-1918)、内地延長主義時期(1919-1936)、皇民化政策時期(1937-1945)へと推移していった<sup>3</sup>ように、「同化」政策の内実に差異や変化が見られたが、台湾人に「国語」教育を施すことは最初から一貫した明確な政策として推し進められていた。即ち、植民地統治を順調に遂行するため、「国語」教育が異民族である台湾人を日本人に同化する唯一の手段として利用されたわけである。そして学校の現場に立つ教師らもこの教育方針に従い、生徒に「国語」を学ばせ、日本人である自覚を持たせることを責務として教育活動に携わった。

ところが、ここで問題となるのは、言語を異にする台湾人にいかに「国語」を教授し習得させるかということである。この難問をまず解決しなければ、日本人である自覚を持たせることはもちろん、相互の意思伝達にさえ困難を極める。台湾が日本の領土となり、台湾人が「日本国民」になったとはいえ、台湾人が独自の言語、文化、歴史、風習を持っている以上、日本内地と全く同じような「国語」教育ができるはずがなかった。換言すれば、日本語を母語とする内地の日本人に施される「国語」教育と区別し、「日本国民」であるがまだ日本人に同化されていない異民族の台湾人に「国語」を教えるということは、日本

<sup>1</sup> 伊藤潔『台湾—四百年の歴史と展望—』、中公新書、1993年8月、pp. 11-63。戴国輝『台湾一人間・歴史・心性—』、岩波新書、1988年10月、pp. 36-53。

<sup>2</sup> 呉文星「日治時代の文教与社会」、『台湾史』、五南図書、2002年2月、pp. 207-222。

<sup>3</sup> 呉文星「日治時代的政治与経済」、『台湾史』、五南図書、2002年2月、pp. 176-180。

語の音声を正しく発音し、語彙や文法を間違えないように教えることが必須条件とされた外国語教育そのものである。

同化政策を実現させる道具という政治的側面から考えると、日本統治期の台湾における言語教育は、日本国民になった台湾人に施される「国語」教育と称しても差し支えることはないであろう。しかしながら、実際の教育面では社会一般に使用されている「国語」としてではなく、第二言語としての日本語の運用能力をつけさせるため、発音、語彙、文法を体系的に教えることに重点を置かなければならないという点から見れば、これは正に「外国語としての日本語」教育に他ならない。要するに当時の教育者たちは、同化政策を貫徹させるための「国語」教育の理想と、言語を異にする台湾人に日本語を習得させる「日本語」教育の現実が交錯する教育環境の下で当惑しながら、問題解決に立ち向かわなければならなかったということになる。

当時の教育者たちは同化実現や言語教授といった教育問題を解決する糸口を見付け、植民地統治に資する参考資料を提供するため、台湾の言語、風俗、歴史、宗教ないし「国語」の教授方法について詳細な研究を行い、それまでにない夥しい貴重な史料を残した。だが、第二次大戦後になると、これらの台湾研究によって残された史料の多く、特に「国語」というタイトルがつく書籍は、ことごとく政治的に不都合なものと思われ、国民党政府への政権移転とともに禁書として処分され、焼却される運命に見舞われたのである。その中、辛うじて戦後の政治的な弾圧を免れ現存しているものとしては、国立中央図書館台湾分館に所蔵されている日本統治期の「国語」教育関係の書籍が代表的である<sup>4</sup>。

戦後約 20 年の間、関係史料の入手困難と政治的弾圧が学術研究に制約をもたらしたことに起因し、植民地期台湾の日本語教育についての研究は遅れている状況にあった。それが 1960 年代後半になって、ようやく過去の植民地統治に関連する言語政策や学校制度について検討し、批判するものが出てきた<sup>5</sup>。それ以来、公民権や政治権の面では「非同化」の差別待遇を受けていながらも、教育や文化の面では「同化」政策を受けざるを得なかったという視点からの、台湾の植民地教育を対象とする研究が数多く蓄積されてきた。その内容を考察してみると、ほとんどの場合は「国語」教育が植民地統治の成否を検証する尺度として取り上げられ、それには発展して抑圧されるという二重の性格を備え、文明進歩という「明」の側面と圧迫差別という「暗」の側面が必然的に伴うという賛否両論の構図で構成されている<sup>6</sup>ことが分かる。特に「国語」教育をめぐる支配者による「同化」政策の推進と、被支配者のそれに対する受容と抵抗を検証することによって、各時期の「同化」政策のあり方を分析するものがこれまで注目されてきた。

しかしながら、「国語」教育を対象としたこれらの研究には、実際の教育活動に従事した教育者の影が薄いという共通の傾向がある。行政官僚である支配者と教育を受けた被支

<sup>4</sup> 蔡茂豊『中国人に対する日本語教育の史的研究』、自費出版、1977年（出版月不詳）、pp. 4-5。

<sup>5</sup> 渡部宗助「台湾教育史の一研究—明治30年代を中心に—」、『教育学研究』第30巻第3号、1969年12月。小沢有作「日本植民地教育政策論—日本語教育政策を中心として—」、『東京都立大学人文学報』第82号、1971年3月。

<sup>6</sup> 上沼八郎「台湾教育史」（『日本教育史Ⅱ』世界教育史大系2、講談社、1975年8月）が代表的である。

配者の「同化」政策に対する思惑を検証することで、当時の言語政策を明らかにすることは誤りではないにしても、そればかりでは実際の言語教育はどのような困難に遭遇し展開されたかは把握できないのみでなく、伊沢修二をはじめ台湾の日本語教育に従事した教育者の業績と彼らが直面した教育現場の実態が見えなくなるといった課題が残される。

日本による半世紀に及ぶ台湾統治の基本方針は同化政策にあり、「国語」教授を中核とした普通教育の実施がその具体的な方策であった。天皇制国家という日本の国体論に関連し、神聖不可侵な教育理念と化した同化政策は、当時の教育者にとっては究極の教育目標であると同時に、教育活動の前提と推進力でもあった。しかしながら、何が同化であるかという根本的な解釈と定義は不明確で、どのように同化すればよいか、またはどこまで同化すべきかといった具体的な施策の明示は曖昧で、しかも為政者の変更とともに頻繁にそれが変動し、1922年（大正11年）の日台共学制が許可されるまで一致した見解や方針は見られないのが実情であった。換言すれば、1922年まで教育者が絶対視した同化政策は単なるスローガンの一つに過ぎず、実際の教育現場では「国語」教授が教育活動の中心を占め、いかに生徒募集をし、日本語を教えるかということが教師の仕事内容の大部分であったことは想像に難くない。

植民地教育の研究は教育者とそれによる教育活動に着目してなされなければならない。日本語を教授するという「国語」教育が「同化」政策を実現させる道具にすぎないという観点でしか分析がなされないとしたら、「国語」教育の全貌を明らかにすることは困難に違いない。植民地教育の中心である日本語教育の価値をより広い視野で理解することは今後の日本語教育にとっても必要不可欠である。言語を異にする台湾人に日本語を教えるという角度から出発し、教育困難の現実に向かい、その実践に心力を注いだ教育者に視点を据え、日本統治時代の台湾で行われた「国語」教育を再考することの必要性和意義は正にここにある。

## 第二節 先行研究と問題の提起

### 一 先行研究の検討

日本統治期に出版された台湾教育に関する文献を見ると、教育体制の内容と変遷を詳述した吉野秀公『台湾教育史』（1927）と台湾教育会『台湾教育沿革誌』（1939）が現存するほか、特に「国語」教育を取り上げ、教授法や教科書の内容について論述したものとして、国府種武によって著された『台湾における国語教育の展開』（1931）、『台湾における国語教育の過去及現在』（1936）と『日本語教授の実際』（1939）の三部作が著名である。ただし、これらの著作は、「一体台湾の日本による経営そのものが世界殖民史上の一つの驚異として語られて来たのであるが、台湾に於ける教育も、殊にそれが母国語による教育であるが故に更に一層、世界の驚異の中にかぞへ込まれてもいゝ」<sup>7</sup>というように、植民地政府の立場から論述する場合があります、現代的観点から見れば不適切なところも少なくないのである。

戦後、日台両地において蓄積されてきた、植民地期台湾の「国語」教育に関連する研究

<sup>7</sup> 国府種武『日本語教授の実際』、東都書籍、1939年11月、p1。

は大きく分けて、①教育制度に関する研究、②植民地の同化政策に関する研究、③日本語教育に関する研究、という三つの領域が見られる。次にこの三つの領域の先行研究について検討する。

### ①教育制度に関する研究

まず教育制度に関する研究について言えば、前述したように史料不足や政治的環境に束縛された研究困難な状況にあって、1959年に発表された汪知亭「日拠時代的台湾教育」は先駆的な研究としての意味を持つ。

汪は、台湾教育を「教育行政」、「国民教育」、「中等教育」、「師範教育」、「社会教育」、「高等教育」の六章に分けて分析した。教育方法や学校制度について評価できる点もあったとした一方、教育体制では「皇民化政策」という植民地における「愚民政策」が貫徹され、それが台湾人青年をあらゆる面で抑圧したと批判して、支配者である日本人により確立された台湾教育における制度面の長短優劣を検証した<sup>8</sup>。

また、李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』（1981）は、「本島に在住する台湾人は日本人とは同文同種に属する漢民族で、日本に比べて悠久な歴史を有し高度の文化を持っていた」という立場に立ち、台湾人が「日本式教育、特に愚民政策的な総督府の教育施策に対して強烈に反対していた」ことに着目し、植民地期台湾の初等教育を「領台草創期(1895-1906)」、「台湾教育基礎期(1906-1919)」、「台湾教育確立期(1919-1922)」、「内台教育融和期(1922-1941)」、「国民教育令実施後(1941-1945)」の五つの時期に分けた上で、さらに各時期を日本人生徒を対象とする小学校、漢人系台湾人生徒を対象とする公学校と原住民系台湾人を対象とする蕃人公学校に分けて比較分析し、その教育政策の特質と学校制度の変遷について詳細に考察をした<sup>9</sup>。

なお、鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』（1993）も同じように、支配者と被支配者が対立するという植民地教育の観点から「国語」教育における「同化政策」と「差別教育」の問題を取り上げ、台湾教育を「領台後の試験期(1895-1919)」、「教育制度の確立期(1919-1931)」と「皇民化時期(1931-1945)」の三つに分け、その社会的背景と教育政策の関係について詳しく論述した<sup>10</sup>。

総じて言えば、これらの研究は、数多くの史料に依拠して教育政策の変遷を整理し、統計に基づいて学校数、生徒数の変化を分析することにより、植民地期台湾教育の研究の基盤を構築してきた点は評価に値するが、表面的な「同化」政策による教育上の差別から生じた教育機会の不平等を批判することにしか関心が向いておらず、台湾教育の大半を占めた「国語」教育の内実や、教育活動に従事した教育者が当面した教育現場の実際についての論述が欠如している。なお、内容構成上から見ても戦前に出版された『台湾教育史』と『台湾教育沿革誌』による影響が顕著で、一つの新しい枠組みを構造的に説明するまでに至らず、単に台湾教育の通史的な紹介に止まっているといわざるをえないのである。

<sup>8</sup> 汪知亭「日拠時代的台湾教育」、『台湾教育史』、台湾書店、1959年(出版月不詳)。

<sup>9</sup> 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』、自費出版、1981年4月。

<sup>10</sup> 鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』、多賀出版、1993年2月。



## ②植民地の同化政策に関する研究

植民地教育史の研究としては、台湾における「国語」教育の遂行を支えた「同化」政策を分析することにより、支配者である日本人による植民地経営の成否を検証するものが非常に多い。先駆的な研究として注目される上沼八郎「台湾教育史」(1975)をはじめ、呉文星「日拠時期台湾総督府推广日語運動初探」(1987)、石剛『植民地支配と日本語』(1993)、川村湊『海を渡った日本語—植民地の「国語」の時間—』(1994)、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(1996)、長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』(1998)、多仁安代『大東亜共栄圏と日本語』(2000)、陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』(2001)などが代表的である。この中の大多数の研究が、近代国家としての日本の帝国主義の形成を追究し、あるいは批判するに際して、台湾の「国語」教育をアプローチの一部として利用したのに対し、上沼、呉、陳の研究は、台湾の「国語」教育そのものを論述の対象とした。さらに、日本による植民地統治における民族差別を批判した呉の研究と異なり、上沼と陳の研究は、台湾に近代化をもたらした「明の側面」と政治的な弾圧を受けた「暗の側面」を、重層的な視点で検証したことが共通の特徴として挙げられる。

まず上沼は、植民地が抱えた「明暗を立証することによって、トータルとしての台湾の近代化の肉質を教育の面から分析し、日本の近代教育政策の植民地的展開の過程を展望」<sup>11</sup>することを目的とし、台湾教育を創始、整備、確立、終結の四期に分けて論述を行った。そして、「経済的搾取の帝国主義的原則が優先し、政治的弾圧と慰撫が使いわけられ、その間隙を縫って、教育が啓蒙教化の役割を演じる」<sup>12</sup>ことが台湾教育の本質と指摘した。そうした中で「少数の教員たち」が「植民地の非情さによって人間性に蹂躪されず、差別による心の荒廃に陥らなかった」<sup>13</sup>ことを、教育者による献身的な教育精神として評価した。

また呉は、植民地台湾における「国語普及」という言語政策に着目し、それによる同化政策の成否と影響を究明することを目的とした。学校教育、社会教育または社会動員を通じ、台湾語を消滅して日本語を普及させることが「国語普及」の最終的な目標であると指摘した<sup>14</sup>上で、1944年(昭和19年)に71%に達した国語普及率の高さに疑問を投げ、公学校を卒業してもなお日本語を自在に操れない者が多数存在し、植民地期を通じて日本語が台湾語に代わり、台湾人同士の家庭言語ないし社会言語となることが終始なかったことから、「同化」政策は成功を収めたとは言い難いとの見解を示した<sup>15</sup>。

さらに陳は、「国家統合」と「文化統合」という二つの位相で、植民地における「国語」教育の前提である同化政策を分析した駒込の研究手法と似たように、「文明への同化」と

<sup>11</sup> 上沼八郎「台湾教育史」、『日本教育史Ⅱ』(世界教育史大系2)、講談社、1975年8月、p261。

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 同上、p359。

<sup>14</sup> 呉文星「日拠時期台湾総督府推广日語運動初探(上)」、『台湾風物』第37巻第1期、1987年3月、pp.1-2。

<sup>15</sup> 呉文星「日拠時期台湾総督府推广日語運動初探(下)」、『台湾風物』第37巻第4期、1987年12月、pp.72-77。

「民族への同化」という枠組みを設定することにより、日本統治下の台湾における「国語」教育を考察した。駒込は、中華文化圏に属する台湾、朝鮮、満州国、華北占領地など日本の植民地や占領地における学校教育の比較検討をし、台湾の植民地教育では「台湾人を国家統合の次元では排除しつつ、文化統合の次元では包摂を標榜する」<sup>16</sup>ことが1900年（明治33年）前後の台湾における同化政策の特徴であると指摘した。これに対し、陳は、植民地期台湾の「国語」教育政策を検討することによって、明治、大正、昭和の各時代における「近代文明への同化」と「日本民族への同化」に対する統治者と被統治者の思惑の変化を論述し、日本の台湾統治を、「文化上の強要、拒絶、抑制、抵抗、崩壊とは別の経路で、近代文明をめぐる付与、受容、希求、拒絶、自立、抑止の駆け引きの歴史」<sup>17</sup>と位置づけた。

駒込と陳の研究で共通する点は、後藤新平、隈本繁吉などの行政官僚と、伊沢修二、山口喜一郎などの日本語教育者を同一に見なし、その同化政策に対する立場や態度を分析することによって、植民地期台湾における「国語」教育を論じたことである。ところが、このように同じ枠組で行政官僚と教育者を比較対照することで、果たして「国語」という名の下に行われた、当時の「外国語としての日本語」教育の構図が明らかになるのかという疑問を抱かざるをえない。むしろ日本語教育に従事した教育者も行政官僚と同じ程度に同化政策にしか関心がなかったような印象を与え、彼らが教育活動に携わる際の本当の姿は把握できないと思われる。

以上見てきたように、単に同化政策を遂行するための道具という視点のみで「国語」教育を分析したのでは、教育現場に立つ教育者はどのように日本語教育に関与したかを明らかにすることができないし、行政官僚とは異なり、先決条件としての日本語教育を成功させなければ、同化政策が現実的には成り立つことはないという教育者が抱えた問題意識が見えなくなり、台湾語や教授法理論を日本語教育の実践によって研究した業績も全くなかったかのように抹殺されることになる。

### ③日本語教育に関する研究

日本語教育という視点で植民地期台湾の「国語」教育を論述した研究は、前述した二つに比べ関心が低く、研究の蓄積も相対的に少ないというのが実情である。その原因は植民地教育がややもすれば、政治的課題として取り上げ注目されがちであることにありと推測される。即ち、抽象的な「同化」という目標を掲げ、植民地における順良な日本国民を養成するための「国語」教育という政治的側面のみに関心が集中し、教育者が異言語異文化の学習者に直面する際、いかに効果的に「日本語」を教授し習得させるかという教育実践の側面がほとんど無視されているということである。

こうした状況の中で先駆的な研究として特筆すべきなのは、1977年に発表された蔡茂

<sup>16</sup> 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年3月、p74。

<sup>17</sup> 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、三元社、2001年2月、p31。

豊『中国人に対する日本語教育の史的研究』<sup>18</sup>である。蔡はまず、台湾の中央図書館台湾分館（旧称台湾総督府図書館）に眠っている、二百点を越す日本語教育に関する資料を紹介し、言語教育の観点から植民地期台湾の「国語」教育を研究したものが少ない原因が、「論じようと考えても資料が少なく、語れないのではないか」<sup>19</sup>ということにあると指摘した。さらに、「植民地における『皇民化教育』に対する反省」の影響と、「台湾の日本語教育を単なる『国語教育』と決めつけ、外国人に対する『日本語教育』と看做さない」<sup>20</sup>点も原因として挙げられると説明した。

構成的に見れば、蔡は植民地期台湾の「国語教育は日本語教育である」という主張に立ち、それを「模索時代」（1895－1919）、「確立時代」（1919－1921）、「内台人共学時代」（1921－1943）、「義務教育時代」（1943－1945）という四つの時代に分け、学校制度上の歴史的変遷を概観した上で、教育者、教授法、教科書、教育文献などを対象別に幅広く解説し、さらに社会教育と原住民教育も視野に入れ、各方面から植民地期台湾における日本語教育の実態の再現を試みた。しかしながら、幅広い分析と解説にも関わらず、日本語教育の実態に対する蔡の考察は十分になされたとは言えず、いくつかの疑問点が残されている。

まず、1919年（大正8年）の台湾教育令の発布により学校制度が整備されたことのみを、安易に日本語教育の「確立時代」と判断する目安とした見解に疑問を持たずにはいられない。また、「『政治的条件』を外せば、当時の『国語』は『日本語』であった」<sup>21</sup>と説明しながらも、「五十年間の日本語教育は差別教育そのものであった」<sup>22</sup>と政治面から批判し、「台湾の公学校教育が『国語教育』ではなく、『日本語教育』であった」理由を「小学校における内台人共学を認めなかった」<sup>23</sup>ことに求めた点も理解に苦しむ。さらに、伊沢修二に関して、教育行政家の側面のみならず、教育実践家としての側面が見えない点で、ほかの研究と変わりがないことが指摘できる。これらは再考するに値すると考える。

蔡のほかに、日本語教育の観点から特に教授法に注目した研究に、近藤純子「戦前台湾における日本語教育」（1991）がある。近藤は「当時の名は『国語教育』であっても、他民族に対する教育である以上、それは外国語教育であった」<sup>24</sup>との見解を示し、台湾教育令が発布された1919年（大正8年）と、満州事変が勃発した1931年（昭和6年）を境に三つの時期に区分し、日本語がどのように教えられたかという教師の教育現場における熱心な実践ぶりについて考察した。

---

<sup>18</sup> 蔡茂豊の研究著作は、1989年3月に『台湾における日本語教育の史的研究（1895－1945）』（東呉大学日本文化研究所）と改題して出版された。また、2003年6月には加筆修正の上、『台湾日本語教育の史的研究（上巻1895－1945、下巻1945－2002）』（大新書局）として出版されている。

<sup>19</sup> 前掲『中国人に対する日本語教育の史的研究』、p8。

<sup>20</sup> 同上。

<sup>21</sup> 同上。

<sup>22</sup> 同上、p75。

<sup>23</sup> 同上、p147。

<sup>24</sup> 近藤純子「戦前台湾における日本語教育」、『講座日本語と日本語教育』（第15巻、日本語教育の歴史）、明治書院、1991年6月、p87。

蔡と近藤の研究に見られる共通点は、植民地台湾における日本語教育の実際を、中心人物である教師に焦点を当てながら、教科書や教授法に対する分析によって明らかにしようとしたところである。筆者はこのような研究の姿勢に大いに賛同するが、これらによって一つの枠組みを提示した上でさらに説明がなされるべきであり、一層の精査や考察を通じての研究の深化が図られる余地があると考ええる。

また最近の研究論文としては、都通憲三朗『植民地期台湾における日本語教育の展開—中期以降の話し方教育を中心に—』（別府大学博士論文、2005年）と、泉史生『戦前台湾における公学校教育の研究—「国語」教育という名の「日本語教育」の体系—』（国学院大学博士論文、2009）が発表されている。

都通はまず、従来の研究における「国語」教育の教科書や教授法に対する分析が、「政治史や教育史において統治政策のあり方を示す実証例として利用される側面が強く」、「それ自体の価値や妥当性を評価しようとする立場の研究はあまりなされていない」<sup>25</sup>とその欠点を指摘した。さらに同化政策に関する研究では、「いずれも国語政策への批判を主題とするもので、価値中立的である論考を採るほうが難しい」<sup>26</sup>と問題提起し、今まで比較的に論及されなかった「1920年代初めに、日本人教師達が独自に開発した『構成式教授法』を「台湾の実情にあった実効性の高い日本語教授法」<sup>27</sup>と評価した上で、「日本語教育の実践家にとって、第一義的に重要であったのは、異言語母語話者である台湾人児童に対していかに効果的に日本語を習得させるかという教室活動を中心とする純技術的な問題であって、国語による異民族の同化というような抽象的な目標ではなかった」<sup>28</sup>と述べて、話し方教育が日本統治中期において「飛躍的な発展を見せた」として、「語彙や文型の分析に加え、語用論・談話分析的な視点を導入し」<sup>29</sup>て詳しく検討した。

泉は、「今までの日本語教育史や歴史学では、戦前の台湾が植民地であり、その上での教育だから『植民地教育』であったと結論づけ」<sup>30</sup>、「植民地教育」というと強制教育であった<sup>31</sup>、「どのような手法で行われたのか」という疑問の答えはなかなかなかった<sup>32</sup>と批判し、「皇民化教育、同化教育のような概念で考えていた戦前教育について、いったんそのような言葉と分離して考える必要を感じた」<sup>33</sup>と問題提起し、国語伝習所から公学校へと発展した「学校の展開」と、教科書、教案を編成し外国語教授法を導入した「教育の展開」に焦点をあてて、日本統治期台湾における日本語教育の実相を考察した。

筆者も以上の先行研究のように、学校現場で日本語が外国語としてどのように教えられ

<sup>25</sup> 都通憲三朗『植民地期台湾における日本語教育の展開—中期以降の話し方教育を中心に—』、別府大学博士論文、2005年4月、p1。

<sup>26</sup> 同上、p2。

<sup>27</sup> 同上、p1。

<sup>28</sup> 同上、p3。

<sup>29</sup> 同上、p1。

<sup>30</sup> 泉史生『戦前台湾における公学校教育の研究—「国語」教育という名の「日本語教育」の体系—』、国学院大学博士論文、2009年9月、p318。

<sup>31</sup> 同上、p1。

<sup>32</sup> 同上、p318。

<sup>33</sup> 同上、pp. 3-4。

ていたかを究明することが、植民地期台湾で行われた「国語」教育という名の日本語教育の実状を解明する上で重要なプロセスだと考える。しかしながら、「国語」教育という名が冠せられた以上、それは「日本国民」を養成する「同化」政策を目的とする政治性を帯びた教育であり、「同化」政策と切り離して当時の日本語教育を考えるのでは、果たして教育活動の全貌を明らかにすることができるのかという疑問を抱かざるをえない。なお、都通と泉の研究においては、直接法のみが効果的な外国語教授法であるという印象があり、外国語教授法の一つとしての対訳法、あるいは台湾語研究が日本語教育における役割についての論述が不足していることが共通点として挙げられる。

本論文では、「同化」政策という政治的側面と、日本語教育という教育的側面の両方から、直接法のみでは教え難いという教育現場の実状を考察し、特に1919年に台湾教育令が發布されるまでは同化政策の内実が一定しておらず、教育者たちは同化実現の理想よりも、教育実践という現実に関心を傾注したという状況に着眼し、彼らが直面した「国語」という名の日本語教育の様相をさらに明らかにする。

## 二 問題の提起—外国語としての日本語教育

今日の台湾において日本語は完全に外国語であり、日本統治期に教育を受けた少数の日本語世代を除き、社会一般では国際交流や貿易商談の場合でなければ、ほとんど用いられないことがない。大学、高校などの教育機関においては、英語に次いで教授される第二外国語の一科目として定着しつつある。

ところが、この現在外国語である日本語はかつて植民地期台湾においては、「同化」政策の下で台湾人を日本国民に養成するための「国語」として教えられていた。そして当時の「国語」教育に従事した教育者たちが、いかなる気持ちで教育活動に当たったか、あるいは言語を異にする台湾人に教授する際、その目標言語である「国語」をどのように位置づけたかということは、植民地台湾における「国語」教育の実態を考察する上で極めて重要な問題である。

台湾総督府国語学校教授で「外国語教授法沿革史」を発表した渡部春蔵は、言語使用の見地から台湾人にとっての「国語」について、次のように述べている。

台湾は日本帝国の版図で台湾の人々は日本人でありますけれども其の言語は未だ日本語とは申されません従て台湾人の傍より見れば唯今の処では日本語は外国語の趣きがありませう<sup>34</sup>

渡部は台湾が日本の版図に帰したことにより、台湾人が日本人であることに間違いはないとしても、社会一般における日本語の使用がまだ見られないという台湾人の立場からすると、「日本語は外国語の趣」があると説明している。この「外国語の趣」という表現について、公学校教師の山口喜一郎はさらに詳しく説明し、次のように指摘している。

<sup>34</sup> 渡部春蔵「外国語教授法沿革史」、『台湾教育会雑誌』第4号、台湾教育会、1902年3月、p26。

自国語といつても其の最も自国語であるものは、その言葉を母の胎内で聴き、生れてその言葉の環境に育ち、その言葉を習ひ覚え、その言葉に慣れて、現にその言葉で生活をしてゐるものが即ちそれであつて、此の点が言葉をその習得と使用の上から見た自国語の特徴といはなくてはならず、縦令その国籍上自国語とするものでも、この条件を備へない場合には外国語的といはなくてはならない。<sup>35</sup>

山口はここでは「国語」という呼称を用いず、それを自国語と呼び、日本人の自国語は「現にその言葉で生活をしてゐるもの」でなければならないことを必須条件とし、そうでない場合は自国語ではなく、「外国語的といはなくてはならない」と定義した。山口の定義に従って解釈すると、国籍上で日本人になった台湾人が日常生活で日本語を使っていないということは、つまり台湾人にとっての日本語は「自国語」ではなく「外国語」といわざるをえないことを意味する。一方、渡部と山口がともにその日本語を直接外国語と称さず、遠まわしに「外国語の趣」と言ったり「外国語的」と言ったりしたことは、正に当時の「国語」教育の特殊性を如実に物語っているとも考えられる。

また、『日台大辞典』（台湾総督府民政部総務局学務課、1907）を編纂した国語学校教授の小川尚義は、言語教授の視点から台湾人に「国語」を教えることの困難を、次のように強調している。

目下台湾ニ於テ、国語教授ノ大精神ハ、即チ現今吾人カ使用シ居ル談話語ヲ以テ土人ニ教ヘ、土人ヲシテ一方ニハ我国語ヲ聴テ之ヲ了解シ、一方ニハ之ヲ用井テ己ノ思想ヲ言ヒアラワスコトヲ得ルニ至ラシメバ、国語教授目下ノ急務ハ充サレタルモノニシテ、本国ノ雑書ヲ繙キ、又ハ文ヲ草ストイフコトハ、到底公学校ノ生徒ニ望ムベカラザルコトニ属ス。而シテ吾人ガ平常談話シツヽアル所ノ言語ハ、我本国人ノ考ニテ之ヲ見レバ、実ニ何等ノ困難ナキガ如ク見ユレドモ是レハ吾人本国人ハ、嬰兒時代ヨリ自然ニ習得シ来リシガ故ニシテ、之ヲ土人ノ脳裏ニ移植スル場合ニ於テハ、実ニ普通ノ本国人ガ想像ダニモ及バザル程ノ困難アルナリ。<sup>36</sup>

小川は台湾の公学校における「国語」教育を、日本内地の「雑書ヲ繙キ、又ハ文ヲ草ス」という教育と区別し、まず「現今吾人カ使用シ居ル談話語ヲ以テ土人ニ教ヘ」ることを「国語教授ノ大精神」とし、そして「我国語ヲ聴テ之ヲ了解シ」、「之ヲ用井テ己ノ思想ヲ言ヒアラワスコトヲ得ル」ことを「国語教授目下ノ急務」とした。これで公学校教師が台湾人に日本語を教える時、文字言語の読み書き能力よりも、音声言語の運用能力を重視する態度の一斑が窺い知れる。

また、この「国語教授」は「実ニ普通ノ本国人ガ想像ダニモ及バザル程ノ困難アルナリ」と訴えた小川は、その困難の程度について次のように述べている。

<sup>35</sup> 山口喜一郎『日本語教授法概説』、新民印書館、1941年11月、pp. 4-5。

<sup>36</sup> 小川尚義「仮名遣ニ関スル調」、『国語研究会会報』第1号、1900年5月、p15。

殊ニ彼ノ「テニヲハ」ノ如キハ、支那語ニ於テ殆ンド之ニ対比スベキ語ナキ有様ニシテ、教授上尤モ困難ナルモノ、一ニ属ス。勿論教授ノ方法漸々熟スルニ至テハ、多少是等ノ困難ニ打勝ツコトヲ得ルニ至ル見込ナキニアラザレドモ、全ク此ノ困難ヲ除去シテ、本国ノ生徒ニ教フルト同一ノ労力ヲ以テ、土人ニ教ヘ得ル時期ニ至ルベシトイフコトハ、到底望ムベカラザルコトナリ。<sup>37</sup>

小川は「テニヲハ」に「対比スベキ語」がないことを教授困難の一例に取り上げ、「全ク此ノ困難ヲ除去」することは「到底望ムベカラザルコト」であるという悲観的な意見を表した。

また、公学校の教員であった篠原寅吉は「国語教授に就いて」という文章に植民地における国語の役割について次のように論述している。

北米合衆国に就いて見るに該国には独逸人種其三分之一を占むるにも係らず言語よりして風俗其他の特性を失ひ全くアンクロサキソン人種に同化せられて毫も彼我の分ちなし此等は我々領土同化の根源は国語なる事を教ふるものにして国語に依りて漸々風俗其他一切の国民的特性を同化し得るを学び得たり故に領土経営は教育事業に其基礎を置き教育事業は国語に其基礎を置かざるべからざるを知る（中略）日本国民は日本語に依りて生活するなり実に日本語の外に日本国民はあらざるなり日本国民たる以上は必ず日本語に依りて活動すべきなり我國民的思想は一々日本語の上に射映し國民の経営は細大となく日本語の中に包蔵せられざるはなし<sup>38</sup>

篠原は「領土同化の根源は国語」であるとし、「日本国民」である以上は「日本語に依りて行動」しなければならないという見解を示し、「国語に依りて漸々風俗其他一切の国民的特性を同化」することが領土経営における教育事業の中心であると主張した。しかし、この「風俗其他一切の国民的特性を同化」する前提となる「国語」の教授は篠原が考えるほど簡単ではなかった。彼は自分の経験に基づき、「国語」教授の困難について次のように述べている。

人の始めて言語を習得するには二原因があるなり其第一因は凡て人には自己が天然に付与せられたる機関を活用せんとする自然的傾向ある事第二因は自己の周囲に語る人々の言語を摸倣する事是なり然らば吾人は何故に日本語を語るか何故に台湾人は台湾語を語るかの理も自ら明なり此処に至ってか吾人は台湾人をして悉く国語化せしむるの愈々益々艱難なるを知るなり言語は如何にして後天的のものにして人種の如何を問はず之を教ふる教者并に社会先輩等の力に依りて左右し得べきものなれども我国語教授者は決して然らず吾人は決して台湾児童の媮姆教者にあらざるなり彼は我公学校に入り国語を学

<sup>37</sup> 前掲「仮名遣ニ関スル調」、p16。

<sup>38</sup> 篠原寅吉「国語教授に就いて」、『台湾教育会雑誌』第7号、1902年10月、pp. 10-11。

ぶ以前に已に其家庭及社会よりして台湾語を習得せりよし此者をして公学校に入らしめ日々教者が適當なる方法に依り然も全力を挙げて国語教授に尽瘁すとも学校に在る間は一日中僅に数時間に過ぎず一旦業を終りて校門を去れば彼れが言語其他の教者は悉く台湾人なり恰も一日温めて十日冷すの類なり<sup>39</sup>

篠原は山口と同じように「現にその言葉で生活をして」いるかどうかということに着目し、「学校に在る間は一日中僅に数時間に過ぎず」、学校を出れば完全な台湾語の世界に浸るという状況の中で、「台湾人をして悉く国語化せしむ」ことは困難な仕事であると「国語」教授の前途に疑問を抱いた。さらに篠原も小川と同じように日本内地の国語教育と区別し、台湾の「国語」教授は外国語教授そのものであると明確に指摘した。

本島の国語教授即ち外国語教授にして其艱難なる到底内地教授の比にあらざるや勿論なり外国語教授或は学習に於いては声音の困難を初とし自国語との関係其語の理論其語の分類其他文典辞書等幾多の困難は存するなりこれを要するに外国語教授法の本旨は出来得るだけ此等の困難を除去し教授学習共に容易にして其好果の大ならしむる方法を講ずるものにして彼の対訳法も文法法も自然法も皆之なり而して之が部門に入るに当り其孰れの方案たるを問はず教者は予め其音声の矯正の極めて肝要にして又学習者の困難なる事を知るべし其非音的言語の難き外国語を学びしものにして其国人と談話する事能はず偶々為せば笑を被る例の如きは屢々耳にする所なりこれ畢竟音声の困難なる其一因ならん<sup>40</sup>

即ち、外国語教授とされたこの「国語」教授の重点は、「声音の困難」と「文典辞書等幾多の困難」を克服することに置かなければならないということである。篠原によれば、これらの困難を取り除くには、対訳法、文法法、自然法など「外国語教授法」の研究の進展を期待する他はない。ただし、どの教授法を用いても「音声の矯正」をまず第一に考えなければ「国語」教授の効は収めないと、篠原は強調した。

以上述べてきたことから分かるように、植民地期台湾における台湾人を対象とする「国語」教育は複雑な様相を持っていた。日本国籍と国民精神の涵養という点から言えば、日本人として受けるべき「国語」教育に違いはないが、日常の言語使用と音声文法教育という点から考えれば、正に外国語教育にほかならないということが、この複雑な様相の実態である。当時「国語」教育に従事した教育者たちは、行政官僚からの教示や影響を受けながらも、必ずしも行政官僚と同じように「同化」政策の具現にしか関心がなかったとは言えない。そこで筆者は、「圧迫、温存する支配者」と「抵抗、受容する被支配者」という安直な図式では、教育者が直面した日本語教育の実状を把握することができないと判断し、同化政策の基本としての「国語」教育と、言語習得を目的とする「外国語としての日本語」教育という二つの側面を持ち合わせた植民地台湾の教育を、教育者の視点を通して再検討

<sup>39</sup> 前掲「国語教授に就いて」、pp. 16-17。

<sup>40</sup> 同上、p17。



する必要があったと考えた。

### 第三節 研究の視角—「国語」教育という名の日本語教育

#### 一 国語教育と日本語教育

はじめにも述べたように、「国語」教育という名の下に外国語教育の方法で行われた、植民地期台湾における日本語教育の実態を明らかにすることが本論文の研究目的である。したがって、この課題の解決に先立ち、まず国語教育と日本語教育の相違点について明らかにしておきたい。『日本語教授法』(大修館書店、1988)の著者である石田敏子の見解に基づいて両者の違いをまとめてみると、次の<表 1-1>のようになる。

<表 1-1>日本語教育と国語教育の相違点<sup>41</sup>

	日本語教育	国語教育
学習者	日本語を母語としない外国人と日本語能力が十分でない帰国学生	日本人及び日本人と同等レベルの日本語能力を持つ者
教育目的	コミュニケーションを目的とする日本語学習	日本語をいかにみがくかが主眼点で、文化の一端として学ぶことが目的
教育内容	日本語の基本的構造そのものを教える	読み書きが重要な位置を占める
教育の種別	外国語教育	日本の学校教育

上掲の表から明らかなように、現在の共通理解では、日本語を母語としている者を対象とするか否かが、国語教育か日本語教育かの相違とされている。帰国学生など少数の例外を除き、ほとんどの場合は国籍で区分されているといってもよいであろう。即ち日本国籍で日本語を母語とする者を対象に行われる、読み書きに重点を置き文化の一端として日本語を学ぶものが国語教育であるのに対し、日本国籍を持たない外国人に、コミュニケーションを目的に日本語の基本的構造そのものを教えるのが日本語教育になるのである。

これを植民地期台湾の「国語」教育に当ててみると、学校教育を通じて、日本国籍である台湾人の日本文化への同化を目的とするところは、確かに国語教育の要件に合致するといっても差し支えない。しかし、台湾人が日本語を母語としないことと、教師がコミュニケーションを目的に日本語の基本的構造を教えることから見ると、これは明らかに外国語としての日本語教育そのものである。

台湾を領有した日本政府は当初から、植民地統治を支障なく推進するため、台湾人を日本国民に養成する「同化」政策を必要とし、「国語」の普及を「同化」への実現手段の一つとして利用することとした。これを背景に設立された初等教育機関の公学校における教育者たちは、異言語異文化という点に特に注目しながら、台湾人に日本語を教えた。国籍上は日本人だが日本語を母語としないため、外国人に教えるという視点から日本語を研究し、様々な外国語教授法を日本語教育に取り入れた。即ち、台湾人の国民統合を目的とす

<sup>41</sup> 石田敏子『日本語教授法』(大修館書店、1988年2月、pp. 3-4)により作成。

る「同化」政策の手段としての「国語」教育の側面と、いかに効率的に日本語を教えるかという日本語教育の側面が同時に存在しているということである。これを現代の日本語教育及び国語教育と対照して整理すると、次の〈表 1-2〉のようになる。

〈表 1-2〉公学校の「国語」教育と現代日本の日本語教育と国語教育の対照比較

	日本語教育	国語教育	植民地期台湾の公学校における「国語」教育
学習者の国籍	外国人	日本人	日本人
学習者の言語	日本語を母語としない	日本語を母語とする	日本語を母語としない
教育目的	コミュニケーション	日本文化の学習	①政治面では日本文化への同化が目的 ②教育面ではコミュニケーションが目的
教育内容	日本語の基本的構造	読み書き	日本語の基本的構造
教育の種別	外国語教育	日本の学校教育	①日本の学校教育 ②外国語教育

政治面に関して言えば、統治初期から「外形上より其進歩を謀ると共に、其の内界の開発を為さしむべき必要ある」<sup>42</sup>と明確に掲げられた「新領土の教育事業」においては、同化政策に対する見解が為政者の更迭の度に変動していたことに影響を受け、学制に関する法令に頻繁な変更があった。日本語教育が中心となる初等教育機関としての公学校の教育方針を規定する公学校規則も、1898年（明治31年）8月府令第78号として発布されて以降、1926年（大正15年）8月までの日本統治時代の半分以上を占める28年間、17回にわたって改正されていることが教育政策面の不確定さを窺わせている。これをまとめてみると、〈表 1-3〉のようになる。

〈表 1-3〉17回にわたる公学校規則の改正<sup>43</sup>

法令	発布日	概要
①公学校規則（府令第78号）	1898年（明治31年）8月	公学校規則を制定した。（第一条、公学校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス）

<sup>42</sup> 「社説：新領土に於ける教育的施設の順序」、『教育時論』第363号、1895年5月。近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第30巻所収、龍溪書舎、2004年2月、p1。

<sup>43</sup> 吉野秀公『台湾教育史』、台湾日日新報社、1927年10月、附録 pp. 4-6。台湾教育会『台湾教育沿革誌』、台湾教育会、1939年12月、pp. 229-386。

②公学校規則中改正 (府令第74号)	1901年(明治 34年)11月	第二十四条削除。(第二十四条、此規則施行ニ関スル細則ハ知事庁長之ヲ定ムヘシ)
③公学校規則中改正 (府令第1号)	1903年(明治 36年)1月	第五条、第六条(学年の区切りなど)の一部改正を行った。
④公学校規則改正 (府令第24号)	1904年(明治 37年)3月	全面改正を行った。(第一条、公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ竝生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス)。
⑤公学校規則中改正 (府令第4号)	1905年(明治 38年)1月	教授の程度及び毎週教授時数表の改正を行った。
⑥公学校規則中改正 (府令第11号)	1905年(明治 38年)2月	第四十五条を追加した。(第四十五条、蕃人ノ子弟ヲ就学セシムヘキ公学校ノ教育ニ関シテハ此ノ規則ノ規定ニ依ラサルコトヲ得)
⑥公学校規則中改正 (府令第5号)	1907年(明治 40年)2月	公学校教育に弾力性を与えるため、生徒年齢、修業年限、教科目、授業方法などの一部改正を行った。
⑦公学校規則改正 (府令第40号)	1912年(大正 1年)11月	全面改訂を行った。(第一条、公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シテ国民タルノ性格ヲ養成シ竝身体ノ発達ニ留意シテ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス)
⑧公学校規則中改正 (府令第90号)	1913年(大正 2年)9月	祝祭日に天長節祝日を加えた他、事務簡便、法文の統一、取扱上の便宜などより条文の一部改正を行った。
⑨公学校規則中改正 (府令第27号)	1917年(大正 6年)6月	地方経済の状況に適応し、人民の負担を軽減させるため、学校の経理方面に注意を払い、公学校の設備に関して一部改正を行った。
⑩公学校規則中改正 (府令第17号)	1918年(大正 7年)3月	国民精神涵養の徹底化、国語力の増進などに重点を置いて一部改正を行った。
⑪公学校規則中改正 (府令第32号)	1919年(大正 8年)4月	台湾教育令の公布によって不必要になった条項と、経験上、補修改廃が必要な条項を整理するための一部改正を行った。
⑫公学校規則中改正 (府令第24号)	1919年(大正 9年)4月	学校変更の際する所属財産の処分法に関して一部改正を行った。
⑬公学校規則改正 (府令第75号)	1921年(大正 10年)4月	全面改正を行った。(第九条、公学校ニ於テハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ徳性ノ涵養ト国語ノ習熟トニ留意シテ国民ニ必要ナル性格ヲ陶冶セムコトヲ務ムヘシ)

⑭台湾公立公学校規則（府令第65号）	1922年（大正10年）4月	台湾公立公学校規則を制定した。（第二十三条、公学校ニ於テハ台湾教育令第四条 <sup>44</sup> ノ趣旨ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシ、何レノ教科目ニ於テモ常ニ徳性ノ涵養ト国語ノ習熟トニ留意シテ国民ニ必要ナル性格ヲ陶冶セムコトヲ務ムヘシ）
⑮公学校規則中改正（府令第60号）	1924年（大正13年）7月	宿舎に関して一部改正を行った。
⑯公学校規則中改正（府令第36号）	1925年（大正14年）6月	休暇と学年の区切りに関して一部改正を行った。
⑰公学校規則中改正（府令第71号）	1926年（大正15年）9月	公学校教科用図書に関して一部改正を行った。

しかし、統治方針や社会情勢によって教育政策に頻繁な変更があったにせよ、言語を異にする台湾人を日本人に同化するための日本語教育の実施は50年間の日本統治を通じて一定した教育方針として位置づけられていたことは確かである。各時期の為政者による同化政策についての定義<sup>45</sup>に揺れがあっても、同化政策のための日本語教育は最初から定まった教育方針であった。

1929年（昭和4年）7月に第13代台湾総督に就任した石塚英蔵は、参事官長時代の1901年（明治34年）1月に『台湾教育会雑誌』第1号において、次のように述べている。

同化は国民的運動の大眼目にして、言語は同化の最大要素なり。果して然らば我台湾に於ても国語教育は、将来大に拡張すべきも断じて縮小すべきにあらず。勿論内地人は、官民共に土語を習得すべきは当然のこととなりと雖も、是れ畢竟一時の手段に過ぎずして、永遠の目的は、台湾人に我国語を普及するにあり。<sup>46</sup>

即ち、行政官僚である石塚にとっては、「官民共に土語を習得す」ることを同化の「一時の手段」としか見ておらず、台湾語という媒介語の使用を次第に日本語教育から排除し、「国語」教育の普及によって「同化」の実現を図ることが目標であった。

これに対し、公学校校長を務めた大苗大雅は、1918年（大正7年）10月の『台湾教育』第196号において、次のような文章を發表している。

公学校の教育で国民的精神の涵養とか国民性の陶冶とかいふ詞を用ゐるやうになつたの

<sup>44</sup> 台湾教育令第四条：公学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ徳育ヲ施シ普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス。

<sup>45</sup> 漸進主義時期（1895-1918）においては、伊沢修二が言語の相互学習という「彼我融和」の同化政策を主張したことに対し、後藤新平は同化の可能性に疑念を示した「目下研究中」の同化政策を採り、隈本繁吉は台湾人による民族自決を警戒し日本国民として必要な「国民精神」を強化する同化政策を採った。

<sup>46</sup> 石塚英蔵「新領土と国語教育」、『台湾教育会雑誌』第1号、1901年7月、p10。

は極々近ごろのことで、数年前までわれわれは、国語の普及といふことが直ちに公学校教育の目的そのものであると信じをつたのである。したがっていかにすればはやく話させ、まちがひなく読ませ、上手に書かせ得るかといふことが、吾人の国語教授法として研究すべき全体であつた。<sup>47</sup>

「国民的精神の涵養」という言葉は、大苗が初めて用いたものではなかった。1896年6月に発布された国語伝習所規則（府令第15号）の第1条に、「国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」と明白に定められている。即ち、統治初期からすでに教育方針として打ち出されていた「本国的精神ヲ養成スル」ことは、少なくとも1918年ごろまでの公学校教育においては副次的な問題とされ、「いかにすればはやく話させ、まちがひなく読ませ、上手に書かせ得るか」という日本語教育の方法論の追究が、「国語」を普及させる上での最も重要な課題であつたのである。

このように、公学校規則に明記される「同化政策」の一環としての「国民的精神の涵養」よりも、言語習得を目的とする日本語教育が教育現場では重要視されたことが、1918年ごろまでの公学校における「国語」教育の特徴であつたことがいえる。

## 二 教育対象としての台湾人

どのような教育を行うにも必ず教育される側が存在し、またその教育される側について一定の認識を持たなければならない。植民地期台湾での「国語」教育という名の日本語教育が対象とする者が台湾人であることは、いうまでもないであろう。しかし、一口に台湾人といっても、植民地期台湾における台湾人という言葉の表す意味範囲は必ずしも固定しているとは限らないし、また誰もがそのように呼称したとも限らない<sup>48</sup>。支配者という立場にあつた日本人は統治当初、種族を問わず従来の台湾住民のことを「土人」と呼称し、また伊沢修二、町田則文など教育活動に従事した教育者は場合によってそれを「台湾人」と呼ぶこともあつた。これに対し行政事務の場合、日本本土から移住してきた「内地人」と区別して「本島人」と呼ぶことが多かった。この中、「当地人民は大抵広東福建廈門等より移住せし人民にして、純粹の台湾人は生蕃熟蕃なり」<sup>49</sup>というように、漢人系台湾人と区別して生蕃熟蕃という原住民系台湾人こそ「純粹の台湾人」であるといった見解も見られたが、原住民の数が圧倒的に少ない上に「理蕃政策」で別扱いされていることもあつて、「土人」、「台湾人」あるいは「本島人」と言えば、ほとんどの場合は漢人系の台湾住民を指すことになる。歴史学者である那珂通世（1851-1908）は、1904年（明治37年）台湾に来遊し、「僅に楓港に於て、台湾人の家に宿した外は、途中にて台湾人を見掛けた計りで、親しく之に接する機会がなかつた」ことを残念に思い、台湾人の生徒を前に次のようなことを述べた。

<sup>47</sup> 大苗大雅「国語教授法の基礎的研究（一）」、『台湾教育』第196号、1918年10月、p27。

<sup>48</sup> 黄昭堂「植民地と文化摩擦—台湾における同化をめぐる葛藤」、2002年9月。

(<http://www.wufi.org.tw/jpn/jng15.htm>を参照、2011年9月24日検索)

<sup>49</sup> 「台湾の消息（人情、風俗、教育）」、『教育時論』第373号、1895年8月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第30巻所収、p7。

私は、諸君のことを漢人、我々を和人と申すが、台湾に居る和人は、諸君を土人、或は本島人と呼んで居ます。(中略)内地人を和人と呼ぶのは、極めて善い名称である。今の様に、内地人と云へば内地から来たからであるが、此地に永住すると定まつたら、何と称へてよいか。「台湾に土着した内地人」と云ふも面白くない。元来、内地と云へば、台湾は外地となる。「内地人」「外地人」と呼ぶも好いと思へぬ。即ち、和人や漢人と云つたので、漢人を支那人清国人と云ふのは、意味が異なるから、爰に繰り返して諸君の御注意を願ふ。今茲に題して台湾人に関する意見と云ふのは、台湾漢人に関する意見といふことである。<sup>50</sup>

このように、「内台友好」のため、「土人」「本島人」といった呼称をやめ、「漢人」と呼ぶべきだというのが那珂の発言の趣旨と思われるが、これは一般的な意見ではなかった。また、場合やニュアンスによって呼称が異なってくることがあっても、台湾において「土人」「本島人」ないし「台湾人」と言った場合は、那珂の発言にも明らかなように、「台湾漢人」を指すことが多い。

台湾総督府の調査によると、台湾の人口は1905年(明治38年)に約300万人、1935年(昭和10年)に約530万人、1943(昭和17)年に約600万人があった。また1935年の人口比から見ると、漢族系台湾人が約94%、原住民系台湾人が約3%、日本からの移住者が5%ということであった<sup>51</sup>。1916年(大正5年)に台湾総督府から出版された『台湾事情』には、次のような記述がある。

本島ニ於ケル住民ハ大別シテ三ト為ス曰ク内地人、曰ク本島人、曰ク外国人是ナリ而シテ内地人ハ改隸以来ノ移住ニ係リ外国人ノ大部分ハ支那人ニシテ欧米人ハ極メテ少数ナリ本島人中漢人種ヲ其ノ居住地ニ依リテ大別スレハ閩族(福建地方ノ住民)、粵族(広東地方ノ住民)、其ノ他トス又蕃族ヲ分チテ生蕃及熟蕃(化蕃ヲ含ム)ノ二種トス<sup>52</sup>

即ち、大部分の「支那人」と、極めて少数の「欧米人」という外国人に対し、日本の植民地である台湾における住民は、日本内地から移住してきた「内地人」と、「閩族」や「粵族」の「漢人種」と「生蕃」や「熟蕃」に分類される「蕃族」から構成される「本島人」であった。また、人口構成を具体的な数字で示すと、次の<表1-4>のようになる。

<表1-4>1916年の台湾における人口構成<sup>53</sup>

種別	内地人	本島人	生蕃	外国人	総計
人口数	141,835人	3,307,302人	129,715人	19,582人	3,598,434人

<sup>50</sup> 那珂通世「台湾人に関する意見」、『台湾教育会雑誌』第23号、1904年2月、pp.85-88。

<sup>51</sup> 近藤純子「戦前台湾における日本語教育」、『講座日本語と日本語教育』(第15巻、日本語教育の歴史)、明治書院、1991年6月、p87。

<sup>52</sup> 台湾総督府『台湾事情』、1916年10月、p51。

<sup>53</sup> 同上。

人口比	3.9%	92%	3.6%	0.5%	
-----	------	-----	------	------	--

これを見ても分かるように、「漢人種」と「蕃族」はともに「本島人」に分類されているにもかかわらず、実際の行政事務上において「生蕃」は「本島人」から独立して別格で取り扱われていた。即ち一部少数の漢人化された「熟蕃」を除き、「本島人」は「漢人種」に属する「閩族」と「粵族」を指すことになる。

初等教育の学校機関においても、上に挙げた分類のように「内地人」、「本島人」、「蕃人」というように区別し、それぞれ小学校、公学校、蕃人公学校において、性質程度を異にする教育を受けていた。吉野秀公は『台湾教育史』（1927）でこの区別について次のように記述している。

本島に於ける初等教育は内地人、本島人、生蕃人夫々別種の教育を施して居る、内地人教育は小学校に於て之を行ひ、本島人教育は初め国語伝習所に於て明治三十一年以後は公学校に於て之が教育を行って居る、蕃人教育は国語伝習所に於て之を行ひ、明治三十八年国語伝習所を廃止して蕃人公学校を設置し大正三年蕃人公学校規則を發布した、行政区域外で警察官の警備して居る地方では蕃童教育所を設けて教育事業を施して居る（後略）<sup>54</sup>

小学校における内地人の教育は、植民地台湾という地域差に多少影響を受けたとしても、大体においては日本内地と同じような制度を採用した<sup>55</sup>。それに生徒が日本語を母語とする点から考えても、これは本論文が課題とする「国語」教育という名の日本語教育でなく、読み書き能力を重視し日本文化を涵養する国語教育である。

また、総人口の約4%しか占めない蕃人公学校における日本語教育が比較的発展が遅く、1915年（大正4年）まで分教室を含めなければ猪勝東公学校と台東公学校の二校しか設置されなかった<sup>56</sup>上に、その種族が多数あり、しかも種族ごとに言語を異にするという特別な状況からすると、これに対する研究は別枠で取り扱ったほうが妥当であると判断した。

したがって、本論文での教育対象としての台湾人は芝山巖学堂、国語伝習所、公学校における漢人系台湾人、特に七割以上を占める閩南系漢人と限定する。なお、台湾語という場合は日本統治期の通例に従い、台湾において広く通用する、漳州語と泉州語を主とする閩南語を指すことになる。

### 三 台湾教育令がもたらした「国語」教育の変化

公学校における初等教育は、台湾人に日本語の基本的構造を教えるという「国語」教育

<sup>54</sup> 前掲『台湾教育史』、台湾日日新報社、pp. 177-178。

<sup>55</sup> 加藤春城「教育の概観」、『台湾警察時報』第259号、1937年6月、p229。

<sup>56</sup> 松田吉郎『台湾原住民と日本語教育—日本統治時代台湾原住民教育史研究』、晃洋書房、2004年12月、p52。

がその教育内容の大半を占めることが特徴として挙げられる。公学校教諭で文教局編輯課長を務めた加藤春城は、これについて次のように述べている。

抑々台湾教育の實際的活動が、芝山巖学堂に於て、国語教授に依りて其の序幕を開かれたる以来、教育に関する法規は、時勢の進運と共に幾度か改廢せられ、国語教授の目的、其の教材、及びこれが教授の法式に於ても、幾變遷を來したれども、今日に至るまで国語科は、絶えず公学校教科の中心として、多くの時間と労力とはこれに向つて集注せられ、先輩の心血もまた、こゝに傾倒されたりといふも過言に非ざるべし。

芝山巖学堂、国語伝習所に次いで成立された公学校は、初等教育として計画し多数の教科目を組み入れた。しかし、「国語教授の目的、其の教材、及びこれが教授の法式」が何度変更されても、「教科の中心として、多くの時間と労力」が集中された科目は、やはり国語科の教授であった。1912年（大正1年）に改正された公学校規則に記された第一号表の教授時数表を挙げてみると、次の〈表1-5〉のようになる。

〈表1-5〉公学校における教授時数表<sup>57</sup>

教科目	第一学年 の時数	第二学年 の時数	第三学年 の時数	第四学年 の時数	第五学年 の時数	第六学年 の時数
修身	1	1	1	1	1	1
国語	12	12	12	12	10	10
算術	3	5	5	5	5	5
漢文	5	5	4	4	男4	男4
理科					2	2
手工及図画	2	2	3	3	4	4
農業			男2	男2	男3	男3
商業			男2	男2	男3	男3
唱歌、体操	3	3	3	3	3	3
裁縫及家事			女3	女3	女7	女7
計	26	28	男30 女31	男30 女31	32	32

このように国語科の教授時数が全教科の三分の一ほどを占めていることは、それが「公学校教科の中心」であることを物語っている。また「他ノ教科目ヲ教授スル際ニ於テモ常ニ国語ノ練習ニ注意」<sup>58</sup>することと、漢文科の教授で「成るヘク国語を用キテ其ノ意義ヲ解釈セシメ」<sup>59</sup>することを合わせて考えれば、公学校における初等教育はほぼ「国語」教授に等しいとい

<sup>57</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 315-316。

<sup>58</sup> 同上、p296。

<sup>59</sup> 同上、p297。



っても過言ではない。

ところが、台湾教育の主体である公学校教育は1919年の台湾教育令の発布によって、内地延長政策の下での「同化」の方向性が確定され、大きな転換期を迎えるようになった。それまでは公学校を卒業しても、国語学校と医学校の他に、1915年に新設された公立台中中学校しか進学できる学校がなかったという状況が一変し、中等教育機関としての高等普通学校と女子高等普通学校を広く設置することにより、進学の門戸が開かれるようになったのである。また、これに続き1922年の新台湾教育令によって、それまで連繋が全くなかった「本島人」の公学校教育と「内地人」の小学校教育が、「本島人」が「国語ヲ常用スル者」に限って「内地人」と共学できるように変化した。吉野秀公はこれについて次のように記述している。

大正八年の教育令は台湾人教育に関する学制であつて内地人教育は別系統（内地の学制に依る）であつたが新教育令は其の第一条に示すが如く「台湾ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル」と定め台湾に於ける学制を確立したのである、其の他異なる所は内地人本島人の別を撤廃して中等学校以上を共学とした事、初等教育に於ては国語を常用するか否かに依つて小学校、公学校の区別を設けた事、中等教育以上は大体内地の学制に依るを原則とした事、公学校教育及師範学校には台湾特別の制度を認めた事等である。<sup>60</sup>

事実上、このように共学化することが許されたとは言え、小学校に入学できる台湾人は少なく、中等学校で共学できる人数もかなり少数に限られていた。しかし、台湾人のための中学校設立と少数の台湾人が日本人と共学できるようになったということは、即ち今までの「国語」教育という名の日本語教育が、徐々に内地と同じような国語教育に変化していく可能性を示したということになる。また、これに触発され、公学校における教育目標も上級学校への進学、あるいは小学校への編入に向かい、「内地人」と伍して受験するに足る「国語力」、あるいは諸教科の学力が求められる<sup>61</sup>ようになったことにも明らかのように、この時期の「国語」教育は、確かにこれまでの言語習得を中心とする日本語教育とかなり異なった様態を見せつつあった。このように、台湾教育令の発布によってもたらされた台湾教育の変化に着眼し、本論文においては1895年から1919年までを研究の時期範囲とする。

#### 第四節 論文の内容と構成

以上述べてきたことに基づいてさらに論述を進めるには、数多くの文献資料の分析と検証が必要である。そこで本論文は、これまで蓄積されてきた先行研究から得られた結果や示唆を踏まえ、植民地期台湾における教育者たちによって組織された台湾教育会が発行し

<sup>60</sup> 前掲『台湾教育史』、台湾日日新報社、pp. 459-460。

<sup>61</sup> 近藤純子「『構成式話し方教授法』について」、『教育研究紀要』第14号、近畿大学教育研究所、1988年7月、p22。

た『台湾教育会雑誌』<sup>62</sup>（1900—1943）を中心に、日台両地で刊行された台湾教育に関する雑誌や著述を手掛かりに、伊沢修二が芝山巖学堂を創設してから1919年の台湾教育令が發布されるまで、内実が一定しない同化政策の下で言語や文化を異にする台湾人生徒を対象に行われた「国語」教育の実際を明らかにする。特に、教育困難の解決を図るための台湾語研究に端を発した様々な外国語教授法の導入や、同化政策が掲げられる中での台湾現地の状況に合わせた教科書の開発に関する実相を、同化政策を実現させる道具という視点のみでなく、教育現場に立った教育者の見解も視野に入れて解明していく。本論は序論と結論を含め、六章から構成されている。各章の概要は以下のようになる。

第二章「伊沢修二による日本語教育の開拓」では、渡台前に熱狂的な「国家主義」の立場から、漢字を廃し片仮名を専用することを明言した初代学務部長である伊沢修二が、渡台後には日本語教育を開拓するために漢字擁護論を打ち出して、日台融合を趣旨とする「混和主義」の柔軟な立場に一変し、「国語」教育の現実を認識した上での音声面を重視した言語教育を行ったことを考察した。

第三章「台湾総督府国語学校の設立と言語教育の推進」では、1896年（明治29年）に成立してから1919年（大正8年）に台北師範学校に改められるまで台湾の「国語」教育における指導的な役割を果たした教員養成機関である国語学校の設立経緯と、当時日本語教師として養成された教育者たちがいかなる思いで「国語」教育に携わり、また植民地経営と外国語教授が抱える問題をいかに対処したかを考察した。

第四章「教授法への注目と日本語教育の展開」では、日本国民としての素質を付与することと、「国語」に精通させることを目的とする公学校において、言語を異にする台湾人にいかに効率よく日本語を教えるべきかを討議する中で、翻訳に頼らず言語の音声と意味を直接に結合させるという西洋の外国語教授法を取り入れて以後も、なお台湾語を媒介語として教育しなければならない状況が続いたことを検証した。

第五章「日本語教育から『国語』教育への試み」では、隈本繁吉が学務部長に就任したことによって新しい「同化」政策へ転換するとともに、「同化」の実現に支障を来すという理由で「国語」教育に台湾語の使用が禁止されるようになったが、教育現場ではなお台湾語を媒介語とすべきではないかという議論があり、こうした同化政策の理想と言語習得の現実の落差を教師らはどう考えたかを分析した。

第六章「結論」では、第一章から第六章まで論じたことがらをまとめることにより、日本統治前期の台湾において、政治的側面と教育的側面を同時に持つ「国語」教育の特殊性を確認し、教育困難に直面した教育者が抱えた日本語教育上の問題意識を吟味し、そこから啓発された今後の課題を展望する。

なお、本論では現在では不適切とされる「土人」、「本島人」、「蕃人」、「支那」などの用語を歴史に即した記述という意味で使用する。また「国語」と「同化」に括弧を付けたのは、「国語」が台湾人にとっては外国語のような言語であり、「同化」が台湾人を国家統合の上では排除しつつ、文化統合の上では包摂するという意味を表すためである。年表記は

---

<sup>62</sup> 総計498号発行、1912年1月の第171号より『台湾教育』と改題。（又吉盛清「台湾教育会雑誌の沿革」、『台湾教育会雑誌』別巻、ひるぎ社、1996年1月、pp. 28-34）

原則として西暦年で表記し、必要があると判断した場合は元号も合わせて示す。史料や参考文献の引用にあたっては、漢字は現行の字体で表示し、歴史仮名遣いは原文のまま表示することを原則とした。

## 第二章 伊沢修二による日本語教育の開拓

### 第一節 伊沢修二の「国家主義」から「混和主義」への転向

伊沢修二（1851－1917）は日本の近代教育の基盤を築き上げ、師範教育、音楽教育、体操教育ないし嚙唾教育などの諸分野で大きな功績を残した教育家としてよく知られている。日清戦争後、「国家主義」の輸出を唱え、台湾における日本語教育の開拓に意欲を示した伊沢は、総督府学務部長心得として渡台し、1895年（明治28年）から1897年（明治30年）まで台湾の教育行政に関与した。陳培豊は植民地支配という視点から、これを「国語に付与された“民族への同化”をもって新領土の住民を日本人化たらしめようとし」、さらに「“文明への同化”の充実を“民族への同化”涵養の土台、手段と見なし」<sup>1</sup>と位置づけている。これは誤った見解とは言えないが、これだけでは伊沢が日本語教育の開拓に立ち向かった側面が見えなくなる。伊沢が台湾人の日本人化について、「決して一朝一夕の仕事ではない、百年の後にして始めて之を全く教化する事が出来やうか」<sup>2</sup>とその実現を危ぶむ態度を取ったことに対し、「我々教育者が台湾に参りました目的と云ふものは、ご承知の通り他ではない、唯、教育を彼の地に施したいと云ふ一心より外に何にも無いのであつて、従て其の教育に関係ない事は余り見て居りませぬ」<sup>3</sup>というように、教育の成立に対し強い意欲を表明した。ここから分かるように、短期間のうちに達成されるはずもない同化の理想よりも、伊沢の最も関心があるところはやはり教育の実現にあったと言えよう。

#### 一 「国家主義」に基づいた伊沢の台湾教育観

伊沢修二は1890年（明治23年）、初代文部大臣森有礼（1847－1889）が不慮の死を遂げたことに刺激を受け、国家教育の本義を証明し、忠君愛国の精神を発揮することを趣旨とする国家教育社を創立し、国家主義教育の推進に取り組んだ<sup>4</sup>。当時の伊沢の理念を表すものに、「編輯局長提出意見」に書かれた次のような一節がある。

普通教育ハ全国ノ人民ヲシテ皆其国民タルニ足ルベキ資格ヲ得セシメ、以テ国家タル一大機関ヲ完成スルヲ要旨トス。故ニ国家ハ何人ヲ問ハズ、苟モ其国内ニ在ルモノニハ悉ク其機関全体ノ一部ヲ成スニ適スベキ程度ノ教育、即チ小学教育ヲ施サザル可ラズ。<sup>5</sup>

伊沢は国民が忠君愛国という国家的精神を発揮しなければならない代わりに、国家はその機関全体の一部を構成するそれぞれの国民に適切な教育を施すべきだと主張した。そして国家教育社の結成によって、国民教育に対する国家的保障を要求する小学教育費

<sup>1</sup> 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、三元社、2001年2月、pp. 63-64。

<sup>2</sup> 伊沢修二「台湾の教育」、『国家教育』第45号、1895年12月、p12。

<sup>3</sup> 同上、p7。

<sup>4</sup> 上沼八郎『伊沢修二』（人物叢書、新装版）、吉川鴻文館、1962年10月、pp. 156-162。

<sup>5</sup> 同上、p145。

国庫補助の請願活動などを通じて、「国家主義教育」という理念の宣揚に努めた。しかし、当時の政府の財政運営を脅かしたこの活動は思うようにはかどらず、その後井上毅文部大臣の干渉によって行き詰まることとなった<sup>6</sup>。

国家教育社の事業に挫折した伊沢は1895年（明治28年）の初めごろ、日清戦争に勝利したことに触発され、その戦勝により多少新領土が得られると予期して、その新領土における教育開発に目を向けるようになった。伊沢は「明治廿八年ノ教育社会」という文章を発表し、新領土における教育のあり方について次のように説いた。

兵ヲ置テ反乱ヲ鎮圧スルハ是外形上ヨリ民心ヲ威服セシムル者ニテ新領土ノ秩序ヲ維持スルニハ実ニ必要ノコトナレトモ唯威服セシムルノミニテ之ヲ懐カシムル道ヲ謀ラサレハ不可ナリ故ニ威力ヲ以テ其外形ヲ征服スルト同時ニ別ニ其精神ヲ征服シ旧国ノ夢ヲ去テ新国民ノ精神ヲ發揮セサルベカラス即チ之ヲ日本化セシメサルヘカラス彼等ノ思想界ヲ改造シテ日本人ノ思想ト同化セシメ全ク同一ノ国民トナラサシメサルヘカラス而シテ此ノ如ク彼等ノ精神ヲ征服スルハ即チ普通教育ノ任務ナリ<sup>7</sup>

伊沢は、ここで新領土における教育の重要性を強調した。即ち、上述した「国家主義教育」の理念と同じように、「普通教育」の実施によって「彼等ノ思想界ヲ改造シテ日本人ノ思想ト同化セシメ全ク同一ノ国民」とするという構想であったが、この時の伊沢が考えた新領土における教育のあるべき姿は、単に「精神ヲ征服シ旧国ノ夢ヲ去テ新国民ノ精神ヲ發揮」させることに止まり、それを実行する具体的な教育方策はまだ何一つ示されなかった。

同年4月、下関条約の締結により台湾が清朝から日本に割譲されたことが明らかになると、伊沢は「天機奉伺」のために広島大本営へ赴き、台湾総督に内定していた樺山資紀（1837-1922）に面会し、台湾にも「国家主義教育」を移植すべきだという意見を表明した。これを機に台湾総督府学務部長に任命された伊沢は、ちょうどその時、日本語の仮名文字によって北京官話の字音を表す『日清字音鑑』（1895）を著し、それを植民地教育に応用しようとしていた。伊沢が植民地経営に備えて、中国語を学習したことから推測すれば、日本語教育を通じ台湾人を同化するという考えは、以前からすでに伊沢の脳裏にあったに違いない。5月10日の『読売新聞』には、伊沢の意見と思われる記事が掲載されている。

台湾に総督府を置き軍事並びに行政を実施するに至らば直ちに日本語学校を設置する筈にて既に之れが計画中なり同島をして我本州と言語を同うし風俗を一日も早く日本化せしむるには此學校設置の計画最も必要なり<sup>8</sup>

<sup>6</sup> 前掲『伊沢修二』、pp. 148-212。

<sup>7</sup> 伊沢修二「明治廿八年ノ教育社会」、『国家教育』第33号、1895年1月、pp. 10-11。

<sup>8</sup> 「台湾に日本語学校を設置するの計画」、『読売新聞』、1895年5月10日、朝刊、2面。

台湾総督府学務部長心得と任命された伊沢は、台湾における軍事と行政が行われると同時に、「直ちに日本語学校を設置」することにより「言語を同うし風俗を一日も早く日本化せしむる」ことが並行されるべきだと、その必要性を訴えた。

また、5月25日の『広島新聞』には、「国家教育社長伊沢君の台湾教育談」という記事を掲載しており、伊沢が台湾に赴く直前の台湾に対する認識の一斑を披露している。伊沢はこの中で「偉なる哉我聖天子の御稜威は八紘に光被し台湾五百万の蛮族も将に天日を拝するの時近きにあらん」<sup>9</sup>という天皇制国家観から、台湾人を「敢て無文字の蛮族にあらずと雖も今日の教育より見るときは蠢愚たる一動物の境界に沈み居るもの」<sup>10</sup>とみなし、台湾で行われた旧来の漢文教育に対する蔑視をあらわにした。さらに台湾を西部と東部に分け、「東部台湾即生蕃地方は教化上に於ては却て西部に優る」という観点から、教育の状況について次のように対比的に分析した。

西部台湾は多く福建州よりの移住民にして如し其中に多少の土民あるにもせよ福建の風習に感化せられ言語の如きも福州語即ち支那南辺語にして西部台湾は殆ど福建州移住民の爲めに占有せられたるものゝ如し故に到る処咿唔の声を聞かざるにあらざるも千字文、文選、四書、五経の暗読に過ぎざるを以て廿歳尚ほ一の書簡を認め得るものなし彼等の教育は唯一の儀式即ち装飾に止まりて實用に遠ざかること甚し豈天授の才能を啓発し以て人性の品位をして高尚ならしむることを得んや東部台湾即生蕃地方は教化上に於ては却て西部に優るものあるなり彼等は先きに一たび和蘭の治下に立ちしことありしが彼等の鈍き脳裡にも夙に文明風の教育を受くることを得て現に彼等の日用文字は羅馬字を用ゆるものあるなり是れ全く耶蘇新教派の宣教師の薰陶に出でたるものにして今日も猶彼等の教育者は依然宣教師にてありつるなり<sup>11</sup>

伊沢はこのように、「和蘭の治下」にあり、「耶蘇新教派の宣教師の薰陶」によって「羅馬字」を用い「文明風の教育」を受けた東部台湾を高く評価した一方、西部台湾の「千字文、文選、四書、五経の暗読」による漢文教育を、「装飾に止まりて實用に遠ざかる」ものとして軽蔑し、さらに「廿歳尚ほ一の書簡を認め得るものなし」とその非实用性を批判した。しかし、1624年に台湾を支配下に置いたオランダの統治範囲は西部台湾の南に位置する台南安平付近が中心で、教育も台南新港を中心に行われた<sup>12</sup>という史実から見て、伊沢の見解はかなり偏った台湾認識によるものであるといわざるをえない。このような偏った台湾認識から伊沢は次のような結論を出した。

是の故に台湾の教育を扶植せんとするものは先づ第一に日本語を輸入し繁雑なる漢文学に代ふるに片仮名を以てし成る丈早く言語の通ずることに力を尽し而して後漸

<sup>9</sup> 「国家教育社長伊沢君の台湾教育談」(『広島新聞』、1895年5月25日)、『国家教育』第39号転載、1895年6月、p43。

<sup>10</sup> 同上。

<sup>11</sup> 同上、pp. 43-44。

<sup>12</sup> 林玉体『台湾教育史』、文景書局、2003年6月、pp. 11-24。

次彼等の脳裡の開拓に取り懸るの外なしとす<sup>13</sup>

これによると、伊沢は台湾に於ける教育事業を二段階に考え、まずは「言語の通ずること」から始め、その次に「脳裡の開拓」に取り掛かるという手順であった。また、「言語の通ずる」ことについては、「日本語を輸入し繁雑なる漢文学に代ふるに片仮名を以てし」というように、片仮名で日本語を教えることによって漢字漢文を取り除くことが明示された。これに対し、「漸次彼等の脳裡の開拓に取り懸る」という日本人と同一化することについて、依然として明確な方法が提示されなかった。

## 二 芝山巖学堂における伊沢修二の心境

伊沢修二は1895年(明治28年)6月17日に台北に到着すると、すぐ学務部の看板を掲げ生徒募集に取り掛かった。しかし、政権移転で混乱した後のため、生徒募集は困難を極めた。そこで台北の北方にあり、古来台湾の文藻の地と称えられる士林街に行き、その付近にある芝山巖という場所を選定し、街中から生徒を呼び集め芝山巖学堂を開設し日本語教育に着手した<sup>14</sup>。そして6月26日に学務部を芝山巖に移転してから、10月25日に台南視察に出発し教員養成の計画で上京するまで、伊沢はこの地で「研究と応用とが混合し、教授しつつ教授法を研究し、多少得る所があれば尚一步を進めて研究する」<sup>15</sup>という具合で、約4か月間の日本語教育についての実践と研究を行った。戦火がまだ終息していない中、芝山巖学堂における日本語教育に取り組んだ伊沢の心境を記したもののとして、国家教育社の機関誌である『国家教育』に掲載された三回の通信記録が残っている。記録によると、「蠢愚たる一動物の境界に沈み居る」、「廿歳尚ほ一の書簡認め得るものなし」という渡台前の予測とは一変し、実際に教育事務に従事しながら台湾の風物と人情に接した際の伊沢の愉快的な心境を如実に表していることが分かる。

第一回通信に記された「台湾は鬼のすみかと思ひしに、みやび遊びの船もありけり」<sup>16</sup>という和歌に表現されるように、伊沢は台湾に足を踏み入れると「瘴癘の地」で有名な台湾に対する先入観を改め、その風景の美を驚嘆している。伊沢の台湾風物に関する描写をまとめてみると、次の<表2-1>のようになる。

<表2-1>三回にわたる伊沢の通信に見る台湾風物の描写

第一回通信 <sup>17</sup>	1. 当地(台北)の風景の美なることさすがにフォルモサ(美麗の女神の名)の名に背かず淡水河畔に在りて遠近の山々を眺望すれば恰も京都の風景に似て其規模の大なるは凡京都に十倍すべき歟と思はれ候 2. 一日寓所を見付くるため十丁ばかり淡水河を下り鷄籠河に至りそれより二三丁距て古寺を尋ね帰途小舟に棹してはからず台湾の新月を蓬
---------------------	--

<sup>13</sup> 前掲「国家教育社長伊沢君の台湾教育談」、p44。

<sup>14</sup> 台湾教育会『芝山巖誌』、1933年2月、pp. 1-10。

<sup>15</sup> 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、台湾教育会、1939年12月、p157。

<sup>16</sup> 「国家教育社記事」、『国家教育』第40号、1895年7月、p48。

<sup>17</sup> 同上、pp. 48-49。

	<p>窓より望み土人の船歌を聞きパン一切をかぢりて愉快に帰り来れり</p> <p>3. 当地辺は稲は年に二回収穫あり此節は既に第一回の稲を刈り始めし所ありそれを直にすきかへして第二回の稲を植付くるなり目下一方に穂をたれたる稲あれば一方には苗代田に青々と萌出たる早稲あり春秋の一度来れる如き風景奇観驚くべし</p>
第二回通信 <sup>18</sup>	<p>1. 当時は台北より一里半程隔りたる八芝林<sup>パチナ</sup>と申処に有之候芝山岩と云へる旧寺に寄寓致し（中略）此寺は有名の勝地にして山の中腹に在り二階建にして景色の美なると空気の清涼なるは内地にも無比と存候</p> <p>2. 当地の気候は暑きには相違なきも我山上の寓所にては日中極暑の時九十四度を過ぎしことなし朝夕は八四五度にて誠に凌ぎよく候一兩日はこと更に秋風を催したる様にて夜分は少し涼し過ぐる位に有之候</p> <p>3. 四面の田を見渡せば此頃二度目の田植をすませし計りにて恰も内地の初夏の景色なりいつもながら当地の景色の異常なるは不思議と申す外無之候</p>
第三回通信 <sup>19</sup>	<p>1. 此地も気候殊の外凌ぎ能く此節は日中も八五五六度に有之夜中は少しく冷気を感じ候程にて誠に凌ぎ能く内地の暑中よりも却て爽快を覚へ候程に有之候</p>

三回にわたる伊沢の通信に見られる文脈の特徴として、日本内地と全く異なる台湾の美しい風物を見て、愉快的な心境になったことが挙げられる。たとえば、〈表 2-1〉で分かるように、「淡水河畔より」眺望した「京都の風景に似て」いる山々、鷄籠河の「台湾の新月」と「土人の船歌」、田植えと収穫で「春秋の一度来れる如き風景」、芝山巖における「景色の美」と「空気の清涼」、「内地の暑中よりも却て爽快」を覚える気候などが、伊沢の緊張を相当和らげたと思われる。

そして渡台前に、「動物界に近き生計を為しつゝあるもの」、「台湾五百万の蛮族」と称した台湾人に対しても、日本語教育が展開するに従い次第に親近感と好印象に転じていく。これも三回の通信からその気配が窺える。これをまとめてみると、〈表 2-2〉のようになる。

〈表 2-2〉三回にわたる伊沢の通信に見る日本語教育の展開

第一回通信	<p>1. 目下の大困難は彼我の言語不通にして恰も啞子の応対のごとき有様なるに在り官話を学びたる通訳官は土民に対しては殆ど何の用をも為さず依て学務部に英語を能する旧支那人と外一名を雇入れ会話篇の編輯に着手せり</p> <p>2. 一兩日前当地の秀才（進士及第者）数名小生寓所を訪ひ来り将来の教育其他の問題に付面白き応答をなしたりこれ小生が本土学士に交はる</p>
-------	---

<sup>18</sup> 「国家教育社記事」、『国家教育』第 41 号、1895 年 8 月、p48。

<sup>19</sup> 「国家教育社記事」、『国家教育』第 42 号、1895 年 9 月、p44。



	の始とす
第二回通信	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新領地人民の子弟を集め日本語を教授し又其地近傍の学者進士などゝ交際し傍新領地用の会話篇を編輯し将来日本教育を此地に布くの予備を致し居候</li> <li>2. 当地方にて有力の学士并進士等は小生を学政大人と称し其子弟を日々寓所へ送り我教授を受けさせ居り候</li> <li>3. 授業は一日も不休生徒等も続々慕ひ来候は随分面白き業と存候</li> </ol>
第三回通信	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小生受持の教育事業は着々進歩致し戦乱中とは乍申当芝山岩の上に学堂を設け土人中より学生数十名を選挙し毎日教授致し居候一二ケ月中には相応に日本語を話し日本文を解し候者出来可申と楽み居申候</li> </ol>

「言語不通」と「戦乱中」という艱難困苦の環境は、伊沢の教育事業に大きな障害をもたらした。しかし、伊沢の教育事業に対する熱意は冷めることはなく、超人的ともいえるほどの意志力で努力し続けた。そして<表 2-2>に明らかなように、日本語教育に携わる過程で経歴した、台湾学士と「将来の教育其他の問題」について応答したこと、「授業は一日も不休生徒等も続々慕ひ来」たこと、「一二ケ月中には相応に日本語を話し日本文を解」する者ができるはずのことなど、これらもまた彼を愉快的な心境にさせた要因の一つと考えられる。

### 三 日本語教育の実践から形成された「混和主義」

台湾に普通教育を実施しようという伊沢の考えには、「国家主義教育」を導入し、台湾人を日本人に同化するという思想背景があった。そして、日本語教育はその同化を実現させる唯一の手段として利用された。

ところが、芝山巖学堂における日本語教育を通して、台湾の風土と民情に接した伊沢は、それまでの「此憐むべき蛮民を駆りて我大帝国の治下に投じたる」<sup>20</sup>という高圧的な態度から、急遽「人物の点から言つても中々感服の人」<sup>21</sup>があるという賞賛の姿勢に転換した。この変化は日本語教育を何としてでも成立させたいという伊沢の決意と現実重視の具現と読み取ることができる。これがその後、伊沢により提唱された彼我融和を趣旨とする「混和主義」の形成に大きな役割を果たしたと考えられる。

教員養成の計画で帰京した伊沢は、1895年11月の末に国家教育社社長慰労会の席上で「台湾の教育」という題で談話を行った。渡台前の言説を覆して、台湾人を大いに褒め称えた。その要点を整理してみると、<表 2-3>のようになる。

<表 2-3> 「台湾の教育」に見る伊沢の台湾人に対する評価<sup>22</sup>

①衣食住	内地よりも却て衣食が足りて居らうと思ふ（中略）衣食住と云ふ中、衣と住と
------	-------------------------------------

<sup>20</sup> 前掲「国家教育社長伊沢君の台湾教育談」、p43。

<sup>21</sup> 前掲「台湾の教育」、p9。

<sup>22</sup> 同上、pp. 8-10により整理。

	は徑庭ないかも知れぬけれども、食物の点に至つては、慥に内地の中以下の人よりは優つて居ると云つて宜いと思ふ
②教育	教育を重んずる一点に至つては殆んど本国とそれ程違ふまいと思ふ程やつて居る（中略）中以上の人には立派な教育があると云ふ事になつて居ると私は考へて居る
③知能	記憶は宜いけれども、推理力が乏しいかと云ふに、中々推理力も十分あり、観察力にも富で居る
④気風	或る場合には死を見ること帰するが如しと云ふ位である（中略）死を決した有様は、遼東あたりの人民とは違つて、日本人の気風に似て居る

渡台後、芝山巖学堂における日本語教育の実践によって、伊沢の台湾人に対する認識は一変した。〈表 2-3〉で分かるように、伊沢は①衣食住、②教育、③知能、④気風の四項目において、台湾人を日本人に遜色のないほど高く評価した。渡台前の意見に比べると、「蠢愚たる一動物の境界に沈み居る」という台湾人が、「記憶は宜しい」「推理力もあり」「観察力にも富で居る」人種になり、「裝飾に止まりて實用に遠ざかる」という漢文教育が「本国とそれ程違ふまい」「立派な教育」という認識に変わった。これは他にもなく、「其の教育は果して行はるゝか、行はれぬか」<sup>23</sup>という伊沢の懸念に相反する結論である。即ち、台湾人は「教育し得べき人民」<sup>24</sup>という強い信念から来た伊沢の現実主義者という性格がここにはっきりと反映されたといえる。

また、伊沢は前述の「台湾の教育」で漢文の実用性について次のように強調している。

彼も我も同文の国である、少し分からぬ事があれば不充分ながら、漢文に綴つて見せれば、彼等は漢文で立派に答へると云ふ便利がある（中略）これが思想交通の上に至極よい媒介をなすので、私が日本語を教授して見ても、余程容易くござりました（中略）斯く同文の国であると云ふ事は、将来教育上、非常な便利で、大に教育を施すに望みがある大切な点であると考へて居ります。<sup>25</sup>

伊沢はこのように、日本と台湾を「同文の国」とし、「日本語を教授して見ても、余程容易くござりました」という日本語教育の視点から、「漢文が思想交通の上に至極よい媒介をなす」という主張を打ち出した。即ち、台湾人の「精神ヲ征服シ」、「新国民ノ精神ヲ發揮」させるため、「日本語を輸入し煩雜なる漢文学に代ふるに片仮名を以てし」と考えた伊沢は、「教育に関係ない事は余り見て居りませぬ」という教育優先論の立場に立ち、「将来教育上、非常な便利で、大に教育を施すに望みがある」というように、「裝飾に止まりて實用に遠ざかる」とされた漢文教育を支持するようになり、それを日本語教育に利用すべきだと主張したということである。

<sup>23</sup> 前掲「台湾の教育」、p7。

<sup>24</sup> 同上。

<sup>25</sup> 同上、pp. 10-11。

1897年（明治30年）10月、台湾総督府学務部長の座を離れた伊沢は帝国教育大会の席上で、台湾人を教化するには「我れと彼れと混和融合して不知不識の間に同一国に化していく」という「混和主義」が最適で、「我国語を彼に教へる彼れの言葉を我に習ふ」<sup>26</sup>ことが融和の第一歩であることを明示した。これは伊沢がこれまで台湾教育で体得した経験の総まとめと言えよう。伊沢は「混和主義」が台湾に適用できる条件について、次のように説明している。

混和主義の極く能く成效を奏した所と云ふ者は大概对手たる彼の人民と此の人民と知徳の程度も同じことである人種も略々似て居る言葉も略々似て居ると言ふやうな所に於てのみ実に能く行はれる所の者であります。<sup>27</sup>

<表2-3>に照らし合わせると、伊沢の台湾人に対する評価が混和主義が成立する要件となっている。即ち、言葉の「種属は違ひますけれども文字は同じである同文の国」、「台湾人の智徳の量と日本人の知徳の量とは殆ど相同じ」<sup>28</sup>という伊沢の考えが、「混和主義」の概念を引き出したのである。また、「どうか狭隘なる国家主義を以て台湾の教育方針を過らぬやうに」<sup>29</sup>という忠告を聞いて喜んだ伊沢は、「混和主義」について次のように総括する。

我々の此大和民族の外は悉く一層低い人類であると云ふか如き他の方面に於ても最前申したやうな主義を以て参りましたならば是れは大層間違ひだらうと私は信ずるだからして台湾に施すべき所の教化の方針如何と申しますれば私は混和主義より外に採るものはないと断言して宜いと存じます。<sup>30</sup>

このように、「大和民族の外は悉く一層低い人類である」という「狭隘なる国家主義」から、相互の文化を尊重し合うという「混和主義」に変化したのは、教育困難の窮地に立たされても、「自ら身に寸鉄を帯びずして、土民の群中にも這入らねば、教育の仕事と云ふものはできませぬ」<sup>31</sup>という伊沢の教育への情熱と、日本語教育を通して見た「日本人の智徳の量とは殆ど相同じ」という台湾人の智徳が、決定的な要素であると考えられる。行政官僚と教育者という二つの役割を担った伊沢は、渡台前の国家主義から渡台後の混和主義へと変化したことから分かるように、彼は他の行政官僚と違い、「同化」政策の理想と日本語教育の現実から生じたギャップを弁えながら、教育活動に携わった現実主義者であった。

<sup>26</sup> 伊沢修二「新版図人民教化の方針」、『教育報知』第579号、1898年3月。『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第31巻所収、龍溪書舎、2004年2月、pp. 66-70。

<sup>27</sup> 同上、p69。

<sup>28</sup> 同上、p70。

<sup>29</sup> 同上、p71。

<sup>30</sup> 同上。

<sup>31</sup> 伊沢修二「国家教育社第六回定会演説」、『国家教育』第47号、1896年2月、p46。

## 第二節 芝山巖学堂における日本語教育—媒介語とされた漢字漢文と台湾語

芝山巖学堂における日本語教育には、漢字漢文と台湾語を媒介語とする対訳法が用いられていた。これは「国語」教育という名の下に、日本語を母語としない異民族を対象とする日本語教育に使われた最初の教授法である。対訳法は、伊沢が上層部と意見が対立し学務部長の職を離れた後で、次第に拙劣な教授法として批判され、日本語教育から排除されるようになっていった。言語を表す音声と意味を直接結合しないという欠点があるとはいえ、言語不通の障壁を解消し、教育困難の局面を打開したことに対訳法が果たした役割は極めて大きい。

### 一 言語不通と社会混乱の状況

1895年6月18日、台北において総督府始政式が行われた翌日、伊沢は商業貿易の中心地である大稻埕で、楫取道明、安積五郎、三宅恒徳、関口長太郎の四人を学務部員に任命し、学務部の事務を始めた。しかし、政権移転による混乱と言語不通のため、日本語を受講できる生徒を一人も集められないという窮地に立たされた。

渡台前、伊沢は「仮ニ盛京<sup>32</sup>一省カ我カ領土」<sup>33</sup>になるという想定に備え、東京帝国大学文科大学漢語学講師張滋昉（1839—1900）について北京官話を学び、片仮名でその音声記号を表示した『日清字音鑑』を著している。しかし、台北に着くと「従来官話に熟したる通訳官の如きも、殆ど其の用を作さざりし」<sup>34</sup>という言語不通の状況が想像以上大きいことに驚いた。その気持ちを表したものに、次のような一節がある。

第一に不自由を感じましたのは言葉なのでございます。是には誠に困りました。其言葉の通ぜぬと云ふのは台湾の住民にして日本語を知つて居るもの、あるべき道理はなし。日本人にして台湾普通の語を知つて居つた者は一人もない。全く一人もない。斯る所に踏込んだのでありますから、其不便不自由不利と云ふものは申すまでもない次第である。

<sup>35</sup>

これでは「新国民」の精神を征服するどころか、日本語教育を進めることさえできそうにない。そこで、言語を異にする台湾に踏込んだ「不便不自由不利」を取り除くことが、伊沢がまず第一に解決しなければならないこととなった。6月20日、台湾総督樺山資紀に提出した「新領地台湾教育ノ方針」の冒頭に、「新領地人民ヲシテ、速ニ日本語ヲ習ハシムル方法ヲ設クベシ」と「本土ニ移住セル者ヲシテ、日常須要ナル彼方言ヲ習

<sup>32</sup> 1644年（順治元年）5月に北京に遷都した清は、明の両京制に倣い、遷都前の都であった盛京（現在遼寧省瀋陽市）を副都と定めた。1657年（順治14年）、盛京には民政機関としての奉天府が設置され、そして清末には、6府32県を管轄する盛京省（のち奉天省と改称、現在遼寧省）が設置された。

<sup>33</sup> 前掲「明治廿八年ノ教育社会」、p10。

<sup>34</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p166。

<sup>35</sup> 伊沢修二「台湾の学事」、『台湾協学会報』第2号、1898年11月、p24。

ハシムル方法ヲ設クベシ」<sup>36</sup>が記されたのがこの言語不通の状況の反映であった。

また、社会の一般状況について、台北県の報告書には次のように記録されている。

城内ヲ初メ、艋舺、大稻埕等住民ノ過半離散逃逸シ、留ル処ノ民心ハ恟々トシテ疑懼相半ハン、呆然為ス処ナキモノノ如ク、満目蕭然トシテ悲惨ノ状自ラ現ハル。<sup>37</sup>

言語不通の上に、政権移転のため社会が混乱し、「巨商紳士は多く対岸に走り、一般民衆は前途の見通しがつかず、形勢観望の風が強かつた」<sup>38</sup>という状況下において、生徒募集が困難を極めたことも想像に難くない。

## 二 漢字漢文と台湾語

台北城内で生徒募集の困難に直面した伊沢は、約一週間後の6月26日に八芝蘭士林街近郊の芝山巖に学務部を移転した。その原因は、「士林街は、古来台湾の文藻の地と称へられ、随分学者紳士举人秀才も出てをる」<sup>39</sup>という李春生<sup>40</sup>（1838－1924）の助言を受け、視察に行くと「芝山巖上の風光の美と、士林なる名称がいたく伊沢氏の心を動かした」<sup>41</sup>ことであった。そして学堂に当てられた「恵濟宮」が、「開漳聖王」を守護神として祭っていることから判断できるように、現地住民は福建漳州から移住してきた人たちである。『芝山巖史』（芝山巖史刊行会、1932）によると、

往時今の士林地方は麻少翁社と称する蕃人部落なりしが、清の康熙年間の初め対岸より渡来して啞哩岸付近に居住せる漳州人と和議を結び、開墾を為すに及んで漳州人の部落を為すに至れり。<sup>42</sup>

と記載されている。

芝山巖に学務部を移した伊沢は、「清の康熙年間の初め対岸より渡来し」た漢族の漳州人たちを対象に日本語教育を行うことになるが、それまで行われた教育と言えば、「漢学的教育であつて、四書五経をやつて詩文を習ふと云ふ教育」<sup>43</sup>であったため、当地の「学者紳士」と交際しているうちに、「思想交通の上に至極よい媒介をなす」漢字、漢文という利器を発見したと思われる。漢文は、古来日本知識人の基礎教養として学ばれ

<sup>36</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 6-7。

<sup>37</sup> 同上、p10。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 伊沢修二君還暦祝賀会『楽石教界周遊前記』、1912年5月、p207。

<sup>40</sup> 李春生（1838－1924）は福建省廈門の出身で、著名な茶商人であった。幼少の時より勉学に勤しみ、漢文の素養が高く英語に堪能で、『東遊六十四日随筆』（1896）など多くの著作を残している。また、1895年に日本軍を台北城に迎え入れるのに協力したことなどで、台湾総督府から紳章、単光旭日章を授与された。（大園市蔵『台湾人物誌』、谷沢書店、1916年5月、p63）

<sup>41</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p11。

<sup>42</sup> 鳥居兼文『芝山巖史』、芝山巖史刊行会、1932年12月、p13。

<sup>43</sup> 前掲「台湾の教育」、p9。

るもので、教育を受けた人なら漢文は駆使できるため、漢民族が大多数を占めている台湾人に日本語教育を施行する際に、漢文が仲介語として利用されることはごく自然な発想であった。国語学校校長を務めた本田嘉種が日本統治当初の景況を述懐したものに、次のような一節がある。

今当時の光景を追想するに、台北城内殆んど完き家屋なく、言語互に未だ通ぜざるを以て、往々民意の在る所を悉す能はず、若し土人と意見を交へんとするにも、筆談にあらざれば北京官話によらざるべからず、又之を通常の土人に伝へんには、更に北京語を能くする土人より土語もて之を再訳するの不便を見しなり。<sup>44</sup>

即ち、意志疎通の手段として、漢文による筆談の他に北京官話も利用されたが、北京官話に通じる台湾人は非常に稀なので、「北京語を能くする土人より土語もて之を再訳」しなければならないわけであった。当時「土語」と称されたものは、ほとんどの場合は漳州人と泉州人が使用する閩南語を指しており、日本統治期の文献では「台湾語」と通称されていた。1907年（明治40年）に出版された小川尚義（1869-1947）編修の『日台大辞典』の緒言によると、

現今台湾ニ行ハルハ所ノ言語ハ、通例之ヲ大別シテ漳州語、泉州語、客人語（又ハ広東語）及ビ蕃語ノ四種トス、此内漳州語、泉州語、客人語ノ三種ハ支那語族ニ属シ、蕃語ハ南洋語、即チ所謂「マレイ、ポリネシヤ」語系ニ属ス。<sup>45</sup>

というように、台湾に通行する言語を「漳州語」、「泉州語」、「客人語」、「蕃語」の四種に分類している。また、『日台大辞典』の緒言に記された各言語の使用人口を示してみると、<表2-4>のようになる。

<表2-4>1907年台湾に通行する言語の使用人口<sup>46</sup>

	日本語	支那語			其他ノ 支那語	蕃語	
		漳州語	泉州語	客人語		熟蕃語	生蕃語
使用人口	50,000	1,200,000	1,100,000	500,000	40,000	10,000	100,000
比率	1.7%	40%	36.7%	16.7%	1.3%	0.3%	3.3%

<表2-4>で分かるように、閩南語の下位変種に属する漳州語と泉州語を合わせて見れば、総人口の約八割を占めることになる。これが台湾語が閩南語の代名詞になる一番大きな原因と思われる。また、国語学校校長を務めた町田則文（1856-1929）は、漳州

<sup>44</sup> 本田嘉種「台湾教育一斑及び意見（上）」、『教育時論』第572号、1901年3月。『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、龍溪書舎、2004年2月、p157。

<sup>45</sup> 台湾総督府民政部総務局学務課『日台大辞典』、1907年3月、緒言p1。

<sup>46</sup> 同上、緒言 pp. 1-2。

語と泉州語について次のように述べている。

漳州語と泉州語とは、音調に些少の変化あるに過ぎずして、全く相通ぜざるにはあられども、これ亦別々に幾分音調を異にせり（中略）然しかく区別あるにも拘はらず、泉州人と漳州人とは話は全く通ずるなり、其関係は恰も維新前に於て、江戸人と名古屋人と位の相違に過ぎず。台湾に於ては、その所謂漳泉二州の語が、土人間の通語たり。（中略）漳泉二州の民は二百二三十万人に及び、これに対して広東人は僅に五十万人に過ぎざれば、自然勢力は漳泉二州の民に在り、されば言語もまたこれを以て台湾の通用語と定むるを至当とすべきなり。<sup>47</sup>

「漳泉二州の語が、土人間の通語」で「自然勢力は漳泉二州の民に在」という言語使用の状況下にあつて、伊沢は「土人の勧誘に種々の手段を尽くし」<sup>48</sup>、楫取道明、関口長太郎、桂金太郎、中島長吉、井原順之助、平井数馬などの学務部員を助手に、漢文による筆談を通して、台湾人生徒に日本語を教えると同時に、「日本語教授法研究の結果と、台湾語研究の結果とを直ちに書物に編纂して、之を台湾に於ける本島人用日本語教科書内地人用台湾語教科書に定むる素地を作」<sup>49</sup>り、植民地台湾における教育事業の基礎を築き上げた。

### 三 芝山巖学堂の設立

芝山巖に学務部を移転した後の7月6日、伊沢はまず柯秋潔と朱俊英の二名を、学務部臨時雇として月給十円を支給することで、芝山巖学堂の日本語講習候補生に採用し、試しに英語で日本語の授業を開始した。これが日本語教育における最初の授業と思われるが、『台湾教育沿革誌』によると、当時の教授方法は次のようになる。

最初柯秋潔・朱俊英に対して伊沢部長自ら英語を以て教へ、<sup>フランド</sup>吧連徳<sup>50</sup>をして之を土語に訳さしめるといふ風で、主として実物を示し、その名称等を授けた。併しその後次第に組織的となり、先づ片仮名を授け、次にこれを組合せて単語を授け、会話に及ぼすといふ風に改められた。<sup>51</sup>

<sup>47</sup> 町田則文「創業時代の台湾教育（承前）」、『教育時論』第640号。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、pp. 265-266。

<sup>48</sup> 町田則文「創業時代の台湾教育（承前）」、『教育時論』第636号。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、p253。

<sup>49</sup> 同上、pp. 253-254。

<sup>50</sup> 国府種武『台湾における国語教育の展開』（第一教育社、1931年6月、p6）によると、英人を父とし台湾人を母に持つ吧連徳は、英語が話せるということで、学務部開設以来通訳として伊沢部長の下に使われていたという。また『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、1939年12月、p10）には、「吧連徳ハ香港ニ於テ高等学校ヲ卒業シ頗ル英語ニ熟通セル者ニ有之」という記述がある。

<sup>51</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p157。

ここではまだ漢字を提示することがなく、英語と台湾語の二重通訳で試行的に授業が行われた。授業の内容は、まずは文字によらず「実物を示し」、音声だけで「その名称等を授け」、次に「片仮名を授け」、これによって「単語を授け、会話に及ぼす」ということであった。

ところが、芝山巖学堂が設置された当時の社会混乱と言語不通により、教育者と台湾人の間には多大な障壁が立ちはだかっていた。月給十円を支給してまで柯秋潔と朱俊英を生徒にしたほどなので、生徒募集の困難さは想像に難くない。伊沢は、士林住民に日本語教育を受けるように説得した時の情景を、次のように記述している。

其の翌日、村の者どもが恐る恐るやつて来ました。御承知の通り、士林には、其の当時、進士が一人が居りました。進士は陳と云ひ、又潘と云ふ挙人もおりました。秀才位の人  
は余程多く有りました。どんなことを云ふかと怪しみながら来ました。私が出て、自分  
が台湾にきたのは戦争する為めで無く、奸細をするのでも無い。お前達を日本帝国の良  
民にしようと思つて来たのであると、子供に申す様に懇々と話をしたが、半信半疑であ  
るけれども、兎も角、私も子供を出しませうと、重立ちたる子供を翌日から無理と掴へ  
て日本語を教へ始めました。<sup>52</sup>

伊沢の呼び掛けに対し、士林街の住民たちが「怪しみながら」出てきて、「半信半疑」で子供に日本語を学ばせるところに、日本語教育の生徒募集に対する不信感が如実に表されている。伊沢によると、「貴君等の不利とならず利益となる様にするからと、二時間も懇々と説き聞かせたので、彼等も漸く了解し」<sup>53</sup>たという大変さであった。このように辛うじて生徒を募集した伊沢は、ようやく芝山巖学堂での日本語教育を本格的に始め、「教授法も教科書も全然ない」中で、「研究と応用とを混合し、教授しつゝ教授法を研究し、多少得る所があれば尚一歩進めて研究する」<sup>54</sup>というように、試験的な第一歩を踏み出した。

生徒の一人であった潘光楷が当時の状況について回想したことをまとめてみると、次の<表2-5>のようになる。

<表2-5>潘光楷の芝山巖学堂についての述懐<sup>55</sup>

①士林住民との会談	我々は先生が来られると学生大人が来られたといったものだ。祖父(潘清成)は陳登元氏を呼び、前庭の四阿造の建物の中で先生と会談されたが、その時先生は筆談を主とし、時々英語をまじへられた。私は先生が「教者学之半也」と書かれたのを見て、先生は学問のある方だと驚嘆した。
-----------	--

<sup>52</sup> 伊沢修二「台湾教育に対する今昔の感」、『台湾教育会雑誌』第80号、1908年11月、p41。

<sup>53</sup> 前掲『楽石教界周遊前記』、p209。

<sup>54</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p157。

<sup>55</sup> 台湾教育会『伊沢修二先生と台湾教育』、1944年12月、pp.19-21。



②日本語教育への応募	祖父は先生を廟へ案内し、廟の借上げにも尽力し、又子弟を登校させることも承諾した。私の家や親戚から四名（潘光楹、潘光楷、潘迺文、潘光明）と陳登元の子陳兆鸞等が最初の生徒となった。
③芝山巖学堂における授業の光景	私たちは板に墨を塗って黒板を作り、廟の正庁の香卓をとりのけ、先生の椅子を囲んで直接授業を受けた。私たちも廟に合宿した。先生は二階に、私たちは下に戸板をしいて寝た。炊事は私たち炊事夫を雇ってしてもらった。はじめ一週間位は先生はやさしい方だと思つたが、やがて大変厳しい方だと思はれた。先生はまづ「アイウエオ」の五十音を教へられた。次に単語、それから簡単な会話に進まれた。発音が悪いと、よく大声で叱咤された。
④生徒との会話	初め先生は二階から降りて来て、「今夜汝何処に寝るや」と漢字で書き、我々は漢字で「此処に寝ます」と書いて御答へした事があつた。これが先生との最初の会話である。
⑤日本語と台湾語の交換授業	六氏先生の中、中島先生は殊に漢文に熱心で、私の家によくこられた。学堂では井原先生・中島先生らは私らにつき台湾語を研究され、先生は私たちに国語を、私たちは先生に台湾語をといふやうに、実にたのしく打ちとけて学ぶことが出来た。

これで分かるように、住民との会話は「筆談を主とし」、生徒との会話は「漢字で書き」ということで、日本語と台湾語の交換授業も「漢文」によって行われたのである。

このように苦心工夫して、9月20日に至ってようやく27名の生徒が集まり、それを三組に分け日本語の授業を行っていた。ここで、伊沢と部員らは台湾語の研究に着手することによって会話教科書を編修する一方、漢字漢文を媒介語とする対訳法によって日本語教育を展開した。三組の生徒をまとめてみると、次の<表2-6>のようになる。

<表2-6>芝山巖における日本語教育の生徒<sup>56</sup>

	甲組	乙組	丙組
担当	井原順之助	中島長吉	桂金太郎
生徒	柯秋潔、潘光楹、陳兆鸞、潘光明、潘迺文、潘光楷	朱俊英、葉寿松、邱龍凶、張経、張栢堂、郭廷猷、吳明德、劉銘臣	林隆寿、施錫文、施錫為、柯秋金、柯秋江、吳文明、施錫輝
特色	最初の入学生で、略々日本語を解し得るので臨時傭として若干の日給を与へられた。	最初に入学を許可した者の内若干名と新入生を混成したもので、年齢已に長じ漢文の素養があつたので、爾後数ヶ月の伝習を経	最後に入学を許可したもので、年齢尚幼少で漢文の素養に乏しく、将来一般の小学校に日本語の1科を置く際の学習方法を

<sup>56</sup> 台湾教育会『芝山巖誌』、1933年2月、pp. 9-10。

	て教員又は吏員に採用し得べき見込みのものであった。	研究するの用に供したのであった。
--	---------------------------	------------------

1896年（明治29）年元旦、反日蜂起により<sup>かとりみちあき</sup>楫取道明<sup>57</sup>（1858－1896）ら六名の教師が命を落とした芝山巖事件の発生まで、これらの生徒を対象に行われた日本語教育は約半年間続いた。この間、「教科書編纂と教科書使用とは同時であつて、編纂しては教へ、教へては編纂する」<sup>58</sup>ことによつてできたのが、「新領地台湾ノ人民ニ日本語ヲ伝習スル」<sup>59</sup>ことを目的に編纂された最初の教師用指導書『日本語教授書』（台湾総督府民政局学務部、1895）と、「台湾土人ニ我ガ現行ノ国語ヲ教へ又本国人ガ台湾土語ヲ学ブ」<sup>60</sup>ことを目的に編纂された『新日本語言集甲号』（同前、1896）である。この二冊は後に設置された国語伝習所の参考用書としても用いられた。

#### 四 『日本語教授書』に見る日本語教授法

伊沢修二によつて考案された日本語教授法を考察するには、当時の授業内容、教授手順及び指導方針が詳しく記載された『日本語教授書』が適切である。序文に、「此書ハ本島人中稍々教育アリテ古体ノ漢文ヲ解シ得ル青年生徒ノ学力ヲ標準トシテ撰修シタルモノ」<sup>61</sup>とあるように、対象とする生徒は主に<表2-6>に挙げられた甲組と乙組の生徒であつた。また、「之ヲ幼年生徒ニ適用セントスルモノハ、大体本書の所説ニ依遵シテ、猶ホ簡易ナル幾多ノ言語文辞ヲ交エ、徐々ニ進学セシムルヲ要ス」<sup>62</sup>とあるように、丙組のような幼年生徒を対象とする場合は、台湾語によつて「簡易ナル幾多ノ言語文辞」を交えて教えることも考えられている。さらに、「此書ノ主旨ハ全ク日本語ヲ本島人ニ教フルニ在ルヲ以テ其訳語ハ務メテ日本ノ語法ニ率由セシメタリコレガ為メ時ニ土言又ハ漢文ノ典則ニ不馴ナルヲ致スハ亦止ムヲ得ザル所ナリ」<sup>63</sup>とあるように、「土言」や「漢文」を書き記す漢字を提示することは、単に日本語の意味を理解させるためである。

構成から見ると、『日本語教授書』は①語学初歩、②日本文法、③「字音変化」の三部構成からなっている。その内容をまとめると、次の<表2-7>のようになる。

<sup>57</sup> 山口県士族の出身で、1858年（安政5年）に萩に生まれた。父は楫取素彦で、母は吉田松陰の妹の寿子である。1875年（明治8年）司法省に出仕、次いで各地の裁判所に職を奉じ、後太政官、内閣、農商務省等に転勤して1893年（明治26年）に退職した。1895年（明治28年）5月台湾総督府雇員として渡台、学務部員として芝山巖学堂において日本語教育に従事した。（鳥居兼文『芝山巖史』、芝山巖史刊行会、1932年12月、pp.243-244）

<sup>58</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p157。

<sup>59</sup> 台湾総督府民政局学務部『日本語教授書』、1895年11月、緒言p1。

<sup>60</sup> 台湾総督府民政局学務部『新日本語言集甲号』、1896年2月、緒言p1。

<sup>61</sup> 前掲『日本語教授書』、緒言p1。

<sup>62</sup> 同上。

<sup>63</sup> 同上、緒言pp.1-2。

<表 2-7> 『日本語教授書』の構成と内容

①語学初歩	1. 五十音ヲ教授ス	清音
	2. 濁音次清音ヲ教授ス	濁音、半濁音
	3. 片仮名ニテ若干語ヲ教フル後漢字ヲ傍書シテ其ノ意味ヲ悟ラシムベシ	名詞
	4. 拗音ヲ授ク、其ノ応用ニ及ボス	拗音、名詞
	5. 数字ノ音ヲ教ヘ兼テ其練習ニ及ブ	数詞
	6. 代名詞ノ普通ナルモノヲ教フ	代名詞
	7. ガ、ノ、ニ、ヲ等 (テニヲハノ初歩) ヲ教フ	助詞
	8. 普通ノ動詞若干ヲ授ケ兼ネテ其応用ヲ教フ	動詞文
	9. 動詞ノ現在過去未来ノ時化法ヲ教フ	動詞の時制
	10. 左ノ如キ動詞ヲ授ケコレニヨリテ次ノ話文ヲ作り時化法ノ練習ヲナサシム	動詞の時制
	11. 左ノ名詞及動詞ヲ授ケ併セテ話文ヲ教フ	動詞文、形容詞文
	12. 常言ト敬辞トノ別ヲ教フ	敬体と常体
	13. 左ノ名詞ト動詞トヲ授ケ連用言ノ例ヲ教フ	「N ガ～」構文とテ形接続
	14. 左ノ名詞ヲ授ケ二個以上ノ名詞ヲ繋ギテ用フル例ヲ教フ	「N1 ト N2」と「～ハ～ガ～」構文
	15. 二個ノ文章ヲ連続シテ一個ノ話文トスルコトヲ教フ	テ形複文と会話練習
	16. 本部編輯新領地用会話篇ニ基キ学生ニ適當ナル会話ヲ作りテ之ヲ授ク	会話練習
	17. サキニ片仮字ノミニテ書キタルモノヲ漢字交リ文ニ改ムルコトヲ教フ	漢字仮名交じり文で教授する
	18. 新領地用会話篇ニ就キテ会話ヲ授ク	会話練習
	19. 「…スルコト…」ノ語法ヲ教フ	形式名詞「コト」
	20. 前二課ニ基キ各生徒ヲシテ随意作文セシメ教師之ヲ補足シテ問答ヲナス	会話練習
	21. 会話篇ニ就キ左ノ如キ会話ヲ授ク	会話練習
	22. 仮字ノ事ニ就キ左ノ会話ヲナス	会話練習
	23. 会話篇ニ就キ左ノ練習ヲナス	会話練習
②日本文法	1. 日本文典ノ大略ヲ教フ	名詞、動詞、助詞
	2. 任意ニ容易キ会話ヲ教フ	会話練習
	3. 会話篇ニ就キ顧客ト商估トノ対応ニ托シテ常言ト敬辞トノ使ヒ方ヲ教フ	会話練習
	4. 官員ト人民トノ対話ニ托シテ常言ト敬辞トノ使	会話練習

	方ヲ教フ	
	5. 文法ニ移リ左ノ諸項ヲ授ク	形容詞、副詞、感嘆詞
	6. 左ノ如キ会話ヲ授クコレ亦貴人ト生徒等トノ会 見ニ托シテ常言ト敬辞トノ使方ヲ教フルモノ ナリ	会話練習
	7. 形状言ノ比較法ヲ教フ	「N1はN2より～」構 文
③字音変化	此変化ヲ教フル旨意ハ彼等ヲシテ一字一語モ字音 仮字遣ヒヲ誤ラザルヤウセシメントニハ非ズ唯現 今日本ノ文学ハ皆此法ニ依リテ記述セル故能ク之 ヲ読ミ得ルマデニ了得セシムルヲ以テ足レリトス	歴史的仮名遣いの教 授

『日本語教授書』の中に見られる教授法は、媒介語としての漢字漢文や台湾語を提示し、日本語を教えるということから、対訳法と呼ばれている。ところが、これは日本語をそのまま台湾語に訳して教えるのではなく、まずは語や文の発音と仮名文字を書く練習から始め、それに習熟してからはじめて漢字を示して意味を理解させ、最後には文を作らせ、それについての問答による会話練習で定着を図るという手順であった。即ち、ここで利用された漢字漢文による対訳は、あくまでも意味を理解させるための中間的な補助道具に過ぎず、実際には「直接法」と「対訳法」が併用され、①漢字を介さず日本語による「直接法」でまず単語や会話文を教える、②読み書きができてから漢字を示すことによる「対訳法」で意味を理解させる、③また「直接法」で問答形式による会話練習で習得したものを固めていく、という三段階の教え方がなされた。

実際の内容を見てみると、

(1) <sup>愛</sup>アイ <sup>柄</sup>エ <sup>上</sup>ウエ <sup>魚</sup>ウオ <sup>秋</sup>アキ <sup>桶</sup>オケ <sup>池</sup>イケ <sup>蚊</sup>カ <sup>木</sup>キ

(2) <sup>我</sup>ワタシ <sup>ニ</sup>ニ <sup>汝</sup>アナタ <sup>ノ</sup>ノ <sup>花</sup>ハナ <sup>ヲ</sup>ヲ <sup>与</sup>クダサイ

(3) <sup>ホー</sup>与 <sup>ゴァー</sup>我 <sup>リー</sup>汝 <sup>エ</sup>的 <sup>ホェー</sup>花

というように、漢字漢文が日本語の意味を理解させる道具として利用される<sup>64</sup>ことが、一番大きな特徴であることが分かる。最初は(1)のように単語の上に漢字を傍書きし、単語についての意味を理解させ、文の段階になると(2)のように漢字では表記できない助詞や助動詞以外の語には漢字をつけ、さらに文法を説明した上で(3)のように台湾語の訳文を提示して日本語文の意味を確認するというのが対訳法の主な教え方であった。要するに、表意性の強い漢字と音声言語である台湾語を日本語の意味理解を助けるために利用したことが、『日本語教授書』に見られる対訳法の特徴である。

<sup>64</sup> 前掲『日本語教授書』、pp. 2-6。

このようにして、常に日本語を「台湾語と比較対照して、彼我の意味を明に通曉せしむるを以て主眼」<sup>65</sup>とする対訳法は、『日本語教授書』を用いて日本語教育が行われた芝山巖学堂において開発され、その後台湾の14か所に設置された国語伝習所時代を経て、公学校の初期に至るまで唯一の日本語教授法として使用された。

### 第三節 伊沢修二の語学研究—言語の音声面を重視する姿勢

従来伊沢修二に関する研究と言えば、彼の思想の根底にある国家主義を同化政策と関連して検討したものが多し。大久保利謙と上沼八郎は「伊沢修二の国家主義教育思想」において、伊沢修二を「所謂『開拓的教育家』として、建設期の明治教育にとってプロモーターであった」<sup>66</sup>と位置づけ、生涯を通じて「一貫して流れている行動のエネルギーのみならず」が「『国家教育』観」にあった<sup>67</sup>と見た上に、「伊沢は『国土』の本領に基づいて、原則的には『日本語教育』を通じての皇民化政策を行う」<sup>68</sup>と分析している。

植民地期台湾の日本語教育に関して見れば、伊沢がそれに精力的に従事することができたのは、忠君愛国の国家教育を植民地に移植することに対する堅実な信念によるところが大きかったことは否めない事実である。だが、それだけで短時間のうちに日本語教育を成立させようというのはそう簡単なことではなかつたろう。実際の教育面から観察すれば、伊沢がアメリカで自分の拙い英語の発音を矯正するために学んだ視話法

(Visible Speech) を、台湾における日本語教育にも応用したことは大きな意義を持つことである。この視話法の応用によって開発された台湾語仮名は対訳法による日本語教授に大きな役割を果たしたのみならず、それ以降の台湾語研究の基盤を築くことにも大きく貢献した。このような伊沢の言語音声面を重視した姿勢を明らかにすることは、彼が構想した台湾における日本語教育を理解する上では欠かせないプロセスだと考える。

#### 一 漢学の学習と洋学への志望

伊沢修二は信濃国高遠藩の出身で、幼少期に藩校進徳館に入学して漢学を学習し、また和歌俳諧にも興味を持った。自叙伝ではその好学ぶりについて、「十二三歳の時既に四書五経の素読及講義を了り、それより和漢の歴史唐宋八大家文の無点読誦を為し、余暇には詩を作り文を属し、又和歌俳諧の道にも心を寄せた」<sup>69</sup>と記されている。漢学の学習によって学問に目覚めた伊沢はその後、西洋文明に心を引かれるようになり、洋学を学ぼうとした。しかし、「当時洋学科の設がなかつたからして、一に和漢の翻訳書に頼るの他は無かつた」という方法で、「科学、文学、数学、兵学、法学等の諸学科に互り、当時世に行はれた翻訳書」などの本は、「幾回閲読したかわからぬ程」広汎な読書

<sup>65</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p210。

<sup>66</sup> 大久保利謙、上沼八郎「伊沢修二の国家主義教育思想—明治教育思想の一系譜—」、『名古屋大学教育学部紀要』第5巻、1959年3月、p44。

<sup>67</sup> 同上。

<sup>68</sup> 同上、p50。

<sup>69</sup> 伊沢修二君還暦祝賀会『楽石自伝教界周遊前記』、1912年5月、p3。

をした<sup>70</sup>。

1867年（慶応3年）、高遠藩が「幕府の命令にこたえて人馬継立などの諸役」に任じられたため、伊沢は「年長藩士十数名とともに、剣や銃をたずさえ」て、江戸勤番に出た<sup>71</sup>。「翻訳書に頼る」だけでは満足しない伊沢の洋学研究の志望は、この時勃然として高まった。伊沢はこれについて次のように述べている。

江戸在勤中は、何か洋学独習の良い手引となる書物はないかと、諸方を見廻る中に柳原で英和对訳辞書の古本を見出し、鬼の首でも取った様な気がしてこれを求め、此他ガラタマの単語篇とウエーランドの経済学（英書）とを何処かで購ひ帰り、四谷見付の番所に於て、同僚に叱られ又は嘲られながら暇さへあれば字引と首引でこれを読んだのであった。<sup>72</sup>

このように、「英和对訳辞書」と「ガラタマの単語篇」を手に入れ、「鬼の首でも取った」ように喜んだ伊沢は、「同僚に叱られ又は嘲られながら暇さへあれば字引と首引で」、英語の独学を始めた。しかし、程なく佐幕に傾いた藩論が突然勤皇の意思に変わり、伊沢はまた一行に随って上洛することとなった。京都に行っても英語を学びたい一念で教師を探し回ったが、「英学者といふものは、一人も居なかった」ということで、叔父の須田経哲（1825-1908、別名泰嶺）の斡旋で蘭医の泰斗である岩佐純（1836-1912、別名元珪）の蘭学塾に通学し、『荷蘭文典』の素読を受けた<sup>73</sup>。

1869年（明治2年）、伊沢は学問によって身を立てようと、両親を説得して高遠を出て、東京に行く決意をした。東京に行くと、「単に書物を読むといふのみでなく、洋人と話も出来る様になりたい」という願望がますます強くなり、「漂流して米国に到り、多年欧米人と交つて、自由に洋人と話すことが出来る」中浜万次郎（1827-1898、別名ジョン万次郎）を住所に訪ね、自分を弟子にするように頼み込んだ<sup>74</sup>。伊沢は、これについて次のように述べている。

或日其住所なる深川の高橋の向、釜屋堀八右衛門新田に訪ねた、面会して正則英語<sup>75</sup>を学びたいといふ志望を述べた所が、中浜氏は、自分は従来家弟子を採らぬことにしてをったがさういふ篤志ならば特別に教へてやらうといふので、諾せられ、先づスペルリン

<sup>70</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、pp. 3-4。

<sup>71</sup> 上沼八郎『伊沢修二』、吉川弘文館、1962年10月、pp. 23-24。

<sup>72</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p7。

<sup>73</sup> 故伊沢修二先生記念事業会編纂委員『楽石伊沢修二先生』、1919年11月、p12。

<sup>74</sup> 同上、pp. 15-17。

<sup>75</sup> 明治初期の英語教育論には、正則英語と変則英語という言い方があった。もともとは洋学教育研究機関である開成学校において、「語学」を正則、「講読」を変則と名付けたことに由来する。その後、英語教授法の違いとして、発音会話と反復練習を重視する外国人教師による授業を「正則」、発音に注意せず講読を中心として内容の理解に重点を置く日本人教師による授業を「変則」と呼ぶようになったのである。（清水稔「外来文化の受容の歴史から見た日本の外国語学習と教育について」、『文学部論集』第94号、仏教大学、2010年3月、p7）

グから教へてくれた。<sup>76</sup>

だが、程なく中浜が政府の欧州視察の通訳随員として渡欧したことによって、伊沢の英語学習はまたやむを得ず中断された。途方に暮れた結果、伊沢は米国宣教師のカロザース（Christopher Carrothers、1840-?）について、バイブルを読むことで英語の学習を続けた。

## 二 アメリカ留学と視話法

1870年（明治3年）、伊沢は念願の洋学研究の志望が叶い、明治政府の人材育成の計画により、東京に新設された大学の一つである大学南校に、貢進生として入学することとなった。大学南校は、外国語や歴史、地理、物理、科学などの洋学を学ぶことで設立された学校なので、授業は基本的には外国人教師によって外国語で行われていた。すでに中浜万次郎とカラゾルから英語を学んでいたことによって、伊沢は最もレベルの高い「英一ノ部」に配属され、本格的に洋学の研究を始めた。当時の授業内容を提示すると、次の〈表2-8〉のようになる。

〈表2-8〉大学南校における「英一ノ部」の時間割<sup>77</sup>

担当教師	科目
フルベッキ	代数学
グリフィス	文学、修身学、化学、地理学、生理学
ヴィーダー	窮理学（物理学）、算術
ハウス	文典、作文、読方、歴史

大学南校で西洋の学問と語学を学習した伊沢はその後、第一番中学幹事、工学部技師、愛知師範学校長の経歴を経て、1875年（明治8年）には師範学科取調のため、留学生としてアメリカに派遣された。マサチューセッツ州ブリッジウォーター師範学校に入学した伊沢は、「学科の成績に於ては敢へて彼地の生徒には劣らず、常に中以上の席次を占めてをつた」<sup>78</sup>というほど勉学に励んだ。ところが、以前から常に持っていた「単に書物を読むといふのみでなく、洋人と話も出来る様になりたい」という願望がなかなか実現できず、伊沢を大いに悩ませた。この悩みについて、伊沢は次のように述べている。

余は外国語をば、十八歳の時から始めたのであるが、前に既に語つた通り、初はオランダ語を学び、後東京に出て、オランダ語の素地に成れる英語の先生に学んだなど、いふ経歴で随分ヒネクレタ英語でやつて来たのであるから、中々向ふの人に解る様に話すこ

<sup>76</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p12。

<sup>77</sup> 奥中康人『国家と音楽—伊沢修二がめざした日本近代—』、春秋社、2008年3月、pp. 93-96。

<sup>78</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p27。

とが出来ぬ、これには非常に難儀をしたのであつた。<sup>79</sup>

1876年(明治9年)、自分の「ヒネクレタ英語」をなんとか矯正したいと思っていた伊沢は、フィラデルフィアで開催される米国独立百年記念博覧会に参加し、偶然にも聾啞者の発音指導に用いられる視話文字を見かけた。伊沢は、当時の気持ちについて次のように記している。

其所に希臘文字でも羅甸文字でも無い、一種奇態な文字の掛図が有つた。そこでこれを同会の理事に質ねた所が、これは啞子に教へる文字だといふことで、余は奇異の思を為して、誰か實際此の文字で啞子に発音させるものがあるかと問うたれば、それはボストンに居るグラーム・ベル氏であるから、詳しいことは同氏に就いて質ねたら可からうといふことであつた。此話を聞いて余は暗夜に光明を得た程に喜んだ。啞子にさへも、ものをいはせることが出来るならば、通常人の余が発音の矯正を受け得られぬ筈はないと。

80

このように、「暗夜に光明を得た程に喜んだ」伊沢は、すぐ電話の発明者で有名なグラハム・ベル(Alexander Graham Bell, 1847-1922)を訪ね、現代なら調音音声学(articulatory phonetics)の領域に属される視話法の指導を受け、英語の発音を矯正し、「中々向ふの人に解る様に話すことが出来ぬ」という「難儀」を解決した。

伊沢の説明によれば、視話法とは「読んで字の如く、人の口より発する音を耳で聴くことの代りに目で視る」<sup>81</sup>ことである。さらに的確にいうと、「その耳をして能くその音を聞かしめんには先づ発音器の位置開閉の度等を機械的に構成して口に其音を發せしめると同時に耳に其音を聞くに慣れしめ漸く練習の度数重なるに至りて始めて真個の音を聞き且發するを得しむる」<sup>82</sup>ことである。簡単に言えば、音声記号を見て発音練習をすることであるが、その発音がどのように人間の発音器官によって作られるかを、音声記号によって明確に指示されることが、視話法の最も大きな特徴として挙げられる。これは1867年にグラハム・ベルの父であるメルヴィタル・ベル(Alexander Melville Bell, 1819-1905)によって発明されたものであるが、その発音記号の概要を伊沢修二「本邦語学ニ就テノ意見」によってまとめてみると、<表2-9>と<表2-10>のようになる。

<表2-9>視話法に見る子音記号<sup>83</sup>

<sup>79</sup> 前掲『樂石自伝教界周遊前記』、p27。

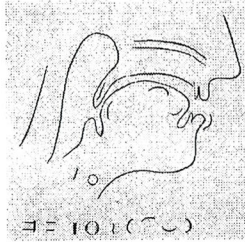
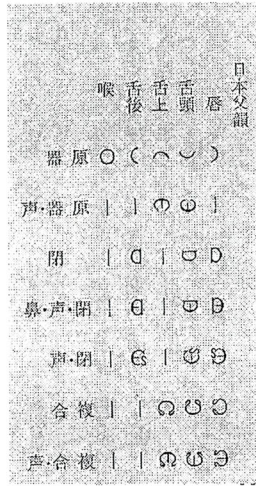









<sup>80</sup> 同上、pp. 36-37。

<sup>81</sup> 伊沢修二「視話法について」、『伊沢修二選集』、信濃教育会、1958年7月、p769。

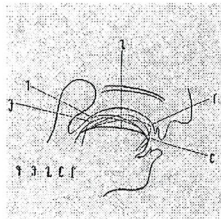




<sup>82</sup> 伊沢修二「東北地方発音矯正法に就ての弁」、前掲『伊沢修二選集』、p761。

<sup>83</sup> 伊沢修二「本邦語学ニ就テノ意見」、前掲『伊沢修二選集』、pp. 684-686。



 <p>コ = 10 (へん)</p>  <p>日本父韻</p> <p>器原 ○ (へん)</p> <p>声・器原     の 〇  </p> <p>閉   〇   〇 〇</p> <p>鼻・声・閉   〇   〇 〇</p> <p>声・閉   〇   〇 〇</p> <p>合・復     〇 〇 〇</p> <p>声・合・復     〇 〇 〇</p>	唇音		「唇ニ象」る。[b] [p] [m] の類。
	歯音		「舌頭ニ象」る。[t] [d] [n] の類。
	硬口蓋音		「舌上ニ象」る。[c] [ç] の類。
	軟口蓋音		「舌後ニ象」る。[k] [g] [ŋ] の類。
	鼻音		「『ユブラ』ニ象リ、即之ヲ垂レルト、息ガ、鼻ニ入り鼻ガカタ声ガする。[m] [n] [ŋ] の類。
	声門音		「喉ノ下ノ発声線ガ開イタノニ象」る。[h] にあたる。
	有声音		「発声線ガ互ニ密合シテ、一線トナツタルノニモノ」である。[b] [d] [g] の類。
	摩擦音		説明なし。[s] [z] の類。
	破裂音		説明なし。[p] [t] [k] の類。

<表 2-10> 視話法に見る母音記号<sup>84</sup>

 <p>日本母韻</p> <p>舌ノ</p> <p>後部 中部 前部</p> <p>高      </p> <p>広・高      </p> <p>中      </p> <p>広・中      </p> <p>低      </p> <p>広・低      </p>	非円唇前舌高母音		「上部ノ右側ニ『・』即チ付点ガアル故、舌ノ前部ガ高イ位置デ、発スル音デ、即チ日本ノ『イ』ノ音」である。
	非円唇前舌中母音		「上下ノ右側ニ、付点ガアル故、舌ノ前部ガ中程ノ位置ニアル音デ、日本ノ『エ』」である。
	円唇奥舌高母音		「上部ノ左側ニ付点ガアル故、舌ノ後部ガ高イ位置ノ音」で、「之ニ横線ヲ加へ」たのは「ロヲ円クスルコトを示シタモノデ、日本ノ『ウ』ノ音」である。
	円唇奥舌中母音		「上下ノ左側ニ付点ガアリ、又横線ヲ加ヘテ」あるため、「舌ノ後部ヲ中程ニ据ヘ置キロヲ円クシタモノデ、日本ノ『オ』ノ音」である。

<sup>84</sup> 前掲「本邦語学ニ就テノ意見」、pp. 686-688.

	非円唇中 舌中母音	ㄐ	「上下左右ニ勾ヲ付ケタモノ」で、 「舌ノ前後トモ、同時ニ中程ヨリ少 シ広イ位置ニ在ルコトヲ示シタモ ノデ、日本ノ『ア』ノ音」である。
--	--------------	---	---

このように、発音器官である咽喉、口腔、鼻腔、舌、唇の位置と発音方法を、<表 2-9>と<表 2-10>に挙げられた記号によって示し、そして音声を聴きながら、その示された位置と方法で発音練習をすることが視話法である。これには、話者がどのように音を作るかという観点から捉えた、生理学的な分野である調音音声学の知識がある。この視話法によって、英語の発音を矯正した伊沢は、その知識の応用について次のように述べている。

其後私は日本へ帰つて来て、或は啞子に物を言はせることもやつて見た。それも可なり成功している。又自分の英語も甚だ不完全ではあるけれども、大概英語と聞えるやうな正しい英語と言つても宜いだらうと思ふだけにできるやうになつた。又支那語を学ぶ事に付てもこれを応用しやうと云ふ事も多年考へて居つた。台湾へ行つても台湾人に日本語を教へるとか、或は日本人に台湾語を教へる事に付ても、此法の字は用ひないが、其主義は余程応用したことがある。<sup>85</sup>

「此法の字は用ひないが、其主義は余程応用した」という伊沢は、「漢字ヲ傍書シテ教フルハ必ず仮名ノミニテ十分発音ニ熟シタル後ニ於テスベキ」<sup>86</sup>という音声指導を重視した態度で、台湾人生徒の日本語教育に臨んだ。また、日本人講習員の台湾語教育に際しても、「朝から晩までバアバアとやらせた」というように、「発音の理法に随つて、目で見て後、耳で能く聞き、さうして会得していく」<sup>87</sup>方法で訓練を施した。即ち、<表 2-9>と<表 2-10>のような音声記号こそ用いなかっただが、26歳の時に視話法を学んだ伊沢は20年後になって、その音声の生成方法に関する知識を応用し、短期間のうちに日本語教育の基礎付けに大きく貢献したということである。

### 三 日本語教育における視話法の応用

#### ①『日清字音鑑』

渡台前の伊沢は日本語教育に備え、『日清字音鑑』を著していた。これは視話法の原理を応用し編修されたもので、日本で初めてとあってよいくらいの中国語発音字典である<sup>88</sup>。緒言には、視話法の応用について説明した一節がある。

<sup>85</sup> 前掲「視話法について」、pp. 772。

<sup>86</sup> 台湾総督府民政局学務部『日本語教授書』、1895年11月、p4。

<sup>87</sup> 伊沢修二「台湾教育に対する今昔の感（承前）」、『台湾教育会雑誌』第81号、1908年12月、p26。

<sup>88</sup> 埋橋徳良『伊沢修二の中国語研究—日中文化交流の先覚者—』、銀河書房、1991年3月、pp. 32-39。

従来、支那音ヲ我仮字ニ訳シ、又ハ羅馬字ニ訳セシモノ少カラズト雖モ、彼ニハ特有ノ音韻アルヲ以テ、其的中ヲ得ルコト甚ダ難シ。著者ハ、今彼我兩國ノ音韻ヲ生理的言理学、即チ視話法ノ原理ニ照ラシテ考究シ、我仮字ニ附スルニ、若干ノ記号ヲ以テシ、猶ホ數個ノ合字ヲ作りテ、其不足ヲ補ヒ、又四声ノ別ノ如キハ、更ニ言理上ニ考ヘテ、適宜ノ記号ヲ作り、新ニ我国字ヲ以テ、彼字音ヲ表明スルノ法ヲ設ケタリ。<sup>89</sup>

「彼ニハ特有ノ音韻アルヲ以テ、其的中ヲ得ルコト甚ダ難シ」とあるように、北京官話の複雑な発音を的確に表現したいというのが、伊沢の意図するところであった。そこで、視話法の音声学的原理により、日本の仮名文字を何らかの工夫を凝らして利用することが考案されたわけである。即ち、仮名文字に「若干ノ記号」を付け、「數個ノ合字」を作り、さらに「適宜ノ記号」で四声の別を表すことによって北京官話の字音を表記し、また構成上日本漢字音によって五十音の順序に分類し検索するということである。

『日清字音鑑』自体は台湾において大して役に立たなかったが、その仮名文字にいくつかの記号をつけ、視話法の原理によつて的確な発音を表示する発想は、その後応用され、台湾における日本語教育と台湾語研究に大きな影響を与えた。

## ②台湾語を表記する仮名文字

前述したように、芝山巖学堂における日本語教育は、表意性の強い文字言語である漢字と音声言語を媒介語として教える対訳法で行われ、実際は台湾人生徒に日本語を教えるながら、日本人教師が台湾語を研究することが中心であった。国語学校校長であった町田則文はこれについて、次のように述懐している。

土人に日本語を教授すると同時に、一方には、新に内地より渡来せるものに、台湾語を教授せざるべからざる(中略)内地人教員は、いづれも皆初めに苦心して台湾語を学び、日常の談話応対等に差支ざらむことを要したり、こゝに於てその台湾語研究の順序上、まづ第一着手として、台湾語を研究する順序方法を定めざるべからざるを感じ、伊沢先生主として、これに任ぜられ、即ちまづ台湾語の発音の性質及び其方法を知るを最大急務として、この方面の研究を行はれ、『台湾十五音及び字母表』といふもの及びその詳解の出版を見るに至れり。<sup>90</sup>

『台湾十五音及び字母表』とは、『訂正台湾十五音及字母表附発声符号』(台湾総督府民政局学務部、1896)と『台湾十五音及字母詳解』(同前、1896)のことである。両冊とも伊沢が渡台して一年余りの1896年(明治29年)の末に出版されたものであるが、1901(明治34年)年には訂正増補をした上で、『訂正台湾十五音字母詳解』(台湾総督

<sup>89</sup> 伊沢修二『日清字音鑑』、1895年6月、緒言p1。

<sup>90</sup> 町田則文「創業時代の台湾教育」、『教育時論』第637号、1902年12月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第30巻所収、pp.256-257。

府民政部学務課、1901)として再版されている。これも『日清字音鑑』と同じように、五十音の順序に分類し検索する台湾語の発音辞典である。「伊沢先生主として、これに任ぜられ、即ちまづ台湾語の発音の性質及び其方法を」研究したことから、伊沢がこの台湾語の発音辞典に大きく尽力したことが推察される。しかも、『日清字音鑑』と同じような構成で、仮名文字に何らかの記号を付けて日本語に見ない発音と声調を表記することからも窺えるように、これは伊沢の視話法の知識によって編成されたものに違いない。出版物には伊沢の氏名が明記されていないが、『日台大辞典』を編修した小川尚義の説明によると、

台湾ノ音ヲ記スルニ方リテハ、原トヨリ古キ仮字遣トイフモノナケレバ、前ノ学務部長タリシ伊沢氏ハ、日本ノ仮字ニテ記シ得ラレザル四五ノ音ノ為メニハ、在来ノ仮字ニ新シキ記号を付シテ、之ヲアラハスコト、シタリ。<sup>91</sup>

ということが分かる。渡台して一年あまりの短期間のうちに、「在来ノ仮字ニ新シキ記号を付シテ」、「台湾ノ音ヲ記ス」ことができたのは、伊沢の視話法の知識が功を奏したからであろう。小川が伊沢の考案した台湾語音の仮名記号についての説明をまとめみると、次の<表 2-11>のようになる。

<表 2-11>伊沢修二が考案した台湾語の仮名記号<sup>92</sup>

①タ行の符号字	チ ti ツ tu	「タ」行ノ第二音ト第三音ハ、羅馬字ニテ之ヲ記セバ、ti、tuノ音ナレドモ、本国ニテハ此ノ音ナク、従テ之ヲ記スル文字ナシ。故ニ従来ノ「チ」「ツ」ノ上ニ一線ヲ画シテ、「チ」「ツ」ヲ以テ之ヲ記スコト、セリ。
②サ行の符号字	サ tsa セ tse ソ tso	tsaヲアラワスニ、「サ」ノ字ノ上ニ一線ヲ画シタル「サ」字を以テ之ヲ記シ(中略)第四音ト第五音トヲ「サ」ニ準シテ「セ」「ソ」トナシタリ。
③出気音	カ・ア kha タ・ア tha パ・ア pha サ・ア chha	日本語ニ於テモ、談話ノ際ニハ屢々アラハルモノナレドモ、是ノアルモノトナキモノトヲ区別スル習慣ナシ。サレバ本国ノ仮字ニ記号ヲ付シテ、此ノ出気音ヲ書キ分クル必要アリ。是出気音ハ、「カ」行、「タ」行、「パ」行、「サ」行ノ四行、廿音ニ限り附属シテアラワル、音ナリ。
④鼻音	ム m	台湾音ハ、鼻音ニ三種アリ、羅馬字ニテハ m、

<sup>91</sup> 小川尚義「仮名遣ニ関スル調」、『国語研究会会報』第1号、1900年5月、p35。

<sup>92</sup> 同上、pp. 35-37。

	ン n ク ng				n、ngニ相当スルモノニシテ、判然ト區別セラ ルレドモ日本仮字ニ於テハ、通例「ン」ノ字 ヲ用井テ、是等三種ノ音ヲ區別ナクアラハシ 来レリ、中ニ m と n トハ、本国人ニ於テモ容 易ニ區別シ得レドモ、n ト ng トノ場合ニ於テ ハ、之ヲ區別スルコト非常ニ困難ナリ。
⑤八声（常音）	記号	声調	記号	声調	土語ニハ、所謂八声ナルモノアリテ、同シ「カ ウ」ノ音ニテモ之ヲ唱フル声ノ抑揚ニヨリテ、 交、狗、教、猴、厚等ノ種々異リタル意義ヲ アラハスカ故ニ、符号ヲ附シテ區別スルノ必 要アリ。
		上平	く	下平	
	ノ	上上	ノ	下上	
	ノ	上去	ノ	下去	
	ノ	上入	ノ	下入	
⑥八声（鼻音）	記号	声調	記号	声調	而シテ此等ノ韻ナル、「イ」ノ母音ヲ鼻ニカケ テ唱フルトキハ、普通ニ所謂鼻音ヲ生ズ。
	ノ	上平	ノ	下平	
	ノ	上上	ノ	下上	
	ノ	上去	ノ	下去	
	ノ	上入	ノ	下入	

＜表 2-11＞に挙げたこれらの記号を補助に、日本語の仮名文字で台湾語の発音を表記することができたことによって、植民地期台湾における言語教育は、「日本語を教えながら台湾語を学ぶ」ということで無事に第一歩を踏み出した。

以上考察してきたことに明らかなように、伊沢が自分の発音の問題を解決するために視話法を学び応用したことは、台湾の日本語教育において決定的な役割を果たし、重要な意義を持つ。換言すれば、いくら「教育に関係ない事は余り見て居りませぬ」という教育への情熱があっても、言語の音声面を重視する姿勢がなければ、短期間のうちに日本語教育の成立を見ることは難しかったに違いない。このような伊沢の志向により案出された台湾語仮名文字は『日本語教授書』をはじめ、初期の対訳法による教科書に広く使用されたのみでなく、その後日本語教育で台湾語の使用が禁止になってからも、日本植民地期が終るまで台湾語研究の重役を担っていた。

### 第三章 台湾総督府国語学校の設立と言語教育の推進

#### 第一節 台湾総督府国語学校の設立と教員養成

日本による植民地統治が始まった翌年の1896年（明治29年）3月31日、台湾総督府国語学校は伊沢修二の構想の下で、台湾総督府直轄諸学校官制<sup>1</sup>（勅令第94号）の発布によって設立されることとなった。国語学校は「国語」という校名にも示されているように、「国語」を台湾人<sup>2</sup>に教授することを本旨とし、そのための教員を養成し教育方法を研究する教育機関であった。国語学校の設立には、日本の台湾領有により日本国民となった台湾人に施されるべき「国語」教育を体系的に推し進めていくという意図があったので、この国語学校と並行して台湾全島の14か所に国語伝習所を開設することも予定され、「日本語の伝習の途を開き、以て施政上の便を謀り、進で教化の基を立て」<sup>3</sup>ることが図られた。

ところが、国語学校の設立は確定されたとは言え、まだ社会の秩序が安定しておらず、正式な校舎などの設備もなければ、異民族に対する「国語」教育の経験もほとんどなかった。師範部と語学部が生徒が正式に募集されるまでの約一年間は、日本語教育の研究や実施がなされた芝山巖学堂を仮の国語学校とし、伊沢の主導で日本内地から募集してきた講習員を国語学校の生徒に当て、日本語教師として各地の国語伝習所に派遣するため、短期間の台湾語<sup>4</sup>学習を中心とする授業を行った。

国語学校は、後に台北の発祥地である艋舺の学海書院に事務所が置かれ、南門街に校舎が新築されるに従い、校務運営も次第に軌道に乗るようになり、台湾教育令が発布された1919年に台北師範学校と改称されるまで、言語を異にする台湾人に日本語を教授するという「国語」教育における指導的な役割を果たしていた。

#### 一 伊沢修二による教育計画

台湾総督府による始政式が行われた翌日、大稻埕に看板を掲げ学務部の教育事務を開始した伊沢は、1897年（明治30年）になって教育予算の削減問題で民政局長水野遵（1851-1900）と対立し、学務部長の非職<sup>5</sup>を命じられた。国家主義教育の理想を植民地教育の開拓に託し渡台した伊沢は、2年間ほどの短期間でその教育開拓の任務を解除された。しかし、国語学校の創立から国語伝習所、公学校へと発展していった軌跡からも

<sup>1</sup> 第一条に「台湾総督府直轄諸学校ハ国語学校及国語伝習所トシテ国語学校ニ附属学校ヲ附設ス」と規定している。（台湾教育会『台湾教育沿革誌』、台湾教育会、1939年12月、p166）

<sup>2</sup> 台湾総督府は植民地期台湾における南島民族（オーストロネシア系民族）である先住民を「蕃人」（のち高砂族）、漢民族である閩南人と客家人を「本島人」と呼称していた。本論文で取り扱う台湾人は、当時総人口数の8割ほどを占めた、漳州と泉州から移住してきた閩南人をその対象範囲とする。

<sup>3</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p166。

<sup>4</sup> 日本統治期では、客家語が広東語、オーストロネシア諸語が蕃語と称されたのに対し、閩南語の系統に属する漳州語と泉州語は台湾語と称された。

<sup>5</sup> 『日本国語大辞典』第二版（第十一巻、小学館、2001年11月、p275）によると、非職とは「官吏が、身分・地位はそのままで、職務だけ免ぜられること」を指す。

明らかなように、50年間を通じた植民地下の台湾における教育体制の基礎はほぼ彼の構想した教育計画に沿って構築された。

しかし実際は、伊沢の教育計画は最初からはっきりと確定されたものではなかった。前述したように、渡台前に「言語の通ずることに力を尽し而して後漸次彼等の脳裏の開拓に取り懸かる」<sup>6</sup>と豪語していた伊沢は台北に到着してみると、「脳裏の開拓に取り懸かる」ことができるどころか、「言語の通ずること」さえも困難を極める窮状に陥った。

そこで伊沢は即刻、「日本語を輸入し繁雑なる漢文学に代ふる」という考えを一変し、「新領地人民ヲシテ、速ニ日本語ヲ」、「本土ヨリ移住セル者ヲシテ、日常須要ナル彼方言」<sup>7</sup>を習わせる方法を設ける必要があるとし、教育計画を「目下急要ノ教育関係事項」と「永遠ノ教育事項」の二つの項目に分けた上で、新領地台湾教育の方針に関する意見書として、台湾総督樺山資紀に提出した。その要点をまとめてみると、次の<表3-1>のようになる。

<表3-1>台湾教育の方針に関する意見書<sup>8</sup>（1895年6月20日頃提出）

項目		内容
目下急要ノ教育関係事項	①教科書の編輯	近易適切ナル会話書ヲ編輯スルヲ要ス。之ニ要スル人員ハ、彼方言ニ通ズル者、支那南辺語ニ通ズル者、英仏又ハ独語ニ通ズル者、和漢文学ニ通ズル者トス。
	②日本語教育と台湾語教育の実施	日本語及彼方言伝習ノ途ヲ開クヲ要ス。之ニ関スル設備ハ官衙等不用ニ属スルモノヲ以テ伝習所ニ充ツベシ。通訳官ヲ以テ其教員ニ充ツベシ。日本語伝習生ハ主トシテ新領地人民中ノ官吏志願者、又ハ中等以上ノ地位アル者ノ子弟、彼方言伝習者ハ主トシテ総督府ノ所属員、又ハ総督府ノ許可ヲ受ケタル者、伝習所外ニ於テモ日本語伝習ノ途ヲ開クベシ。
永遠ノ教育事項	③教員養成	師範学校ノ分、校舍校地ハ官衙等ノ不用ニ属セルモノヲ以テ之ニ充ツ。学校長ハ本土ニ於テ教育上ノ経験アル教育家ヲ以テ之ニ任ス。教員ハ日本語学ニ通ズル者、高等師範学校又ハ東京師範学校ヲ卒業セシモノ、其他適当ノ資格アルモノ、生徒ハ内地人ニシテ尋常師範学校ヲ卒業セシ以上ノ者、新領地人民ニシテ従前県試ヲ経タル以上ノ者。
	④普通教育の推進	模範小学校ノ分、校舍校地ハ前ニ同ジ、教員ハ師範学校ノ上級生又ハ其卒業生ヲ以テ之ニ充ツ。但最初ハ極テ速成ノ者ヲ用フ。生徒ハ

<sup>6</sup> 伊沢修二「国家教育社長伊沢君の台湾教育談」、『広島新聞』、1895年5月25日。『国家教育』第39号転載、1895年6月、p44。

<sup>7</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 6-7。

<sup>8</sup> 同上、pp. 6-9。

	最初ハ中等以上ノ人民ノ子弟ヲ入レ、漸次下級ノ人民ニ及ボス。
--	-------------------------------

台北で一週間ほど教育事務に取り組んだ伊沢は、台北で教育を授けられる対象を見つけるのは無理だと判断し、6月26日になって学務部を八芝蘭士林街付近の芝山巖に移転し、そこで約四か月間の日本語教育を行った。この間の成果が、前述した『日本語教授書』と『新日本語言集甲号』の出版である。

芝山巖における日本語教育に自信を得た伊沢は、自分の考案した教育計画をさらに具体化し、学務部施設事業意見書として民政局長水野遵に提出した。その要点を整理してみると、次の<表3-2>のようになる。

<表3-2>学務部施設事業意見書<sup>9</sup> (1895年7月20日頃提出)

項目	内容
①教育に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本語学校（分ちて国語伝習所及教員講習所とす）を設立し、将来教員たるべき者、若は吏員に採用すべき本島人生徒に日本語を教授すべし。</li> <li>2. 内地人にして通訳等に従事する者に、土語を教授することあるべし。</li> </ol>
②図書編輯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新領地用の会話篇を編輯して、本島人に日本語を教へ、内地人に土語を伝へ、以て彼我の思想を交通すべし。</li> <li>2. 本島用の各種教科書を編輯出版し、竝に本島の地理歴史等を調査して新領地誌を編輯し、施政上の参考に資すべし。</li> </ol>
③教員講習所設立要項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本所は速成を期し各地方の（一）小学校長若は教員たるべき者、（二）国語伝習所長若は教員たるべき者を補充するを以て目的とす。</li> <li>2. 講習生の資格は、（一）内地に於て小学校の教員たることを得べき総ての資格を有し、（二）身体強壯にして本島の暑熱瘴癘に堪へ、（三）言語明亮にして多く方言訛語を交へず、能く国語の教導を為し、（四）家事の係累なくして、五箇年以上本島の教育に従事すべき契約を為し得る者たるべく、其募集は内地に於て之を行ふものとす。</li> <li>3. 講習すべき学科は、（一）土人教育の方案、（二）本島普通の言語及文章、（三）国語伝習方案の三種とす。</li> </ol>

芝山巖学堂で「新領地人民の子弟を集め日本語を教授し又其地近傍の学者進士などゝ交際し傍新領地用の会話篇を編輯」<sup>10</sup>するなか、伊沢は文字言語の漢字と音声言語の台湾語による対訳教授法を確立し、また将来の教育事業を展望し、日本において小学校教員の資格がある者を国語伝習所の教師として養成する考えを明確にし、「本島の暑熱瘴癘に堪へ」、「言語明亮にして多く方言訛語を交へず」、「本島の教育に従事すべき契約を為し得る」ことを、その条件として挙げた。芝山巖学堂における日本語教育が緒に就くと、伊沢は教育事務を楫取道明などの学務部員に託した後、10月29日に日本語を教え

<sup>9</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 13-17。

<sup>10</sup> 「国家教育社記事」、『国家教育』第41号、1895年8月、p48。



る教員を募集するため、台南の安平から上京した。

東京に戻った伊沢は、間を置かずに11月14日の『大阪朝日新聞』に、12月初旬までに100名の台湾語研修生と50名の日本語教員志望者を募集する広告を掲載した<sup>11</sup>。最初は芝山巖学堂を教室と寄宿舎に充て、国語学校が12月に開設される予定であったが、民政局長の水野から募集人数に対する異議が唱えられたりしたため、事務的に種々の折衝を重ねた<sup>12</sup>結果、翌年の2月12日によりやく文部省修文館内に臨時学務部出張所を設置することとなり、講習員募集を正式に始めた。

この時期に台湾学事施設一覧が伊沢によって作成され、総督府講習員を募集することと、師範部と語学部から構成される国語学校を設立することがさらに明確な内容で示された。その要点を提示すると、〈表3-3〉のようになる。

〈表3-3〉台湾学事施設一覧<sup>13</sup> (1896年1月以降の作成と推測される)

項目	内容
要 急 事 業	<p>①総督府講習員（目下第一回募集）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的：国語伝習所、師範学校等の教員と土人に直接せる官衙の吏員とを訓練するにあり</li> <li>2. 甲種（教員となるべき者）：五十名 学科：土語、国語教授法、土人教育方案、体操、唱歌等</li> <li>3. 乙種（吏員となるべき者）：二十五名 学科：土語、支那尺牘及公牘、体操等</li> </ol>
永 久 事 業	<p>②総督府国語学校</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 師範部 目的：将来国語伝習所、師範学校の教員及小学校の校長となるべきものを養成す 学科：修身、教育、国語、漢文、土語、地理、歴史、数学、簿記、理科、唱歌、体操</li> <li>2. 語学部 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)本国語学科 目的：土人の青年学生に国語を教へ兼ねて須要の教育を施し将来台湾に於ける公私の業務に就かしめんとするにあり 学科：修身、読書、国語、作文、習字、算術、簿記、理科、唱歌、体操</li> <li>(2)土語学科 目的：内地人の青年者に土語を教へ兼て須要の教育を施し将来台湾に於ける公私の業務に就かしめんとするにあり 学科：修身、土語、読書、作文、習字、算術、簿記、地理、歴史、</li> </ol> </li> </ol>

<sup>11</sup> 吳宏明「日本統治下台湾の日本人教員—台湾総督府講習員をめぐって—」、『日本教育史論叢：本山幸彦教授退官記念論文集』、思文閣出版、1988年3月、p239。

<sup>12</sup> 謝明如『日治時期台湾総督府国語学校之研究(1896-1919)』、台湾師範大学修士論文、2007年6月、pp. 15-16。

<sup>13</sup> 伊沢修二君還暦祝賀会『楽石自伝教界周遊前記』、1912年5月、pp. 229-238。

		唱歌、体操
--	--	-------

要急事業としては講習員、永久事業としては国語学校がまず第一に取り上げられていることから分かるように、教員の養成が言語教育を推し進める上では欠かせない決定的な条件である。講習員の募集が正式に決定した時は、ちょうど楫取道明などの学務部員六名が芝山巖事件<sup>14</sup>で遭難した直後であるため、伊沢は「応募者中或は躊躇する者もあるか」と心配していた。ところが、部員遭難のことを如実に話して「禍難を慮つて中止を希望するならば、ソレは一向差支無い事」を伝えた結果、「一人も後込をする者なく、皆勇んで希望の意を表した」ということを、伊沢は意外に感じ、教育の前途に希望を持ち続けることができたという<sup>15</sup>。

## 二、講習員の台湾語教育

予選に合格した講習員の応募者は、1896年（明治29年）3月に文部省修文館に召集され、二次試験を経て、最終的には45名の採用が決定された。45名の講習員は全員師範学校の卒業生で小学校教育の経験者であった。第一回講習員の坂根十二郎は、文部省で行われた二次試験のことを次のように回顧している。

二十五日午前九時文部省修文館に至る、講習員募集委員は文部書記官寺田勇吉氏なり、又試験官は伊沢学務部長直接之を行ふ、試験科目は漢文和訳、和文漢訳、発音試験即ち五十韻、濁音、半濁音、捉音、特にチャ、チイ、チュ、チエ、チョ及びサシスセソ、又人物試験即ち口頭問答等なり。<sup>16</sup>

<表3-2>と<表3-3>にまとめられているように、講習員の募集は国語伝習所で日本語を教える教員を訓練することが目的で、「言語明亮にして多く方言訛語を交へず、能く国語の教導を為」すのが条件であるため、「五十韻、濁音、半濁音、捉音」などに関する日本語の発音試験が課されたのは、ごく自然な配慮と思われる。しかし、ここで注目したいのは「漢文和訳」と「和文漢訳」の試験である。これがなされたのは、即ち台湾における日本語教育に不可欠とされる漢字漢文の使用能力を重視した伊沢の考えによるものであった。伊沢は帰京する前、宣教師で教育家のバークレー<sup>17</sup>（Thomas Barclay、1849-1935）に台南で面会した時に、漢字の効力について次のように述べて

<sup>14</sup> 芝山巖事件とは、伊沢修二が台湾留守中の1896年1月1日に、日本語教育に従事した6名の学務部員（楫取道明、桂金太郎、井原順之助、中島長吉、関口長太郎、平井教馬）が反日蜂起した台湾人によって殺害された事件である。

<sup>15</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、pp. 227-228。

<sup>16</sup> 鳥居兼文『芝山巖史』、芝山巖史刊行会、1932年12月、p117。

<sup>17</sup> バークレーはスコットランドの出身で、青年時代にはグラスゴー大学に学び、電気学を研究した。その後、イングランド長老教会の宣教師となつて、1840年に渡台して台南において神学校の経営を通じ布教活動に取り組んだ。布教するため、台湾語の聖書をローマ字で書き表し、『台湾府城教会報』を発行した。1897年には、総督府から勲五等旭日章を授与された。（国府種武『台湾における国語教育の展開』、第一教育社、1931年6月、pp. 37-38）

いる。

支那にも台湾にも日本にも、漢字といふ利器がある、漢字で書きさへすれば大概な要件は弁ずる、現に我等が渡台して、兎も角従軍中から通弁なしに用務を弁してをるのは、全く漢字の効力である、故に漢字を媒介として日本語を教へたならば、ローマ字の如き迂遠な方法とは異つて、奏功必らず疑ひなしと云ふ意見であつた。故に、第一に台湾教育は漢字に依るといふ方針を立て、実行したのであつた。<sup>18</sup>

伊沢は「漢字といふ利器」を、芝山巖学堂において「近傍の学者進士など、交際」しているうちに発見し、それを日本語教育の実践に応用したことから、「台湾教育は漢字に依る」という漢字擁護論を固めたと思われる。

これを背景に採用された「漢字漢文も一ト通りは出来る」という45名の講習員は、1896年4月11日に台北に到着し、そして4月15日から7月1日の卒業式まで芝山巖において約二か月半の講習訓練を受けた。伊沢が卒業式に発表した演説<sup>19</sup>に基づいてその講習科目の内容をまとめると、〈表3-4〉のようになる。

〈表3-4〉芝山巖における講習員の講習科目

学科	内容
①台湾語	台湾土語は世人も知る如く、支那南部廈門語の系統に属し、學術上最困難なるにも拘はらず、短日月の學習にて、大抵普通の談話に通じ、教授上差支なきまでに至れり。先づ八声の區別より始め、漸く會話に及ぼし、小學校用書の翻譯に至れり。
②日本語教授法	先づ教授の理論を受け、後其理論に基きて、各自に教授案を作らしめ、且つ本島學生に就き、實地に授業をなさしめ、其の得失を批判して、益々其上進を図れり。
③支那公用文	支那公用文は誠に僅の日數にして、十分なることは為し能はざりしも、公文及尺牘十八篇を掲げ、各其例の一斑を示したれば、是にて一通の事は心得しむることを得たり。
④体操	体操は兵式体操の徒手・各個教練・柔軟体操・執銃各個教練の全体を一通教授したり。
⑤唱歌	唱歌は随意科として温習せしむ。
⑥博物學及衛生法	博物學は東京において、一二の博士學士に依頼して講習せしめ、動物剥製植物の腊葉等の法を、實物に就き教授したり。 衛生法は（中略）當地に適したる衛生法は勿論、救急療法の一斑に至るまで、嘗て此地に在りて經驗に富みたる、陸軍軍医に託し講習せしめたり。

<sup>18</sup> 前掲『樂石自伝教界周遊前記』、p215。

<sup>19</sup> 台湾教育會『芝山巖誌』、1933年2月、pp. 40-43。

二か月半にわたる講習の科目は東京で受けた博物学及衛生法を除き、①台湾語、②日本語教授法、③支那公用文、④体操、⑤唱歌の計五科目であった。しかし、当時は国語伝習所の設立を目前に迫られていることもあって、時間の大半が台湾語の発音と会話の練習に使われたというのが実状であった。第一回講習員で公学校校長を務めた加藤元右衛門の回想によると、

講習は台湾語を主とす。教師は、前年当学堂にて日本語伝習を受けたる、柯秋潔、陳兆鸞、朱俊英、葉寿松、張栢堂の五氏なり。先づ八声より入りて会話に進み、簡単な翻訳をもなせり。公用文は吉島俊明先生講師たり。又各自日本語教授案を作りて提出せしに、伊沢先生は詳細に訂正批評せられたり。実地授業の研究にも先生は何時も熱心に批評せられたり。<sup>20</sup>

というように講習の概要を紹介している。芝山巖学堂で日本語教育を受けた台湾人生徒の柯秋潔などを教師とし、「八声より入りて会話に進み、簡単な翻訳」を学習した後、それを用いて「日本語教授案を作りて提出」したという段取りである。『台湾教育沿革誌』には講習の状況についての伊沢の報告<sup>21</sup>があるが、これも台湾語の学習状況についての描写が大部分であった。その内容をまとめると、次の〈表 3-5〉のようになる。

〈表 3-5〉講習の状況についての伊沢の報告

科目	時間	内容
①台湾語	4月15日～6月22日	土語には往々五十音以外の発音及八声等の区別あり、之が為には講習員一同苦心せしが、其の進歩著しく、四月末の試験に於ては、頗る良好の成績を得たり。
②日本語教授法	5月1日～6月22日	五月一日より日本語教授法を加へ、又同日より土人学生の授業を参観せしめ、八日より輪番に授業を受持たしむ。日本語教授書の講義の進むに従ひ、講習員をして各自教案を作らしめ、一々点検是正し、不良なるものは改作せしむ。猶講習員教授の際は、土人学生は練習の為、一切日本語を用ふるを許さざりしが、講習員は大部分能く土語に熟し、大抵の教授用語に差支などなかりき。
③支那公用文	6月23日～6月30日	二十三日より吉島俊明を教師とし、台湾公文尺牘文の講義を始む。

二か月半の講習訓練は台湾語の習得が中心で、途中から日本語教授法が加わり、最後

<sup>20</sup> 加藤元右衛門「芝山巖懐旧録」、『台湾教育』第272号、1925年1月、p25。

<sup>21</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p541。

の一週間は支那公用文の講義がなされたという形であった。体操と唱歌も課されていたが、付随的なもので重要ではなかった。

まずは4月15日から二週間ほどの「五十音以外の発音及八声等」に関する台湾語の発音練習である。伊沢はこれについて次のように述べている。

講習員も土人も両方に共漢字を知ってをる、又講習員も漢文が大概出来る、然らば両者の差は只発音丈けといふのである。然るに是が実に非常な難問題である、一体支那語は人も知れる如く四声あるが、台湾語ではそれが増加して七声となり、同シアの発音にも七通りあるのである、そこで先づ此七声を学ばせねばならぬが、それは台湾人の発音を聞いて、其通り真似をする他仕方がない、そこで毎日々々バーバーやらせた、即ち台湾十五音及字母の練習書の如き者を練習せしめたのである。<sup>22</sup>

伊沢はこのように「七声」という「非常な難問題」を、「講習員も土人も両方共に」知っている漢字を媒介として、「台湾人の発音を聞いて、其通り真似」をするように「台湾十五音及字母の練習書の如き者を練習せしめた」のである。ここで練習の手本とされるのは、閩南語の韻書である『彙集雅俗通十五音』（謝秀嵐、1818）を基に作られた、漢字音の反切によってその音節表を示している『訂正台湾十五音及字母表』であった<sup>23</sup>。その緒言に掲示された要点をまとめてみると、次の〈表3-6〉のようになる。

〈表3-6〉『訂正台湾十五音及字母表』の要点<sup>24</sup>

項目	内容
①台湾の言語	台湾ノ普通語ハ、支那南部ノ系統ニ属シ、其口音ハ、漳州及泉州ノ二派ニ依ルモノ最多シ。但台湾中部ノ山地ニハ、間々広東語ノ行ハル、所アリト雖モ、其区域、甚ダ広カラザルヲ以テ、今之ヲ載セズ。
②読書音と講話音	台湾語ニハ、一個ノ文字ニ附スルニ、二個ノ音ヲ以テスルモノアリ。イマコレヲ別チテ、読書音及講話音トス。即チ〔人〕字ノ読書音ハ、〔ジン〕ニシテ、講話音ハ、〔ラク〕ナルガ如シ。其區別ヲ、本国語ニ照シテ云ヘバ、漢音ノ、呉音ニ於ケルヨリモ、一般ノ字音ノ、字訓ニ於ケルガ如キ關係ヲ有スルモノナリ。
③台湾語の字音	字音ハ、其性質ニ依リ、大要別チテニトス。常音及鼻音、是ナリ。
④台湾語の声調	声調ノ區別、凡テ八トス。上平、上声、上去、上入、下平、上声、下去、下入、是ナリ。然レトモ、上声ハ、二回同声ヲ繰返スヲ以テ、其实、声調ノ別ハ、七種ニ過ギズ。
	〈八声符号〉

<sup>22</sup> 前掲『樂石自伝教界周遊前記』、p239。

<sup>23</sup> 陳君慧『《訂正台湾十五音字母詳解》音系研究』、中山大学修士論文、2002年6月、pp. 34-43。

<sup>24</sup> 台湾総督府民政局学務部『訂正台湾十五音及字母表』、1896年11月、緒言。

	上平	上声	上去	上入	下平	上声	下去	下入	
	常音	/	\	˙	<			˘	
	鼻音	ㄇ	ㄆ	ㄑ	ㄒ	<		ㄒ	
⑤反切法による口音の修練	台湾語ノ音韻ハ、一般ノ支那語ノ如ク、某父音ト某字母トノ反切ニ依リテ、某字音ヲ発生ス。此表ハ、其反切法ニヨリ、各種ノ字音ヲ発生シ、其口音ヲ修練スルノ用ニ供セルナリ。								
⑥父音と字母の使用	此表、父音ニハ、従来台湾地方ニ行ハレタル [ㄌ柳/リウ] [ㄇ辺/ピエン] [ㄆ平求/キウ] [ㄑ去ㄒ/キ・イ] 等ノ十五音ヲ用ヒタリ。其字母ハ、常音ノ部ニ在リテハ、[ㄉ鴉/アア] [ㄉ哀/アイ] [ㄉ甌/アウ] [ㄉ安/アン] 等ノ二十九字ト、其文字ナキモノ二個ト、合セテ三十一ヲ用ヒ、其入声ニハ [ㄉ鴨/アァ] [ㄉ樞/アッ] [ㄉ沃/アッ] [ㄉ庄/アァ] 等ノ二十字ト、無文字ノモノ四個ト、合セテ二十四字ヲ用ヒタリ。又鼻音ニ在リテハ、[ㄉ哪/なア] [ㄉ乃/なァイ] [ㄉ腦/なァウ] [ㄉ染/にイ] 等ノ十三字ト、其入声、無文字ノモノ一個トヲ用ヒタリ。								
⑦仮名による音声表記	凡ソ字音ヲ写スニハ、本国ノ仮字ヲ適用ス。即チ [柳] ノ音ハ、[リウ]、[鴉] ノ音ハ、[アア] ト写スガ如シ。但此表、父音ノ部ニ限リ、[リウ] [ピエン] 等ノ如ク其音尾ニ当ル仮字ヲ、特ニ平仮名ニ写シタルハ、反切ノ際、父音ノ尾ハ消エ去リテ、其首ナル原子音ノミ、字母ノ音ト結合シ、新ニ一字音ヲ生ズルノ理ヲ示サンガ為ナリ。例ヘバ、[リウ] [アア] = [ラァ] ノ如シ。								
⑧特殊音の音声表記	普通ノ台湾字音ハ、ミナ本国ノ仮字ヲ以テ写シ得ベシト雖モ、タバ [查] [劑] [租] ノ三音ト、[猪] [蛛] ノ二音トニ係ルモノハ、コレヲ写シ難シ。故ニ [サ] [セ] [ソ] 及 [チ] [ツ] 字ニ各々短横線ヲ冠シ、以テ重舌音ノ符トシ、コレニヨリテ、[̄サ] [̄セ] [̄ソ] ト [̄チ] [̄ツ] トノ音ヲ表現シ、此類ノ音質ヲ有スル場合ニハ、コレヲ適用スルコト、セリ。								
⑨出気音の音声表記	支那言語ニハ、間々出気音ト称スルモノヲ発スルコトアリ。コレ本国語ニ、断エテ無キ所ニシテ、其写法モ、亦従来一定セルモノナシ。台湾語ニ在リテハ、其出気ノ語勢、甚ダ著シカラズト雖モ、亦時ニ其音質ヲ現スコト少シトセズ。故ニ某字音中、出気音ヲ有スル場合ニハ、其音ヲ組成セル二個ノ仮字ノ間ニ、黒点 [・] ヲ挟ミ、以テ其別ヲ表明スルコト、セリ。								

このように漢字の媒介を助けとして、『訂正台湾十五音及字母表』のような体系的な音節表によって二週間の間、朝から晩まで「台湾人の発音を聞いて、其通り真似をする」方法で台湾語の発音練習をした。その過程について、伊沢は次のように述べている。

始めの間は、これでは到底ダメであらうと思はれる程であつたが、熱心忍耐して二週間もやれば、ドウにか真似が出来る様になる、さうすると段々耳が聞える様になつて、

土人のいふことが聞取れるのである、茲に至ればモウ基礎丈は出来たのであるからして、それから会話を始めるといふ順序になるのであった。<sup>25</sup>

「熱心忍耐して二週間も」台湾語の発音を練習して、やっと台湾人の発音が聞き分けられるようになって始めて会話の練習に入った。しかし、会話の練習といっても「練習してをる暇は固より無い」という状況なので、ただ『本を開け、本を読め、黒板に字を書け、算術をやれ』といふ様な、教室用語丈を集めた会話篇を拵へて、主としてこれを練習せしめた<sup>26</sup>のであった。

会話の練習が一段落づくると、最後は日本語教授法の講習に入った。その方法は<表3-5>の伊沢の報告に列挙されているように、前年芝山巖学堂に入学した甲組13人と新しく入学した乙組41人から編成されている「土人学生の授業を参観せしめ」た後、「輪番に授業を受持た」せ、「日本語教授書の講義の進むに従ひ、講習員をして各自教案を作らしめ、一々点検是正し、不良なるものは改作せしむ」というものであった。伊沢が熱心に指導したことを窺い知ることができる。この時期の教案として、第一回講習生の高木平太郎が作成した『初学生徒教案』（台湾総督府民政局学務部、1896年）が現存している。

講習員の募集はその後も計7回行われ、1901年3月30日まで計242名の者が台湾における最初の日本語教員として養成された<sup>27</sup>のである。芝山巖において短期間で速成的な台湾語教育と日本語教授法の訓練を受けた第一回講習員はその後、14か所の国語伝習所に日本語教員として派遣されることになり、困難な教育環境ながらも日本語教育に奮闘した。

## 第二節 教育現場から見た言語教育の難渋と現実

台湾総督府直轄諸学校官制が公布された後の1896年（明治29年）5月、台湾全島の14か所に設置される国語伝習所の名称、位置<sup>28</sup>が府令第4号として公布された。植民地台湾における最初の新式教育機関としての出発である。国語伝習所規則第一条に「国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」<sup>29</sup>とあるように、「国語ヲ教授」することと、「本国的精神ヲ養成スル」ことが国語伝習所の最大の目的である。芝山巖において短期間の教員養成訓練を受けた講習員たちは、卒業後直ちに日本語教師としてこれらの国語伝習所に派遣され、その後の台湾における日本語教育の中堅教師となった。しかし、教育拒否という生徒募集の困難に直面し、言語、文化、習慣の相違によって生じた軋轢を前に、教育者たちは教育を成立

<sup>25</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、pp. 239-240。

<sup>26</sup> 同上、p240。

<sup>27</sup> 前掲「日本統治下台湾の日本人教員—台湾総督府講習員をめぐって—」、pp. 241-244。

<sup>28</sup> 『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、1939年12月、p167）によると、14か所に設置される国語伝習所は「台北、淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中（位置彰化）、鹿港、苗栗、雲林、台南、嘉義、鳳山、恒春、澎湖島（位置媽宮城）」と記されている。

<sup>29</sup> 同上、p168。

させることを最低限の前提とし、最大の努力と工夫で教育に立ち向かうことを要求された。

### 一 国語伝習所の設立

1896年3月、台湾総督府諸学校官制が發布されることにより、国語伝習所の設置が決定された。その後の5月には名称、位置が公布され、さらに6月には学校編成、授業内容を規定する国語伝習所規則（府令第15号）の制定もなされた。国語伝習所は「十五歳以上三十歳以下」の年長者を対象とする甲科と、「八歳以上十五歳以下」の幼年者を対象とする乙科に分け、一刻も早く「彼我思想の用具たる言語」が通じるように日本語を教授することを第一義に設立された教育機関である。半年間の速成的な通訳養成を目的とし「現行国語ヲ専習」することを主な教育内容とした甲科に対し、乙科は初等教育の基礎を作るもので、四年間の修業年限で「国語の外読書作文習字算術」などの科目も課されることとなっている。しかし、順次に策定された計画や規則はあっても、まだそれを推進する教師が揃っていないため、国語伝習所が正式な運営を開始したのは、7月1日の第一回講習員の卒業以降のことであった。

一方、国語伝習所を設立した当時、地域によっては「戦燹ニ罹リ人民離散シ且ツ家屋ノ校ニ充ツベキナク」<sup>30</sup>という社会状況からすれば、「国語ノ伝習」以外に「皇室ヲ尊ヒ本国ヲ愛シ人倫ヲ重ンセシメ以テ本国的精神ヲ養成」<sup>31</sup>することも容易ではなかったことは想像に難くない。伊沢は忠君愛国を本旨に頒布された「教育勅語」を台湾に導入することについて、次のように述べている。

余等が渡台以来最も心力を尽くした事は、如何にすれば教育勅語の御精神を彼等に諒解せしめ、彼等をして奉戴せしめ得るかといふことであつた。乍併まだ兵戈が戡まつたかドウかといふ時であつたからして、突然此趣旨を現はして若し面白からぬ結果を見た時には、却つて同島百年の虞をのこすものであるからして、慎重の注意を以て周到の研究を重ね、愈々これならば間違無しといふ見込の附くまでは、表面には勅語の御趣旨を現はさぬ事とし、或は其基礎を造り、或は唯事実上に、此精神を注ぎ込むといふ方針を執つた。<sup>32</sup>

「面白からぬ結果」を引き起こさないように、「国民的精神ヲ養成スル」ことに慎重な態度を取った伊沢は、結局「表面には勅語の御趣旨を現はさぬ事」とした。これからも分かるように、国語伝習所の段階における「国民的精神」の養成は単に形式的なものに過ぎず、実際の教育問題はやはりいかに言語教育を推進していくかということであった。伊沢は任地に赴く直前の講習員たちを前に、言語教育の方法について次のように訓示している。

<sup>30</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 167-168。

<sup>31</sup> 同上、pp. 171。

<sup>32</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、1912年5月、p277。



今日諸子をして各地に行かしめるに当り、余の最も關心する所は、言語の未熟といふ一事である、乍併今日までの講習に依り、大概なことは話せると思ふが、彼我の意志の疏通、感情の融和の為めには、成るべく土語を用ゐる様にせねばならぬ、而して万已むを得ぬ場合には、文章は拙なりとも漢文で書いて其意を述べよ。<sup>33</sup>

このように「彼我の意志の疎通」と「感情の融和」を図るため、やむをえない場合に漢文を使用する以外に、言語は未熟でもなるべく台湾語を使うべきだと指示された講習員たちは、未知の教育現場に行き、劣悪な環境の下で日本語を教えることに悪戦苦闘した。

## 二 劣悪な教育環境

前述したように、台湾教育の基礎として国語学校と国語伝習所が設けられ、講習員がそこに教員として派遣され、「国語の伝習」と「本国的精神の養成」という職務は展開されていくはずであるが、現地で彼らを待ちうけていたのは、その後の公学校のように校舎と教材、教具が整備された教育環境ではなく、治安の悪さ、劣悪な衛生状態、言語不通などの苦難であった。『台湾教育沿革誌』には当時の状況を記録した一節がある。

校舎は多く廟宇を利用したが、これも完全なものは殆ど軍隊や行政官庁に占拠され、多くは不自由を忍ぶべく余儀なくされた。短期間の講習で修得した不完全な土語で、不案内の土地に一枝を創設するのであるから、その苦心は一通りでなかつた。中には折角修得した福建語の通じない地方もあり、又日夜土匪に悩まされ通しの地方もあつた。<sup>34</sup>

「不完全な土語」で生徒募集に取り組み、「不案内の土地」で教育を行う講習員たちは、「不自由を忍ぶべく余儀なくされた」環境で行動し、地方によっては「土匪」に遭遇し命を落とす危険の可能性がある。このような環境下で勤務した第一回講習員の配属とその後の経歴を整理してみると、<表3-7>のようになる。

<表3-7> 国語伝習所に配属された第一回講習員のその後の経歴<sup>35</sup>

①台北国語伝習所	浅井政次郎(転職)	加藤元右衛門(校長)	堀正次郎(校長)	戸倉広雅(教師)
②基隆国語伝習所	大島丑三郎(病死)	加賀見五郎七(不詳)	津田政次郎(不詳)	
③宜蘭国語伝習所	三屋大五郎(教師)	美和元一(病死)		
④淡水国語伝習所	中堂謙吉(校長)	伊原太郎(遭難死亡)		
⑤新竹国語伝習所	赤松三代吉(不詳)	早間恒(不詳)	相沢源太夫(不詳)	

<sup>33</sup> 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p240。

<sup>34</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p182。

<sup>35</sup> 配属は『芝山巖誌』(台湾教育会、1933年2月、pp.44-47)より整理。経歴は吉野秀公『台湾教育史』(台湾日日新報社、1927年10月、pp.65-68)より整理。

⑥苗栗国語伝習所	老岐休太郎(田圃生活)	富田仙太郎(病死)		
⑦台中国語伝習所	渡辺高市(病死)	林元三郎(病死)	丸山徳蔵(不詳)	山口吉治(遭難死亡)
⑧鹿港国語伝習所	益田精次郎(転職)	江田駒次郎(不詳)		
⑨雲林国語伝習所	堤貞廉(不詳)	鈴形悌三郎(不詳)		
⑩嘉義国語伝習所	笠井源作(校長)	多良尾光利(不詳)	花田大六(転職)	
⑪台南国語伝習所	増田龍作(病死)	島村和四郎(不詳)	坂根十二郎(校長)	松本恒徳(不詳)
⑫鳳山国語伝習所	小菅松内(不詳)	菅野赫次(病死)	宮本一学(転職)	
⑬恒春国語伝習所	藍原新二(病死)	中山重治(病死)		
⑭澎湖島国語伝習所	斉藤典治(校長)	富岡鎌太郎(病死)		
⑮国語学校附属学校	高木平太郎(病死)	芝山豊平(転職)	前田孟雄(病死)	新家鶴七郎(田圃生活)
⑯国語学校書記	滋野邦次郎(不詳)	須田襄(病死)	井上武之助(不詳)	

不詳を除き病死と遭難が計 15 名で全員の三分の一を占めていることから、教育環境がいかに劣悪であったかを知ることができる。第二回講習員であった鈴木金次郎は、当時の教育活動について、「余が本島教育に従事して最も苦痛なりしは此の時代にして最も愉快なりしも亦此時代なりき」<sup>36</sup>と述懐している。後から回想すれば、苦痛も愉快もあつたであろうが、このような環境で教育活動を行うのは勇氣と覚悟が必要である。教育活動を行うには危険な環境であつたことは以下のように見て取れる。

#### ①治安の悪さ

台湾では統治当初からの約 20 年の間、「土匪」と目された台湾人による武装抗日蜂起が途絶えることがなかった。芝山巖学堂で六人の教師が命を落としたことから分かるように、台湾に行き教育活動に従事することは命の危険を覚悟した上のことであつた。第一回講習生であつた加藤元右衛門は渡台する前的一幕について次のように述べている。

当時台湾土匪征伐に来られた近衛師団は、驚くばかり多数の病死者を出したので、台湾は瘴烟毒霧に充ち満ちた島で、その上土匪が出没して甚危険であるという評判で、命の惜しくない者は台湾へ行けと言われてゐたのである。<sup>37</sup>

芝山巖事件が発生した直後で「志願者中には此の報を聞いて止めた者も少くなかつた」<sup>38</sup>という状況下で、講習員の採用に合格した加藤は、家族との「死別を兼ねたる生別」を覚悟し、「護身の長刀を左手に提げ」、「心中乱れて麻の如し」<sup>39</sup>という気持ちで故

<sup>36</sup> 鈴木金次郎「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第 79 号、1908 年 10 月、p28。

<sup>37</sup> 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出(1)一渡台の動機から郷里出発まで」、『台湾教育』第 366 号、1933 年 1 月、p57。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 同上、p59。

郷を後にして台湾に向かった。

台湾に着いた後藤は、芝山巖における短期訓練の後、台北国語伝習所に配属された。教育活動の第一要務として生徒募集に出掛ける時、「匪賊」に襲われる危険から身を守るため、武器の携帯が必要であった。

或る日自分は和田貫一郎君と二人で、草鞋がけで景尾新店の方へ募集に出かけた。当時は甚だ物騒で、台北県属滋野某の夫人が二三人で古亭庄の川辺に遊びに行つて匪賊に射殺された時代であるから油断は出来ない。予はピストルを腰にし、和田君は短刀を懐にして行つた。<sup>40</sup>

「ピストルを腰にし」、「短刀を懐にして」生徒募集に行き、「日々教鞭を執れど夜な夜な安眠はできぬ」<sup>41</sup>といった精神的緊張が教育を困難にした第一の問題であったと考えられる。

## ②衛生の問題

治安に次いで問題とされたのは衛生環境の悪さである。「台湾土匪征伐に来られた近衛師団」は戦死よりも病死が圧倒的に多かったことから、国語伝習所に派遣された講習員を囲む生活環境はいかに苛酷なものだったかが分かる。後藤は台北に着いた時の光景を次のように語っている。

艫舩を見物した時は、基隆見物の時と同様不潔で、ハンカチで鼻を押へて歩いた。遊郭は未だなかつた。城内は此れに比べると清潔であつたがそれでも街路の左右即店の前の下水は幅三四尺の浅い堀であつて、処々腐敗した暗黒色の水が溜つて居り、又甘蔗の嚙粕や鳳梨の皮等が沢山棄ててあり、それに光る蠅が集つてゐる、豚も居るといふ有様であつた。<sup>42</sup>

後には民政長官後藤新平の環境衛生政策によって、衛生方面の改善が徐々に見られるようになったが、国語伝習所時代ないし公学校成立初期においては、「豕屎犬屎人糞の堆積せる小路も厭はず、毎日家庭を訪問し、父兄の悪口罵詈を厭はず、諄々勧誘する」<sup>43</sup>という状況が普通であった。

## ③言語不通

教育活動に支障をもたらした一番大きな問題は言語の不通の問題である。住み慣れた

<sup>40</sup> 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出(3)―国語伝習所時代(其一)―」、『台湾教育』第369号、1933年4月、pp. 74-75。

<sup>41</sup> 本田竹軒「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p21。

<sup>42</sup> 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出(2)―内地出發から芝山巖に到着まで―」、『台湾教育』第367号、1933年2月、p48。

<sup>43</sup> 前掲鈴木金次郎「十年前の思ひ出」、p28。

土地を離れて見知らぬ環境で生活を営むには、言語が通じなければ自由に行動することは不可能である。この状況をアメリカの留學生活で体得していた伊沢は、言語不通の問題を解決することを日本語教育の第一要務とし、芝山巖學堂で講習員たちに台湾語教育を施し、「彼我の意志の疎通、感情の融和の爲めには、成るべく土語を用ゐる様にせねばならぬ」というように訓示した。しかし、教育現場に行くと台湾語が通じず漢文による筆談が唯一の頼りというのが実状であった。

区長に面会して国語の必要を説き、区内の子弟を勧誘して入学せしむるやう依頼したが、何分にも僅か三箇月間講習した台湾語では思ふ事が話せないので、多くは筆談であつた。其の頃は本島人を訪問すると、お互に語が通じないから直ちに筆墨と紙を出すのが普通であつた。<sup>44</sup>

それから約十年後の1908年(明治41年)、台湾鉄道全通式のために来台した伊沢は、「今日之等の人々には台湾人と思ふほどうまく台湾語を操つて居られる方も甚だ多い」<sup>45</sup>と講習員の台湾語の上達を賞賛したが、当時は「余の最も関心する所は、言語の未熟といふ一事である」と伊沢が懸念したように、「僅か三箇月間講習した台湾語では思ふ事が話せないので、多くは筆談であつた」という方式で教育活動が行われたのである。

#### ④入学拒否

国語伝習所が設立された当初から、いかに生徒を募集し、且つ確実に出席させるかということが教育者を一番悩ませた現実の問題であつた。「若し生徒出席せざる時は、教育を施すに術なからん」<sup>46</sup>というように、生徒の入学と出席の勧誘が、教室での教授以上に、教育者の体力と精神を疲弊させたといつても過言ではない。

年長者を対象とする甲科は、「妻帯者が三分の一近くもあつた關係上、生活保障の意味で、食費一日十銭手当日五銭を支給する」<sup>47</sup>という給費生制度があるが、乙科はそれがないため、最初はほとんど志望する者がなかつた。加藤は大稻埕で乙科の生徒募集に当たった状況について次のように述べている。

子供の居る家を見付けては入つて入学を勧誘したが、何とかかとか口実を設けて応じない。中にはうるさい、商売の邪魔になるといふやうな態度で余り相手にならない店もあり、或家では此れは自分の子供ではない親類の家から遊びに来て居る子供であると偽り、次の家ではかくと知つて子供を隠してしまふ。今奥へ逃げ込んだのを見たのであるが、私の家には子供は居ないと云ふ。<sup>48</sup>

<sup>44</sup> 前掲「台湾教育の思ひ出(3)―国語伝習所時代(其一)―」、p75。

<sup>45</sup> 伊沢修二「台湾教育に対する今昔の感」、『台湾教育会雑誌』第81号、1908年12月、p26。

<sup>46</sup> 新家鶴七郎「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p19。

<sup>47</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p178。

<sup>48</sup> 前掲「台湾教育の思ひ出(3)―国語伝習所時代(其一)―」、p76。

後藤は台湾人がこのような入学拒否の態度を取ったのは、(1)「本島人の思想が未だ落付かず」、(2)「日本国民として必要なる教育を受けようとする気分が濃厚でなく」、(3)「文化の程度が低かったから、新智識の必要を感じず」、(4)「従来の書房で漢文を学ぶことがより大切であると考へて居た」<sup>49</sup>といったことが原因であると判断している。『台湾教育沿革誌』によると、この入学拒否の状況は公学校時代初期の1905年(明治38年)まで続いていたという。

### 三 言語教育の難渋

国語伝習所を設置する目的は、前述したように一刻も早く言語が通じるように「国語」を教授することである。しかし、①治安の悪さ、②衛生の問題、③言語不通、④入学拒否などによる劣悪な教育環境の下での「国語」教授は容易なことではなかった。その上、言語を異にする台湾人に教授した経験がないことがその困難さをさらに増幅させた。

「国語を解せざる者に国語を授けることは何人も無経験で、教授法が甚だ幼稚であつた」<sup>50</sup>と当時を回顧した後藤が指摘した「国語」教授の問題点をまとめてみると、次の<表3-8>のようになる。

<表3-8>後藤元右衛門が指摘した「国語」教授の問題点

①教科書	国語を教授すると云つても、教科書はない。云はゞ、教科書を編纂しながら教へて行くのであるから、一日分の教案を書くにも、容易な事でない。 <sup>51</sup>
②対訳法	此の対訳教授もなかなか楽ではなかつた。教師も僅か三箇月間速成的に学んだ台湾語であるから、何と訳してよいか解らないことが頻繁であつた。それ故教案は二日程前に立案して、解らない台湾語は生徒を呼んで来て尋ねるのであるが、其の尋ねるのが亦むづかしい。国語、手真似、絵画、筆談などあらゆる方法を尽して意思を通じ、かくてやうやく台湾語に訳し、次にその台湾語を文字に書かせると、生徒の方でもむづかしい。 <sup>52</sup>
③文法	殊に感嘆詞や副詞や俗語の中にはなかなか困難なのがあるので、漢文の素養の比較的深い友達を呼んで来て、相談して書くことが多かつた。まるで国語と台湾語の交換教授であつた。 <sup>53</sup>
④発音	発音には生徒が非常に困難し、それだけ教師も骨が折れた。今でも公学校の生徒は国語の発音に困難を感じるが、国語に耳慣れない当時の

<sup>49</sup> 前掲「台湾教育の思ひ出(3)―国語伝習所時代(其一)―」、p75。

<sup>50</sup> 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出(4)―国語伝習所時代(其二)―」、『台湾教育』第371号、1933年6月、p84。

<sup>51</sup> 加藤元右衛門「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p31。

<sup>52</sup> 前掲「台湾教育の思ひ出(4)―国語伝習所時代(其二)―」、p84。

<sup>53</sup> 同上、pp. 84-85。

生徒のこの点に苦んだことは今日の比ではなかつた。かういふ困難があるから、語彙も思ふやうに広く授ける事は出来なかつた。 <sup>54</sup>
--

後藤は以上のように教科書の欠如、対訳法の不得手、文法と発音の教授困難が「国語」教授の問題点であると指摘している。また、『台湾教育沿革誌』には、国語伝習所における「国語」教授の状況を調べた報告が載せられている。

五十音・濁音・半濁音・及拗音を教授し、然る後新日本語集普通単語を教ふ。その方法は五十音は専ら教師の発音に倣はしむべく、口舌の開合等を熟視せしめ、然る後生徒に発音せしむ。ウクスツヌフムユルウダヂヅデドは最も温習に力を尽したり。拗音は唱歌の場合を利用し効果を見たり。発音矯正を待ち新日本語集を土語に訳して教へたり。教授は各自草按を作り、毎週教授すべき事項を定め置き、時に臨機の教授法を施す事ありと雖も、多くは本国語を台湾語と比較対照して、彼我の意味を明に通曉せしむるを以て主眼とせり。<sup>55</sup>

後藤の指摘と対照してみると、「ウクスツヌフムユルウダヂヅデドは最も温習に力を尽したり」というように、発音の教授に多くの工夫が要ることが共通点として挙げられる。そして、「本国語を台湾語と比較対照して、彼我の意味を明に通曉せしむるを以て主眼と」する対訳法の教授は、現場では「なかなか楽ではなかつた」というのが実状であった。

以上考察してきたことから分かるように、「国語の教授」と「国民的精神の養成」を目的に設立された国語伝習所の教育現場では、種々の環境障壁を克服し、生徒募集に全力を傾注するなか、「国語の教授」でさえ困難な状態であるため、とても「国民的精神」を養成できる状況ではなかつた。このように行政の指示と現場の実状に、大きなギャップがあつたことが分かる。客家語地域に派遣され「覚束なき土語にて学校を開始し教授を遂行した」<sup>56</sup>丸山侑儂は、教育者が直面した現実と行政官僚が考えた理想の食い違いについて次のように記述している。

大官曰く、子弟教授に満足せず宜しく台湾を教育する覚悟を以て、政府の施設と法令を周知せしむることを教師の任と思ひ、公吏若くは地方紳士と交りては、よく彼我の思想を交換し施政の方針周知に力を尽し、彼等をして政府の沢に感激せしめよと。予は唯々として車を下りしが、今に於いても其の赤面に赤面し、且つ大官の注文の大なるに驚き、台湾教育者の仕事の方面ひろきに驚きたり。<sup>57</sup>

丸山が「大官の注文の大なるに驚」いたことに明らかなように、教育者が「覚束なき

<sup>54</sup> 前掲「台湾教育の思ひ出(4)―国語伝習所時代(其二)―」、p85。

<sup>55</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 209-210。

<sup>56</sup> 丸山侑儂「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p48。

<sup>57</sup> 同上、p49。

土語にて学校を開始し教授を遂行した」という教育の現実と、行政官僚が「彼我の思想を交換し施政の方針周知に力を尽し、彼等をして政府の沢に感激せしめよ」と意図した理想との間に大きな食い違いがあった。要するに、教育現場では「国民的精神」を涵養することは二の次の問題で、いかに生徒を募集し日本語を教授するかがまず乗り越えるべき課題であった。

### 第三節 植民地下台湾における言語教育の研究

国語伝習所に配属された日本語教師は、劣悪な教育環境の下で生徒募集の困難を克服し今まで経験したことのない日本語教育に従事した。教科書の欠如、対訳法の不得手、文法と発音の教授困難によって引き起こされた教育現場の混乱と不一致から、「国語」を研究し適切な教授法を定める必要が認識されるようになった。国語学校校長を務めた町田則文の観察によると、当時の日本語教育においては「鹿児島人たる教員より教授を受けたる生徒は、全く鹿児島語を用ひ、東北人たる教員に教授を受けたる生徒は鼻にかゝる発音をなすといふ有様にて、一たびその言語を聞くときは、その生徒が内地の何処の人より教授を受けしかを直に知ることを得」<sup>58</sup>という現象が一般的に存在していた。即ち、「国語」を教えるといっても、まだその基準と法則が統一されておらず、何をもって「国語」とするか、またその教授の順序、内容はどうかという問題がまず解決されなければ、台湾人に日本語を教えるという「国語」教育が成り立たないのであった。そこで、国語伝習所が公学校に改められた1898年（明治31年）に至って、いかに順序よく体系的に台湾人に日本語を教えるかを究明することを目的に、国語学校における教育者を中心とする国語教授研究会が組織されたのである。

#### 一 国語教授研究会の成立

国語教授研究会は国語学校語学部教諭である橋本武（1858－1926）と山根勇蔵（1870－？）が日本語教授について相互の意見を交換する打ち合わせが、その後他の教師らにも影響を及ぼし、1898年9月に成立するに至った。『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第1号には、国語教授研究会が成立した経緯を記載した一節がある。

先般橋本氏附属学校より入りて本校教官となり語学部国語学科第二学年の国語科及読書作文科を受持同科第一学年の国語科及読書作文科受持山根勇蔵氏と国語教授の上に就きて予順序方法を立て互に脈絡を通じ三学年間教授の程度を定めおかんため打合の会合をせんなど談ひしもの一転して国語教授研究会となりしなりそは国語学科三学年間の国語教授の研究はさることながら国語学校以下の各学校の国語教授の研究をなし兼ねて其の連絡を講ぜずば決して全き研究とはいふべからざればなりされば国語教授研究会は公学校乃至国語学校の国語教授の研究を<sup>すな</sup>すものなり即本島人に本国語を

<sup>58</sup> 町田則文「創業時代の台湾教育（承前）」、『教育時論』第645号。近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、龍溪書舎、2004年2月、p.277。

教授することに就きて研究するものなり。<sup>59</sup>

これは「国語学校以下の各学校の国語教授の研究をなし兼ねて其の連絡を講」じる研究会で、初めて体系的に日本語教育の範囲と方法に対する分析と討議を試みた研究会ともいえる。その目的は国語教授研究会規則に明らかなように、「本島人ニ国語ヲ教授スル順序、方法、程度等ヲ研究スル」<sup>60</sup>ことである。また、町田は国語教授研究会の成立について次のように述べている。

在台北教育家十四五名相謀りて、国語教授研究会なるものを組織し、以て日本語教授の事項並に方法を研究しつゝあり、別記掲ぐる所は其の決議に基くものなり。抑も日本語を他国人に向つて順序的に教授しつゝあるは、盖し台湾を置きて他にあらざるべし、然るに此日本語たるや、之れ系統的に教授するに当りては、疑問百出幾んど底止する所なしと云ふも過言にあらざるなり。<sup>61</sup>

「日本語を他国人に向つて順序的に教授しつゝあるは、盖し台湾を置きて他にあらざるべし」ということに明示されるように、これは初めて台湾人という他国人を対象とする日本語教育である。しかも、日本語教育を順序的、系統的に教えようとしても、「疑問百出幾んど底止する所なし」ということが「在台北教育家十四五名」が「国語教授研究会」を組織した原因である。

## 二 「国語科」の範囲

1898年9月18日第一回国語教授研究会では、「山口喜一郎、平井又八、前田孟雄三氏ヲ挙ゲテ委員トシ来ル十月二十日ヲ期シ附属学校（公学校程度）国語教授細目ノ調査を委嘱」<sup>62</sup>したのみで、日本語の教授事項についての討議は特になされなかった。そして、10月1日第二回の研究会では、「調査事項中疑問続起シ起草上甚困難シツゝアリ」<sup>63</sup>ということで国語教授細目は決定されておらず、単に「国語教授ニ関スル疑問ヲ普ク蒐集シ次会ヨリ随時着々審議決定スルノミナラズ広ク内外ノ教育者ニ諮る」<sup>64</sup>ことにした。

同年10月22日第三回国語教授研究会では、「国語教授細目調査案期日満チタル」ことにより、山口、平井、前田が「各数通ノ調査案筋書ヲ会員ニ配布シ」、「起草ノ主意順序並ニ各款項ニ対スル程度及選択取捨ノ理由等ヲ説明シ」<sup>65</sup>、各問題について種々の討論審議を経て、遂に結論を出すことに至った。これを整理してみると、〈表3-9〉のようになる。

<sup>59</sup> 「国語教授研究会」、『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第1号、1899年2月、pp. 72-73。

<sup>60</sup> 吉野秀公『台湾教育史』、台湾日日新報社、1927年10月、p156。

<sup>61</sup> 「台湾国語教授研究会決議録」、『教育時論』第528号、1899年12月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、p139。

<sup>62</sup> 前掲「国語教授研究会」、p73。

<sup>63</sup> 同上。

<sup>64</sup> 同上。

<sup>65</sup> 同上、p76。



<表 3-9> 「国語科」の範囲と程度<sup>66</sup>

	疑問事項	審議結果
①国語の範囲	国語ノ範囲ハ如何ニ定ムベキカ	国語科ヲ分チテ一、会話、二、文法、三、読書、四、書取、五、作文トス
②談話体と文章語	六学年ヲ通ジテ談話体ニテ一貫スルカ将、文章語ヲ加フルカ若加フトセバ何年ヨリ加フベキカ	六学年ヲ通ジテ談話体トシ四年五年ヨリ文章語ヲ加ヘ交フルモノトス
③平仮名	平仮名ハ何年ヨリ課スルヲ適当トスルカ且五十音図ニヨルコトノ可否	平仮名ハ五十音図ニ対照シテ教フルモノトス其ノ時期ハ二学年ノハジメヨリ
④敬体	敬辞ヲ教フル時期	敬辞ハ適当ノ度合ヲ以テ一学年ヨリ教フルモノトス
⑤学力	六学年修業ノ学力ハ内地小学校生徒ノ何学年ヲ標準トスルカ	六学年修業ノカハ内地小学校三年四年ノ間ノ学力位ナルベシ
⑥公用文と書牘文	公用文書牘文ヲ課スルノ可否若課ストセバ其時期	公用文ハ五年六年ノ間ニテ隨時其ノ形式ヲ教フルノミニ止ム 書牘文ハ読ミ得ルカヲ与フルノミニ止メ自作ノカヲ与フルヲ要セズ

「会話」が国語科に第一に取り上げられ、「六学年ヲ通ジテ談話体ニテ一貫スル」ことから、言語を異にする台湾人生徒に日本語を教える際、文章の読み書き能力より話すことの能力が一層重要であったことが分かる。また、「初学年ニアリテハ系統的ニ順序ヲ追ヒテ教フルニアラズ」、ただ「動詞ノ時、法、助動詞ノ結び付ケ方、テニヲハ、品詞ノ名」<sup>67</sup>を授けるのみである文法の教授に対し、読書は「読方ノ練習ヲ主トシテツトメテ音調ヲ修練ス」<sup>68</sup>というのが注意点であったことから、外国人に日本語を教えるような配慮が十分になされたことが窺える。

一方、「今日本國一般ノ状態」に合わせて、新聞雑誌の文章語も学ぶ必要があるとして、「国語ノ素養ノイサ、カナリトモ出来タル五学年頃ヨリ僅ニ文章語ヲ交ヘ教フル」ことが付け加えられ、さらに「公用文ノ形式ヲ知ラザルハ国民トシテ不都合ノコトナレバ其ノ形式ヲ教フル」<sup>69</sup>ことも注意点として取り上げられた。即ち日本国民である以上、「国民トシテ不都合ノコト」はできるだけ避けるべきだということである。

### 三 発音と語彙、文法に関する問題

<sup>66</sup> 前掲「国語教授研究会」、pp. 76-77。前掲「台湾国語教授研究会決議録」、pp. 139-140。

<sup>67</sup> 同上「台湾国語教授研究会決議録」、p140。

<sup>68</sup> 同上。

<sup>69</sup> 同上、pp. 140-141。

国語教授研究会は1898年（明治31年）11月12日第四回から、具体的な教育問題について細部にわたって討議を始めた。そして1899年（明治32年）6月14日第十四回まで、発音、語彙、文法、漢字の使用など日本語教育上の問題について幅広く検討し、教授する際の基準と法則を定めた。これによって、植民地台湾における日本語教育が前進する大きな一歩を踏み出した。

まずは外国語教育で最も重視すべき発音の問題が提示された。これをまとめてみると、<表3-10>のようになる。

<表3-10>発音に関する問題<sup>70</sup>

	疑問事項	審議結果
①五十音図	国語ノ音韻ヲ教授スルニ五十音図ノ順序ニ拠リテ授クベキカ將、音図ニ関セズ実物ニ就キテ個々別々ニ授クベキカ	五十音図ニ拠ルベシ
②発音器官	音韻ヲ教授スルニ最初ヨリ発音機関 <sup>71</sup> ノ説明ヲ主トスベキカ將、之ヲ後ニシテ最初ハ只口真似ニ慣レシムルノミニ止ムベキカ	適宜ノ方法ヲ採リ問題ノ両極端ニ偏スベカラズ
③区別しにくい発音	五十音図ノさ行ざ行た行だ行な行は行ノ混淆ハイカニスベキカ暫、音図ニ従フベキカ將、之ヲ訂正シテ教授スベキカ	山根氏ニ発音表ノ調製ヲ委嘱シ、コレヲ第一附属学校ニ於イテ実地ニ試ミルコトニ決ス
④ガ行の鼻濁音	が行、カ°行ノ発音ハイカニスベキカ東京通りニ語ノ上ニアル時ハが行、語ノ中、下ニアル時ハカ°行トスベキカ	生徒ノ発音シ易キニ従ヒ何レニモ教授スルコトニ決ス
⑤ヤ行とワ行	や行ノい、え、わ行ノゐ、う、ゑ、をノ発音ハイカニスベキカ	発音ハ内地通りニあ行ト區別セズ但仮字ハ正シク書カシムベキニ決ス
⑥拗音の数	拗音ノ発音ハイカニスベキカ即、半母韻ノや行ノい、え、わ行ノゑノ如キハ明ニ発音シ別クベキカ將、通例ニ従ヒ取除ニスベキカ	拗音ニ関スル半母韻ハヤ、ユ、ヨ、ワノ四ニ限定シタリ 但クヰカノ區別ハ生徒ノ発音シ易キニ従フコトニ決ス
⑦鼻音の区別	国語ニく'ノ発音アリテんノ発音ナク通例ント記シテく'ト発音スルモ	国語在来ノ慣例ニ従ヒ総ベテン字ヲ用ウルコトニ決ス

<sup>70</sup> 前掲「国語教授研究会」、pp. 74-78。「国語教授研究会（第二回）」、『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第2号、1899年8月、pp. 37-40。

<sup>71</sup> 「器官（きかん）」に同じ。英和对訳袖珍辞書（1862）、「Organ 五官、機関 身体の」。『日本国語大辞典』第二版第四巻、小学館、2001年4月、p8)

	ノ、如シ此ノ場合ハイカニ定メオクベキカ	
⑧ 五十音図の教授順序	五十音ヲ音図ニ依リ教授スルニ当リ器械的ニ五十音ノ順序ニ其ノ全表ヲ教ヘ終ルベキカ將ニ三行ヲ教授シ終ル毎ニ既習ノ音韻文字ヲ実物等ニ依リテ練習シナガラ進行スベキカ	音図ノ二三行ヲ教ヘ終フル毎ニ既知ノ音韻文字ヲ用キテ実物トノ連結ヲハカリ音韻ノ練習ヲナスベシ

＜表 3-10＞を見ると、発音の問題が五十音図に深い関わりを持つことが分かる。「本国ニテ変化シ去レル音ヲ此ノ地ニテ正シク教ヘタリトテ之ヲ学ビタル本島人が本国人ト談話ノ際何ノ利益モナカルベク」<sup>72</sup>というように、教授上支障を起さないように単純にして教えることが特徴であったといえる。また、「発音機関ノ説明」は「徒ニ説明ニ時間ヲ空費スル恐」れがあるのに対し、「口真似ニ慣レシムル」ことは「只之ノミニ依頼スルトキハ終ニ要領ヲ得ズシテ終ルコトアルベシ」<sup>73</sup>というように、いかに要領よく発音を教授するかが日本語教育上の一大難問であった。

次に語彙と文法の問題が提示されたが、これをまとめると、次の＜表 3-11＞のようになる。

＜表 3-11＞語彙と文法に関する問題<sup>74</sup>

	疑問事項	審議結果																																	
① 名詞の動詞の順序	名詞、動詞ハイヅレヲ先ニ教授スベキカ將、トモニ教授スベキカ	名詞ヨリハジメ簡単ナル動詞ニ及ブ																																	
② 人称代名詞	人代名詞ヲ制限スベシヤ否ヤ制限ストセバ如何ナル点マデ制限スベキカ並ニ書牘、証書、公用文等ニ用キ来レル人代名詞ハイカニスベキカ	左ノ如ク制限決定シタリ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5">人代名詞</th> </tr> <tr> <th></th> <th>自称</th> <th>対称</th> <th>他称</th> <th>不定称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会話</td> <td>ワタクシ</td> <td>アナタ</td> <td>アノヒト</td> <td>ドナタ</td> </tr> <tr> <td>ワタシ</td> <td>オマヘ</td> <td>—</td> <td>ダレ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証書</td> <td>拙者</td> <td>貴殿</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公文</td> <td>私儀</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 複数ヲ示ストキハ、ラ、ドモ、タチ、ダチ、ガタナドヲ添フ 敬意ヲ表スルトキハ、サマ、サンナドヲ添フ ヤンゴトナキ貴頭ヲ指シ奉ル場合ハ特別ノ方法ニヨルベシ	人代名詞						自称	対称	他称	不定称	会話	ワタクシ	アナタ	アノヒト	ドナタ	ワタシ	オマヘ	—	ダレ	証書	拙者	貴殿	—	—	私				公文	私儀	—	—	—
人代名詞																																			
	自称	対称	他称	不定称																															
会話	ワタクシ	アナタ	アノヒト	ドナタ																															
	ワタシ	オマヘ	—	ダレ																															
証書	拙者	貴殿	—	—																															
	私																																		
公文	私儀	—	—	—																															

<sup>72</sup> 前掲「台湾国語教授研究会決議録」、p141。

<sup>73</sup> 同上。

<sup>74</sup> 前掲「国語教授研究会」、pp. 74-78。「国語教授研究会（第二回）」pp. 36-41。

③ 動詞のル 形とマス 形	動詞ヲ教授スル際ハ各動詞ノ終止段 ヲ取リテ説明スベキカ将、ますノ如 キヲ添ヘテ説明スベキカ	場合ニヨリテ兩様トモニ用ウベシ
④ 動詞と助 動詞の活 用変化	動詞ノ変化ヲ規則的ニ教授スルハ何 時頃ヨリ始ムベキカ助動詞ノ変化モ 然リ	共ニ五学年ヨリ始メ文法教授ノ時ニ之 ヲ授クベシ
⑤ 副詞と感 嘆詞	口語ノ副詞、感嘆詞ハ如何ナル点マ デ教授スベキカ	委員ニ託シテ調査セシムルコトニ決ス
⑥ 敬語	敬語ハ制限スベキカ制限ストセバ其 度合ハイカホドナルベキカ	委員ニ託シテ調査セシムルコトニ決ス
⑦ 助詞	従来ガノニヲ教授ノ順序ハ一通り五 十音並ニ諸音韻ノ教授ヲ了リ簡單ナ ル単語ヲ教ヘタル後ニ一括シテ或時 期ノ間ニ其ノ大体ヲ授ケントスルモ ノ、如シ是果シテ其ノ当ヲ得タルモ ノナリヤ	ガノニヲハ之ヲ目的トシテ特別ニ教授 スルコトナク事物自然ノ順序ニ応ジテ 国語ヲ教授スル際之ヲ授ク

日本語という外国語を教えるには、文法的には名詞、動詞というように品詞別に分けて教えることが効率的であることが分かる。しかし、名詞と動詞のように具体的な意味を持つ品詞が比較的教えやすいのに対し、副詞、感嘆詞、助詞ないし敬語の教え方は困難で具体的な方案を提示することができなかつた。これは漢字で意味を理解させることの限界と、教師の台湾語で説明する能力の不足を物語っている。

#### 四 文字表記と文章に関する問題

次に文字表記の問題が提示されたが、その多くは仮名の表記と漢字の使用についての疑問であつた。文字表記の問題を要約すると、次の〈表 3-12〉のようになる。

〈表 3-12〉文字表記に関する問題<sup>75</sup>

	疑問事項	審議結果
① 漢字	漢字ヲ混用スルコトノ可否 漢字ヲ混用スルトセバ之ヲ学バシム ル時期ハイツ頃ヨリナルベキカ	漢字ヲ学バシムル時期ニツキテハ議 論紛出セシガ結局公学一年ノヲハリ 頃ヨリ字画ノ至ツテ少ク且最応用ノ 広キ名詞ノ如キモノヨリ漸次課シ行 クト云フコトニ決シタリ
② 助詞「は」 の表記	は行ヲわ行、あ行ニ発音スル場合ノ 仮名ノ記載方ハイカニスベキカ、ざ	議論百出ノ上竟ニ決スルトコロアリ シモ他日ヲ待チテ発表スルコト、ナ

<sup>75</sup> 前掲「国語教授研究会」、pp. 75-78。「国語教授研究会（第二回）」pp. 37-41。

	行、だ行ノ場合モ然リ	リタリ
③長音の表記	長音韻ノ記載方ハイカニスベキカ並ニ長音韻ナラザルモ長音韻ノ如ク発音スル場合及字音ヨリ来レルモノ、記載方ハイカニスベキカ	パイ、ザア、ユウヒ、ショウ、ノ場合ハ其ノマヽトシオオギハオウギ、ドオハドウノ如ク「ウ」ヲ以テアラハスベシト決シタリ即動詞ノは行ニ活用スル場合ノ「フ」ハ総ベテ「ウ」ニテアラハスナリ又字音ノアウ（桜）アフ（狎）オウ（応）ワウ（皇）ヲウ（翁）ノ如キモ総ベテオウト「ウ」ニテアラハスナリ
④漢字の提示	仮名文ヲ教授スルニ当リテ漢字ヲ傍書スルコトノ可否	漢字ハ国語ト台湾語トヲ問ハズ傍書スル必要ナシ
④台湾語表記	スベテ台湾語ヲ表出スルニ現今漢字ニ限リタルガ如シ或ル場合ニハ仮名ヲ以テ書カシムル方針ヲ取ルコトノ可否。	委員ヲ挙ゲテ調査スルコト、ナリ
	若前項ヲ可トスレバ国語ニナキ台湾音ヲ写スニ必要ナル仮名ヲ制定スル方法如何	同上
⑤固有名詞の読み方	台湾ノ地名人名物名等ノ呼称ハ或ハ台湾流ニ依リ或ハ内地音ニ依リ頗混乱セルガ如シ是等ヲ一定スル必要ナキカ若必要アリトセバ如何ニ方針ヲ定ムベキカ	台湾ノ地名ハ一般ニ日本的漢字音ノ通ニ読マシム但領台ノ当初ヨリ既ニ一種ノ呼称ヲ一般ニ用キ来レルモノ即キイルン（基隆）パチナ（八芝蘭）タカオ（打狗）ノ如キハソレニ従ハシム 人名ハ全然日本的漢字音ノ通ニ読マシム 物名モ日本的漢字音ノ通ニ読マシム但台湾ニ有リテ本国ニ無キモノハ固有ノ称呼ニ従ハシム
⑥合字と踊り字	合成仮名及重音符号ヲ教授スルコトノ可否	合成仮名ハ之ヲ教ヘズ但生徒自之ヲ学ブハ妨ゲザルモ成ルベク之ヲ用ゐザラシムルコト 重音符号ハ之ヲ教フルコト

仮名表記に関しては、助詞「は」の表記と長音の表記が注目された。しかし、この問題については、種々討議したにもかかわらず、円満に解決するには至らなかった。一方、漢字の使用は当時の輿論通り制限する方針が採られ、「仮名文ヲ教授スル」際に漢字を

提示しないことに決定した。また、台湾現地で行われる日本語教育ということで、「地名ハ一般ニ日本的漢字音ノ通ニ読マシム」にしても、「キイルン（基隆）パチナ（八芝蘭）タカオ（打狗）」のような台湾語読みの漢字使用も必然的に避けられない選択であるといえる。このように台湾現地の文化に合わせて教える姿勢が日本語教育に必要とされていた。

最後に文章の問題が提示されたが、これは次の〈表 3-13〉のとおりである。

〈表 3-13〉文章に関する問題<sup>76</sup>

	疑問事項	審議結果
① 文章の配列方法	文章ノ記載方ヲ予一定スル必要ナキカ必要アリトセバイカニ定ムベキカ	文章ノ記載方ハ初学年ニアリテハ語句ノ間ニ適當ノ間隔ヲ置キ生徒ヲシテ一目瞭然タラシムル
② 漢字の送り仮名	漢字ヲ混用スル場合ノ送仮名ハイカニ定ムベキカ	送仮名法ニ就キテハ既成ノ書物アレバ是等ヲ参酌シテ別ニ適當ノ方法ヲ選ブベシ
③ 標準語音の策定	読方ノ標準地ヲ何処ト定ムベキカ	東京ト定ムルコト
	東京ト定ムトセバ如何ナル階級ノ口語ヲ採ルベキカ	教育アル中流ノ人ノ口語ヲ採ルコト
④ 朗読法	朗読法ハイカニスベキカ	話文ハ談話体ニ読マセ文章ハ明晰ニ且段落ヲ正シクシ忌ムベキ読癖ナキヤウセシムルコト

「語句ノ間ニ適當ノ間隔ヲ置キ生徒ヲシテ一目瞭然タラシムル」ということは、外国語を教える上での配慮と考えられる。そして、漢字の送り仮名、標準語音の策定などは国語形成の上で避けては通れない問題であった。

国語教授研究会はこのように、種々の日本語教授上の問題を提出し、それを解決する方法を会員による討議の上で決議した。台湾における日本語教育に対して様々な提言がなされたばかりでなく、当時の日本の国語問題にも数多くの示唆を提供したに違いない。『教育時論』に掲載された「台湾国語教授研究会決議録」の序言に、町田則文は次のように述べた。

今別記述ぶる所纔かに調査の一端たりと雖とも、亦以て国語研究の一端に供するに足らんと信ずるなり、乞ふ内地の国語学者び教育家諸君、遠慮なく別記に関し批評ありて、以て互に大日本帝国国語の普及を謀られんことを。<sup>77</sup>

町田はこのように台湾における教育者の仕事である国語の研究が、同時に「全国上下

<sup>76</sup> 前掲「国語教授研究会（第二回）」pp. 37-42。

<sup>77</sup> 前掲「台湾国語教授研究会決議録」、p139。

の国語学者及び教育家の均しく負担すへき事業」<sup>78</sup>でもあると呼び掛けた。

1898年（明治31年）9月から翌年6月までの9か月間にわたって、計14回行われた国語教授研究会は、1900（明治33）年1月に国語研究会と改称された。さらに、1901年（明治34年）2月国語研究会第二回総会の席上で、平井又八らが「国語研究の事たる固より教育上忽諸に附すべからざる重要の挙なれども方今台湾教育の趨勢は、其の研究をかゝる一局部の事業に専にするを許さず、是其の組織を変更して其の研究の方針を汎く諸種の方面に向けんとするあり」<sup>79</sup>と建議したことによって、国語研究会は台湾教育会と改められることとなった。

国語教授研究会は、短期間のうちに僅か14回しか開催されなかったため、日本語教育上の困難と問題をすべて解決することはできなかった。しかし、実際の教育上で発生した日本語教授の問題点を指摘し、日本語を順序よく体系的に教えていくことを求める姿勢が、その後の日本語教育の発展に大きな影響を及ぼしたことは評価に値すると考える。

---

<sup>78</sup> 前掲「台湾国語教授研究会決議録」、p139。

<sup>79</sup> 前掲『台湾教育史』、p154。

## 第四章 教授法への注目と日本語教育の展開

### 第一節 同国人にして異民族である台湾人との葛藤

植民地期台湾の「国語」教育において、異民族と異文化という台湾人の本質は教育の困難をもたらす決定的な要因となる。特に台湾人を日本人に同化することが教育の目標として掲げられるなか、教育者にとって異民族異文化であることが教育目標の実現を阻む障害物であり、その障害物を取り除き同化の目標を達成することは、教育者が抱える課題の一つであった。ところが、文化を異にする民族を同一民族にすることは一朝一夕にして実現できるものではないし、その必要性について疑問視する声もあったので、植民地台湾における統治政策では、表面的には同化政策が掲げられていても、実際には台湾を日本の一部とするか、あるいは植民地の類と見なすかについて、様々な議論が行われ、一貫した方針が見られないというのが実状であった。

日台融合を主張する伊沢修二が台湾を去った後の1898年(明治31年)3月、児玉源太郎(1852-1906)の総督就任とともに台湾総督府民政長官の座に就いた後藤新平(1857-1929)は同化の問題について、台湾人の「性質及び生活の事情を詳かに知悉し、其弱点を襲うて仁恵天日の如き皇徳に化せしめざるべからず」<sup>1</sup>としながらも、「皇化ニ浴セシムルヤウニ他内地ト一様ニシヤウト云フコトガ、直チニ同化主義トナリト云フ如キハ、或ハ其一部分ハ同一デアリマセウガ、一部分ハ世ニ言フ同化主義ト異ツテ居ル」<sup>2</sup>と述べ、同化政策について明確な定義を下さなかった。さらに、植民地における統治方針について、後藤は「此等の人民を研究することは容易の業にあらず、寧ろ目下考究中なり」ということを理由に、「台湾の統治方針」は「無方針」<sup>3</sup>であると明示している。即ち、将来においては「内地ト一様ニシヤウ」という目標が立てられても、現在では「性質及び生活の事情」を異にする台湾人は「内地ト一様ニ」取り扱うことができないということであり、したがって、「国語」教育の教授面から見ても、日本内地の教育と区別するのが当然で、外国人に教えるような方法で教えることも必然的な帰着であった。

#### 一 日本国籍になった台湾人

1895年(明治28年)5月8日、「下関条約」の批准書が交わされたことにより、台湾は日本の領土となった。「下関条約」の第五条では、台湾人の国籍問題について次のように規定している。

日本国へ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スル者ハ自由ニソノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶予スヘシ但シ右年限ノ満チタルトキハ未タ該地方ヲ去ラサル

<sup>1</sup> 立石駒吉『後藤新平論集』、1911年1月、p164。

<sup>2</sup> 第21回衆議院委員会会議録、明治35年3月、『後藤新平文書』R25-37、p140。陳培豊『「同化」の同床異夢』(三元社、2001年2月、p79)より再引。

<sup>3</sup> 前掲『後藤新平論集』、pp. 174-175。



住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ日本国臣民ト視為スコトアルヘシ<sup>4</sup>

これにより、1897年（明治30年）5月8日までの二年間のうち、「ソノ所有不動産ヲ売却シテ」台湾から退去しなければ、個人の意志にかかわらず、住民の悉くは「日本国ノ都合ニ因リ日本国臣民ト視為ス」ことになった。第一回講習員で公学校校長を務めた前田孟雄はこれについて、「昨日迄敵視せし我国に対し、生命も財産も、挙げて其治下に隷属せざるを得ざるに至った」台湾人にとっての「実に意外不測の大變動」で「革命的生活状態の変更」<sup>5</sup>と見た。また「我日本人の特性として、本島の領有といふ事が、一朝事実となつて発表せらるゝや否、直に政教文物制度等百般の事業は、一に規矩を自国に取り島民の有形無形を駆りて、根本的の改造を企図」<sup>6</sup>したということに対して、「去就両途に迷ひつゝある」台湾人は、「斯る急激なる施政に遭遇し何条以て堪るべき、訛言流説交々相伝へ、人心恟々、遂に匪賊一揆の蜂起する時期となり果た」<sup>7</sup>と分析している。

ところが、このような状況の中で、台湾を退去した台湾人はそれほど多くはなく、ほとんどは現地に残って生活を営み続けることにしたのである。『教育報知』（第556号）に掲載された桃園生「台湾教育に就て」には、台湾人の国籍選択問題に言及した一節がある。

今や国籍問題已に決し台南を除くの外は寔に少数の帰国者のみそれも實際已むを得ざる事情の下に帰去せるもの多数を占め其他或は偽言に迷ひ或は政治的意見の下に退去せる極少数者と其余禁烟断髪等の杞憂に出てしものゝみ全島の民口より比すればは寔に九牛の一毛より少し而してこの多数の民は即ち取も直さず皇国民となりし也<sup>8</sup>

「多数の民は即ち取も直さず皇国民となりし」とは、即ち「爾後彼等を懐け彼等を安し彼等をして心中より、皇化に服せしむる」<sup>9</sup>ことを植民地政策として策定することである。漢民族を中心とする台湾人を日本人に同化することが当時の一般的な輿論であった。

## 二 異民族である台湾人

1897年（明治30年）5月、帝国教育会<sup>10</sup>において行われた演説で、伊沢修二は台湾人

<sup>4</sup> 明治大学出版部『国際法規概要』（訂正増補再版）、1914年11月、pp. 447-448。

<sup>5</sup> 前田孟雄「台湾児童の教育上困難なる事の一（承前）」、『台湾教育会雑誌』第3号、1901年12月、p26。

<sup>6</sup> 同上。

<sup>7</sup> 同上。

<sup>8</sup> 桃園生「台湾教育に就て」、『教育報知』第556号、1897年7月。近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第31巻所収、龍溪書舎、2004年2月、p51。

<sup>9</sup> 同上。

<sup>10</sup> 教育の改良と上進を図ることを目的として1896年（明治29年）に作られた日本各地の教育機関の中央機関である。1944年（昭和19年）に大日本教育会、戦後、日本教育会と改称され、1948年（昭和23年）に解散した。（『日本国語大辞典』第二版第九巻、小学館、2001年9月、p550）

が「去就を明にし、我帝国の人民のみになつた」日を「記憶すべき日」と言い、公学校の成立とともに、従来の教育組織である書房に日本語の一科を加え、公学校教育の補佐とすべきだという意見を陳述した。

今度新に設くる処の公学の趣向と、旧来の方法とを比較して見れば、旧来の書房の教育法といふものは、経書の読書に加ふるに、進士及第に要する作詩作文を以てしたものであります。改正の公学教育法は、経書の読書は、大要旧に依るも、修身の基礎は、教育勅語に則らしめ、又進士及第に要したる無用の文学に代へるに、有用なる日本語、地理、歴史、算術、理科等の学問を以てする。<sup>11</sup>

前述したように伊沢は、教育を成立させたいという切迫感から、台湾人を日本人に遜色のないほど高く評価し、教育方針は「彼我融和」の「混和主義」が最適であると主張した。そのために、新に公学校を設立しても従来の書房教育をそのまま維持し、「一方には、旧来の四書五経をやらせ、一方には、日本語で教へる学科をやらせる」<sup>12</sup>という方式を考案した。

教授科目の中で、「修身」が「教育勅語の御主意を貫徹せしめる」科目として取り上げられた。ただし、「其人の形から改めて行かぬと云ふと、矢張り人の心の中といふものも、能く之を正すことは出来ないものである」ということで、「先づ礼儀作法といふものを教へ、それからして徐々に此教育勅語」<sup>13</sup>に入るという順序が適切であるとされた。また、教育勅語を教える際に、儒教の精神と重なる部分は教えやすく、日本の国体を理解させるのは難しいと伊沢は指摘した。

此教育勅語の一部分といふものは、今日迄台湾に行はれて居る所の儒教に言うて居る所と殆ど同じ御主意であると申して宜しいでございます。故に其部分に於ては、聊かも困難なる所はない。然るに我国体といふ一点に至りますと、余程之は、台湾の人々に理解し難い所で、此主意を貫徹せしむることは中々骨が折れる仕事である。けれども又其中にも少しく容易いことは、此台湾と我本国とは、全く同文の国でありますから、漢文で書いたものなれば、教育のある台湾人には、大概能く分かる。

14

伊沢は実際の経験から、天皇制国家という日本の「国体」は漢民族である台湾人にとって「理解し難い所」であるという結論を出し、日本と台湾が文化的に共有する「儒教」と「漢字」が「同一国に化していくこと」を解決する糸口であると思案した。さらに「我臣民の中には天祖降臨以来仕へ奉りて今日に至れるものは、無論多くありませうが、併

<sup>11</sup> 伊沢修二「台湾の公学校設置に関する意見」、『教育公報』第195号、1897年6月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第31巻所収、p105。

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 同上、p106。

<sup>14</sup> 同上。

し中古以来、外国からして帰化した所の人といふものは、決して少なくない」<sup>15</sup>ことに着眼し、「日本臣民といふものは、所謂大和民族の外にはない」という解釈は「大層な間違い」<sup>16</sup>であると指摘した。これが伊沢のいう「混和主義」の精神の具現といえる。

また、「国語」の教授について「話し言葉」を教えることが先で、「書き言葉」である「普通文」がその後であると伊沢は主張する。その教授の要点をまとめてみると、次の<表 4-1>のようになる。

<表 4-1>伊沢修二が考案した「国語」教授の要点<sup>17</sup>

①国語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 台湾で国語を教へるには、母の仕事から始めねばならぬ。即ち我々が、今日話して居る此国語を教へることが、是が一番大切なこと。</li> <li>2. 国語が漸く進みますとそれから日常の会話に移りまして、言語の実地練習をなさしめ、又話し言葉にて書きたる読本を授け、併せて講説演述の修練をも課し終に文法の大要を授けます。</li> </ol>
②読書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本語で教へる所のもの即ち五十音より始めて、読書き教授書といふようなものより掛図によつて段々教へて行つて、それから進んで小学読本に及ぼして行く。</li> <li>2. 三字経といふものを始めに教へ、それから大学中庸といふものを教へ、孝経論語と教へて行くことになつて居ります。其読書の方法は、始めは矢張り台湾の句読で読ませる。さうして終ひには日本の訓点を施して読ませるやうにする仕組みになつて居ります。</li> </ol>
③習字	<p>我々は字を書くのに、悪書の代はりに早い、台湾の人は見て驚くのです。其書き方の早いといふことに驚く。けれども書の美しいといふことに於ては、台湾の人に叶はぬ。どうも之はどう云ふ方法にしてやつたら宜からうかと云ふことは、実に目下の問題になつております(中略)ドチラに致しても、此速書といふことをやらせるといふことが、極く必要と考へて居ります。</p>

要するに、伊沢は「同一国に化して行く」という目標に接近できるように、体制上では新式の公学校と旧式の書房を並存し、言語教育上では四書五経の漢文を通して日本語と台湾語を両立させることにした。このように「旧来の教育の形は、其儘に存じて置いて、其中に全く新しい精神を吹き込み、さうして其無用の文学を廃して、有用の學術を加へる」方式で、最終的には「教育勅語の御主意」を理解できる「日本臣民」にするというのが伊沢の意図した植民地台湾の教育であった。

ところが、台湾人の異民族異文化という現実を踏まえて考案した伊沢の台湾教育方針に対して、疑問視する声も見られた。「彼にして我言語を用ひ、我風俗に慣れんか、不智

<sup>15</sup> 前掲「台湾の公学校設置に関する意見」、p106。

<sup>16</sup> 同上。

<sup>17</sup> 同上、pp. 107-109。

不識の間に我国を愛し、我君を想ふ」<sup>18</sup>ことを第一要務とした山田邦彦は、伊沢が漢文を公学校の授業に加えたことについて次のように批判した。

漢詩の如き、専ら人の感情に訴ふる所のものを以て、之を学校の教科中に加へ生徒をして之を吟し、之を作らしめんか、自然の感情に依り、次第に支那を愛慕し、本邦を厭悪するに至るは、亦是非もなき次第なり。されば、台湾の子弟を教育するに当たりてや、国語、読書、作文、習字に連帯して、全く漢詩を禁じ、又学校教師が、漢詩を作りて、之を其父兄に似すを禁し、之に代ふるに、和歌、発句の類を以てし、初め之を読むに慣れしめ、次第に之を作ることを教ふべし。果して然らば、台湾の子弟は、次第に我が言語、風俗に慣るゝに従ひ、次第に思想感情を同化せられ、遂に君に忠に国を愛するに至ること、決して至難の業と謂ふべからず。<sup>19</sup>

山田は漢詩を作ることから「支那を愛慕し、本邦を厭悪する」感情が生じることを懸念したため、漢文を「国語」教育に利用することに反対し、和歌を教えるべきだと主張した。しかし、漢詩と和歌のような方法上での差異は見られても、「次第に思想感情を同化せられ、遂に君に忠に国を愛するに至る」という同化思想においては、伊沢の「混和主義」によって「同一国に化して行く」という理念と一致している。

これに対し、同化思想について全く反対する意見も見られた。東京帝国大学総長を務めた加藤弘之（1836－1916）は、台湾人を同化することは無謀であると次のように批判した。

曾て厳肅なる規律に服従したることなき彼等に対し、先づ以て忠君愛国の想念を涵養せしめんと計るなどは、其之を計る精神に於て毛頭異論なきも、然も決して教化の道を得たる者と云ふ能はず。（中略）支那土人に至ては、多少の学識あり、且恒産を有する者たるが故に比較的蛮野の風を離れたる者と謂ふ可し。故に彼等に対しては、最も其意思の苦悩を避けしむるを要す。而して一時に彼等を日本人化せしめて日本人扱ひするの策は、大に此要訣を失せり。（中略）夫の国語を伝習せしめて彼我思想の交通を便ならしむる如きは、無論適當の施設なるべきも徒らに忠君愛国と云ふ数千年来歴史遺傳を有する我が本土人の思想を涵養せしめんと焦せるは、拙策の甚しき者なり。<sup>20</sup>

加藤は「多少の学識あり、且恒産を有する者たるが故に比較的蛮野の風を離れたる」台湾人を「日本人化せしめて日本人扱ひする」ことは拙策であると批判したのに対し、「国語を伝習せしめて彼我思想の交通を便ならしむる」ことは適切な政策方針とした。

<sup>18</sup> 山田邦彦「台湾総督府公学模範学校規則案を評す」、『教育時論』第442号、1897年7月。近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第30巻所収、龍溪書舎、2004年2月、p87。

<sup>19</sup> 前掲「台湾総督府公学模範学校規則案を評す」、p87。

<sup>20</sup> 「加藤弘之氏の台民教化談」、『教育時論』第444号、1897年8月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料篇』第30巻所収、p89。

伊沢、山田、加藤の三人が「同化」の方法と可能性について行った論争から、台湾人の異民族異文化という特質を取り除き、それを日本人に同化することは、いかに複雑で難解な問題であったかが分かる。このように台湾人への同化政策についての議論は、1919年に台湾教育令が發布されるまで、政界でも教育界でも意見の一致が見られず、模索が続けられたのが実状であった。

### 三 台湾人の「国語」教育問題

1898年（明治31年）7月、勅令第178号として公学校令が發布されたことにより、従来の国語伝習所は同年10月から一斉に公学校と改められた。公学校を設立した目的は、公学校規則第一条に「公学校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムル」<sup>21</sup>と示されたように、国語伝習所時代において「国語ヲ教授」することに重心が置かれたことに比べ、「徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ」ることにより「国民タルノ性格ヲ養成」することが第一義に取り上げられたことが相違点であるといえる。しかし、公学校が発足して以来の日本語教育の実際に照らし合わせてみると、これは単に政策的宣伝に過ぎず、教育現場では生徒募集に苦しみ、「国語」を教授することに精力を費やしたという状況は依然として続いた。

『教育学術界』において「台湾現行の教育制度」に関する意見を発表した真垣敬愛は、総督府が訓令や通達を發布し、教育勅語の趣旨を貫徹しようとしたことについて、「実際に徴するに残念ながら殆んど無効力にして取りも直さず空文たるに過ぎざるの観あり」<sup>22</sup>と指摘し、公学校による「国民タルノ性格」の養成は「牛に強ふるに馬に為れと云ふに異ならんや」<sup>23</sup>と猛烈に批判した。真垣は「利己主義なり箇人主義なり崇財主義なり而して国家と云ふ觀念に乏しく忠君と云ふ理想に缺けり」<sup>24</sup>という台湾人の性質に着眼し、彼らを日本国民に同化することは「近き未来に於て到底能はざるところなり」とした。さらに同化の唯一の手段としての「国語」教育について次のように述べた。

我等内地人より見れば国語は最も容易なる科目なりと雖も彼等土人に取りては取りも直さず外国語なれば其の聞き慣れざる話ざる国語なれば彼等の学習に於て困難なること猶ほ内地の小学生徒に課するに外国語を以てすると一般なるが如し。（中略）日々学校にて教授する所の時間は僅少にして彼等が校外に出つれば四方八方悉皆土語の声ならざるはなし此れ豈一二時間暖めて八九時間冷すものにあらずや。<sup>25</sup>

真垣は「国語」が「土人に取りては取りも直さず外国語」であると明言し、「学校にて教授する所の時間は僅少にして彼等が校外に出つれば四方八方悉皆土語の声」である

<sup>21</sup> 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、台湾教育会、1939年12月、p229。

<sup>22</sup> 真垣敬愛「台湾現時の教育制度を論じて将来の方針に関する私見を述ぶ」、『教育学術界』第4巻第6号、1902年4月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第31巻所収、p158。

<sup>23</sup> 同上、p159。

<sup>24</sup> 同上、p158。

<sup>25</sup> 同上、pp. 159-160。

のが学習を困難にしたと指摘した。このような状況に鑑み、真垣は「土語と国語との時間の割合は七と三との如くにて可ならん乎」<sup>26</sup>というように、台湾の教育は主として台湾語によるべきであると主張した。しかし、これは単なる真垣個人の意見に過ぎず、公学校初期においては「同化」主義を表面的に掲げ、外国語教授法で「国語」教育を推進することが内実であったといえる。そして、この内実を直視し「国語」の普及が公学校教育の唯一の方針であると明言したのが、1903年（明治36年）11月の全島学事会議において演説を行った民政長官後藤新平であった。後藤は教育の方針と公学校の目的について次のように述べている。

総督閣下ニ対シ、本島統治上ニ関スル方針ハスク御立テニナツタラ宜カラウト愚見ヲ申上グルマデニ運ンデ居ナイ位デ、随テ教育上ノ方針トテモ、甚遺憾ナガラ立タナイノデアアル、尚講究中デアアル。只事毎ニ必要ニ迫リ、極メテ行キツハアルトイフ有様デアアル。  
（中略）サレバ教育ガ無方針ナリトナル上ハ、現今公学校ハ何等ノ目的ヲモ有セザルモノナラント云ハンガ、教育ノ方針未ダ考究中ナルモ、公学校ハ目的ヲ定メテ設立セリ、乃国語ノ普及是ナリ。目下ハ唯此目的ヲ達スルヲ第一トス。此第一主眼ニシテ達セラレ、日ハ、教育ノ方針モ亦考究ヲ經テ確立ノ秋来ルベシ。<sup>27</sup>

後藤は「教育上ノ方針トテモ、甚遺憾ナガラ立タナイノデアアル、尚講究中デアアル」という一方で、公学校設立の目的は「乃国語ノ普及是ナリ」と明確に指示を下した。即ち台湾人を同化するような短期間では実現不可能の方針を立てるよりも、日本国民としての意思疎通に必要な「国語」教育に専念することが教師の要務だということである。「国語」教授の困難について、後藤は次のように指摘した。

国語ノ点ニ於テモ、先日本会議ニ於テ、某氏ハ、台湾ニ於テ内地語ヲ教授スルハ、彼等ニ対シテハ一種ノ外国語デアルト言ハレシガ、誠ニ左様デアアル。即チ国語ヲ習ハシメテモ、何程ノ時間ニ如何ノ程度マデ変化セシムルコトヲ得ルカト云フコトハ、未ダ容易ニ解決サレザル問題デアツテ、先ヅ二代ヤ三代デ変化シテ行クコトハ六ケシイコトデアアル。況ンヤ風俗習慣心性ニ於テヤ。<sup>28</sup>

「国語」教授でさえ「解決サレザル問題」であるため、「風俗習慣心性」を一変させることはなおさら困難であるという見解を示した後藤はその後、「唯、国語普及ヲ以テ、性情ノ異ル人民ヲ同化スルト云フコトハ頗ル六ケシイコト」とし、教育者たちに「課程表ヤ、授業方法ヤ、或ハ教科書編纂」など「公学校ト云ふ範囲内ニ於テ躍起トナツテ行

<sup>26</sup> 真垣敬愛「台湾現時の教育制度を論じて将来の方針に関する私見を述ぶ（二）」、『教育学術界』第5巻第7号、1902年4月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第31巻所収、p163。

<sup>27</sup> 「後藤長官の訓示」、『台湾教育会雑誌』第27号、1907年6月、pp.1-2。

<sup>28</sup> 同上、p3。

ツテ貰へバ」よいと指示し、「先ヅ国語ノ普及ニ尽力アランコトヲ切望スルニ外ナラヌ」と結論を出した。

これに影響を受けてか、1904年（明治37年）に改正された公学校規則では、旧規則に「徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムル」と示されたところが、「国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タル性格ヲ養成シ竝生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」<sup>29</sup>というように改められた。これまで「国語」教授が付属的に位置づけられたことが、一変して第一に掲げられることに変化した。さらに旧規則と比べると、第九条に「各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相関連シテ補益セシメ特ニ国語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」とあるように、「国語」教授を重視した姿勢が鮮明に出されたことが新規則の特徴である。こうした変化には、教授困難な「国語」教育の問題を解決しなければ、「同化」政策を実現する見込みがないという共通理解が反映されているといえる。

要するに、名義上日本人になった台湾人を名実ともに日本人に改造していくことが公学校発足以来の「国語」教育が目指す目標であり、「同化」政策として掲げられた一貫した方針であった。そこでは、異民族異文化という台湾人の本質が「同化」の実現に齟齬を来すことが考慮された結果、台湾人は実質的には外国人と見なされ、日本国民として必要な「国語」は外国語として教えられることとなったのである。

## 第二節 外国語教授法としてのグアン法の導入

公学校が成立した後、初等教育における日本語教育の拡大に伴い、いかに効率よく日本語を教えるかといった問題が浮き彫りになった。これを背景に「本島人ニ国語を教授スル順序方法程度等ヲ研究スル」<sup>30</sup>ことを目的とする国語教授研究会が組織されるようになった。

前述したように、国語教授研究会では種々の日本語教授上の問題が提出され、それを解決する方法を会員による討議の上で決議した。ところが、これらの論議の多くは日本語の教授内容の確認に止まり、その教授内容をいかなる方法で実践すべきかという段階には至らなかった。国語教授研究会の一員である山口喜一郎（1872-1952）は、これについて次のように述べている。

一昨年の春頃までは国語教授といふことについては、研究があつたには相違ないが、つまりは手爾波の教へ方が困難だとか、某行の発音が具合よく教へられぬとかいふばかりで、根本的に教材の選択や、配列や、教授の方法について、考へもしたり、いひだしもしたりするものは少なかったのである。<sup>31</sup>

山口は国語教授研究会における教授法に対する討議には肯定の態度を示しているが、

<sup>29</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p261。

<sup>30</sup> 前掲『台湾教育史』、p156。

<sup>31</sup> 山口喜一郎「ゴアン氏の言語教授法によって二年間教授せし成績」、『台湾教育会雑誌』第1号、1901年7月、p50。

「手爾波の教へ方が困難だとか、某行の発音が具合よく教へられぬとか」いうように、教授のつまずきに拘泥し、教授法の改善につながらない話し合いには不満足であった。そうした中で、国語学校教授の橋本武が図書館からフランソワ・グアンの『言語教授及び研究法』を発見し教師らに紹介したことをきっかけに、グアン氏言語教授法が日本語教育に採用され、「異民族の子弟に従来の対訳法によらないで我が国語を教へた濫觴」と評価されることになった。その後、山口による実践の成績が認められ、総督府からは『ゴアン氏言語教授方案』（1900）と『台湾公学校教授要旨』（1900）が出版され、公学校ではグアン法による日本語教育が推し進められた。

### 一 グアン法とは

グアン氏言語教授法（以下グアン法と略称）は、ラテン語やギリシャ語の古典語教師であるフランソワ・グアン（François Gouin, 1831–1896）が、文法学習や自国語への翻訳を中心とする文法訳読法（Grammar-Translation Method）によるドイツ語学習に失敗した経験から教訓を得て考案した自然教授法<sup>32</sup>（Natural Method）の一つである。グアン法の特徴は、外国語を教授する際に個々の語を分析することはせず句や文を中心に教え、ある設定された目的に向けて継起する一連の動作を提示して外国語を教えることである。継起する動作の表現は人間の自然な心理の動きや思考の流れに沿ったものとされ、それを提示して教えることは言語習得として記憶しやすいという心理的側面の配慮がなされていることから、サイコロジカル・メソッド（Psychological Method）といわれることもある。

### 二 幼児の言語習得への観察

フランソワ・グアンは1831年にフランスの北西部に位置するノルマンディー（Normandie）に生まれ、古典語教師としてラテン語やギリシア語を教えた経歴があり、1978年には哲学の研究をするためにドイツの大学に赴きドイツ語を学んだ。

グアンはドイツでは旧来の「学校ニテ言語ヲ教フル方法」とされる言語教授の正法という文法訳読法によって、「前代未聞」ともいえるほどドイツ語を勉強したといわれるが、その主な学習方法は以下のようなものである<sup>33</sup>。

- (1) 文法書と不規則動詞（10日間）
- (2) ドイツ語の語根<sup>34</sup>（8日間）
- (3) 会話練習（数週間）

<sup>32</sup> 自然教授法とは文法対訳法に対する反発から、学習者が外国語を学習する際に幼児の言語習得と同じように自然な過程に従い、音声面の指導や口と耳による会話を重視し、実物、絵、動作などを多く取り入れて、母語への翻訳を行わないことを主張する教授法である。

<sup>33</sup> 台湾総督府民政部学務課『ゴアン氏言語教授方案』、1900年7月、pp. 21-49。

<sup>34</sup> 語根（root）は接辞・語尾などを取り除いた部分で、それ以上分けては形も意味も消滅してしまう、最小で中核的な意味素をもつ語の基体をなすものである。（杉本つとむ・岩淵匡編『新版日本語学辞典』、桜楓社、1994年11月、p70）



- (4) 読書や翻訳 (1 週間)
- (5) オルレンドルフ<sup>35</sup>氏の方法 (4 週間)
- (6) 聞き取り練習 (1 週間)
- (7) 辞書の暗記 (30 日間)

哲学の研究をするためにドイツへ赴いたグアンは、このようにして約 10 か月間にわたり、文法訳読法をもとに様々な方法で苦労と工夫を重ねてドイツ語を勉強したにもかかわらず、依然としてドイツ語を聞き取れもしなければ話せもしなかったので、遂に文法訳読法は音声言語としてのドイツ語を習得するには無益であるという結論に至った。

ドイツでドイツ語学習に挫折したグアンは帰仏後も、なぜ自分の言語学習は失敗に終わったかという疑問を常に心に抱く中、2 歳半の甥がいつの間にかフランス語が話せるようになったのを見た。そこから自分の用いた文法書や辞書、翻訳などによる学習法と、幼児が自然に言語能力を身につけた方法との相違点は一体どこにあるのかと思いを巡らし、幼児が言語を習得する過程を詳細に観察をしようと思いついた。

グアン法の理論的基盤が築かれたともいえるこの観察により、グアンは幼児の言語習得の過程を、①目の前にある事実を見て、それを会話による問答を通じて印象として心に留め、②心にある印象を再三の反復思考によって自己の概念に転化させ、③概念を音声言語で言い表し、④模倣などによる遊びで概念に転化された事実を再現するという四段階に分けて分析を試みた。これをまとめると、次の<表 4-2>のようになる<sup>36</sup>。

<表 4-2> 幼児の言語習得過程

言語習得の過程	内容
①事実に対する印象の獲得	小児ハ、ヤガテ、母ト共ニ出デ行キタリ。而シテ、磨穀機ノ頂上ヨリ、下底マデ、歩キ廻リテ、眼ニ触ル、総テノ物ヲ見テ、其名ヲ知り、其訳ヲ知ランコトヲ希ヘリ。
②概念への転化	小児ノ心ハ、幾トアツケニ取ラレ、茫然トシテ家ニ帰り、其見タル所ヲ、始終思ヒ詰メテ、ドーカシテ、之ヲ心ニ融化センコトヲ務ムルモノ、如シ。
③言語による表出	一時間ノ後、小児ハ総テ消化ニ余ル余計ノ荷物ヲ切り捨テ、其消化シ得タル所ニ就キテ、談話ヲ始メタリ。
④動作による事実の再現	小児ハ、母ニ迫リテ、六個ノ小サキ袋ヲ造ラシメ、余ニ迫リテ一個ノ磨穀機ヲ造ラシメ、近傍ノ小サキ小河ヨリ水ヲ引キテ、之ヲ溝ニ通ジテ滝ヲ造リ、又仮製ノ車輪を造リ、之ヲ流レノ下ニ据ヘ、此車輪滝ノ

<sup>35</sup> オルレンドルフ (Ollendorff, 1803-1865) は『A New Method of Learning to Read, Write and Speak a Language in Six Months』(1835) という外国語学習法の書物を著した人物である。質問と答えをとなり合わせにした、外国語への翻訳練習用の文で練習の回数を重ねることを旨とする方法で「Practical Method」と呼ばれていたこともある。(関正昭・平高史也編『日本語教育史』、アルク、1997年4月、pp. 60-63)

<sup>36</sup> 前掲『ゴアン氏言語教授方案』、pp. 51-53。

	水ヲ受ケテ、回轉スルトキハ、磨穀機ノ動ク様ニナル仕掛ノモノヲ造ラシメタリ。
--	---------------------------------------

グアンはこのようにして、幼児が言語を習得する過程においては「知覚シタル事実ヲ順序立テ、自己ノ概念ニ構造」<sup>37</sup>し、またその概念を言語で表出するという法則を発見した。即ち④の事実の再現においては、①のような「当初見タルトキノ光景」をそのまま再現したのではなく、②と③の段階を経た「心中ニ概念トシテ、構造サレタルトキノ光景」<sup>38</sup>で再現したということである。これによりグアンは、「言語ノ機関ハ眼ニアラズシテ耳ナリ」という結論を出し、「眼ハ色ヲ視ルガ為ノモノニシテ、音ヲ聞キ話ヲスル為メノモノニアラズ」<sup>39</sup>として、言語習得においては眼による文字の習得よりも、耳と口による音声の習得のほうが先行しなければならないと帰結し、自己の言語学習に失敗した原因は眼による学習に偏っていたことにあると判断した。

また、自己の概念に転化された事実を再現する時は、幼児は「動作ヲナストキニ当リ、其一挙一動毎ニ、声高く之ヲ言語ニ発シ、殊ニ其言語ノ中ニツキ、動詞ヲ発音スルコト多シ」<sup>40</sup>という現象にも気付いたことにより、動詞に重きが置かれる一連の動作による言語教授法を見出したのである。

即ち幼児が「新現象ニ逢フ毎ニ、其現象ヲ研究シ、其内容ノ条款ニ、一定ノ順序ヲ立テ、遂ニ之ヲ変形シテ、我智識トナス」<sup>41</sup>というように時間的に継起する順序によって、外界にある現象を正確に内界の印象として把握し、そして自己の概念に転化しそれを言語や動作で表出するということである。

以上、(1) 知覚を概念にする法則、(2) 時間的に継起する動作の順序、(3) 動詞を中心とする文の連続、という発見によりグアンは旧来の文法訳読法の欠点を明らかにした。その主な相違点は以下のとおりである<sup>42</sup>。

<表 4-3> グアンと幼児との言語学習における相違点

言語習得の要点	幼児の方法	グアンの方法
①概念への転化	知覚ヲ変形シテ、概念トナセリ。	活語ヲバ活語トシテ学バズ、強テ、之ヲ印書的文字ニ引キ直シテ之ヲ学ビタリ。
②自然の法則	其ノ得タル各概念ヲバ、其生得ノ法則ニ当嵌メ、一定ノ主義ニ率由シテ、之ヲ学ベリ。	動詞ノ語根ヲ学ビ、文典ヲ学ビ、字引ヲ学ヒタルモ、是皆冒険的ニシテ、其錯雑混乱、実ニ甚シク…(後略)。

<sup>37</sup> 前掲『ゴアン氏言語教授方案』、p53。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 同上、p48。

<sup>40</sup> 同上、p54。

<sup>41</sup> 同上、p57。

<sup>42</sup> 同上、pp. 60-61。

要するに幼児の言語習得は、「其概念ヲバ、順序ヨク、其心中ニ置ケリ」という方法を探るのに対し、グアンは「文字ヲバ、余ノ眼中ニ貯ヘタリ」という方法を探っていたというのが最大の相違点である。これによりグアンは、概念あるいは意味との結合をしない眼による学習が自己の言語学習に失敗をもたらした一番大きな原因であることを悟った。

このようにして、幼児が知らないうちにその母語を習得する心理作用を研究し、またその言語活動から一定の原則を導き出したことにより、グアンは独自の言語観を形成した。

### 三 グアンの言語観

言語を教授するには言語に対する的確な認識を持たなければならない。グアンは上述してきたように、幼児の言語習得過程を観察し、その言語活動は動詞を中心に構成される文から文への移動過程であるという事実を発見した。これに触発されて、人間によって駆使される言語を①客観的言語、②主観的言語、③比喩的言語に分けて考えるようになり、外国語教授の上では①から③へと順序よく体系的に教えるべきだと主張した。

この三種類の分類については、最初は幼児が外界の事実を自己の概念に転化しそれを順序よく言葉で言い表すという現象から、①の客観的言語という概念を抽出した。次に①が言語の全体を「網羅スルコトハ、恐ラクハ、出来ザルベシ」という疑問から、外界の事実を言い表す言語の他にも内面の思想を言い表す②の主観的言語が存在することを発見した。グアンは両者を以下のように区別している。

小児ガ磨穀機ニ就テ、其概念ヲ言ヒ表ス毎ニ「ソレハ其通り」、「ソレカラネ」、「ソレハ美イネ」、「私ガ思フニハ…」、「私ハ…スル筈ダト思ヒマス」、「私ハ…スル方ガ善カラウト思ヒマス」云々ノ言語ヲ用ユルコト甚多シ。此等ノ言語ハ磨穀機ニ関スル事実ヲ発表セシ言語、即チ「袋ニ物ヲ入レル」トカ、「袋ヲ運ビ行ク」トカ、「袋ヲアケル」とカ、「穀物ヲ挽ク」トカ、「水ガ溝ヨリ落ち来ル」トカ、「車ガ廻転スル」トカ、「磨穀機ガ動ク」トカ、云フガ如キ言語トハ、共通ノ意義ヲ有セザルガ如シ。<sup>43</sup>

グアンは幼児の発話を分析し、その中に二種の言語があることに気付き、この二種の言語は「小児ノロヨリ出デ、二者並ビ行ハレテ相戻ラズ然レドモ、二者決シテ同一ナルモノニアラズ」<sup>44</sup>として、「袋ニ物ヲ入レル」や「穀物ヲ挽ク」というような「外界ノ事実ヲ、其マヽニ翻訳スル言語」を客観的言語、「ソレハ其通り」「私ガ思フニハ…」というような「精神上ノ事実、及ヒ働キヲ翻訳スル言語」を主観的言語と命名したのである。さらに主観的言語を研究するうちに、グアンは③の比喩的言語が存在することも発見し

<sup>43</sup> 前掲『ゴアン氏言語教授方案』、p71。

<sup>44</sup> 同上。

た。この三種類の言語についての概要をまとめてみると、次の〈表 4-4〉のようになる。

45

〈表 4-4〉グアンによる言語分類

言語の分類	定義	例文
①客観的言語	外界ニ於テ、吾人ノ知覚シタル現象ヲ、其俣ニ言ヒ表ハスモノナリ。	小鳥ガ巢ヲ去ル。 植物ガ根ヲ出ス。 火ガ二時間燃エル。 下女ガ斧ヲオロス。
②主観的言語	心意ノ活動シタルモノヲ、言ヒ表ハス言語ナリ。 即チ余ガ所謂双関句ト称スル言語ノ根源ヲナセリ。 或事柄ハ、之ヲ甘受シ或事柄ハ之ヲ嫌悪シ或事柄ハ之ヲ称賛シ、或事柄ハ之ヲ非難シ、或事柄ハ之ヲ信用シ、或事柄ハ之ヲ疑フナリ。此ノ如キ心意ノ働キヲ言表ハス所ヲハ之ヲ双関句ト云ヘル。	ソレハ善シイ。 ソレハ本当デス。 ソレハ困難デス。 ソウアラネバナリマセヌ。 私ハ……ヲ喜ブ。 私ハ……ヲ哀ム。 私ハ……ト思フ。 私ハ……デアラウコトヲ望ム。
③比喩的言語	純然タル理想ヲ発表スル言語ナリ。 即チ外界ヨリ仮り来リタル符号ヲ用ヒテ、抽象的語観念ヲ、言ヒ表ハス言語ナリ。 即チ人間ノ抽象的観念若クハ、抽象的概念ノ用ヲ達スル為メニ、供セラレタル客観的言語ナリ。	我ハ河ニ陥レリ。(客観的言語) 我ハ過ニ陥レリ。(比喩的言語)

グアンは前述したように、幼児の言語活動における「知覚」を「概念」に転化する過程は「事実ヨリ事実ニ移リ、句ヨリ句ニ移ル」という関係で成立するので、個々の語を言語の単位とせず、客観的言語に分類される「小鳥ガ巢ヲ去ル」のような、一つの現象あるいは動作を表す文をその単位として考えた。そして、「外界ニ於ケル事実ガ現ハレ来ルト同時ニ、心意ハ其事実ヲ把住シテ、其如何ヲ判断スルモノナリ」<sup>45</sup>ということで、主観的言語は体系的な順序が立てられる客観的言語に組み入れて関連的に教えることができるかと主張した。

また主観的言語と併行して、比喩的言語は「客観的言語ヲ基礎トシテ、其上ニ立チ、即チ客観的言語ノ予メ発達アルニアラザレハ、比喩的言語ハ、成立ツコト能ハザルモノ

<sup>45</sup> 前掲『ゴアン氏言語教授方案』、pp. 70-207。

<sup>46</sup> 同上、pp. 73-74。

ナリ」として、言語教授の手順としては客観的言語から始め、漸次主観的言語、比喩的言語へと体系的に教えていくべきだ主張した。

#### 四 言語教授法としてのグアン法

幼児の言語習得からヒントを得て考案されたグアン法は、外国語の学習においては視覚よりも聴覚を多用することを強調し、細分化した単語や文法を学ぶことは後に回し、まずは時間的に継起するという思考の順序に従い、文という言語単位で言語の運用能力を引き出すことを基本的な仕組みとしている。新しい言語学習法を考案し再びドイツに渡ったグアンは、ドイツ語学習に「著シキ進歩」が見られるようになった。その後、イギリス、ルーマニアと現地教育に携わることとなり、1883年にはフランスに帰国した。そしてグアンは、2年後の1885年にパリの師範学校における実験授業によって、その外国語教授法の実効性を証明した。

グアン法は音声と意味とを結合するという面では言語教授法として先駆的な意義を持つが、シリーズ・メソッドにおいて示された一連の動作はあまりにも煩瑣にすぎると批判されることがある。グアン法の実践や研究によって独自の日本語教育論を完成した山口喜一郎はグアン法の優劣点を以下のように分析している。

- (1) 手段の系列としての展開についてその精粗深淺の一定し難い点が難点で、一教課の項数を二十乃至二十五としたところなど独断であり、不自然である。そして或る題目が示す目的について連想される手段の観念が、人と時に拘らず何時も同一であるといふところは、手段系列の展開が一定し難いといふ点と矛盾している。一体に手段系列の展開が煩瑣にすぎること教授上賛成し難い。
- (2) それから事物を動的に見てその言表の中心を動詞に置いた点は確かに面白い着眼点であり、目的と手段の関係で教材を統一し、各手段を継続律で按排する手際など、巧みに雑多な事項に秩序を保ち、言葉を散漫雑乱な塊としない点で啓発されるところが多い。
- (3) また客観的言語と主観的言語とを対立させ、それを相伴はせて教授しようといふ考へも、誠に自然で無理のない方法といふべきである。
- (4) ただ外界的事物を目的と手段の関係で見る見方に重きをおいて、実際我々が空間的統一体として観察し記憶する方面を閑却したところは、殊にこの方案の欠点といわねばならない。<sup>47</sup>

山口は長年グアン法を基本理論とした日本語教育に携わったことから、以上のようにグアン法の優劣点について分析し、そしてグアン法を戦前日本の植民地や占領地における日本語教育に貢献した最も重要な教授法と位置づけている。

#### 五 日本語教育におけるグアン法の導入

<sup>47</sup> 山口喜一郎『日本語教授法原論』、新紀元社、1923年7月、pp. 405-406。

前述したように台湾の日本語教育におけるグアン法の導入は、橋本武が国語学校の図書館からグアンの『言語教授及び研究法』<sup>48</sup> (The Art of Teaching and Studying Languages) を見つけ出し、そして橋本の提唱や小川尚義の講説によってそれが台湾教育界に紹介されたのがきっかけであった。山口喜一郎はこれについて次のように述べている。

明治三十一年、仏国人グアン氏の言語教授法を当時国語学校の教授であつた橋本氏が同校の図書中から見出し、それを我々に講説したので、その説を受けて、明治三十二年四月から艋舺の国語学校附属学校で公学校の児童の国語教授に試みられた。これが我が版図に於いて、その異言語民族の子弟に従来の対訳法によらないで我が国語を教へた濫觴であつた。<sup>49</sup>

その後、山口らによる試験授業の成績が「甚ダ見ルベキモノアリ」とされ、公学校開設2年後の1900年(明治33年)7月には総督府学務課から、橋本の抄訳によるグアンの『言語教授及び研究法』の前半が『ゴアン氏言語教授方案』として出版され、さらに5か月後の同12月にグアン法による日本語教授の参考書として『台湾公学校国語教授要旨』が出版された。

『ゴアン氏言語教授方案』の出版は、その緒言に「学務課ニ於テ編纂シタル会話書及び公学読本ノ如キモ、主トシテ此法ニ基キタリ」、「故ニ本島公学校ニ於ケル国語教授ノ参考ニ供センガ為メニ、此書ヲ印刷ニ附セリ」とあるように、グアン法の理論と技法を公学校における日本語教育に正式に導入することを意味し、台湾における日本語教育においては対訳法から直接法<sup>50</sup>へと変換させていく中間的過程での決定的な役割を果たした。ところが、橋本武の抄訳は『言語教授及び研究法』の前半のみに止まり、後半の文法編などは訳されなかったため、グアン法の全貌を窺うことができなかったのみならず、グアン法が文法を重視しないという印象を与えることにもなった。

『ゴアン氏言語教授方案』がグアン法の理論形成を紹介している参考書というのに対し、『台湾公学校国語教授要旨』はグアン法の指導書のようなものと言えよう。緒論に「国語ノ本島子弟ニ於ケル、元ト外国語ニ等シキヲ以テ、之ヲ授クルニモ、亦外国語児

---

<sup>48</sup> グアンは *L'art d'enseigner et d'étudier les langues* (1880) (1892年にハワード・スワン (Howard Swan) らによって英訳され、*The Art of Teaching and Studying Languages* として刊行) の中でその教授法について詳しく述べている。(関正昭・平高史也『日本語教育史』、アルク、1997年4月、p66)

<sup>49</sup> 前掲『日本語教授法原論』、p392。

<sup>50</sup> 直接教授法 (Direct Method) のこと。媒介語 (たいていの場合学習者の母語) を用いず目標言語だけを用いて当該目標言語を学習者に学習させる教授法である。広義にはグアンから、ベルリッツ、フィエトル、スイート、イエスペルセン、そしてパーマーに至る人々の説くところに現れている教授法のことを意味する。狭義には、20世紀初頭にフランスやドイツで、ダイレクト・メソッドと名称を与えられた、公認の教授法のみを指す。(小池清治ほか編『日本語学キーワード辞典 (新装版)』、朝倉書店、2007年1月、p286)

童ニ対スル方法ヲ用ヒザル可カラズ」<sup>51</sup>と明示されているように、公学校における「国語」教授は「外国語児童に対する方法」を採用すべきだという。『台湾公学校国語教授要旨』ではグアン法による具体的な指導方法を以下のように示している。

- (1) 言語ヲ発シ得ル前、既ニ、觀念ヲ作ルコト
- (2) 言語ヲ発シ得ル前、予メ、聴官ヲ練修スルコト
- (3) 言語ハ、実物實際ニツキテノ自他ノ動作、身振り、場合等ヲ以テ解釈セラレ、着々觀念ト結合スルコト
- (4) 自ラ発スル言語ハ、悉ク實際ノ必要アルニ従ヒ、極メテ、徐ニ習得シ、其知識ノ進歩ト、接物界ノ拡張トニ従ヒ、次第ニ近キヨリ遠キニオヨボスコト
- (5) 言語ヲ収得スルニハ、初メハ、悉ク具体的ニシテ、動詞、形容詞ノ如キモ、決シテ、個々ニ孤立セズ、必ズ、或ル名詞、若クハ事物ノ觀念ニ連繫シテ入り来ルコト<sup>52</sup>

即ち動詞を中心とする文の連続を時間的に継起する動作の順序によって教え、そして感知した外界の現象を觀念に転化していくように指導するということになるが、グアン法によって日本語を教授することには「初ハ、已修ノ国語ニ乏シキ為メ、国語ニテ述ベ難キ土語ヲモ交ヘタレド、第二卷以後ハ、カメテ之ヲ避ケタリ」<sup>53</sup>というように対訳法の使用は避けたいという意味合いが含まれていた。ところが、「教授ノ際、注意スベキ事項」の第一条に「国語ヲ授クルニハ成ル可ク、土語ノ翻訳ヲ藉ラズ、直ニ觀念ニ結ビツケシコトヲ要ス」<sup>54</sup>という説明があり、その「成ル可ク」というニュアンスからも分かるようにこれは絶対的なものではなかった。対訳法に慣れている教師にとっては、「命令ノ如キモ、初メハ国語ニテ、明ニ言ヒ、ソレニ土語ヲ副ヘテ、其意ヲ通ジ稍々国語ノミニテ、意ヲ解スルニ及ビテ、漸次ニ土語ヲ廃スベシ」<sup>55</sup>というように、客観的言語はまだ動作、身振りのみで説明できるのであるが、主観的言語と抽象的言語に至っては、台湾語を介さずグアン法のみでは教え難いところがあった。グアン法が導入されてもなお、公学校初期の日本語教育はまだ完全には対訳法から脱却することができず、むしろグアン法と対訳法を併用したような中間的な言語教授法という印象が強い。

日本統治時代の台湾における言語教育は、植民地政策の面では「国語」教育という名義で行われていたが、方法論から見ると外国語教授法による日本語教育に他ならなかった。外国語教授法の理論に合わせた日本語教授が日本統治期台湾における日本語教育の一貫した特色と言えよう。漢字・漢文ないし台湾語を仲介語とした対訳法にしても、音声を直接に概念と連結させるグアン法にしても、当時の日本内地の「国語」教育には見られない外国語教授法であった。

<sup>51</sup> 台湾総督府民政部学務課『台湾公学校国語教授要旨』、1900年12月、p1。

<sup>52</sup> 同上、pp. 4-5。

<sup>53</sup> 同上、p25。

<sup>54</sup> 同上、p16。

<sup>55</sup> 同上、pp. 17-18。

公学校が成立してから、漢字・漢文が理解できない生徒の増加、台湾語を話せる教師の不足などの原因で、非体系的な対訳法に対する非難が表面化してきた。そこで採用されたグアン法は、対訳法の非体系的な日本語教授法から脱却して理論的に日本語を教えたというところに台湾の日本語教育における歴史的意義があった。

ところが、台湾に導入されたグアン法は、山口喜一郎らの実地授業を経、その後僅か一年あまりの短期間のうちに、総督府学務課から『ゴアン氏言語教授方案』と『台湾公学校国語教授要旨』とが出版され、日本語教育の標準的な教授法として普及に努められた。この点から見ると、グアン法も対訳法と同じように日本語教育が直面する困難を打開しようという応急的な教育方針であったといわざるをえない。グアン法が台湾の日本語教育に導入されたのは、公学校の発足に伴った生徒の増加や年齢低下による対訳法の実行可能性の低下から、代替できる新しい教授法の必要が講じられたことが最大の原因であった。

新しい教授法への期待を込めて導入されたグアン法は、体系的な日本語教授という点では先駆的な意義を持つが、教授手法は時間的に継起する動作の順序により教える客観的言語に止まり、現実には対訳法を頼りにせざるをえない状況であった。

### 第三節 媒介語としての台湾語の役割

すでに見たように、芝山巖学堂において伊沢修二の主導により日本語教育が発足して以来、台湾語を研究し日本語を教えることは、教育者としての必要不可欠な条件となり、その後に創設された国語伝習所においても台湾語を媒介語とする対訳法が、未熟ながらも日本語教育の主な教授法として使用されていた。公学校が成立してから、直接法であるグアン法が導入されても依然として台湾語を媒介語としなければならない状況にあったのは、前節で考察したように外国語としての日本語教育に直接法のみを用い、対訳法を用いないことが教授上支障を来すためであった。特に日本語を日常の生活言語とする環境がない台湾において、日本語を教授するには媒介語とする台湾語の補助がなければ、初級の段階では教えようがないのみならず、台湾人の感情を害し日本語教育そのものが成立しなくなることも考えられる。

また言語の教授面と習得面から考察すれば、グアン法という直接法が、時間的に継起する順序が煩瑣すぎる欠点と、翻訳によらず実物や動作により音声と意味を直接結合する利点を同時に持っていたのに対し、対訳法による日本語教授は翻訳の介在で音声と意味の結合を阻害する恐れはあるが、直接法では容易に解決できない「教題」<sup>56</sup>の説明や助詞、副詞などの主観的言語の教授を簡単にすることができた。異文化異言語を背景に持つ台湾人に日本語を教えるには、一長一短がある直接法と対訳法を相補的に運用したほうが言語習得が順調に達成できると思われるのである。こうして日本語教育の創成期から公学校の成立に至るまで、教授上の必要性から、台湾語の補助は欠かせないものであり、

<sup>56</sup> 台湾のグアン法では、言語教授の題目を「教題」と言い、「教題」によって示された行為中の各動作のことを「教材」という。例えば、「礼ヲスル」を「教題」とすれば、「タチマス」、「テオサゲマス」、「センセイオミマス」、「アタマオサゲマス」、「アタマオアゲマス」、「コシオカケマス」などが「教材」になる。(前掲『台湾公学校国語教授要旨』、pp. 34-48)



台湾人に対する日本語教育と台湾語の研究が並行して行われたのである。

#### 一 日本語教育のための台湾語研究

台湾における日本語教育は、「新領地用の会話篇を編輯して、本島人に日本語を教へ、内地人に土語を伝へ、以て彼我の思想を交通すべし」<sup>57</sup>という方針に基づいて、台湾語の研究とともに進められた。日本人教師は台湾人生徒に日本語を教えると同時に、彼らから台湾語を聞き取りそれを体系的に研究した。国語学校校長を務めた町田則文はこれについて、次のように述懐している。

学務部の事業としては、かくの如く土人に日本語を教授すると同時に、一方には、新に内地より渡来せるものに、台湾語を教授せざるべからざるに、(中略)内地人の教師が案を立て、その教授法を示しての上にあらざれば到底教授を行ふこと能はざりき、特に台湾語の文法語法を研究したるものもなきにより、これを帰納的に研究して、新に組織するにあらざれば、教授科目とするに適當せざりしことを待たず。<sup>58</sup>

このように、日本人教師は台湾人生徒を言語資料の提供者であるインフォーマントとして、「台湾語の文法語法」を「帰納的に研究して、新に組織」するように台湾語研究を始めたが、その目的はあくまでも日本語を教えるための台湾語の運用能力を養成することにあるため、台湾語の発音の性質や方法を明らかにすることが最大の急務となった。

この急務に当たったのは、すでに見たように学務部長であった伊沢修二と学務部の部員たちであった。その成果として、視話法の調音音声学の知識を活用し、漢字漢文を媒介として、『訂正台湾十五音及字母表附発声符号』(台湾総督府民政局学務部、1896)と『台湾十五音及字母詳解』(同前)が作成された。またそこで考案された台湾語仮名表記がその後、小川尚義によって引き続き研究改良され、成果として『訂正台湾十五音詳解』<sup>59</sup>(台湾総督府民政部学務課、1901)と『国民読本参照仮名遣法』<sup>60</sup>(同前、1902)が出版された。

国語伝習所時代に使用された教科用書籍及び参考書には、日本語と台湾語の対訳が使用されていた。その日本語表記と台湾語表記をまとめてみると、<表4-5>のようになる。

<表4-5> 国語伝習所の教科用書及び参考書に見る台湾語表記

<sup>57</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p14。

<sup>58</sup> 町田則文「創業時代の台湾教育(承前)」、『教育時論』第637号、1902年12月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、pp. 256-257。

<sup>59</sup> 陳君慧『<訂正台湾十五音字母詳解>音系詳解』、中山大学中国文学系修士論文、2002年6月、pp. 19-20。

<sup>60</sup> 台湾総督府民政部総務局学務課『国民読本参照仮名遣法』、1902年3月。緒言に、「本書ハ曩ニ国民読本編修ノ際ニ当リ台湾ニ適用スベキ仮名遣ニ関シ当時囑託小川尚義ヲシテ調査セシメタルモノナリ」とある。

書名	日本語に対訳するための台湾語表記	
①『日本語教授書』 <sup>61</sup>	日本語	雨 降 而 来 因 為 越 緊 アメ ガ フツテ クル カラ イソゲ
②『新日本語言集甲号』 62	日本語	筆 ガ イッボン ホシイ
	台湾語	ゴア アイ ムン キイ ビン 我 欲 一 支 筆 (声調記号省略)
③『台湾適用会話入門』 <sup>63</sup>	日本語	小刀 ヲ カシテ 下サイ。
	台湾語	トオ ア チョゴア 刀 仔 借 我。(声調記号省略)
④『台湾適用国語読本 初歩上巻』 <sup>64</sup>	日本語	今、 <sup>ワタクシ</sup> 私 ハ ミナサン ニ、 蜜蜂 ガ、ドウシテ、巢 ヲ ツクルカ ヲ ハナシマセウ。
	台湾語	今我要、与恁大家、講蜜蜂、怎樣做巢。
⑤『台湾適用小学読方 作文掛図教授指針』 <sup>65</sup>	日本語	フタリ ノ コドモガ、トビ ヲ ミル。
	台湾語	スゴ <sup>スゴ</sup> 二 <sup>ニ</sup> 個 <sup>ゴ</sup> 団 <sup>ダン</sup> 仔 <sup>ジ</sup> 、看 <sup>ア</sup> 鷲 <sup>ライキョ</sup> 。(声調記号省略)
⑥『台湾適用作法教授 書』 <sup>66</sup>	日本語	朝、起き出でゝは寢所を清潔にし、寢具を片付くべし。
	台湾語	早起起来、眠床着拌清氣、也要收拾被鋪。
⑦『台湾適用書牘文教 授書』 <sup>67</sup>	日本語	オイデ クダサイ。
	台湾語	請汝來。
	日本語	御出下され度候。
	台湾語	貴臨是荷。

<表 4-5>で分かるように、『日本語教授書』が日本語の単語ごとに、直接台湾語の漢字表記をつけたほかに、すべて日台両語を対訳しているところに特徴がある。台湾語表記の部分は主として漢字表記され、音声を書き表す仮名表記を併用したり、漢字のみが用いられた。また、文体から見ると、「刀仔借我」のような口語体がほとんどであったが、「貴臨是荷」のような文語体も僅かにあった。

『台湾適用会話入門』の緒言に「之ニ、台湾語ノ対訳ヲ附シ、一ハ、以テ本島生徒ノ、本国語ヲ学ブニ便シ、一ハ、以テ内地人ノ、台湾語ヲ学ブノ階梯トス。」<sup>68</sup>とあることから、<表 4-5>に挙げた台湾語表記が台湾人生徒に日本語の意味を理解させる一助であると同時に、日本人教師が台湾語を学ぶことにも役立つように図られたことが分かる。現実には、芝山巖学堂から国語伝習所に至るまでの段階では、台湾語の漢字表記は台湾人生徒に日本語の意味を理解させる手段として活用され、台湾語の仮名表記は日本人教師に台湾語を学ぶ手段として提供された。かくて漢字を通して日本語を教えながら台湾

<sup>61</sup> 台湾総督府民政局学務部『日本語教授書』、1895年11月、p20。

<sup>62</sup> 台湾総督府民政局学務部『新日本語言集甲号』、1896年2月、p15。

<sup>63</sup> 台湾総督府民政局学務部『台湾適用会話入門』、1896年11月、p4。

<sup>64</sup> 台湾総督府民政局学務部『台湾適用国語読本初歩上巻』、1896年11月、p26。

<sup>65</sup> 台湾総督府民政局学務部『台湾適用小学読方作文掛図教授指針』、1896年11月、p8。

<sup>66</sup> 台湾総督府民政局学務部『台湾適用作法教授書』、1896年11月、p1。

<sup>67</sup> 台湾総督府民政局学務部『台湾適用書牘文教授書』、1897年10月、p3。

<sup>68</sup> 前掲『台湾適用会話入門』、緒言 p1。

語を習得した日本人教師は、後には文字言語で表意性の強い漢字を頼りにせず、音声記号の仮名表記と音声言語の台湾語で日本語を教えるようになったのである。

## 二 公学校の日本語教育における台湾語の役割

1898年（明治31年）に公学校が成立した時点の日本語教育においては、台湾語と対照させて日本語の意味を理解させる対訳法が唯一の教授法として用いられていた。ところが、「実際の動作に伴って教授」するグアン法が導入された1900年（明治33年）以降になって、対訳法は次第に非体系的で拙劣な教授法とされ、その使用が推奨されなくなった。1898年（明治31年）に発布された公学校規則と、1904年（明治37年）に発布された公学校規則改正に記された「国語」の教授要旨の要点をまとめると、〈表4-6〉のようになる。

〈表4-6〉公学校規則から見た対訳法の使用変化

<p>①公学校規則（府令第78号、1898年8月16日発布）<sup>69</sup></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国語ハ音韻ノ性質言語ノ種類典則応用及会話ノ実習竝地理歴史理科ニ関スル講説ヲ授ク国語ヲ授クルニハ本国現行ノ言語ヲ用ヒテ自己ノ思想ヲ精密ニ流暢ニ言明シ且他人ノ言語ヲ明瞭ニ解釈スルコトニ熟セシムルヲ以テ目的トシ常ニ土語ト対照シテ其意義ヲ会得セシメ兼テ言語及文章ノ典則ニ通セシメンコトヲ要ス</li> <li>2. 読書ハ仮字ノ単語、単句及平易ナル話文竝普通文ノ読方ヲ授ケ且之ト併行シテ古体ノ漢文ニ就キ句読及訓点ヲ授ク 読書ヲ授クルニハ常ニ国語作文ノ教授ニ伴ヒ文字ノ音訓及語勢ニ注意シ又之ヲ土語ニ訳述セシメテ語句文章ノ解否ヲ検シ能ク全体ノ意義ヲ了解セシメ兼テ智徳ヲ啓発セシメンコトヲ要ス</li> </ol>
<p>②公学校規則改正（府令第24号、1904年3月11日発布）<sup>70</sup></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国語ハ普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス</li> <li>2. 此ノ科ニ於テハ初ハ近易ナル話シ方及仮名ノ単語、短句、短文ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ教ヘ漸ク進ミテハ稍複雑ナル話シ方及日常須知ノ漢字、文章ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ教ヘ之ニ伴ヒテ文法上ノ事項ヲ知ラシムヘシ</li> <li>3. 談話及文章ハ雅馴ニシテ国語ノ模範トナルヘキモノヲ選ビ蕪雑ナル方言ヲ避クヘシ 発音ノ教授練習ハ各学年ニ通シテ之ヲ行ヒ其ノ正確明瞭ナランコトヲ務ムヘシ</li> </ol>

1898年の公学校規則では、国語の項目に「常ニ土語ト対照シテ其意義ヲ会得セシメ兼テ言語及文章ノ典則ニ通セシメンコトヲ要ス」と明示し、読書の項目に「土語ニ訳述セシ

<sup>69</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、p230。

<sup>70</sup> 同上、pp. 263-264。

メテ語句文章ノ解否ヲ檢シ能ク全体ノ意義ヲ了解セシメ」と明示するように、日台兩語を対訳することによって日本語の理解が図られただけでなく、台湾語による「言語及文章ノ典則」の説明も要求されている。

これに対し、1904年の公学校規則改正では、単に(1)「正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル」という日本語の運用能力、(2)「話シ方」、「読ミ方」、「書キ方」、「綴リ方」の四分科と「文法上ノ事項」の教授、(3)正確明瞭な「発音ノ教授練習」などの注意点が提示されるのみで、台湾語の使用についての記載がなくなっている。これは日本語教育にグアン法が導入され、対訳法が評価されなくなったためだと考えられる。

しかしながら、現実には台湾語が全く使用されなかったわけではない。日本語教育において台湾語による対訳法が推奨されなくなったとはいえ、「複雑ナル話シ方」及び「文法上ノ事項」を台湾語なしに教えることは困難だったのである。前節で見た『台湾公学校国語教授要旨』の「話方科教授要旨」、「読方科教授要旨」と、山口喜一郎の「話方科教授例」と前田孟雄の「読方科教授例」に基づいて、グアン法による日本語教授における台湾語の使用を抽出してまとめると、<表4-7>のようになる。

<表4-7>グアン法による日本語教授における台湾語の使用

①「話方科教授要旨」 <sup>71</sup>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教題ナル一行為中ノ各動作ヲ、土語モテ問答シ、彼等ノ観念ヲ喚起シテ、彼等ノ作ル観念連鎖ノ一致スルトコロヲ察シ、以テ予定セル教材ノ配列ヲ削正ス。</li> <li>2. 各生ヲシテ、其物体ヲ観察センメタル後、其物ノ形状、性質、重量、大小、運動及ビ効用等ニツキ、一々土語モテ問答シ、仮定セル教材ノ記載ヲ削正ス。</li> <li>3. 主観的言語ヲ授クルニ至リ、動作、身振りニテ表シ難キモノアルモ、土語ハ観念ヲ起ス為メノ方便トシテ、之ヲ用ヒ、観念既ニ起レル以上ハ、直ニ其観念ニ言語ヲ結び着クベシ。</li> </ol>
②「話方科教授例」(山口喜一郎) <sup>72</sup>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全生ニ向ヒ、汝等学校ニテ物ヲ教フル人ヲ何ト称スルカト問ヒ、一生ヲシテ土語ニテ先生ト答ヘシム。</li> <li>2. ハイ、レイ、センセイ、ノ三語ヲ唱ヘテ土語モテ訳セシメ、其土語ヲ唱ヘテ国語ニ訳セシメテ授与ヲ了フ。</li> <li>3. 教師手ヲ示シテ土語ニテ何ト云フヤト問ヒテ、次ニ国語ニ「テ」ト云フコトヲ教フル。</li> <li>4. 「テオアゲマス」「テオサゲマス」ノ意ヲ土語ニテ言ハシメ、其土語ヲ国語ニテイハシム。</li> <li>5. 全生ニ向ヒテ、礼ヲ為ストキノ動作ヲ、始メヨリ終リマデ、続ケテ言フベシト云ヒテ、土語ニテ、立ツ、礼ヲ為ス、椅子ニ倚ルノ三語ヲ語ラシム。</li> </ol>

<sup>71</sup> 台湾総督府民政部学務課『台湾公学校国語教授要旨』、1900年12月、pp. 14-17。

<sup>72</sup> 同上、pp. 36-47。

	6. 動作及び其順序等土語モテ問答シテ其答ヲ教材ノ順序ニ整理ス。 7. 一生ヲシテ、礼ヲ施ス一連ノ動作ヲ、土語モテ言ヒ続ケシメ、級決教可。 8. 土語ヲ唱ヘテ国語ニ訳セシメ、又国語ヲ唱ヘテ土語ニ訳セシム。
③「読方科教授要旨」 <sup>73</sup>	1. 此書 <sup>74</sup> ハ、第四冊マデハ、各課末ニ土語読方ノ一則ヲ置ク。是レハ、五十音字ノ運用ヲ示シテ、国字ノ至便ニシテ貴ブベキ所以ヲ知ラシメ以テ文化普及ノ一助トナシ、一ハ、其土語ノ意ヲ国語モテ口述セシメテ、国語ヲ練修セシムト同時に、其熟否ヲ試ミルニアリ。 2. 若シ已知ノ国語ノ綴リ得ベキモノアラバ、之ヲ記シテ、土語モテ訳セシメ、又ハ其ノ土語ヲ呼ビテ、国語ニ訳シ、又ハ書キ取ラシムル等カメテ運用ヲ自在ナラシムルコトヲ工夫スベシ。 3. 先ヅ已知ノ国語ノ一名詞ヲ、數回呼ビ聞カセ、彼等ヲシテ、土語ニテ訳呼ビセシム。
④「読方科教授例」(前田孟雄) <sup>75</sup>	1. 土音の教授：(一) 椅子ヲ示シ、是ハ何ナリヤト問ヒ、「イイ」ノ答ヲ得。(二) 誰ゾ椅ト書ケルモノアリヤト問ヒ、「イイ」ト書カシム。 2. 此「オトコノコ」ハ何ヲ為シ居ルヤト問ヒテ、土語モテ蚊帳ヲ開キ居ルト答ヘシム。 3. 「オキ、マシタ」ノ二語ヲ書シ土語ニテ其意義ノ相違ヲ説明セシム。 4. 読本ヲ出サシメ、第一課ノ本文ヲ読マシメ、其義ヲ土語モテ説明セシム。 5. ギヌア……ト成ルベク已知ノ国語モテ訳シ得ベキ土語ヲ入レ替ヘテ読マシメ、後、其意義ヲ述べ、国語モテ訳セシム。

グアン法は視覚よりも聴覚を多用することを強調するため、ここでは文字言語である漢字が全く使用されておらず、使用されたのは音声言語である台湾語と、「各課末ニ土語読方ノ一則ヲ置ク」という台湾語仮名表記であった。

<表 4-7>で分かるように、台湾語の使用は(1)「観念ヲ起ス為メノ方便」としての状況説明、(2)「土語ヲ唱ヘテ国語ニ訳セシメ、又国語ヲ唱ヘテ土語ニ訳セシム」という対訳による意味理解の確認、(3)「土語ニテ其意義ノ相違」についての文法の解説などが目的であった。まだ日本語が全く理解できない初級の段階では台湾語の補助を無くしては教えられなかったことがよく分かる。

このほか、『台湾教科用書国民読本』に使用された土語読方も興味深い。もともと日本人教師が台湾語を学ぶ道具として利用された台湾語仮名表記が、日本語教育に取り入れられている。

<sup>73</sup> 前掲『台湾公学校国語教授要旨』、pp. 23-30。

<sup>74</sup> 『台湾教科用書国民読本』のことを指す。

<sup>75</sup> 前掲『台湾公学校国語教授要旨』、pp. 51-58。

### 三 『台湾教科用書国民読本』における土語読方

『台湾教科用書国民読本』（台湾総督府、1901-1903）は、公学校における日本語教育の必要に応じて編纂された台湾人生徒向けの最初の教科書である。初めは1900年（明治33年）3月に『台湾公学読本巻一』として、台湾総督府民政部学務課により出版されたが、その後『台湾教科用書国民読本』と改称され、1903年（明治36年）に至って全十二巻が出版された<sup>76</sup>。

内容は原則として本文、応用、土語読方の三部から構成されており、第一巻の最初に、五十音字、符号字、八声符号が提示されている。本文と応用は片仮名で綴られた日本語文で、土語読方は元来の片仮名と伊沢によって考案された符号字と八声符号で表記した台湾語文である。

編纂者は、公式には民政部学務課編纂事務嘱託の大矢透と杉山文吾となっている<sup>77</sup>が、町田によると小川尚義、橋本武、前田孟雄、山口喜一郎、山根勇蔵、平井又八、鈴木金三郎などの国語教授研究会の会員たちも関与している<sup>78</sup>という。

『台湾公学校国語教授要旨』によると、「前半ニハ話方ト相援ケテ、国語ノ基礎ヲ立テントスルガ故ニ、主トシテ、言語普通ノ形式ヲ授クベキ材料ヲ用ヒ、後半ニハ、徳性知識ニ関スル事項ヲ授ク」<sup>79</sup>というのが編纂の趣旨であった。また、本文と応用の部分は、時間的に継起する一連の動作によって言語に内包される概念を習得するというグアン法の主張に基づいて編纂されている。これについて、『台湾公学校国語教授要旨』は次のように説明している。

此書ノ前半、即チ、第一巻ヨリ第六巻マデハ話方科ト相提携シテ、国語ノ基礎ヲ立テントスルモノナリ。故ニ、カメテ、話方ト連絡アル教題ヲ択ビタルノミナラズ。大抵、話方ニ於テ、実際ノ動作ニヨリテ取得セル諸観念ノ列ヲ概括セル章句ヲ以テ、読方一課ノ教材ト為セリ。<sup>80</sup>

例えば、第一巻第一課の本文「オトコノコガ、オキマシタ。」というのに対し、掛図を見ながら、その「実際ノ動作ニヨリテ取得セル諸観念ノ列」である「カヤオアケマシタ」、「子ダイカラオリマシタ」「クツオハキマシタ」「フトンオタ、ミマシタ」<sup>81</sup>と一連の動作を話せるようにグアン法によって指導している。

また、一課ごとに「実際ノ動作ニヨリテ取得セル諸観念ノ列」を考慮して、「ギヌアキ・イライ。」「イイ テェ チ・エン オエ。」「ギヌア ソエ ビヌ ソエ タ・

<sup>76</sup> 中田敏夫『『台湾教科用書国民読本』の語彙の特徴』、『国語国文学報』第65号、愛知教育大学国語国文研究室、2007年3月、p31。

<sup>77</sup> 中田敏夫「台湾教科用書国民読本「応用」の考察」、『国語国文学報』第58号、愛知教育大学、2000年3月、p67。

<sup>78</sup> 町田則文「創業時代の台湾教育（承前）」、『教育時論』第645号、1903年3月。前掲『近代日本のアジア認識・資料編』第30巻所収、p278。

<sup>79</sup> 前掲『台湾公学校国語教授要旨』、1900年12月、p22。

<sup>80</sup> 同上、p23。

<sup>81</sup> 同上、p57。

ウ」<sup>82</sup>のように台湾語仮名表記で綴った土語読方を編入している。ここでは漢字の提示がなされず、台湾語仮名表記のみが示されている。その目的は、〈表4-7〉の③「読方科教授要旨」で取り上げたように、「五十音字ノ運用」を熟練させることと、「国語モテ口述セシメ」ることによって既習の日本語を運用する能力を確認することにあった。

この台湾語仮名表記は、前述したように、小川尚義の改良修正を経て、土語読方として『台湾教科用書国民読本』に取り入れられた。改良の一番大きな特色としては鼻音の表記が挙げられる。

前ニ伊沢氏ガ仮字ヲ定ムルニ当リテハ m ヲ「ム」トシ、n ヲ「ン」トシ、ng を「ク`」トシテ一種ノ新仮字ヲ用井タリシガ、爾来経験ヲ重ヌルニ従ヒ、「ク`」ノ字ハ字形上ヨリ見ルモ「グ」ニ近キガ故ニ、「グ」ノ如キ発音スル傾向アリテ、不都合ナルガ上ニ、實際上ニ於テモ亦「ク`」ノ如キ新字ヲ用井ル丈ノ必要ナキヲ認メ得タリ。其故ハ、本国ニテ「ン」ノ音ハ独立シテ発音セラル、場合、又ハ語尾ニ来ルトキニハ、常ニ ng ニ近キ発音セラル、事実アリ。サレバ台湾ニテ、干 (kan)、丹 (tan) 等ノ如キ、適当ニ n ト発音サルベキ場合ニ於テ、本国人ハ常ニ kang tang ノ如ク発音スル傾向アリ。サレハ本国人ニ取りテ、鼻音カ語末ニ来ル場合ニ n ト ng ト何レガ自然ノ発音ナリヤト問ハバ、事実上 ng ノ音ノ方自然ナリトイハザル可ラズ。<sup>83</sup>

小川は以上のような理由で m を表す「ム」をそのままにして、n を表す「ン」と ng を表す「ク`」を、「ヌ」、「ン」のように改正した。また、表意文字である漢字に比べ、表音文字である仮名が台湾語表記に優れていることについて、小川は次のように述べた。

今台湾語ノ凡テノ音（爰ニハ重ニ漳州又ハ廈門語ニ付テイフ）ヲ仮字ヲ以テアラハサントスルニハ、本国ノ五十音仮字ノ一部分ト、右ニ挙ゲタル「タ」行ト「サ」行ノ符号字ト出気音ノ符号ト八声ノ符号ト僅々六十有許ノ記号ヲ用井テ、十分ナルモノニシテ、之ヲ支那ノ何千トイフ多数ノ漢字ヲ記臆スルヲ要スル勞力ニ比スレバ、其ノ利害ハ、一目シテ之ヲ判別スルコトヲ得ベシ。殊ニ台湾土語ニ於テ之ヲ記写スルニ際シ、適当ナル漢字ノナキ場合甚タ多キカ故ニ、漢字ヲ用井テ土語ヲ記スルニハ大ナル困難アリ。（中略）記音的ノ仮字ハ、一方ニ於テハ本国語ノ談話ヲ発音ノマヽニ記シ、一方ニ於テハ台湾ノ土語ヲ、発音ノマヽニ写シテ、広く彼此ノ思想ヲ通スル利器トナルニ至ラハ、日本ノ仮字ハ言語ノ機関トシテ満足ニ其職務ヲ尽シタルモノトイフヲ得ルニ至ルベシ。<sup>84</sup>

このように、「一方ニ於テハ本国語ノ談話ヲ発音ノマヽニ記シ、一方ニ於テハ台湾ノ土語ヲ、発音ノマヽニ写シテ、広く彼此ノ思想ヲ通スル」という小川の考えが、『台湾

<sup>82</sup> これに漢字を当てれば、「囡仔起来」（子どもが起きる）、「伊得穿鞋」（彼は靴を履いている）、「囡仔洗面梳頭」（子どもが顔を洗って髪を梳かす）のようになる。（「土語読方」、『台湾教育会雑誌』第1号、1901年7月、p90）

<sup>83</sup> 小川尚義「仮名遣ニ関する調」、『国語研究会会報』第1号、1900年5月、p40。

<sup>84</sup> 同上、p41。

教科用書『国民読本』の土語読方に反映され、「彼此ノ思想ヲ通スル利器」である仮名が、台湾語表記に使用するという形で日本語教育に取り入れられたため、漢字という利器を日本語教育に利用するという伊沢の主張は廃棄された。

こうして、日本語教育に使用された台湾語は、書く場合の漢字表記と仮名表記、そして話す場合の音声言語としてその役割を果たした。そして、漢字表記は日本語の意味を理解させる道具として、芝山巖学堂時代から国語伝習所時代に至るまで使用された。仮名表記はグアン法が公学校に導入されてから、その教え方の一環として使用された。これに対して、音声言語である台湾語は、最初から一貫して対訳による日本語理解の確認と、教題、文法などの説明に使用された。

ところが、このように台湾語を利用し日本語教育を推進する根底には、台湾人を日本人に改造するという台湾総督府による同化政策の企図があったため、台湾人の言語、文化、風習といった支障を取り除かない限り、同化政策の実現は見込めないという見方が当時の台湾教育に関する議論に散見していた。これを背景に日本語教育で重役を担った台湾語は、同化政策に不都合なものとして排除すべきだという意見が強まり、台湾語は次第に推奨されなくなる。



## 第五章 日本語教育から「国語」教育への試み

### 第一節 同化を目的とする「国語」教育

植民地台湾における「同化」政策は、「国家主義教育」を提唱した初代学務部長伊沢修二によって「我れと彼れと混合融和して不知不識の間に同一国に化して往く」<sup>1</sup>という「混和主義」の形で提起された。「混和主義」を基調にした「同化」政策の主張は伊沢が台湾の教育界を去るとともに、影響力を持たなくなり、当局者に受け入れられなかった。その後、台湾人を同化する可能性について疑念を抱いた民政長官後藤新平は、「教育上ノ方針トテモ、甚遺憾ナガラ立タナイノデアル、尚講究中デアル」<sup>2</sup>という見解を示した上で、公学校教育においては漸進的な同化政策が最適で、教育者としては「国語」の普及に尽力することが最も重要な仕事であると主張した。

このように「同化」政策が強力に推進されなかったため、1898年（明治31年）に公学校が設立されて以来、教育現場における教育者たちは、同化政策で掲げられた「国民タルノ性格」を養成する目標よりも、生徒募集の困難に立ち向かい同国人で異民族である台湾人に「国語」を教授する目標に精力的に邁進した。かくて学校制度では、「風俗習慣気候等些細な点にまで注意を払ひ、多少の不利不便を忍んでも、出来得る限り人々の感情を害せず、只管興学の目的達成に苦心した」<sup>3</sup>という配慮が図られると同時に、日本語教授では、言語を異にする外国人に日本語を教えるという点に着目し、翻訳に頼らず言語の音声と意味を直接結合するグアン法と、課題や文法の説明を可能にする対訳法が併用されたのである。

日本語教育の現実に迫られ、「同化」政策の実践が後回しにされる状況は、日露戦争前後まで大きな変化は見られなかった。しかし、その後公学校入学者及び日本への留学生の急増と、辛亥革命に影響を受けた抗日運動の勃発を目前に、当局者は植民地台湾における「同化」政策を考え直さざるをえなくなって次第に強化する方向に転換し、教育者も言語習得を目的とする外国語としての日本語教育を、これ以降は国民的精神を涵養する「同化」政策を目標とする「国語」教育として考えて行かざるをえなくなったのである。

#### 一 新しい同化政策への転換

1905年（明治38年）、日清戦争に続き日露戦争に戦勝したことにより、日本は国際的地位を大いに向上させ、国力を拡張し近代産業の発達を遂げていった。これに刺激を受けた台湾人は、それまでの日本語教育を拒否する態度を一変させ、積極的に公学校に入ろうとするようになり、また日本内地へ留学する者も激増した<sup>4</sup>。こうした内外の情勢変化に従い、従来同化政策の具現よりも言語教育の実践に重心が置かれた日本語教育にも次第に変化が見られるようになってきた。

<sup>1</sup> 伊沢修二「新版図人民教化の方針」、『伊沢修二選集』、信濃教育会、1989年3月、p633。

<sup>2</sup> 「後藤長官の訓示」、『台湾教育会雑誌』第27号、1907年6月、p1。

<sup>3</sup> 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、台湾教育会、1939年12月、p236。

<sup>4</sup> 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』、1981年4月、p490。

1908年（明治41年）から1915年（大正14年）に至るまで、17年間公学校教育に携わった吉野秀公は、当時を顧みて「社会民心の傾向は不安動揺の時代より漸く静穩の時代に移った」と評した上で、日本が日露戦争に勝利したことが台湾人に与えた影響は非常に大きいと指摘した。

日露戦争に於て日本が優勝の地位に立つた事は世界をして驚嘆せしめたが本島の社会民心に影響する処も甚だ大であつた、之に依つて日本の偉大さを知り其の国家の安固なる事を知つた、同時に本島人は日本人として生存しなければならぬ事を知つた、日本人と同等の生存者であらねばならぬ事をも考へた、茲に日本に対する信頼心を生じたのである、同時に如何にして日本人と同等の生存者たるべきかも考へた、それには自ら教育を受くべしとの考へが生じたのである、同時に向学心が一時に旺盛になつた、大正二年頃を中心にして公学校の就学歩合が著しく増加したのはそれである、出席歩合の良好になつたのもそれである、同時に内地留學生の数を著しく増加していった。<sup>5</sup>

吉野の指摘した通り、台湾人は「日本人として生存しなければならぬ事」を知り、「日本人と同等の生存者であらねばならぬ事」を考へた結果、「自ら教育を受くべしとの考へ」が生じ、「向学心が一時に旺盛」になつた。しかし、社会情勢の変化に伴う「教育慾の旺盛」はあつたにしても、第5代台湾総督佐久間左馬太（1844-1915）により推進された強力な理蕃政策<sup>6</sup>や、清朝打倒を目的に結成された同盟会に加入した羅福星（1886-1914）などによる一連の武装抗日運動の勃発<sup>7</sup>からも分かるように、この時代は決して吉野が評価したような「民心静穩」の時代ではなかつた。特に中国で辛亥革命が成功し、清朝に代わり中華民国が樹立されたことに影響を受け、総督府による植民統治を転覆しようとした抗日運動が、次第に台湾人の政治的権利の向上を目指すような反日社会運動に転じていったことが、総督府の同化政策を強めていく大きな要因に繋がったといえる。

陳培豊は『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』（三元社、2001）で、辛亥革命の成功が植民地台湾の当局者に与えた影響について、次のように分析している。

七代目の民政長官下村宏は就任直前、当時の総督安東貞美に調査報告「（秘）台湾統治ニ関スル所見」を提出している。下村は、欧州列強支配下の植民地と比較して日本支配下の台湾は特殊な存在であるとし、地理、言語、風俗、人種すべての面において台湾は日本より祖国の支那大陸に接近し、その上、朝鮮のように国土と人民のすべてを領有するのではなく支那民族の一部を支配しているに過ぎないので統治し難いと述べた上で、「同化」の可能性に悲観的な所信を開陳している。下村が植民地として台湾の特殊性を提起した背景には、対岸中国の辛亥革命勃発後、台湾社会が動揺し一時沈静化した武装

<sup>5</sup> 吉野秀公『台湾教育史』、台湾日日新報社、1927年10月、p247。

<sup>6</sup> 持地六三郎『台湾殖民政策』、富山房、1912年7月、pp. 382-395。

<sup>7</sup> 黄秀政ほか『台湾史』、五南、2002年2月、pp. 173-174。

抗日運動が再び活発化し始めたという事情があった。(中略) 台湾を日本に割譲した清国に代わって、漢民族を中心に近代的な民主国家の建設を目指して中華民国が誕生したのである。それに触発されて台湾人の胸中にあった漢民族意識が覚醒する可能性があった。支配側から見れば、台湾の歴史、地理、言語、風俗は支配国の日本より、中国に近いという不安要素がいつそう意識され始める。<sup>8</sup>

即ち、「地理、言語、風俗、人種すべての面において、中国に」接近しており、「国土と人民のすべてを領有するのではなく支那民族の一部を支配しているに過ぎ」ないことが、特殊な存在として統治される台湾の特徴であった。辛亥革命勃発後、このような特徴がいつそう浮き彫りになり、統治上の不安要素として問題視された。1911年(明治44年)12月学務部員石部定から台湾総督佐久間左馬太に提出された「勅語宣講会設立ニ関スル建白」に、「大ニカヲ精神的教化ニ用フルノ時期已ニ到来シタリ」<sup>9</sup>とあることから分かるように、この時期における統治上の不安要素を取り除くには、これまで以上に同化政策を強化する必要があった。公学校教育について言えば、日本語を教えることのみが教師の仕事ではなく、日本国民としての国民的精神の涵養に取り組むことも要求されたわけである。

## 二 隈本繁吉による「国語」教育の位置づけ

明治後期から大正期にかけて台湾の教育事務に大きく関与した人物として、1911年(明治44年)に学務課長(のち学務部長)として台湾に赴任し視学官及び国語学校校長を兼任した隈本繁吉が挙げられる。隈本は在任中、台中中学校設立問題や同化会の問題への対処、台湾教育令の制定に携わって、転換期の台湾教育における政策の確立に極めて重要な役割を果たした。

隈本は、それまで日台双方の意思疎通を図るために行われた公学校における「国語」教育について、「国語を教授上に使用するばかりでは、範囲が狭まい」と不満を示し、家庭内でも「国語」の使用がなされるべきであると主張した。1911年学務課長に着任後、台北庁学事講習会において公学校の台湾人教員を対象に、隈本は次のように訓示した。

国民としては、無論国語を知らねばならぬ、公学校に国語の時間の多いのも、つまり其の訳である。諸君は学校に在る時ばかり、国語を使用すると云ふ風でなく、家庭に於いても、常に国語を語るがよい。学校の先生たる諸君の父母が、片言隻語でも、知るやうになれば、他人も自然、之れを真似て、国語に注意する様に、なるものである。幸に訓導諸君の力に依り、国語を教室に於てのみ使用せずして、家庭に於いても、使用せらるゝ様になれば、内地人及び本島人、即ち新旧同胞、相互に誤解する点も、少ない様になり、漸次帝国の国風を諒知し、接近するの端を發き、又、日常の實際生活上、非常に便益を

<sup>8</sup> 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、三元社、2001年2月、p151。

<sup>9</sup> 上沼八郎「台湾における教育勅語の宣講について—植民地教育史研究ノート・その五—」、『高千穂論叢』第28巻第3号、高千穂商科大学商学会、1993年12月、p128。

享けるに至るのである。<sup>10</sup>

隈本は、台湾人が日本国民として「国語を知らねばなら」ないことが、公学校において国語を教授する時間が多い要因であるとし、さらに「国語を教室に於てのみ使用せずして、家庭に於いても使用」することによって、「内地人及び本島人、即ち新旧同胞、相互に誤解する点も、少ない様になり、漸次帝国の国風を諒知し、接近する」ことが、「国語」教授の目標とした。即ち、日本国民の本分として「日常の実際生活」で国語を使用することによって、次第に日本人と変わらないようになることである。

統治初期から提唱されてきた、「国語」教授を通し台湾人を日本国民に作り上げるという同化政策の目標に変わりはなかった。但し、国語が台湾人の家庭用語として使われていないことに不満を表し、同化政策をよりいっそう強力に推進する必要があることを明示したのは、隈本が初めてである。

1913年（大正2年）、小公学校教員講習会開会式において、隈本は国語教育における同化政策の方針を次のように示した。

本島人教育の目的も、一面として、又家庭に於ける子弟として、其の土地及び生業の状況等に応じ、種々実際に適切なる留意を要すると共に、歴史習慣言語等の異なる本島人児童に対し、国語の普及と、国民性の涵養とを計るは特に大切である。即ち本島人の精神的同化の上に、教育者の非常なる努力を要することであるが、是れ亦中々容易ならぬ大問題であつて、一刻も油断があつてはならぬことである。<sup>11</sup>

隈本はこのように、台湾人生徒に対する「国語の普及と、国民性の涵養」が、即ち台湾人の「精神的同化」であると指摘した一方、「歴史習慣言語等の異なる」ため、「精神的同化」が「中々容易ならぬ大問題」であるが、教育者は「非常なる努力を要」し、「一刻も油断があつてはなら」ないと主張した。

ところが、国民的精神を涵養する必要性が唱えられたといっても、具体的にどのようなすれば目標が達成できるかは依然として明示されてはいなかった。隈本は「国語」教育における台湾人の「精神的同化」の重要性を強調すると同時に、歴史習慣言語を異にする台湾人が日本人と同等の処遇を得られるのは時期尚早である見解も示した。1913年（大正2年）12月、国語学校第二学期修業式において行われた「本島人の同化に就いて」を題目とした講演で、隈本は次のように述べた。

本校が国語に最も力を注ぐのは、特に此の要素を作る糸口を与ふるものであつて、唯話がうまく出来さへすればよいといふのではない。知識を得、意思の疎通を計るに便利で、日常の生活にも都合がいゝのであるが、そればかりではいけない。国風に薫化せられ、

<sup>10</sup> 隈本繁吉「公学校本島人教員に対する希望」、『台湾教育』第113号、1911年8月、p8。

<sup>11</sup> 「同講習会開会式に於ける隈本学部長の訓諭要領」、『台湾教育』第136号、1913年8月、p5。

国民的感情に一致する様になり、国民精神を自分の体にしみこませる一つの糸口としなければならない。此の大切な国語も改隸以来二十年、生徒諸子は余程使用に熟したことと思ふが、諸子の家庭にはまだ余りはいつてゐない。油断すれば一語もはいつてゐない。  
(中略) 随つて国語の普及は前途尚遠慮であると思はれる。此の如く日本国民として当然有すべき国語でさへ、まだ台湾中に十分に普及してゐないことであるから、無形にして会得し難い大和心を会得するのは、余程まだ日が遠いと言はなければならない。<sup>12</sup>

日本統治が始まって二十年以来、公学校と国語学校における「国語」教育の実施によって、日本語はある程度一部の台湾人に習得されたといつても、社会一般や家庭内ではやはり台湾語を使用するのが普通であつた。隈本はこれを「日本国民として当然有すべき国語でさへ、まだ台湾中に十分に普及してゐないことであるから、無形にして会得し難い大和心を会得するのは、余程まだ日が遠いと言はなければならない」と説明した上で、日本語のみを習得した台湾人が、日本人と同じような待遇を得ようとする現象について、次のように批判した。

浅薄な考を以て居る者は、金が有り智識さへあり、形式上内地人と同様の生活ができれば、同等無差別なるかの如き心地になつて居ても差支ないと思つて居るかも知れないが、それは大なる間違で、国民として母国人とかはりなき精神を有することの出来る様に至らなければ不可である。(中略) 自分等の衣食住から風俗・習慣まで、まだなかなか改まつた処があらはれないのに、急に同等の地位に立ち、同等の着物を着ようとするのは宜しくない。<sup>13</sup>

隈本はこのように、「国語」教育を台湾人が「国民として母国人とかはりなき精神を有する」手段として位置づけた一方、日本語を習得したのみで、文化、風俗、習慣などがまだ日本化されないうちに、急に日本人と「同等の地位に立ち、同等の着物を着ようとするのは宜しくない」として、徹底した「同化」政策を植民地台湾における教育方針として要求した。

### 三 公学校規則の改正による「国語」教育の変容

1912年(大正1年)12月、台湾総督府は「時勢の進運」と「実施の成績」を理由に、「従来時に従ひ急に應じ府令訓令通達等諸種の形式を以て発布せるものを統一総括」<sup>14</sup>したものとして、公学校規則改正(府令第40号)を発布した。旧来の公学校規則と比べて、国民的精神と国民的性格の涵養が今まで以上に強調されていることが特徴として挙げられ、「国語」教育を通し「同化」政策を強化していく傾向があつた。1898年府令第78号として発布された公学校規則と、1904年府令第24号として発布された公学校規

<sup>12</sup> 隈本繁吉「本島人の同化に就いて」、『台湾教育』第154号、1915年2月、p13。

<sup>13</sup> 同上、pp. 13-14。

<sup>14</sup> 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、1939年12月、p319。

則改正を、隈本繁吉が学務課長に就任した後に発布された公学校規則改正と対照し、その本旨、徳育、国語科に関する項目の概要をまとめてみると、<表 5-1>のようになる。

<表 5-1> 公学校規則についての比較

	1898年8月16日 府令78号 <sup>15</sup>	1904年3月11日 府令24号 <sup>16</sup>	1912年11月28日 府令24号 <sup>17</sup>
①本旨	公学校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス（第一条）	公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ竝生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス（第一条）	公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ竝身体ノ発達ニ留意シテ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス（第一条）
②徳育	一 徳教ヲ施スニハ人トシテ必須ナル徳義ノ教訓ト我國民トシテ必要ナル性格ノ陶冶トニ注意センコトヲ要ス（第九条）	徳育ヲ施スニハ徳性ノ涵養ト國民トシテ必要ナル性格ノ陶冶トニ注意センコトヲ要ス（第九条）	何レノ教科目ニ於テモ常ニ徳性ノ涵養ト国語ノ習熟トニ留意シテ國民ニ必要ナル性格ヲ陶冶セムコトヲ務ムヘシ（第十七条）
③国語科	国語ハ音韻ノ性質言語ノ種類典則応用及会話ノ実習竝地理歴史理科ニ関スル講説ヲ授ク国語ヲ授クルニハ本国現行ノ言語ヲ用ヒテ自己ノ思想ヲ精密ニ流暢ニ言明シ且他人ノ言語ヲ明瞭ニ解釈スルコトニ熟セシムルヲ以テ目的トシ常ニ土語ト対照シテ其意義ヲ会得セシメ兼テ言語及文章ノ典則ニ通セシメンコトヲ要ス（第十条）	国語ハ普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス 此ノ科ニ於テ初メハ近易ナル話シ方及仮名ノ単語、短句、短文ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ教ヘ漸ク進ミテハ稍複雑ナル話シ方及日常須知ノ漢字、文章ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ教ヘ之ニ伴ヒテ文法上ノ事項	国語ハ普通ノ言語文章ヲ教ヘテ其ノ応用ヲ正確自在ナラシメ兼テ智徳ヲ啓発シ特ニ國民精神ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス 国語ハ初メハ主トシテ話シ方ニ由リテ近易ナル国語ヲ授ケ漸次読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ課シ進ミテハ平易ナル文語ヲ加フヘシ 国語ハ平易ニシテ模範トナルヘキモノヲ選ビ勉メテ方言ヲ避ケ其ノ

<sup>15</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 229-231。

<sup>16</sup> 同上、pp. 261-263。

<sup>17</sup> 同上、pp. 292-296。

		ヲ知ラシムヘシ(第十一 条)	材料ハ修身、歴史、地 理、理科、産業、家事 其ノ他生活上必須ナル 事項ニシテ趣味ニ富ム モノタルヘシ 国語ヲ授クルニハ常ニ 其ノ意義ヲ明瞭ニシ又 発音及語調ヲ正確流暢 ナラシメムコトヲ務ム ヘシ(第十九条)
--	--	-------------------	--

まず公学校規則の本旨を見てみると、その内容と順序に多少の違いが見られても、三つの時期における共通点として、(1)「国語ヲ教ヘ」、(2)「徳育ヲ施シ」、(3)「国民タルノ性格ヲ養成シ」、(4)「生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」ということが、公学校教育の目的であることが挙げられる。換言すれば、植民統治が始まってから大正期に至るまで、「国語」を教えることにより台湾人の「国民タルノ性格ヲ養成」することが、総督府の教育政策上で一貫された方針であることがいえる。

次に徳育の項目を比較すると、「徳育ヲ施スニハ徳性ノ涵養ト国民トシテ必要ナル性格ノ陶冶トニ注意センコトヲ要ス」という旧規則の共通点が、新規則では「何レノ教科目ニ於テモ常ニ徳性ノ涵養ト国語ノ習熟トニ留意シテ国民ニ必要ナル性格ヲ陶冶セムコトヲ務ムヘシ」に変化したことが分かる。これは即ち、それまで別々に取り扱われた「徳性ノ涵養」と「国語ノ習熟」が、大正期に入ってからともに「国民ニ必要ナル性格ヲ陶冶」する上での重要な手掛かりとなったことを意味する。

そして、変化が最も著しかったのが「国語科」の教授要旨である。1898年の規則では、「本国現行ノ言語ヲ用ヒテ自己ノ思想ヲ精密ニ流暢ニ言明シ且他人ノ言語ヲ明瞭ニ解釈スルコトニ熟セシムル」が「国語」教授の目的で、その「意義ヲ会得セシメ兼テ言語及文章ノ典則ニ通セシメン」ことに、「土語ト対照」という対訳法による外国語の教授方法が推奨された。1904年の規則では、「土語ト対照」する方法が記されなくなり、「正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スル」という言語教育としての要領しか提示されなかった。これに対し、大正期に入ってから、「正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル」ことが提示されなくなり、「国語」教授の趣旨が「応用ヲ正確自在ナラシメ兼テ智徳ヲ啓発シ特ニ国民精神ノ涵養ニ資スル」に変化した。これは即ち、「国語」教授では外国語としての日本語の運用能力が最も重視されたことに代わり、前述した社会情勢の変化と隈本繁吉の主張を背景に、次第に「国民タルノ性格ヲ養成」するという「国語」教育を通して「同化」政策を強化することが意図されていたものと見てよい。

以上考察してきたことにも明らかなように、植民地台湾における教育方針は、大正時代に入ると新しい局面を迎えるようになり、それまでの言語の教授と習得のみが最優先

課題とされきた外国語としての日本語教育が、台湾人の日本国民としての性格と精神を涵養することを徹底する「国語」教育に変化したことにその特徴が見られると言えよう。

また、公学校規則の改正とともに、新しい国語教科書である『公学校用国民読本』が編纂発行され、それまで許容された媒介語としての台湾語は禁止され、「国語による国語教授」という直接法のみで日本語を教授する方針に切り替わることとなった。こうした変化の背景には、大正時代以降の同化政策を強化する教育の方針があったといわざるをえない。

## 第二節 言語習得を目標とする日本語教育

隈本繁吉が学務課長として台湾に着任した1911年（明治44年）になって、総督府は十年ほど使用されてきた『台湾教科用書国民読本』（台湾総督府、1901-1903）に代わり、新しい国語教科書である『公学校用国民読本』（台湾総督府、1913-1914）を編纂出版することを決定した。これと同時に、公学校規則改正に掲示された「同化」政策の強化方針に基づき、「台湾語ヲ片仮名ニテ書キ表ハシタル」土語読方の応用練習を国語教科書から排除し、台湾語を媒介語としない「国語による国語教授」という直接法を採用することとなった。

また、教材の選択に関しても、『公学校用国民読本』において「国民的精神ノ涵養」が「本書ノ最モ意ヲ致シテ所」<sup>18</sup>の一つとされたことから分かるように、『台湾教科用書国民読本』に比べ、その目的が「国民的精神ノ涵養」をいっそう徹底させるという「同化」政策の強化にあったことが特徴として挙げられる。

しかし、このように「国語」教育における台湾語の使用を禁止し、「国民的精神ノ涵養」をいっそう徹底させるという政策的意図が潜んでいたといっても、隈本が「日本国民として当然有すべき国語でさへ、まだ台湾中に十分に普及してゐないことであるから、無形にして会得し難い大和心を会得するのは、余程まだ日が遠い」<sup>19</sup>と指摘したように、「国語」の普及が急がれる教育の実際面では依然として、(1)「普通ノ言語文章ヲ教ヘテ其ノ応用ヲ正確自在ナラシメ」、(2)「初ハ主トシテ話シ方ニ由リテ近易ナル国語ヲ授ケ漸次読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ課シ進ミテハ平易ナル文語ヲ加フ」、(3)「平易ニシテ模範トナルヘキモノヲ選ヒ勉メテ方言ヲ避ケ」、(4)「常ニ其ノ意義ヲ明瞭ニシ又発音及語調ヲ正確流暢ナラシメム」<sup>20</sup>といったことが教授の準則で、発音、文法を間違えないように指導し、言語運用能力の習得を目標とする外国語としての日本語教育が行われていたのである。

### 一 国語教科書の改訂

1911年（明治44年）12月以降、台湾総督府は『台湾教科用書国民読本』を改訂する必要を認め、新しい教科書としての『公学校用国民読本』を編纂出版した。「公学校用

<sup>18</sup> 「公学校用国民読本自卷一至卷八編纂趣意書」（台湾総督府『台湾公学校教科書編纂趣意書』第一篇所収、1913年7月）、p17。

<sup>19</sup> 隈本繁吉「本島人の同化に就いて」、『台湾教育』第154号、1915年2月、p13。

<sup>20</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、pp. 295-296。



国民読本自卷一至卷八編纂趣意書」の緒言には、編纂の経緯について次のような説明がある。

台湾公学校ニ於テ、従来教科用書トシテ使用シ居タル台湾教科用書国民読本ハ、明治三十二年乃至三十四年ノ編纂ニ係リ、爾来十余年間ニ於ケル時勢ノ変遷ト、實際教授上ノ経験トハ、全然之ヲ改正スベキ必要ヲ生ジタルヲ以テ、明治四十四年十二月以降、改正読本ノ仮名遣・材料・文体・分量等ノ調査ニ着手シ、明治四十五年四月ニ於テ、之ガ編纂ニ関スル大体ノ方針ヲ決定セラレタリ。(中略)大正二年ニ至リ、四学年分即チ卷一ヨリ卷八ニ至ル八卷ヲ印刷発行シ、(中略)尋イデ大正三年ニ至リ、卷九ヨリ卷十二ニ至ル四卷ヲ印刷発行シテ、公学校用国民読本全部ノ完成ヲ見ルコトナレリ。<sup>21</sup>

『台湾教科用書国民読本』を改訂し、『公学校用国民読本』を編纂出版した主な理由として、「時勢の変遷」と「實際教授上の経験」が挙げられた。即ち、日露戦争の勝利や辛亥革命の勃発により、「目下研究中」という漸進的な「同化」政策による統治方針が適用されなくなり、「同化」政策を強化していく必要が認められたという「時勢ノ変遷」と、台湾語を意味理解の道具として使用する対訳法や、観念連合により音声と意味を直接結合するグアン法などの日本語教育における「實際教授上ノ経験」が、「国語」教科書の「改正スベキ必要ヲ生ジタル」わけである。

ところが、このように「時勢ノ変遷」に鑑み、「国語」教育における「同化」政策を強化し、台湾語の使用を排除しようという動きがあったとしても、言語を異にする台湾人生徒を対象とした「實際教授上ノ経験」から指摘された多くの問題点を見てみると、『公学校用国民読本』はやはり外国語としての言語習得に重点が置かれた、日本語教育のための教科書にはほかならないことが分かる。「公学校用国民読本編纂趣意書」に取り上げられた日本語教授に関する問題点をまとめてみると、<表 5-2>のようになる。

<表 5-2> 「公学校用国民読本編纂趣意書」に見られる日本語教授の問題点<sup>22</sup>

①敬体の習得	口語ニハ崇敬体アリ、常体アリ。旧読本ニハ両体ヲ併セ用ヒ、其ノ崇敬体ハ「デアリマス」「ウツクシクアリマス」ノ如キ語法ヲ多用ヒタリ。然レドモ此ノ語法ハ稍生硬ノ嫌アルヲ以テ、本書ニ於テハナルベク之ヲ避ケテ、普通ノ場合ニハ「デス」ヲ、丁重ナル場合ニハ「ゴザイマス」ヲ用フルコトトセリ。又「ダ」「デアル」ノ如キ常体ハ、従来ノ実績ニ徴スルニ、児童ガ之ヲ濫用シテ不遜・不作法ニ亘ルガ如キ弊頗ル多キガ故ニ、本書ハ寧ロ厚キニ失スルノ主義ヲ採リテ、俚諺及ビ韻文・挿入文ノ或ルモノヲ除ク他ハ、一切崇敬体ヲ用フルコトトセリ。
②人称代名詞の	代名詞ノ使用ニツキテハ、本書ハ「僕」「我々」「君」「諸君」「彼」ノ如

<sup>21</sup> 「公学校用国民読本編纂趣意書」(台湾総督府『台湾公学校教科書編纂趣意書』第二篇、1914年9月)、p1。

<sup>22</sup> 同上、pp. 16-19。

使用	キヲ避ケテ、自称ニハ主トシテ「私」、其ノ複数ニハ「私共」、対称ニハ「アナタ」、其ノ複数ニハ「皆サン」又ハ「アナタ方」、他称ニハ「アノ人」等ヲ用フルコトトシ、或ル特別ノ場合ニ限り、「ワタシ」「オマヘ」ヲ用ヒタリ。蓋シ児童ヲシテ常ニ崇敬体ヲ使用セシメ、不遜ニ陥ルコトナカラシメンガ為ナリ。
③文の構造	国定読本ハ口語自然ノ形体ト文学的趣味トニ重キヲ置キテ、間々複雑微妙ナル言葉遣、長ク連続セル文句ヲ使用セリ。是レ小学校ニ於テハ可能ナルコトナレドモ、公学校児童ニ取りテハ到底遽ニ期待スベカラザル理想ニ属ス。故ニ本書ハ先ヅ単純ナル語句ノ形式ニ熟練セシメテ、次第二複雑ナル文ノ構造ニ入ルノ主義ヲ執リ、或ハ故ラニ接続詞ヲ加ヘテ長ク続クベキ文ヲ二分シ、或ハ已ムヲ得ズ平凡ナル語句ヲ用ヒテ、趣味ヲ犠牲トセル所ナキニアラズ。
④漢語の誤用	通常談話ノ間ニ漢語ヲ交フルコトハ、本島人ノ最モ陥リ易キ所ニシテ甚ダ聞苦シキモノナレバ、本書編纂ニ当リテハナルベク漢語又ハ文語ニ近キ口語ヲ避クルコトトシ、特ニ第四学年以下ニアリテハ、幾タビ重出スルヲモ厭ハズ、極力平易ナル口語ヲ選ビ用ヒタリ。
⑤発音の指導	抑々公学校児童ハ入学当初ニ在リテハ、殆ド全ク国語ノ素養ナキモノナレバ、教師ノ発音、口調ハ直ニ児童ニ影響スルコト実ニ莫大ナルヲ以テ、教師ハ深く此ノ点ニ留意シ、一ニ本書所用ノ標準語ニ習熟シテ、自己ノ訛音・方言ヲ矯正センコトニ努メ、片言隻語ト雖モ、決シテ苟クモセザランコトヲ要ス。
⑥口語の形式	口語ノ形式ハ、社会ノ階級・男女ノ異同ニヨリ、各特色ヲ有スルモノアリ。サレドモ悉ク此等ヲ採録シテ遺憾ナカラシムルハ、到底一部読本ノ能クスル所ニアラザルヲ以テ、読本以外ニ適切ニ児童ノ言語ヲ練習セシムルコトハ一ニ教授者ノ工夫・研究ニ俟タザルベカラズ。
⑦会話練習	行文ハナルベク変化アリ趣味アリテ、特ニ会話練習ニ効果多カラシメンコトヲ期シタリ。

<表 5-2>で特に注目したいのは、③文の構造である。即ち、「文学的趣味ニ重キヲ置キテ、間々複雑微妙ナル言葉遣、長ク連続セル文句を使用セリ」という「小学校ニ於テハ可能ナルコト」が、「入学当初ニ在リテハ、殆ド全ク国語ノ素養ナキ」という「公学校児童ニ取りテハ到底遽ニ期待スベカラザル理想ニ属ス」ため、『公学校用国民読本』は「単純ナル語句ノ形式ニ熟練セシメテ、次第二複雑ナル文ノ構造」に入り、「接続詞ヲ加ヘテ長ク続クベキ文」を二分し、「平凡ナル語句ヲ用ヒテ、趣味ヲ犠牲」にするという方針で編纂されたということである。これで分かるように、公学校における「国語」教育は外国語としての日本語教育の性質を有し、「日本語の誤用」と「発音の転訛」を防ぐことに十分な注意を払い、多くの会話練習による話し言葉の運用能力を養成することに重点が置かれていたのである。

要するに、新しい「国語」教科書を出版し、内容的には「国民的精神ノ涵養」をいっそう徹底させるという「同化」政策の趣旨が重視されるようになったが、実質的に見ると、今までの異言語異文化を持つ台湾人に行われる日本語教育であることには変わりがなかったということである。

## 二 「国語による国語教授」という直接法

『公学校用国民読本』の出版とともに、新しい日本語教授法として導入されたのがエスペルゼン法とされた直接法である。この直接法を提唱した人は、国語学校助教授で総督府編修書記を務めた毛利琢磨（1885-?）であった。国府種武『台湾における国語教育の過去及現在』（1936）には、これについての記述がある。

新読本の出現は、其の同伴者として国語教授の新方法を齎した。即ち新読本編纂の事業に主な役割を受持った編修書記毛利琢磨氏は、新読本の教材を編む傍ら、それと並行して、附属公学校の訓導陳培煥氏を助手として、其の担任に係る第一学年児童に就いて実際教法上の研究を重ねたのであった。此の明治四十五年四月から翌大正二年三月に至る一年間の毛利氏の実地研究から生れ出たのが、新読本編纂の前提となつた直接法である。

23

毛利琢磨によって開発されたこの直接法は、1926年（大正15年）に台北師範学校附属によって出版された『話し方教授に関する研究』において、対訳時代、グアン時代、エスペルゼン式時代というように教授法の時代区分がなされた関係で、エスペルゼン法と呼ばれるようになった。しかし、両者の間にはどのような関連があるかは不明であった。国府種武はこれについて次のように指摘している。

毛利氏は此の直接法をいかに考へ出したのであるか。一つは直接法はそれまで行はれてゐた練習主義の機械的教法に対する反対者として現はれてゐるのであるが、併しさう云ふことより、何よりも国語のみで教授するといふ直接法の根本的態度は何処から来たものであるか。我々は翻訳を行はずある一つの外国語のみで最初からやるといふ直接法を強く主張するものとしてエスペルゼンの“*How to Teach a Foreign Language*”を思ひ起さずに居れぬのであるが、毛利氏は此書を読んで氏の直接法を考へ出したのでないだらうか。此書の邦訳は前田太郎氏によって大正二年六月に出版されたが、毛利氏の直接法の提唱はそれより早く明治四十五年に始められてゐるのである。毛利氏がエスペルゼンを読んだとすれば英訳本を読んだのでなければならぬ。併し毛利氏がエスペルゼンの著書から暗示を得て氏の直接法を提唱するに至ったとは今のところ断言し得ぬのであつて、正しい物の言ひ方を守るとすれば毛利氏とエスペルゼンとは何の関係もないと言ふ他はない。

<sup>23</sup> 国府種武『台湾に於ける国語教育の過去及現在』、台湾子供世界社、1936年9月、p374。

国語学校教諭で文教科編修課長を勤めた加藤春城も、毛利の直接法をエスペルゼン法と呼ばず、「全然国語によりて国語を教授する」と呼んだ。加藤は「公学校に於ける国語問題」という文章において、それまでの各教授法の特色と欠点についてを分析している。これをまとめると、〈表5-3〉のようになる。

〈表5-3〉加藤春城による教授法の分析<sup>24</sup>

教授法	時期	特色	欠点
①対訳時代	国語伝習所時代（1896-1898）と略々一致	国語教材を逐語台湾語に訳して理解せしめることを以て能事としたものである。	一の国語を他の国語に対訳しただけで、真意を理解せしめることは不可能である。
②グアン式時代	明治三十二年（1899）頃から	観念連合の法則を利用して語句の習得記憶を助けんとし、ある事項が主として時間的継起する順序を追ふて教材を構成したものである。	時間的継起の順序に拘泥して無用又は困難なる言語をも授けなければならぬやうになり、実用に遠ざかる傾向がある。
③内容中心時代	明治三十四五年（1901、1902）頃から	教材の内容を中心として教授の順序を定め、これに従つて教授を進行せしめた。	教材の内容を中心として按排せられた一通りの方法を各部分の徹底如何に拘はらず、やり通さうとする。こゝに於て国語科の形式的方面の取扱が粗略となり、四年五年になつても教室用語さへ満足に発表出来ないといふ様な現象が現はれた。
④練習主義時代	明治四十一年（1908、1909）頃から	話方の練習といふ点に主力を注ぎ国語教材は凡て話方教材化し、これを幾度でも練習して自由に発表するに至らしめんことを理想とした。	余り話方一方に偏したのと無理な練習を強ひて児童の倦怠を来し、表面的の結果に焦つて機械的の発表をなすに至らしめたなど多くの弊に陥つた。
⑤全然国語に依りて国語を教授する時代	大正二年（1913）から	普通の国語を発表形式の単純なものから漸次複雑なものへと排列し、これを教授するには全然国語によるといふことなどが主眼点であつた。また	（指摘なし）

<sup>24</sup> 加藤春城「公学校に於ける国語問題（上）」、『台湾教育』第188号、1918年2月、pp. 39-41。

		従来練習主義の弊であつた機械的発表を避くるため一問一答といふことを提唱された。	
--	--	---	--

加藤は<表 5-3>で挙げたように、①「対訳時代」、②「グアン式時代」、③「内容中心時代」、④「練習時代」、⑤「全然国語に依りて国語を教授する時代」と教授法の時代区分をしている。しかし、③と④は一時的な教授法で省略しても差し支えない見方もある上に、②と⑤は同じく直接法に属していることから、植民地期の日本語教授法は基本的に対訳法と直接法の対立で構成されていたといつてもよい。また、教授法がこのように変化していったことは、既存の教授法の欠点を見出し、新出の教授法で補完することで、外国語としてのより効果的な言語習得を追求したことを意味する。どの教授法も長所と欠点を同時に備えていることから分かるように、習得効果を期待できる完璧な教授法は存在していないのである。加藤が「グアン式時代其他でも対訳は行はれ」と指摘したことに明らかなように、直接法の不足している所は対訳法で補足したほうが効果的なのはである。しかし、「同化」政策の影響で、対訳法と台湾語の使用は日本語教育では禁止されるようになった。

毛利によって提唱された、台湾語を使用しない直接法の特徴を、『公学校用国語教授書』（台湾総督府、1913）によってその概要を整理すると、<表 5-4>のようになる。

<表 5-4>毛利琢磨により提唱された直接法の特徴<sup>25</sup>

①日本語のみで教える	教場用語の「静カニ」、「マッスグニ」、「手ヲアゲナサイ」、「手ヲオロシナサイ」「ヨロシイ」、「イケマセン」の如きも、児童の了解すると否と問せず、早くより国語を使用すべし。	
②直観教授	(1) 教師本を取りて、「コレハ本デス」といひ、児童に「本」の発音練習をなさしむ。 (2) 児童を教壇上に呼び出して、教卓上にある紙、本を持たしめて、「コレハ紙デス」、「コレハ本デス」の練習をなす。 (3) 教授者は本を手を持ちて、「コレハ本デス」といひ、本を卓上に置きその本を指して、「ソレハ本デス」といふべし。	
③文型練習	1. 一問一答	(1) 本を取りて、「コレハナンデスカ」と問ひ、児童に指さしめて、「ソレハ本デス」と答へしめよ。 (2) 「コレハナンデスカ」の問は初めより児童の了解する所にあらず。唯幾多綜合せる事実より帰納的に了解するものなれば、意味の解否に関せず此の問答をなすべし。
	2. 肯定否定	(1) 先づ本と机とにつきて、「(問) コレハ本デスカ」、

<sup>25</sup> 台湾総督府『公学校用国語教授書（第一学年用）』、1913年9月、pp. 2-24。

		<p>「(答) ハイ、ソレハ本デス」、「(問) コレハ机デスカ」、「(答) ハイ、ソレハ机デス」の練習をなし。</p> <p>(2) 児童が十分注意せる時期を見て、本を取りて、「コレハ机デスカ」と問ふ。児童は不思議さうなる顔をなすべし。其の機を失はず直に頭を振りて、「イイエ、コレハ机デアリマセン」、「コレハ本デス」といひ、先づ「イイエ」と「デアリマセン」の発音練習にうつる。</p>
	3. 実物比較	<p>(1) 教師は先づ大小の本を取りて、「コレハ本デス」、「コレモ本デス」。この「コレモ」の「モ」は児童には言はしむるを要せずと雖も、教師は此の時より使用し置くべし。</p> <p>(2) この問答を練習したる後直に大なる本を示して、「コレハドンナ本デスカ」と問ふべし。かくて教師より、「コレハ大キイ本デス」と発音し、「大キイ本」の発音練習をなす。この時生徒は「大キイ」の意義全く明らかならず、只機械的に口まねするのみ。</p> <p>(3) 次に小さき本を取りて同様の形式にて、「コレハ小サイ本デス」と教授す。</p> <p>(4) 右の教授のみにては、児童は尚未だ語の意義を解せず。種々迷ひながらも「大キイ」「小サイ」は大小のことならんかと思ふなるべし。</p>

日本語のみで教える以外に、実物の提示による意味と音声の直接結合を図る直観教授と、一問一答、肯定否定、実物比較などの問答法による文型練習が、毛利によって提唱された直接法の主要な手法であることが分かる。

加藤はこれを「漸次真意が了解され今日では以前の様な機械的練習を見られなくなつた」<sup>26</sup>と評価しているが、毛利の直接法もやはりこれまでの各教授法と同じように欠陥を持っていた。台北第一師範学校附属公学校研究部によって出版された『言葉の指導』(1930)によると、次のような欠点が指摘されている。

<表 5-5>毛利琢磨により提唱された直接法の欠点<sup>27</sup>

①問そのもの よくない点	発問が総べて充填的発問か又は決定的発問(選択的発問)である。即ち答は慥されたる「何」と云ふ言葉を「冬」や「四季」で填め、又は「デ
-----------------	--

<sup>26</sup> 前掲「公学校に於ける国語問題(上)」、p41。

<sup>27</sup> 台北第一師範学校附属公学校研究部『言葉の指導』、第一教育社、1930年12月、pp. 83-102。

	アル」か「デナイ」かの一方を撰んで決定すればよいのだから、殆んど思考を要しないものである。
②国語らしからざる国語となり勝な点	無理にも一から十まで言はせようとする結果が「私ノ父サンガ私ヲヨンデ市場ニ行ツテ魚ヲ一匹キ買ツテ来ナサイ」になることは当然であらう。(中略) 正しくない国語かと言ふと、さうだとは言へない。一点語法上の誤りがある訳ではないのだから、理屈を言へば正しい立派な話であると答へなければならない。併しどの国語常用者もその様な言ひ現し方はしないのである。
③自ら思想を纏め、自ら言葉を組織表現する事が幼稚である点	話全体を如何にも首尾まとまつた話としたいために勝手に作り上げたものであるといふこと、そこに話の形式観が存在してゐるのである。自然一事項の表現をまるあんきさせられるばかりでなくて、話の全体をまで否応なしに暗誦させられ、早く暗誦し得たものが甲の上であるといふ悲しむべき結果を招来しなければならない。

問答法による文型練習を主な手法とする毛利の直接法は、加藤が評価したように「機械的練習を見られなくなつた」というようにはならなかつた。思考を必要としない機械的な問答によって、日本語らしくない日本語を生み出し、自ら言葉を組織表現する能力を欠かせるといった欠点は依然として存在していた。

「同化主義に基く、国語中心主義の台湾教育」を「六ヶ年の間、家庭で学んだ言語も思想も全部抛棄せしめられ、只だ物言へぬ口と事解せぬ耳とを持つて、教師の指導を受けねばならない」<sup>28</sup>と批判した蔡培火(1889-1983)は、台湾語を使用できない直接法による授業の一齣を次のように描写している。

或時、始めて入学した七才の赤ちゃん達に、教師が「センセイ」の一語を教へむとして、黒板に「センセイ」の四字を大書し、自ら高唱して生徒に倣はしめ、その意味を台湾語で訳する訳には行かぬから、指で自分の胸を指し示して見せた。斯して「センセイ」と唱へては指で胸を指し示し、数回反復して事終れりとした。生徒の一人帰宅して父に、「本日学校で何を学びしや」と尋ねられて、その子は元気よく、「センセイ」と答へ、父は「センセイ」は何を意味するかと質せば、その子は如何にも分つた顔して「心」と答へたのであつた。<sup>29</sup>

日本語を社会言語としない植民地台湾において、直接法のみで日本語を教えるということは、果たしてどのくらい効果的であるかは疑問を感じずにはいられない。日本語が全く理解できず、学校を出れば台湾語の世界に入る台湾人生徒を対象に、「意味を台湾語で訳する訳には行かぬから、指で自分の胸を指し示して見せ」て教えた結果、「センセイ」という言葉の意味を「心」と誤解したことから、対訳法あるいは台湾語を説明

<sup>28</sup> 蔡培火『日本国国民に与ふ一殖民地問題解決の基調一』、岩波書店、1928年5月、p47。

<sup>29</sup> 同上、pp. 47-48。

語として使用することによって、直接法の至らぬところを補うことが、より効果的に日本語を教授するには不可欠なことが分かる。

### 三 日本語教授の問題

日本語を外国語として学ぶ以上、必ず誤用という現象が起こる。換言すれば、外国語として日本語を教授する際に、誤用の問題を重視しなければ効果的な言語習得は期待できないということになる。植民地期台湾の日本語教育においても、同じような誤用の問題が重視されていた。日本語教師はこれらの現象に注目し、誤用を起こさないように教えなければならなかったのである。

台湾における最初の教授参考用書である『日本語教授書』には、次のようなことが注意書きとして記述されている。

- (1) 漢字ヲ傍書シテ教フルハ必ず仮名ノミニテ十分発音ニ熟シタル後ニ於テスベキコトヲ忘ルベカラス発音ニ熟セザル前ニ漢字ヲ教フルハ害アルモ益ナシ<sup>30</sup>
- (2) 最初ハ「ワタシニカミヲアゲマス」「アナタニハナヲクダサイ」ナドノ如ク自他ノ関係ヲ誤ルモノ頗ル多カルベシ故ニ「アゲマス」ハ對他言ニシテ「クダサイ」ハ自説言ナレバ自他ノ別ヲ過ル可ラザルコトヲ懇々説キ示スヲ要ス<sup>31</sup>

これで分かるように、日本語教育が最初に行われた芝山巖学堂においては、すでにこの誤用問題に着眼し、(1)「発音ニ熟セザル前ニ漢字ヲ教フルハ害アルモ益ナシ」というように正しい発音の練習を重視し、(2)「自他ノ別ヲ過ル可ラザルコトヲ懇々説キ示スヲ要ス」というように文法を間違えないように日本語の誤用を防ぐことに力を入れて教えていたのである。即ち、発音と文法の誤用を防ぐことが日本語教育の一大課題として力を入れ研究されていたわけである。

#### ①発音問題

1908年(明治41年)10月、台湾鉄道全通式に参列するために渡台した伊沢修二は、台湾教育会通常会で「台湾教育に対する今昔の感」を題目に発表した演説において、台湾人の発音問題について次のように指摘している。

此の間、或る教育家を同伴して、国語学校に行きましたが、其の人の説に、日本語がをかしいでは無いか、発音が未だ不十分であるからと、然う云ふことを云はれましたけれども、発音の点については、台湾人とか、支那人とか云ふ者は、譬へば「ダ」を「ラ」、「ラ」ヲ「ナ」と発音する様に、一種の特別な癖は有るが、それは、初めに確りと直しさへすれば、決してむつかしいことは無い。<sup>32</sup>

<sup>30</sup> 台湾総督府民政局学務部『日本語教授書』、1895年11月、p4。

<sup>31</sup> 同上、p7。

<sup>32</sup> 伊沢修二「台湾教育に対する今昔の感(承前)」、『台湾教育会雑誌』第81号、1908年12



伊沢はこのような発音の誤謬を遺憾に思い、最初から視話法によってきちんと矯正すれば、正しい発音で日本語を話させることはそれほど難しくないとの見解を示した。

また、加藤春城は前述した「公学校に於ける国語問題」という文章において、「内地から新たに来たものゝ感想を聞けば、その多数は公学校児童の発音語調が一種異様で甚だ耳障りがするといふ」<sup>33</sup>と台湾人生徒の発音問題を指摘した上で、「問答の適否を反省し、児童の発表せる語句の発音、語調の微細なる誤謬をも見逃さぬ細心の注意に寸分の油断を許さぬ、緊張し切つた態度を持続しなければならぬ」<sup>34</sup>という公学校教師としての姿勢が、「国語」教育における成績の進歩や発達に繋がることを唱えた。

『公学校国語教授書』に掲載された教案には、「発音」という項目が設けられており、「児童ノ最モ困難トスルモノト、其ノ屢々陥リ易キ訛音トヲ括弧内ニ示セリ」<sup>35</sup>というように発音を誤らせないように教える必要があると指示した。これをまとめると、<表 5-6>のようになる。

<表 5-6> 『公学校国語教授書』に提示された日本語の訛音<sup>36</sup>

第二週	デス (レス)、ツクエ (チュクエ)、セキバン (セキマン、シキバン)、カミ (ハミ)
第三週	コクバン (コクマン)、ハ (ハア)
第四週	オホキイ (オキイ)、ドンナ (ロンナ、ロナ)
第五週	ダレ (ナレ、ラレ)、ワタクシ (アタクシ)、フデ (フレ、フネ)、スズリ (ススリ、ススニ)
第七週	クサリ (フサリ)
第八週	エダ (エラ)
第九週	立ッテ (タテ)、コシカケテ (コシカケッテ)、ウサギ (フサギ)
第十週	ハシッテ (ハシテ)、持ッテ (モテ)、カブッテ (カブテ)、着テ (キッテ)
第十一週	見テ (ミッテ)
第十二週	デ (レ、ネ)、エンピツ (ヤンピツ)

『公学校国語教授書』に (1)「各時間の始又は終に、発音及び口形練習をなし置くは、後來の発音教授上大切なることなり」、(2)「初三週間位は、各時間に口形練習を配して一は以て口形を正し、一は以て教材過少のために生ずる缺を補ふべし」<sup>37</sup>と記されているように、<表 5-6>で取り上げたような訛音が生徒の口から発することを防ぐように指導することが、当時の日本語教師の責務として要求されていた。これで、芝山巖学堂から約二十年にわたり積み重ねられた「實際教授上ノ經驗」を持つ、大正期の日本語教育における発音指導がいかに重視されたかを窺い知ることができる。

月、p29。

<sup>33</sup> 前掲「公学校に於ける国語問題 (上)」、p37。

<sup>34</sup> 加藤春城「公学校に於ける国語問題 (下)」、『台湾教育』第 189 号、1918 年 3 月、p52。

<sup>35</sup> 前掲『公学校用国語教授書 (第一学年用)』、凡例 p2。

<sup>36</sup> 同上、pp. 4-64。

<sup>37</sup> 同上、pp. 7-8。

## ②文法問題

外国語学習者の誤った発音によって、言語運用能力を低下させることと同じように、文法上の誤用も外国語の習得を阻害する要因の一つとなる。国語学校教授でグアン法を抄訳で紹介した橋本武は、「台湾生徒に於ける会話教授に関する卑見」という文章において、「日常の談話を正しく話し、正しく聴き取らしむる」を目的とする「国語」の会話教授について、次のような見解を示している。

現在の国語を正しく話し、正しく聞き取らしむる最良の方案は如何といふ疑問を決する前には、先づ台湾人生徒は国語を談ずる際に如何なる間違を為すことが最も多きかといふことを知ることに、極めて必要なりと思はる。<sup>38</sup>

このように、「国語を談ずる際に如何なる間違を為すことが最も多きかといふことを知ることに」が、読み書きを趣旨とする日本内地の国語教育と区別し、台湾における外国語としての日本語教育の最も顕著な特徴であるといえる。

師範学校教授で総督府編修官を兼任した宇井英（1871-1945）は、『国語入門』（新高堂書店、1911年3月）の「音韻篇」の序文において、日本内地と事情を異にする台湾における「国語」教育について、次のように述べている。

内地人のごときは、乳房を含むときからして慈母の口吻を見ならい、周囲の人の談話を聞き慣れて、知らず識らずの間に国語を習得するのでありますから、六歳はじめて学に就くころにはすでにひと通りの談話を了解し、年相応の思想感情を国語によって発表する資質を備えるようになっておりますから、国語教授はこの基礎の上に着々築きあげられて行くのであります。本島人は目下の状況では、この時までこの基礎をつくる機会に接しないばかりでなく、本島語特有の発音と言語の組織によって養われてきたために、にわかに異なっている発音と組織とによって思想感情を了解させ、または発表させようとすることはすこぶる難事であります。<sup>39</sup>

即ち、台湾人生徒は「本島語特有の発音と言語の組織によって養われてきた」ことに影響を受け、日本人生徒のように「年相応の思想感情を国語によって発表する資質」が備わらないため、教師としては外国語のように「国語」を教授しなければならなかったということである。そこで、台湾人生徒に「異なっている発音と組織とによって思想感情を了解させ、または発表させようとする」ということを「難事」とする宇井は、日台両語における文法と発音の差異を研究し、効率的に日本語を教授するには誤用問題を重視する

<sup>38</sup> 橋本武「台湾生徒に於ける会話教授に関する卑見（上）」、『教育時論』第623号、1902年8月。近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、龍溪書社、2004年2月、p231。

<sup>39</sup> 魚返善雄「台湾日本語教育の秘密—宇井英著『国語入門』の新しさ—」（『言語生活』第168号、1865年9月）より再引。『国語入門』には会話篇と音韻篇がある。

べきだと主張した。『台湾教育』に掲載された「話し方及び綴り方の誤用例」という文章において、宇井は「国語」教育における誤用研究の重要性について、次のように述べている。

純粋な国語を話したり、正格な国語を綴つたりすることを知らせようとするには、正面から積極的に其の正しい法則を知らせるのが無論肝要ですが、又裏面から消極的に其の誤用を矯正する方法を講究するのも、あながち不必要ではなからうと思ひます。<sup>40</sup>

このように「積極的に其の正しい法則を知らせる」と同時に、「消極的に其の誤用を矯正する方法を講究する」と強調する宇井は、公学校生徒の文法上の誤用を分析し、「国語」教授の参考にしたいと思ったわけである。宇井の取り上げた誤用例を整理すると、<表 5-7>のようになる。

<表 5-7>宇井英が取り上げた台湾人生徒の誤用<sup>41</sup>

①コソアド	指示代名詞及び指示形容詞の誤用
②動詞	上一段活用及び下一段活用の語の誤用、左行変格活用に就いて、動詞の中止形に就いて、動詞自他の誤用、動詞の音便の誤用、動詞終止形の誤用
③形容詞 形容動詞	形容詞の副詞形の誤用、形容詞の連体形の誤用、「同じ」といふ形容詞の誤用、形容詞音便の誤用、形容詞終止形の誤用、形容動詞の連体の誤用
④漢語	動詞、形容動詞、副詞に漢語を用ひる場合の誤用
⑤助動詞	「あります」「であります」の使用に就いて、受身の助動詞の誤用、左行変格活用の動詞に「られる」といふ助動詞を接続するに就いて、否定の助動詞に就いて、推量又は未来の助動詞の誤用、否定の推量の助動詞の誤用
⑥敬語	敬語の誤用、詞の待遇上の誤用
⑦補助動詞	動作の存在及び状態を表はす場合の誤用
⑧テンス	時の副詞と時の助動詞との呼応上の誤用
⑨副詞	副詞の誤用
⑩助詞	助詞「は」と「が」の誤用、助詞「を」と「が」の誤用、助詞「の」の誤用、助詞「に」と「を」の誤用、助詞「から」の誤用、助詞「たり」の誤用
⑪文体	口語体に文語体の語を混用するもの
⑫台湾語の混用	文中に台湾語を混用するもの

<sup>40</sup> 宇井英「話し方及び綴り方の誤用例」、『台湾教育』第 152 号、1914 年 12 月、p9。

<sup>41</sup> 同上「話し方及び綴り方の誤用例」、『台湾教育』第 152 号、pp. 9-15。宇井英「話し方及び綴り方の誤用例」、『台湾教育』第 153 号、1915 年 1 月、pp. 24-29。

以上の誤用の起因するところを分類してみると、(1) 台湾語に見られない言語構造上の差異、(2) 台湾語をそのまま日本語に当て嵌めるといふ母語の干渉、(3) 文語あるいは教師の方言から受けた影響に分けることができる。例文を挙げてみると、次のようになる。

(1) 言語構造上の差異<sup>42</sup>

午後四時頃某地に着きました。あそこは大そうにぎやかな処です。  
空中を飛びまはします。  
色々の花が美しく咲いてあります。  
或日一人の男は私の家を訪ねて来ました。

(2) 母語の干渉<sup>43</sup>

うまいのお菓子。  
室内は清潔しなければなりません。  
其の川の対面に死んだ榕樹がありました。

(3) 文語か方言の影響<sup>44</sup>

入学試験を受ける準備をしてみます。  
決してうそを言ふてはいけません。  
十分学力をつけておかんといかん

総じて言えば、芝山巖学堂から20年経過した大正期になっても、なお上掲したような誤用が発生するという事は、短期間のうちに達成できない同化政策の理想よりも、その手段として利用される「国語」教育の土台をいかに堅実に作り上げるかを追究するほうがより現実的であることを説明している。そのためには、上述したように外国語としての日本語教育の立場に立って、日本語教授法を研究する一方、発音と文法の誤用を防げるように日台両語を対称分析する必要があったわけである。

### 第三節 「国語」教育に支障を来す台湾語の存在

台湾における日本語教育の成立に、台湾語の研究と対訳法の使用が決定的な役割を果たしたことは、第二章と第三章で見たとおりである。仮に、伊沢修二が言語の相互学習による日台融合を主張し、視話法から学んだ調音音声学の知識により台湾語仮名表記を案出し、日台両語を対訳する教科書を編纂することがなければ、その後の台湾語研究の深化はもちろんのこと、日本人教師が台湾語を習得し、日本語教育で対訳法を駆使することもなかったといっても差し支えない。換言すれば、日台融合という漸進的な同化政策の推進においても、対訳法による日本語教育の成立においても、台湾語はそれほど欠かせない重要な存在であった。

<sup>42</sup> 前掲「話し方及び綴り方の誤用例」、『台湾教育』第152号、pp. 9-15。前掲「話し方及び綴り方の誤用例」、『台湾教育』第153号、pp. 24-29。

<sup>43</sup> 同上。

<sup>44</sup> 同上「話し方及び綴り方の誤用例」、『台湾教育』第152号、pp. 9-15。

言語教授の面から見ると、前述した加藤春城などの指摘からも分かるように、不完全な翻訳が日本語の理解に支障をもたらし、音声と意味の結合を困難にするといった欠点は、台湾語を媒介語とする対訳法には確かに存在していた。しかしながら、どの教授法にも長所と短所が同時にあり完璧な教授法は存在しないという視角から見れば、日本語を生活言語とする社会環境がなく、異文化異言語を背景に持った台湾人生徒にとっては、対訳法と台湾語という媒介語は決して使ってはならないものではなかったと考える。特に日本語が全く理解できない低学年の生徒に対し、台湾語を使用することが日本語の意味理解に役立つという点から考慮すれば、外国語としての日本語教育には、対訳法と直接法が併用されるのが最も効果的であったに違いない。

ところが、グアン法が直接法として公学校の「国語」教育に導入されて以降、対訳法は拙劣な教授法とされ、台湾語の使用は推奨されなくなった。公学校教師の未熟な台湾語能力と、対訳法の不完全な教授方式による学習効果の低下もその一因として考えられるが、その一番大きな原因は何といても、「国語」教育のあり方を規定した公学校規則に明示された台湾人に対する「同化」政策の遂行に、台湾語の使用が支障を来すと考えられたということにあった。第一章の序論ですでに触れたことであるが、のち第13代台湾総督に就任する石塚英蔵は、1901年（明治34年）の国語研究会総会において「新領土と国語教育」を題目に行った演説において、植民地台湾の「国語」教育における同化政策の性格を次のように定義している。

同化とは、申す迄もなく一民族が他の民族の言語、風俗、習慣其他の特性を遷して、己に化せしむること、則ち俗を換へ風を遷すを云ふ。（中略）同化するものは、民族の特性を移し化するにあり。而して民族の特性とは、前にも一寸申し述べたる通り、言語風俗宗教法制等にして、就中言語は最力強きものにて、他は皆自ら之に伴ふ故に、同化の最大要素は言語にあることは自ら明かなり。或は本国人にして土語を学ばしむる必用もあらん、是れ畢竟一時の目的に出づるものにて、永遠の目的は土人をして本国人の方に接近同化せしむるにあるを要す。<sup>45</sup>

これは日台両語の相互学習を主張し、「混合融和して不知不識の間に同一国に化していく」という伊沢の「混和主義」と明らかに基調を異にしている。即ち、「一民族が他の民族の言語、風俗、習慣其他の特性を遷して、己に化せしむる」という「同化」政策に基づき、台湾語の使用がいくら日本語教授に裨益するところがあっても、「是れ畢竟一時の目的に出づるものにて、永遠の目的は土人をして本国人の方に接近同化せしむるにある」ということで、「国語」教育から台湾語を排除しなければ「同化」政策が実現しないという思惑であった。このようにして、日本語教育の成立に必要であった台湾語の使用が、公学校における「国語」教育に不都合とされ排除されるという政策方針が形成されていった。

しかし、このように「国語」教育の政策上では不都合とされても、台湾語を媒介語と

<sup>45</sup> 石塚英蔵「新領土と国語教育」、『台湾教育会雑誌』第1号、1901年7月、p3。

する対訳法には直接法の持たない利点があるということで、台湾語を教材内容の説明語として利用した明治期のグアン法時代を経過し、大正期より台湾語の使用が明確に禁止されるようになった後でも、なお対訳法あるいは台湾語を使用する教育者が存在していた。

#### 一 対訳法に対する批判

台湾、朝鮮、満州、そして中国の華北へと転々と移り、生涯を通し「異言語民族」を対象とする「外国語としての我が国語の教育」に携わってきた山口喜一郎は、第四章で述べたように、台湾時代においてグアン法による日本語教授を行った経験に基づき、対訳法に比べ、学習者の母語を媒介としない直接法が理想的な教授法であると終始主張していた。

直接法による日本語教授を一貫して主張する山口は、グアン法が台湾の「国語」教育に導入された後の1901年（明治34年）7月、「ゴアン氏の言語教授方案によつて二年間教授せし成績」を発表し、対訳法について次のように批判した。

対訳といふことは、ともかく国語教授の関門をひらく、尤も必要な鍵であると、その万能力に依頼して、信用して、何処までもゆかねばならぬと思ひこんでいたのであるが、さて其の結果は如何も思はしからぬから、人々徒らに頭を痛めるのみであつた。<sup>46</sup>

山口は、このように対訳法を「人々徒らに頭を痛める」教授法と批判し、「対訳的では如何もかく如くはゆかなかつた」<sup>47</sup>とグアン法による授業の成績を賞賛した。また、「公学校で教授しても、国語を使用する折がないから、何のやくにもたたぬ、むしろ、廃して、其の時間をつかつて、本島語か漢文で、知識を開発したら、はるかによろしい」<sup>48</sup>という意見に対し、「全体公学校で国語を教授する目的は、日常の会話に達せしむるといふ事も目的の中に含まれて居るには相違ないが、むしろ国語の基礎を与へて、我国の文明や、歴史や、国民の感情や、種々我国に離るべからざる事柄を知るための準備をさせるのではあるまいか」<sup>49</sup>と日本国民の精神を涵養する同化政策の観点から反対した。

ところが、山口が全力で推し進めたグアン法も対訳法と同じように欠陥があった。『台湾教育沿革誌』によると、「順序に拘泥し過ぎて、不必要の言語をも教授する」<sup>50</sup>ことが最大の弊害であった。山口自身も「主観的言語の教授わ、一度もうまくいつたことがない」<sup>51</sup>とその限界を指摘している。しかしながら、グアン法が「一時の流行である、実

<sup>46</sup> 山口喜一郎「ゴアン氏の言語教授法によつて二年間教授せし成績」、『台湾教育会雑誌』第1号、1901年7月20日、p50。

<sup>47</sup> 同上、p61。

<sup>48</sup> 同上、p60。

<sup>49</sup> 同上。

<sup>50</sup> 前掲『台湾教育沿革誌』、1939年12月、p257。

<sup>51</sup> 山口喜一郎「ゴアン氏の言語教授方案に就いての実験瑣談」、『台湾教育会雑誌』第10号、1903年1月、pp. 34-35。

にくだらぬものである」<sup>52</sup>と他の教師から反発が招かれても、山口は依然としてグアン法を「口耳の練習を第一歩とし、眼を第二にしたなど、全く時弊に適中したものだ」<sup>53</sup>と高く評価する代わりに、対訳法を「一本槍に暗誦、対訳、筆記、教師に何の工夫もなく、生徒に何の興味も興奮もない」<sup>54</sup>と貶し、それに逆戻りしようという動きを「遺憾千万」と表明した。「少しでも宜しいと見込がつかば、使用するのが当然」<sup>55</sup>と言いながら、対訳法の利点を無視し、欠点のみを強調した山口の言説は、やはり「国語」教育の目的である「同化」政策に受けた影響が大きかったといわざるをえない。

1902年（明治35年）10月、山口は「中部台湾ノ一部ニ於ケル教授上の瞥見」という文章において、かつて中部台湾の公学校を視察した際に目にした、(1)「各科教材ノ連絡ヲ取ラザルコト」、(2)「教授上必要ナル教具ヲ準備セザルコト」、(3)「複式教授ニ、教授力ヲ配当シ、生徒ノ作業ヲ繰合スコトヲ注意セザルコト」、(4)「反覆ノ方法ノ単調ナルコト」<sup>56</sup>など教授上の欠点を指摘した。これと同時に、「朝顔ノ花ニ就キテ物語ル折ニ、単ニ其ノ語句ヲ対訳シテ足レリトスル」、「文意ノ解釈ヲバ本島語ニテナシ、或ハナサシムルノミ」、そして「本島語ニテ対訳スレバ、頗ル簡易ニ意味ヲ了解セシメ得ベシト考フル」といった現象を「対訳ヲ加重スル弊モ猶存ゼリ」<sup>57</sup>として猛烈に批判した。確かに言語教授の観点から見れば、適切な批判もあったのであるが、何といたっても同化政策からの見地が強調されていることが特徴的である。山口は、対訳法が国民性を養成する同化政策に不都合な点について、次のように指摘している。

重要ナ目的トハ、国語教授ニヨリテ国民性ヲ養成シ、母国人ニ最モ近キ思想感情ヲ有セシメントスルコトコレナリ、元来国民性ノ養成ハ国語ニヨラザレバ、到底出来難キコトハ、世既ニ定論アルコトナリ。故ニ国語教授夫自身ガ一面ヨリ見レバ、公学校教育トモ云ハレ得ベキ程重要ナルモノナレバ、多クノ教授時間ヲコレニ与ヘ、全力ヲ注ギテ悔イザル所以ニアラズヤ、土語漢文ニヨリテ、皇室ノ至仁至慈ナル御事ヤ、我国ノ尊崇ナル事ヤ、国民ノ忠勇ナルコトナド、幾百回語リタルトテ、国語ニテ語り聴カス程有功適切ナル能ハザルベシ。本島語ニテ語ラバ本島語ニテ従来印象シ来レル旧觀念ヲ連想セシムルトニヨリテ、折角ノ美点ヲモ減殺スルコト多カルベシ。<sup>58</sup>

山口はこのように、「国民性ヲ養成シ、母国人ニ最モ近キ思想感情ヲ有セシメントスルコト」を「国語教授」の「重要ナ目的」とし、「皇室ノ至仁至慈ナル御事」、「我国ノ尊崇ナル事」、「国民ノ忠勇ナルコト」などを、対訳法では教えられないことを強調した。即ち、言語教授における対訳法自身の欠陥よりも、「国語」教育の準則とされる「同化」

<sup>52</sup> 前掲「グアン氏の言語教授方案に就いての実験瑣談」、p33。

<sup>53</sup> 同上、p34。

<sup>54</sup> 同上。

<sup>55</sup> 同上、p33。

<sup>56</sup> 山口喜一郎「中部台湾ノ一部ニ於ケル教授上ノ瞥見」、『台湾教育会雑誌』第7号、1902年10月、pp. 40-43。

<sup>57</sup> 同上、pp. 41-49。

<sup>58</sup> 同上、pp. 44-45。

政策に支障を来すことが、対訳法が拙劣な教授法とされた要因である。

ところが、1911年（明治44年）に台湾を後にし、朝鮮、満州へと渡って、計33年間の「外国語としての我が国語の教育」を経験したあと、山口は台湾時代のように対訳法を拙劣な教授法とする態度を取らず、「少しでも宜しいと見込がつかば、使用するのが当然」という態度に変化した。山口は『外国語としての我が国語教授法』（1933）において、対訳法について次のように評価している。

対訳法は、外国語教授の方法としては、余程久しく行はれて来たもので、今も尚有効な方法として行はれてゐる。（中略）対訳法が外国語教授の方法として久しく行はれて来、今も尚行はれてゐるには、相当の理由がなくてはならない。既に列挙した其の主張の如きは、学習者の心理に照して、教授学習に於ける困難を除き、その能率を高めようといふ意図に外ならない。<sup>59</sup>

1901年（明治34年）に「人々徒らに頭を痛める」と批判したのと対照的に、山口は「国語教授の方法としては、余程久しく行はれてきた」対訳法を、「今も尚有効な方法」とし、その存在を「相当の理由がなくてはならない」と解釈した。外国語を教授するには直接法が最適という観点には変わりがないが、対訳法にも特長があることを認めるようになった。山口が主張する直接法が対訳法に勝る理由をまとめてみると、〈表5-8〉のようになる。

〈表5-8〉対訳法の優劣点に対する山口喜一郎の考察<sup>60</sup>

	対訳法が持つ特長	山口による反論
①簡単で手軽な言語教授	絵画・写真・動作・身振などの直観方便や特別な説明解釈を用ゐなくても、自国語で対訳すれば直に其の意味を理会さすことが出来て、教授が簡易直截に行はれる。	対訳によりて、一旦外国語の言語活動の中に、自国語の介入を積極的に許すといふと、其の後、外国語の理会にも発表にも、一度は必ず自国語を通じて言葉の意味を整頓しなくては済まない様になる。
②抽象概念の説明	直接法では教へることの困難な、助動詞や助詞・接続詞の如き実事物の観念の関係を示す言葉や、無形抽象の概念に相当する言葉の如きも、一々明かにすることが出来て、語意を曖昧にして過ごすといふ様なことはない。	実際、二国間の間には対訳し得るものが少く、得ないものが多いと見るのが本当である。斯様に論じ詰めると、直観的方便によつても、対訳によつても、教授全体を通じて見れば、外国語の意味を明瞭正確にすることの出来ないことは同じいことで、直観方便を貶して、特に対訳を

<sup>59</sup> 山口喜一郎『外国語としての我が国語教授法』、自費出版、1933年3月、pp. 122-129。

<sup>60</sup> 同上、pp. 125-129。



		賞揚するのは当を得たものとはいへない。
③学習者の希望への適応	複雑な事柄・無形抽象の高尚な思想・慣用句の如き實際上必要な語句の如き、言語活動上最も必要な語彙を教授することが出来て、学習者の希望に副ひ、その興味を刺戟し、外国語学習に伴ふ種々の困難に堪へさすことが出来る。	熟語慣用語句の如きも、無形抽象な意味の言葉でも、孤立して使用されるものでなく、必ず他の言葉と結び合つて一纏まりの思想を表現してゐるのであるから、有形具体の事物に関する言葉を基礎とし、それに連絡結合させて、これらの言葉を習得さすことは、確実な遣り方といはねばならない。根が固まつて葉が茂る。如何に目的達成に急ぐからといつて、言語活動の実際と当然の順序とを顧みないで、無形抽象の言葉の教授を急ぐには及ぶまい。
④文法教授	正規な種々の語句を教へ、語法を知らせるから、自国語の言語活動の経験知識と相俟つて、よく演繹的に、既習の語彙を活用して、理會と発表の可能を自力で拡大増進するのである。	言語教授に於いては適切な教材によつてかゝる語感を養成することが、語法の演繹的練習よりか遙かに大切であることは、言語学者や實際家の公論であり、個々の談話・文章に即して、随時帰納的語法を曉らしめることは、素より絶対に不可だとはしないが、語法の知識の授与は、教授学習の出発点となるべきでなく、習得後の整理の仕事であらねばならない。
⑤記憶の労の軽減	外国語学習に於ては、短時間に多数の言葉を習得しなくてはならないから、そして、それが環境の支持と補助を得ることが先づ絶無であるから、其の記憶の負担は尋常なものではない。その労を軽減し、忘却を防ぎ、兼ねて、自習復習に便にするには、外国語の文字組織を知らせて、早く文章に熟さすに如くはない。	文字によつて談話を筆記すれば、記憶の労を軽減し、備忘になるには相違ないが、斯くの如き記憶の軽減は、言語活動から見ては何の役にも立たない事である。文字を見なくては思ひ出せない様な言葉は、真に活動に堪へるだけに熟してゐないので、そんな程度に言葉を習得したとて、其の効果は知れたものである。

一貫して直接法を使うべきだという主張ではあるが、「同化」政策の観点からではな

く、「対訳法が外国語教授の方法として久しく行はれて来、今も尚行はれてゐるには、相当の理由がなくてはならない」とした上で、完全に言語教授の角度から対訳法の欠点を論述した。

また、直接法の欠点を補うために、学習者の母語を説明語として利用しても差し支えないことの原因を、山口は次のように述べた。

素より行為行動に直接して、直に其の意味が理会されて直に使用し得るやうなものは、自国語で対訳したり説明したりする必要はなく、また可成直接法で理会させ得るものを先きにすべきは勿論のことではあるが、学習事情が必ずしも言葉の難易の順序と一致するものでないから、眼前の必要に迫り、而も、外国語を直下に話して聴かせても理会させ難い場合には、先づ自国語で、その外国語を使用する場合とか事情とかを説明し、斯く斯くの場合にはこれこれの作法と共にこれこれの挨拶をするのであるとか、こんな風にいふのだとか説明し、然る後、それぞれの場合に使用し、その後は必ず其の言葉を使用する様にするので、普通の対訳とは大いにその趣きを異にしてゐる。<sup>61</sup>

台湾の公学校において、台湾語で「皇室ノ至仁至慈ナル御事ヤ、我国ノ尊崇ナル事ヤ、国民ノ忠勇ナルコトナド」をどれだけ説明しても、「国語ニテ語り聴カス程有功適切ナル能ハザルベシ」と強調した山口は、「同化」政策の影響が比較的及ばないところでは、「眼前の必要に迫り、而も、外国語を直下に話して聴かせても理会させ難い場合には、先づ自国語で、その外国語を使用する場合とか事情とかを説明」してもよいと主張するようになった。この変化に明らかなように、植民地期台湾の「国語」教育という名の日本語教育において、対訳法あるいは台湾語を説明語として利用することが、たとえ「同化」政策に不都合な点があったとしても、実際には日本語の教授や習得に有利で必要であったことは想像に難くないのである。

## 二 「国語」教育における台湾語の禁止

大正期に入ると、『公学校用国民読本』が出版されるとともに「国語による国語教授」が唱導され、公学校における台湾語の使用は禁止されるようになった。この禁止が、隈本繁吉が学務課長に就任したことによって、漸進的な「同化」政策が「国民的精神ノ涵養」をいっそう強化する「同化」政策に転換したことに起因することは、すでに見たとおりである。1912年（大正1年）の公学校規則改正には、これについての規定は見られなかったが、その後出版された『台湾公学校教科書編纂趣意書』と『公学校国語教授書』には、台湾語を禁止する規定が明確に記された。これをまとめると、〈表5-9〉のようになる。

〈表5-9〉台湾語の禁止についての規定

<sup>61</sup> 前掲『外国語としての我が国語教授法』、p172。

①『台湾公学校教科書編纂趣意書』	旧読本ハ低学年ニ対シテハ、本課ノ終ニ応用文ヲ掲ゲ、又往々台湾語ヲ片仮名ニテ書き表ハシタルモノヲ出シタリシガ、本書ニ於テハ之ヲ廃シ、(中略)台湾語ノ揭示ハ、反リテ対訳ノ弊ヲ馴致スル虞アルヲ以テ全ク之ヲ廃シ、国語教授中ハ一切台湾語ヲ使用セシメザルノ方針ヲ採レリ。 <sup>62</sup>	
②『公学校国語教授書』	第一学期第一週	本週は入学の最初ならば直ちに国語教授をなし難し。故に本週は主として台湾語によりて教室の出入、教室内の心得、運動場にありての心得、その他児童訓練に関連せる事項を授けおこなうべからず。(中略)国語の時間は国語のみにて教授せらるゝものにて、国語以外に台湾語を使用すべからざることを、第二週にうつる前に懇々児童に注意しておくべし。 <sup>63</sup>
	第一学期第二週	本週より真の国語教授に入る。此の際特に注意すべきは、国語教授中は教師も児童も絶対に台湾語の使用を避くることなり。国語を国語にて了解せしむるは、国語教授の第一原則なることを忘るべからず。 <sup>64</sup>

このように、「国語」教授においては「一切台湾語ヲ使用セシメザル」という方針が取られたようになったが、第一学期第一週は「直ちに国語教授をなし難し」ということで、台湾語の使用が許容されるという規定であった。

ところが、台湾語の使用が明確に禁止になったといっても、実際のところを見てみると、明治期と同じように「国語」教授における対訳法の使用は依然として普遍的に存在していた。そのため、公学校校長を務めた大苗大雅は『台湾教育』において、(1)「公学校国語科に於ける対訳の可否如何」(『台湾教育』第165号、1916年2月)、(2)「再び対訳に就いて」(『台湾教育』第166号、1916年3月)、(3)「三度対訳に就いて」(『台湾教育』第167号、1916年4月)と、三回にわたって文章を発表し、対訳法を使用しないように呼びかけた。

大苗は「世界中のあらゆる言語学者及び教育者によつて説明され」、「当局でも近來の方針として、明らかに此の主義を示されてある」<sup>65</sup>ことを理由に掲げ、言語教育と当局の方針という角度から、「公学校で対訳を教授の方便とする必要を更に感じない。又之に依らざる方法が最も正確な方法である」<sup>66</sup>という見解を示した。大苗が取り上げた対訳法を使用すべきでない理由をまとめると、〈表5-10〉のようになる。

〈表5-10〉大苗大雅が取り上げた対訳法を使用すべきでない理由

<sup>62</sup> 台湾総督府『台湾公学校教科書編纂趣意書』第二篇、1914年9月、p22。

<sup>63</sup> 台湾総督府『公学校用国語教授書』、台湾総督府、1913年9月、pp.1-3。

<sup>64</sup> 同上、p4。

<sup>65</sup> 大苗大雅「公学校国語科に於ける対訳の可否如何」、『台湾教育』第165号、1916年2月、p27。

<sup>66</sup> 同上。

①不完全な観念による翻訳の困難	先づ差当つて起る問題は、彼等児童の有する母語の観念は果して正確なるものなりや否やといふことである。何となれば、若し不正確なるものであれば之によつて訳される国語は、所詮正確取得せしめ得ぬといふこととなる。(中略) まだ教育せねば正しくない様な曖昧な母語の観念に対訳して、如何にして正確に教授し得るか。
②言語形式と内容の相違	辞書の訳語は其の一致を示したものでなくして、類似を比較したものに過ぎぬ。単語に於て既に然り、慣用語熟語につき如何に語学者が苦しみつゝあるかを知る者は、国語の異なるに従つて、其の形式と内容との如何に相一致せざるか、又思想発表の形式の甚しく異なるに気付くであらう。
③音声と意味を結合しない	対訳によつて得た言語は、聴き取る場合に、一々之を母国語に翻訳した上でなくては了解が出来ない。又発表する場合に、一々先づ母国語を以て順序を考へ、之に外国語を当嵌める。夫故非常に不自然たると同時に手間どると云ふことは分り切つた話である。平たく言へば、文法的にはよく知つて居ることがスラスラと話せないといふ結果に陥る。
④同化政策に矛盾する	殖民地教育に於て対訳を用ふると云ふことになる、土語の思想に日本語を結び付けると云ふことになるから、母国的思想を其の俚児童の頭に叩き込むといふ、同化政策との矛盾を来すの憂はあるまいか。何となれば言語は思想を表現するものであつて、言語教育が同化政策の重要方便たることに思ひ到るからである。

大苗は、前述した山口と同じように、言語教育上の観点から対訳法を使用する弊害を、①「不完全な観念による翻訳の困難」、②「言語形式と内容の相違」、③「音声と意味を直接しない」を取り上げて説明した。

大苗の持論を全体的に見ると、<表 5-8>で見た台湾を去った後の山口の考察のように、対訳法の長所について肯定的な見解を示さなかったことは、著しい相違点として挙げられる。その上、「対訳など姑息なる手段によつて国語の教授をなすことは、言語教授其のものを完成し能はぬばかりでなく、国語教育の目的と大いなる矛盾を生ずる」<sup>67</sup>という大苗の視点から、これが明らかに④「同化政策に矛盾する」ことを前提とした対訳法に反対する主張にほかならないということが分かる。即ち、植民地台湾という環境の下で、言語教育の観点から対訳法に反対すると言いながらも、結局のところは「同化」政策に違反することが対訳法を排除する大きな理由であつたといえる。

大苗はこの前提に基づき、「対訳法を適当に使用して国語を教授し得れば、そは甚だ便利な方法である」、「公学校の国語教授に於て全然之れを避けることは到底不可能である」<sup>68</sup>といった意見に対して、「理想の低級のもの」、「共に教授法を談ずるとしては遙か

<sup>67</sup> 大苗大雅「再び対訳について」、『台湾教育』第 166 号、1916 年 3 月、p25。

<sup>68</sup> 同上、p24。

に足らざる者」で「教育者として甚だ不真面目たるの罪を免れない」<sup>69</sup>と猛烈に批判した。

しかし、台湾の社会状況から考慮すると、対訳法を全く使用しないということは、やはり現実に即した適切な方法ではなかった。対訳法を教授法として使用する価値がないと主張した大苗は、「国語」教育の現実について次のように指摘した。

朝鮮の如く、一国を挙げて我が版図に合併せられたものは格別にも考へ得るかも知らぬが、本島の如きは対岸支那との関係を無視することは出来ぬ。縦令対岸との交通を断絶し得たりとするも、到底土語を駆逐することは不可能であらう。不可能であれば存在を許さねばならぬ。既に存在を許す以上は、新国語と土語との間の連絡を如何にすべきか。即ち彼等の境遇が自然対訳を要求する場合がなくてはならぬが。如何にして此の要求に応ずるか。是れ教育上の問題たると同時に、大なる社会問題である。<sup>70</sup>

このように、「土語を駆逐することは不可能」で、「不可能であれば存在を許さねばならぬ」と思った大苗は、教育の実際面から考慮し、「予は如何なる語学教授に於ても、対訳其の者を排斥し若くは其の価値を認めないのではなく」、「対訳を用ひずして教授されたる言語の集りは、之に対する土語を説明する」という「応用として適用すればよい」<sup>71</sup>というような主張を打ち出した。これについて、大苗は次のように説明している。

予は対訳そのものの実用上に於ける価値を認めないのではなく、唯教授の方便となす其の方法を排斥するものであつて、之れを利用するについては何等異議のあるものではないのである。要は之れによる語学的習慣の妨害を避け、而も之れを实际上に利用する方法を具体的に講究すればよいのである。(中略) 言語の一般形式を終り、対訳の語学的習慣を修得の上に避け得ることの保証の下に——詳しく言へば、最も正しい方法によつて教授されたといふ仮定の下にのみ、——具体的に言へば勿論上級学年に於てのみ、最も正しい方法によつて之れを応用せしめねばならぬのである。<sup>72</sup>

要するに、「対訳など姑息なる手段によつて国語の教授をなすこと」に反対しても、「土語を駆逐することは不可能」だとの考えから、「対訳の語学的習慣を修得の上に避け得ることの保証の下に」、「上級学年に於てのみ」対訳の応用練習という教授法を案出したのである。このように、対訳法を支持する意見と、対訳法に反対してもそれを上級生の応用練習に取りこむ大苗の主張が共に存在しているということから、異言語異文化を持つ台湾人を対象に、対訳法を使用せず直接法のみで日本語を教えることは到底難しいという実状を窺い知ることができる。

さらに、どのような教授法にも一長一短があるという観点からすれば、『言葉の指導』

<sup>69</sup> 前掲「再び対訳について」、p24。

<sup>70</sup> 前掲「公学校国語科に於ける対訳の可否如何」、pp. 28-29。

<sup>71</sup> 同上。

<sup>72</sup> 大苗大雅「三度対訳に就いて」、『台湾教育』第167号、1916年4月、pp. 35-37。

が大正期に行われた直接法について、「或は理解の不足に基き或は研究の不足に起因するものであつて、必ずしも主義そのものの持つ缺陷ではないが、兎角話し方指導そのものが、決して一方になづみ一策に拘泥してはならない」<sup>73</sup>と指摘したように、対訳法でも直接法でも「少しでも宜しいと見込がつかば、使用するのが当然」で、「決して一方になづみ一策に拘泥してはならない」というのが言語教授としてのあるべき姿勢と考えられた。

### 三 大正期における台湾語の研究と利用

以上述べてきたことにも明らかなように、「国語」教育における対訳法と台湾語の使用が「同化」政策に支障を来すとされても、言語教授の面で直接法の欠陥を補うことができ、「国語」教育には必要不可欠であったというのが実状であった<sup>74</sup>。このため、公学校教育で台湾語の使用が禁止されたとは言え、台湾語についての研究と利用は中断されずに継続されていたのである。

大正期において、国語教育のための台湾語研究をした教育者として、国語学校助教授であった宇井英と劉克明が挙げられる。二人によって著作された書物には、次のようなものがある。

- ①宇井英、劉克明『台訳国語教本』、新高堂書店、1913年11月。
- ②宇井英、劉克明『国語捷徑』、台湾教育会、1915年10月。
- ③劉克明『国語対訳台語大成』、新高堂書店、1916年11月。
- ④劉克明『教科摘要台湾語速修』、新高堂書店、1925年11月。

書名を見て分かるように、①と②は「国語」学習を、③と④は台湾語学習を目的として編纂されたものである。また、どの本も日台両語による対訳を、言語学習に利用していることが特徴である。宇井英、劉克明『台訳国語教本』には、国語学校校長であった隈本繁吉による序文が掲載されている。これによると、

全く国語の素養なき本島人児童に対し、如何に国語を教授すべきかにつきては、その方法一にして足らざるべしと雖も、大体に於ては当局夙に一定の方針を有し、殊に近年改正せられたる公学校規則及び新に編纂せられたる国民読本は極力対訳主義を排し、徹頭徹尾国語を以て国語を教授するの精神を發揮せられたり。<sup>75</sup>

<sup>73</sup> 台北第一師範学校附属公学校研究部『言葉の指導』、第一教育社、1930年12月、p81。

<sup>74</sup> 菅野敦志『『台湾語を媒介とした国語教育』再考—戦後初期台湾における言語政策の一断面—』（『日本台湾学会報』第8号、2006年5月）では、日本から国民党政権の中華民国に復帰した戦後初期の台湾においても、『台語対照国語会話課本』（1955）などを編纂出版し、「台湾語を媒介とした国語教育」という柔軟な国語推進政策の方針が採られたことを紹介している。

<sup>75</sup> 宇井英『台訳国語教本』、新高堂書店、1914年10月、序p1。

とあり、大正期以来の公学校における「国語」教授に「極力対訳主義を排し、徹頭徹尾国語を以て国語を教授する」という政策方針を説明している。しかし、これは公学校教育に限るもので、学校以外の学習者は対訳法による「国語」学習が推奨されている。これについて、隈本は次のように説明している。

事には正変あり、物には表裏あり、所謂対訳禁断主義は、決して国語教授法の全部にあらず。只その正則的方法のみ。表面的方法のみ。幼時より正規の階段を履み、当然の順序に従ひ、歩一歩徐々に確実に教育を受くるのに適用すべき方法のみ。若し夫れ正当の階段順序に由らざるもの、年長じて速成を望むもの、如きに至りては、他に変則的間道、裏面的捷徑なかるべからず。是れ宇井君の此の著ある所以か。<sup>76</sup>

即ち、「正規の階段を履み、当然の順序に従ひ、歩一歩徐々に確実に教育」を受ける幼年者である公学校生徒には「対訳禁断主義」が適用する一方、それ以外の年長者には「変則的間道」、「裏面的捷徑」である対訳法によって速成的に「国語」を学習することが望ましいことである。このように、対訳法が政策的に公学校の「国語」教育から排除されても、公学校教育以外の「国語」教育には速成的な学習法として許容されたわけである。

また、上掲した学習書はどれも日台両語を対訳することによって、相互の言語学習を図るという意図が編纂目的として掲げられていた。各学習書の緒言に示された編纂目的を整理してみると、〈表 5-11〉のようになる。

〈表 5-11〉日台両語を対訳する学習書の編纂目的<sup>77</sup>

編纂者と書名	編纂目的
①宇井英、劉克明『台訳国語教本』	1. 本書は、学校教育以外に於て国語を学習せんとする本島人の為に著したるものにして、之を分つて語法篇、会話篇、説話篇の三篇とす。 2. 全篇を通じて台訳を加へ、以て独習者の津梁に供し、併せて母国人をして国語台訳の参考に資せしめんとす。
②宇井英、劉克明『国語捷徑』	1. 本書は、台湾に於て、各地方に開催せれる「国語研究会、青年会又は夜学会などにて、国語を学習する者の為に編纂したるものなり。 2. 本書は、専ら国語を学習する者の為に編纂したるものなれども、又其の台訳は、以て台湾語学習者の津筏に供すべきなり。
③劉克明『国語対訳』	1. 本書ハ主トシテ内地人士ノ台湾語ヲ学習スル者ノ為ニ編述シタノ

<sup>76</sup> 前掲『台訳国語教本』、序 pp. 1-2。

<sup>77</sup> 宇井英、劉克明『台訳国語教本』、新高堂書店、1913年11月。宇井英、劉克明『国語捷徑』、台湾教育会、1915年10月。劉克明『国語対訳台語大成』、新高堂書店、1916年11月。劉克明『教科摘要台湾語速修』、新高堂書店、1925年11月。

台語大成』	<p>デスガ、マタ本島人士モ此レニ由ツテ国語ヲ学習スルコトノ出来ル様ニ編述シタノデス。</p> <p>2. 本書ニハ学校用語モ納メテアリマスカラ、教員諸氏ノ台湾語ヲ研究スル参考書ニモナリマス。</p>
④劉克明『教科摘要 台湾語速修』	<p>本書ハ教育界諸氏ノ台湾語ヲ学習スル者ノ為ニ編纂シタノデアリマス。</p>

<表 5-11>を見て分かるように、①と②の「国語」学習書は学校教育以外の国語研究会、青年会又は夜学会で「国語」を学習する台湾人のために編纂されたものであると同時に、台湾語学習者である日本人にも参考書として提供される。これに対し、③と④の台湾語学習書は、日本人が台湾語を学習するとともに、台湾人が「国語」を学習するものとしても利用される。

また、③と④にはそれぞれ、「教員諸氏の台湾語ヲ研究スル参考書」、「教育界諸氏ノ台湾語ヲ学習スル者ノ為ニ編纂シタ」と明示されたことから分かるように、公学校における「国語」教育には台湾語の使用が禁止されたとは言え、外国語としての日本語教育の性質を有し、「日本語の誤用」と「発音の転訛」を防ぐように教えることが「国語」教育の本質である以上、教育者は台湾語を研鑽しそれを「国語」教育に活用することが、むしろ自然のことであった。

1928年（昭和3年）に台北帝国大学教授を務め、のち同大学総長になった安藤正次（1878-1952）は、1930年（昭和5年）4月の『台湾教育』において「国語教育に関する一二の私議」を発表し、「国語」を教授することに台湾語の知識が必要不可欠であることについて、次のように論述した。

公学校における国語教授の実績をあげるには、まづ精確な本島語と蕃語の智識を教授者に与へなければならぬと考へる。世に有り触れた、外国語教授法などの末書に迷はされて、国語を教へるには、本島語や蕃語を知らぬ教師の方がむしろよいといふやうな説も出るが、それは誤つてゐる。ことに、いかに国語を教へるべきかの根本方策を決するには、彼我の言語についての精確な智識を必要とする。これを運用するに当つても、さういふ智識を有するものにして、はじめて痒いところに手の届くやうな教授をすることが出来るし、活きた言語教授を徹底させることも出来るのである。さうでなければ、単に言語の形骸を伝へ得るに止まつてしまふ。発音教授などの場合においても、彼我の発音の細かい相違を知つてゐるものであつて、はじめて本当の授業が出来るわけである。語彙においても、語法においてもやはり同様である。<sup>78</sup>

安藤は、「世に有り触れた、外国語教授法などの末書に迷はされて、国語を教へるには、本島語や蕃語を知らぬ教師の方がむしろよい」という直接法の考え方を批判し、台湾語を学習し「彼我の発音の細かい相違を知つてゐるものであつて、はじめて本当の授

<sup>78</sup> 安藤正次「国語の教育に関する一二の私議」、『台湾教育』第334号、1930年4月、p18。



業が出来る」という見解を示した。

これに照らして考えると、公学校が成立してから大正期に至るまでの「国語」教育という名の日本語教育は、正に直接法という「外国語教授法などの末書に迷はされ」ながらも、教授法として拙劣と目された対訳法と、「同化」政策上では許容できない台湾語を、言語教授面の必要から使用するという矛盾した現象そのものであるといえる。

## 第六章 結論

日本統治時代の台湾における「国語」教育には、台湾人に対する「同化」政策の遂行を図るという政治的側面と、外国語教育として行われる言語教授の進歩を追求するという教育的側面が、同時に存在している。政治的側面から言えば、異言語異文化を持つ台湾人に日本国民として必要な「国語」を教授することによって、最終的に「忠君愛国」という日本人の精神、感情との同一化がなされることが、いわゆる「同化」政策によって唱えられる一貫した主張である。一方、教育的側面から見ると、言語を異にする台湾人に、いかに効率的に外国語としての日本語を教えるかを実践的に研究することが、学校現場の教育活動に従事する教育者に負わされた最も重要な課題であったといえる。本論文において考察してきた、日本統治前期の台湾における「国語」教育をこの二つの側面から整理してみると、〈表6-1〉のようになる。

〈表6-1〉日本統治前期の台湾における「国語」教育が持つ二つの側面

	政治的側面	教育的側面
①目的	「同化」政策の遂行を目的とする「国語」教育。	言語運用能力の習得を目的とする日本語教育。
②教育内容	「忠君愛国」を基にする日本人の精神、文化、感情を涵養する。	外国語としての日本語を、音声と文法の誤用に注意して教える。
③国籍問題	台湾人を日本人と見なす。	台湾人を外国人として取り扱う。
④特色	政策的な理想に止まり、為政者の更迭に従い主張が変動する。	教育の現実に即して進歩、発達を遂げる。
⑤教授法	直接法のみを主張し、対訳法を排除し、台湾語の使用を禁止する。	直接法が行われる一方、対訳法あるいは台湾語の使用を主張する。

従来の研究においては、この「国語」教育における政治的側面と教育的側面が並存するという特殊性が軽視される傾向にあった。「国語」教育の政治的側面にのみ視点を据え、支配者と被支配者の立場から、「同化」政策がいかに日本人側によって遂行され、そして台湾人側に抵抗あるいは受容されたかを分析したものが大多数である。日本語教育の分野における研究も同じような視点で、当時の教育を批判するのが一般的であった。これは誤った捉え方とは言えないが、考察の視野はあくまでも教育政策という範疇に止まっており、学校現場における「国語」教育の実態が見えなくなる。植民地期の台湾における「国語」教育を考察する際に、学校現場に立つ教育の推進者である教育者たちも視野に入れて考察しなければ、その実態や様相を全体的に明らかにすることは難しいと考える。

本論文では上述した観点に基づき、植民地という劣悪な環境の中で、教育者が「同化」政策の遂行を図るという「国語」教育の理想に支配されながら、言語習得の進歩発達を追求する日本語教育の現実を最も重要な課題として、日本統治前期の台湾における「国語」教育という名の日本語教育に従事したことを明らかにした。各章において考察した結果を

あらためて整理すると、以下のようになる。

### 第一節 日本語教育の成立における伊沢修二の役割

伊沢修二は台湾の日本語教育の成立に決定的な役割を果たした。その植民地における教育事業を開拓する強い信念と、視話法による音声言語を重視する姿勢が、日本語教育を成立させた最も大きな要因といえる。

1895年（明治28年）から1897年（明治30年）までの短期間の間に、精力的に台湾の植民地教育に関与し、教育制度のあり方を構想して日本語教育の基礎を築き上げたことから、伊沢には教育行政家と教育実践家という二つの性格を持つことが分かる。これをまとめてみると、〈表6-2〉のようになる。

〈表6-2〉伊沢修二が教育家として持つ二つの性格

	教育行政家	教育実践家
①特徴	忠君愛国の精神を発揮することを趣旨とする国家教育を、新領土台湾に移植する。	社会混乱や生徒募集の困難に直面しても、「自ら身に寸鉄を帯びずして、土民の群中」に入り、万難を排して教育を成立させる。
②主張	「彼等ノ思想界ヲ改造シテ日本人ノ思想ト同化セシメ」という強力な同化政策。	「我れと彼れと混和融合して不知不識の間に同一国に化していく」という柔軟な同化政策。
③方法	植民地における教育制度を計画し、普通教育を通して新国民を養成する。	視話法の調音音声学を活用し、対訳法で台湾人生徒に日本語を教える一方、台湾語教育により日本人教師を養成する。
④影響	公学校制度が成立する。	日本語教育が成立する。

従来の研究は一貫して、伊沢を『『国家主義教育』の推進者』と位置づけ、『『新領土の教育を開拓する』と豪語して、国語教育を海外領土に積極的に移出する意気込みを見せた』<sup>1</sup>という教育行政家の側面にしか着目せず、教育実践家としての伊沢のもう一つの姿が軽視される傾向にあった。

厳密に言えば、日本の国体を台湾人に理解させることが難しいという伊沢による指摘からも分かるように、「同化」政策の遂行を目的とする「国語」教育は、芝山巖学堂から国語伝習所に至るまでの段階ではまだ成立していなかった。これに対し、伊沢が柔軟な同化政策を案出し、漢字漢文と台湾語を媒介語とする対訳法を採用することによって、外国語教育としての日本語教育は成立した。これによって、台湾における二言語社会が形成されていった。

<sup>1</sup> 陳培豊『『同化』の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、三元社、2001年2月、p36。

## 第二節 「国語」教育における「同化」政策の形骸化

日本統治期台湾における「国語」教育は当初から、「忠君愛国」を基にする日本人の精神、文化、感情を涵養する「同化」政策を究極の目的としていた。しかし、政権移転による社会混乱と日本人政権に対する不信と不安が原因で、異言語異文化を背景に持つ台湾人に対する「同化」政策は、日本統治前期においては形骸化され、実質的には実行に移すことはできなかった。黄秀政ほか『台湾史』においては、後藤新平の無方針政策による漸進的な「同化」政策を代表として説明した<sup>2</sup>。さらに、陳培豊は、伊沢修二、後藤新平と隈本繁吉を比較し、「“民族の中へ”、そして“文明の中へ”」、「“民族の外へ”・“文明の中へ”」、「“文明の中へ”から“民族の中へ”」と分類し、「国語」教育における「同化」政策を分析した<sup>3</sup>。

しかし、本論文において考察した、伊沢が強力な「国家主義」から柔軟な「混和主義」に変化したことから分かるように、「同化」政策は実現不可能な理想に過ぎず、現実的には「日本語教育」しかできなかったのである。伊沢修二の融和政策にしても、後藤新平の無方針政策にしても、そして隈本繁吉の同化強化政策にしても、単に名目のみに止まり、強力で推進されることがなかった。このため、同化の実現にしか関心を示さなかった行政官僚と違い、教育者たちは教育困難な学校現場に立ち、言語習得の問題を解決する方策を案出していった。これも伊沢が後藤や隈本などの行政官僚と大きく異なる点であった。

## 第三節 「同化」政策を前提とした外国語としての日本語教育

「同化」政策が形骸化し、名目上の政策でしかなかったといっても、植民地体制下の台湾においては、台湾人に対する「国語」教育は、やはり植民地を順調に運営するということで、天皇制国家観を背景とする「同化」政策を究極の目的として行われていった。このため、学校現場に立つ教育者たちは、実現不可能と知りながらも、「同化」政策を最高の準則として教育活動に従事しなければならなかった。ところが、日本国民として学ばなければならないこの「国語」は、言語を異にする台湾人生徒にとっては外国語そのものであった。「台湾に於ける国語教育は、換言すれば、異語民族に対する外国語としての我国語教育で、日本内地即ち母国に於ける国語教育とは、全然その趣を異にするのみか、その使命やその地位も自ら別箇で、且つ重大性を帯びて居ると云ひ得る」<sup>4</sup>と西岡英夫が指摘したことからも分かるように、台湾における「国語」教育は、外国語として教える日本語教育の性質を有し、且つ「同化」政策を実現させる「使命」と「重大性を帯び」た言語教育であった。

こうした事情を背景に、教育者たちは「国語教授研究会」を開き、言語習得の効果を上げることが目標として、日本語教授における諸問題について検討し、外国語教授法としてグアン法という直接法を日本語教育に取り入れた。これと同時に、「同化」政策に違反することを理由に、対訳法と台湾語の使用を日本語教育から排除しようとした。このように、

<sup>2</sup> 黄秀政ほか『台湾史』、五南図書、2002年2月、pp.176-178。

<sup>3</sup> 前掲『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、第二章、第三章、第五章参照。

<sup>4</sup> 西岡英夫「台湾における国語教育と話方教授法」、『音声教育』（号数不明）、1936年（出版月不詳）、p71。

同化政策を前提とした植民地における日本語教育政策が形成されていった。

即ち、台湾人に日本国籍を持たせることと、彼等が異言語異文化の民族であるという事実が、「同化」政策を遂行する上で阻害となり、表面的には日本国籍になった台湾人に施される「国語」教育が、実質的には日本語を母語としない台湾人に施される外国語としての日本語教育であったという矛盾する様相を生み出したのである。換言すれば、日本語教育として推進した言語教育の現実と「国語」教育が掲げた「同化」の理想が混在していることが、日本統治前期の台湾における言語教育の性格として挙げられる。

#### 第四節 植民地台湾の日本語教育に不可欠な台湾語の使用

日本統治前期の「国語」教育は、台湾語を媒介語とする対訳法と媒介語を使用しない直接法が対立する状況の下で、一貫した外国語教授の趣旨方針で行われてきた。すでに見た、「土語を駆逐することは不可能」で、「不可能であれば存在を許さねばならぬ」という大苗の言葉からも分かるように、「同化」政策の方針に違反したからといって、植民地台湾の日本語教育に台湾語の使用は欠かせない存在であった。台湾語を媒介語とする対訳法は、言語教授法として、不完全な翻訳によって意味を誤解し、音声と意味を直接結合しないといた欠点があるが、直接法で教授し難い「実事物の観念の関係を示す言葉や、無形抽象の概念」を教えられることから、その使用が必要不可欠なことが分かる。

安藤正次は1929年（昭和4年）、『台湾教育』において「二語併用地域における言語教育」を発表し、植民地台湾における二言語使用の現象を次のように述べた。

児童が一旦校外に出ると、遊び仲間の言葉は国語ではない。家庭に帰れば、家庭では母語が語られてゐる。かういふ児童に対する教育、ことに国語教育には、特に注意を要する多くの問題が伴ふ。<sup>5</sup>

従来風俗習慣を異にし、言語生活を異にしてゐた民族を同化して、それらをして同一国語を用ゐるに至らしめることは容易ではない。風を移し俗を易へることはむしろたやすい。言語文学を改めるの至難であることは、歴史上のわれわれに示すとほりであることは、国家百年の長計に属す。<sup>6</sup>

日本統治開始から約30年を経た昭和期に入っても、なお「児童が一旦校外に出ると、遊び仲間の言葉は国語ではな」く、「家庭に帰れば、家庭では母語が語られてゐる」という現象が普遍に存在し、「風俗習慣を異にし、言語生活を異にしてゐた民族を同化して、それらをして同一国語を用ゐるに至らしめることは容易ではない」ということで、「国語教育には、特に注意を要する多くの問題」があった。この言葉からも分かるように、「同化」政策に矛盾するため対訳法が拙劣な教授法と考えられたといつても、日本語の発音や文法の誤用といった「多くの問題」を改善するためには、台湾語を研究しそれを日本語教育に応用することが妥当な教育方針であった。

<sup>5</sup> 安藤正次「二語併用地域における言語教育（上）」、『台湾教育』第325号1929年8月、p5。

<sup>6</sup> 安藤正次「二語併用地域における言語教育（下）」、『台湾教育』第326号1929年9月、p5。

## 第五節 今後の展望

1919年（大正8年）の台湾教育令の発布は、植民地台湾の教育制度に大きな変革をもたらした。これによって、普通教育、実業教育、専門教育、師範教育などの教育体制が確立された。それ以降、「国語」教育の政治的側面においては、内地延長政策が唱えられるようになり、漸進的な「同化」政策から急進的「同化」政策に変化し、さらに1937年（昭和6年）ごろから日中戦争の勃発とともに急激な皇民化教育が展開されていくことになった。これにより、日本語教育という面では、「国語講習所」の設立、「漢文科」の廃止、「国語常用運動」の促進などの動きが活発になった。

本論文においては、日本統治前期の台湾における「国語」教育が持つ、「同化」政策という政治的側面と、日本語教育という教育的側面の二重構造の特殊性に注目し、「国語」教育という名の日本語教育の実状と様相を究明した。資料提示や論証の方式は必ずしも十分とは言えないが、今後更なる研究の深化を目指し、日本統治後期の台湾における「国語」教育について明らかにし、さらに朝鮮、満州、中国の華北といった漢字文化圏における「国語」教育あるいは日本語教育についても研究していきたいと考える。

## 主要参考文献

### 一 中国語文献

- 汪知亭『台湾教育史』、台湾書店、1959年（出版月不詳）。
- 汪知亭『台湾教育史新編』、台湾商務印書館、1978年4月。
- 徐南号『台湾教育史』、師大書苑、1993年1月。
- 林玉体『台湾教育史』、文景書局、2003年9月。
- 張鐸巖『台湾教育發展史』、国立空中大学、2005年12月。
- 彭勝煥ほか『台湾教育史』、麗文文化、2009年2月。
- 杜武志『日治時期的殖民教育』、台北県立文化中心、1997年7月。
- 黃秀政ほか『台湾史』、五南、2002年2月。
- 黃源謀『台湾通史』、新文京開發、2007年7月。
- 王御風『図解台湾史』、好読、2010年7月。
- 楊碧川『台湾歴史辞典』、前衛、1997年8月。
- 司馬嘯青『台湾日本総督』、玉山社、2005年11月。
- 葉榮鐘『日抛下台湾大事年表』、晨星、2000年8月。
- 吳文星「日抛時期台湾総督府推广日語運動初探（上）」、『台湾風物』第37卷1号、1987年3月。
- 吳文星「日抛時期台湾総督府推广日語運動初探（下）」、『台湾風物』第37卷4号、1987年12月。
- 吳文星『日治時期台湾的社会領導階層』、五南圖書、2008年5月。
- 陳培豐『「同化」の同床異夢：日治時期臺灣的語言政策、近代化與認同』、麥田、2006年11月。
- 許佩賢『殖民地台湾的近代学校』、遠流、2005年3月。
- 周婉窈『海行兮的年代—日本殖民統治末期台湾史論集一』、允晨文化、2003年2月。
- 李園会『日抛時期台湾師範学校教育制度』、南天書局、1897年10月。
- 李園会『日抛時期台湾教育史』、復文書局、2005年5月。
- 派翠西亞·鶴見(E. Patricia Tsurumi)著、林正芳訳『日治時期台湾教育史』(Japanese colonial education in Taiwan 1895-1945、1977)、財團法人仰山文教基金會、1999年6月。
- 經典雜誌編『台湾教育四百年』、經典雜誌、2006年5月。
- 王錦雀『日治時期台湾公民教育与公民特性』、台灣古籍、2005年11月。
- 林茂生著、林詠梅訳『日本統治下台湾の学校教育—其發展及有関文化之歴史分析与探討』(コロンビア大学博士論文、1929年)、新自然主義、2000年12月。
- 吳文星ほか『日治時期台湾公学校与国民学校読本—解説・総目次・索引—』、南天書局、2003年11月。
- 謝明如『日治時期台湾総督府国語学校之研究』、台湾師範大学歴史学科修士論文、2007年6月。

黄宣範『語言、社会与族群意識：台湾語言社会学研究』、文鶴、1995年7月。  
黄幸素「伊沢修二与小川尚義的語言觀—從日語教育觀點來論述—」、台湾語言学一百週年國際學術研討會、台中教育大學、2007年9月。  
藤森智子「日治初期『芝山巖學堂』（一八九五～九六）的教育—以學校經營、教學實施、學生學習活動之分析為中心」、『台灣文獻』第52卷第1期、2001年3月。

## 二 日本語文獻

『台灣總督府國語學校校友會雜誌』第1—25號、1899年—1909年。  
台灣教育會『台灣教育會雜誌』第1—128號、1901年7月—1912年12月。  
台灣教育會『台灣教育』第129—198號、1913年1月—1918年12月。  
國家教育社『國家教育』第1號—第57號、1892年5月—1896年12月。  
台灣總督府文教局『台灣總督府學事年報』、1905年—1922年。  
『台灣總督府府報』、1896年—1919年。  
阿部洋ほか編『近代日本のアジア教育認識・資料編（台灣の部）』第1—14卷、龍溪書社、2004年2月。  
阿部洋ほか編『日本植民地教育政策史料集成（台灣編）』、龍溪書社、2008年12月。  
台灣總督府民政局學務部『日本語教授書』、1895年11月。  
台灣總督府民政局學務部『新日本語言集甲號』、1896年2月。  
台灣總督府民政局學務部『台灣適用會話入門』、1896年11月。  
台灣總督府民政局學務部『台灣適用小學讀方作文掛圖教授指針』、1896年11月。  
台灣總督府民政部學務課『ゴアン氏言語教授方案』、1900年7月。  
台灣總督府民政部學務課『台灣公學校國語教授要旨』、1900年12月。  
台灣總督府『台灣教科用書國民讀本（1901—1903）』、南天書局復刻版、2003年11月。  
台灣總督府『公學校用國民讀本（1913—1914）』、南天書局復刻版、2003年11月。  
台灣總督府『公學校國語教授書』（第一學年用、第二學年用、第三學年用）、1913年—1915年。  
宇井英、劉克明『台訳國語教本』、新高堂書店、1913年11月。  
宇井英、劉克明『國語捷徑』、台灣教育會、1915年10月。  
劉克明『國語對訳台語大成』、新高堂書店、1916年11月。  
劉克明『教科摘要台灣語速修』、新高堂書店、1925年11月。  
台北師範學校『台北師範學校創立三十周年紀念誌』、1926年10月。  
台灣教育會『芝山巖誌』、1923年10月。  
台灣教育會『芝山巖誌』、1933年2月。  
台灣教育會『伊沢修二先生と台灣教育』、1944年12月。  
鳥居兼文『芝山巖史』、芝山巖史刊行會、1932年12月。  
井出季和太『台灣治績志』、台灣日日新報社、1937年2月。  
吉野秀公『台灣教育史』、台灣日日新報社、1927年10月。  
台灣教育會『台灣教育沿革誌』、台灣教育會、1939年12月。



佐藤源治『台湾教育の進展』、台湾出版文化、1943年7月。

文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第11巻、龍吟社、1939年7月。

国府種武『台湾に於ける国語教育の展開』、第一教育社、1931年6月。

国府種武『台湾に於ける国語教育の過去及現在』、台湾子供世界社、1936年9月。

国府種武『日本語教授の実際』、東都書籍、1939年11月。

持地六三郎『台湾植民政策』、富山房、1912年7月。

後藤新平『日本植民政策一斑』、拓殖新報社、1921年10月。

信濃教育会『伊沢修二選集』、信濃教育会、1958年7月。

山口喜一郎『日本語教授法概説』、新民印書館、1941年11月。

山口喜一郎『日本語教授法原論』、新紀元社、1943年7月。

エスペルゼン著、前田太郎訳『エスペルゼン教授語学教授法新論』、東亜堂書房、1913年6月。

台北第一師範学校附属公学校研究部『言葉の指導』、1930年12月。

「国語教授研究会」、『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第1号、1899年2月。

「国語教授研究会紀事（第二回）」、『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第2号、1899年8月。

伊藤潔『台湾一四百年の歴史と展望一』、中公新書、1993年8月。

蔡茂豊『中国人に対する日本語教育の史的研究』、自費出版、1977年（出版月不詳）。

蔡茂豊『台湾日本語教育の史的研究』、大新書局、2003年6月。

富田哲『統治者の言語学—日本統治時代初期台湾での言語研究と言語教育—』、名古屋大学博士論文、2000年3月。

黄幸素『戦前台湾の日本語教育—伊沢修二と山口喜一郎の教授法を中心に—』、聖徳大学博士論文、2004年9月。

都通憲三朗『植民地期台湾における日本語教育の展開—中期以降の話し方教育を中心に—』、別府大学博士論文、2005年4月。

泉史生『戦前台湾における公学校教育の研究—「国語」教育という名の「日本語教育」の体系—』、国学院大学博士論文、2009年9月。

木村宗男『日本語教授法：研究と実践』、凡人社、1982年5月。

木村宗男ほか『日本語教授法』、桜楓社、1989年5月。

名柄迪『外国語教育理論の史的発展と日本語教育』、アルク、1989年12月。

名柄迪、茅野直子、中西家栄子『外国語教育理論の史的発展と日本語教育』、アルク、1989年12月。

高見沢孟『新しい外国語教授法と日本語教育』、アルク、1989年9月。

岡崎敏雄ほか『ケーススタディ日本語教育』、桜楓社、1992年12月。

関正昭『日本語教育史研究序説』、スリエーネットワーク、1997年6月。

関正昭、平高史也編『日本語教育史』、アルク、1997年4月。

林茂生著、古谷昇・陳燕南訳『日本統治下の台湾の学校教育—開発と文化問題の歴史分析—』、拓殖大学海外事情研究所華僑研究センター、2004年1月。

木村宗男『講座日本語と日本語教育』（第15巻、日本語教育の歴史）、明治書院、1991

- 年6月。
- 木村宗男『日本語教授法—研究と実践—』、凡人社、1982年5月。
- 鍾清漢『日本植民地における台湾教育史』、多賀出版、1993年2月。
- 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』、自費出版、1981年4月。
- 伊沢修二『日清字音鑑』、1895年6月。
- 伊沢修二『視話法』、大日本図書、1901年4月。
- 伊沢修二君還暦祝賀会『楽石自伝教界周遊前記』、1912年5月。
- 故伊沢先生記念事業会『楽石伊沢修二先生』、1919年11月。
- 台湾教育会『伊沢修二と台湾教育』、1944年12月。
- 上沼八郎『伊沢修二』(人物叢書98)、吉川弘文館、1962年10月。
- 上沼八郎「特殊研究二臺灣教育史」、『日本教育史Ⅱ』(世界教育史大系2)、講談社、1975年8月。
- 埋橋徳良『伊沢修二の中国語研究—日中文化交流の先覚者—』、銀河書房、1991年3月。
- 篠原正巳『台湾語雑考』、文久堂、1993年8月。
- 篠原正巳『日本人と台湾語』、致良出版社、1999年6月。
- 篠原正巳『芝山巖事件の真相』、和鳴会、2001年6月。
- 渡部宗助「台湾教育史の一研究—明治30年代を中心に—」、『教育学研究』第30巻第3号、1969年12月。
- 小沢有作「日本植民地教育政策論—日本語教育政策を中心として—」、『東京都立大学人文学報』第82号、1971年3月。
- 木村万寿夫「台湾における国語教育の思い出」、『国語教育研究』第12号、1966年9月。
- 木村万寿夫「台湾における日本語教育」、『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第8巻、1966年12月。
- 木村万寿夫「伊沢修二と台湾教育の創業」、『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第9巻、1967年12月。
- 興水実「日本語教育の歴史」、『言語生活』第62号、1956年11月。
- 岩崎玄「台湾における日本語」、『言語生活』第158号、1964年11月。
- 芳野菊子「台湾の言語生活」、『言語生活』第165号、1965年6月。
- 魚返善雄「台湾日本語教育の秘密—宇井英著『国語入門』の新しさ—」、『言語生活』第168号、1965年9月。
- 吉原保「台湾における国語教育の思い出」、『言語生活』第175号、1966年4月。
- 杉本つとむ「台湾における日本語教育の方法と歴史」、『武蔵野女子大学紀要』第4号、1969年3月。
- 近藤純子「戦前台湾における日本語教育」、『講座日本語と日本語教育』(第15巻、日本語教育の歴史)、明治書院、1991年6月。
- 近藤純子「芝山巖事件」、『日本語教育』第60号、日本語教育学会、1986年11月。
- 近藤純子「伊沢修二と「対訳法」—植民地期台湾における初期日本語教育の場合—」、『日本語教育』第98号、日本語教育学会、1998年10月。
- 村井万里子「明治期台湾における山口喜一郎の日本語教授実践の考察(1)」、『北海道教

- 育大学紀要』、(第一部C)第42巻第1号、1991年1月。
- 岩本祐生子「伊沢修二と日本語教育」、『日本語教育』第60号、日本語教育学会、1986年11月。
- 安達信裕「統治初期の台湾での同化教育について—国語教育を中心に—」、『アジア社会文化研究』第4号、2003年3月。
- 呉宏明「日本統治下台湾の日本人教員—台湾総督府講習員をめぐって—」、『日本教育史論叢：本山幸彦教授退官記念論文集』、思文閣出版、1988年3月。
- 呉宏明「伊沢修二と視話法—楽石社の吃音矯正事業を中心に—」、京都精華大学紀要26号、2004年3月。
- 渡邊了好「『台湾公学校国語教授』について」、『二松舎大学論集』第42号、1999年3月。
- 木村宗男「山口喜一郎—人物日本語教育史—」、『日本語教育』第60号、日本語教育学会、1986年11月。
- 中田敏夫「戦前台湾における国語教育研究の課題—事実を集積すること—」、『愛知大学大学院国語研究』第4号、1996年3月。
- 徐敏民『戦前中国における日本語教育—台湾・満州・大陸での展開と変容に関する比較考察—』、エムティ出版、1996年1月。
- 京極興一『「国語」とは何か』、東苑社、1993年2月。
- 川村湊『海を渡った日本語—植民地の「国語」の時間—』、青土社、1994年12月。
- 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年3月。
- 長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』、吉川弘文館、1998年11月。
- 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、三元社、2001年2月。
- イ・ヨンスク『「国語」という思想—近代日本言語認識—』、岩波書店、1996年12月。
- 石剛『日本の植民地言語政策研究』、明石書店、2005年3月。
- 石剛『植民地支配と日本語—台湾、満州国、大陸占領地における言語政策—』、三元社、1993年1月。
- 安田敏朗『帝国日本の言語編成』、世織書房、1997年12月。
- 安田敏朗『「国語」の近代史—日本帝国と国語学者たち—』、中公新書、2006年12月。
- 安田敏朗『かれらの日本語—台湾「残留」日本語論』、人文書院、2011年11月。
- 多仁安代『大東亜共栄圏と日本語』、勁草書房、2000年4月。
- 多仁安代『日本語教育と近代日本』、岩田書院、2006年4月。